宇治市の健康福祉

（令和８年度版）

宇　　治　　市

目　　次

《乳幼児教育・保育支援センター》の事務、事業、制度

1 乳幼児教育・保育推進事業 …… 1

《地域福祉課》の事務、事業、制度

（地域援護係）

1 民生委員・児童委員活動 …… 2
2 内職あっせん事業 …… 4
3 火災見舞金等の支給 …… 5
4 災害弔慰金の支給、災害障害見舞金の支給、災害援護資金の貸付 …… 6
5 くらしの資金貸付事業 …… 8
6 各種団体への補助 …… 9
7 旧軍人等、戦傷病者、戦没者の遺族等の援護 …… 10
8 行旅死亡人取扱業務 …… 11
9 宇治市社会福祉協議会への補助 …… 11
10 総合福祉会館管理運営事業（指定管理者制度） …… 12
11 日本赤十字社京都府支部宇治市地区業務 …… 14
12 社会福祉法人の設立認可及び指導監査業務 …… 15
13 地域共生社会実現サポート事業補助金 …… 17
14 地域つながり活動支援事業補助金 …… 18
15 ひきこもり対策事業 …… 19
16 自殺対策推進事業 …… 20
17 生活困窮者自立支援事業 …… 21

《生活支援課》の事務、事業、制度

（生活支援庶務係・保護第1係・保護第2係・保護第3係・保護第4係）

1 生活保護 …… 22
2 市単独事業における生活保護（法外援護等） …… 25
3 中国残留邦人生活支援事業 …… 26

《障害福祉課》の事務、事業、制度

（庶務企画係・社会参加推進係・福祉サービス係）

1 身体障害者手帳の交付 …… 27
2 療育手帳の交付 …… 29
3 精神障害者保健福祉手帳の交付 …… 29
4 自立支援医療費(精神通院)給付事業 …… 30
5 自立支援医療費(更生医療)給付事業 …… 30
6 自立支援医療特別対策医療費給付事業 …… 31
7 補装具の交付及び修理事業 …… 31
8 特別障害者手当の支給 …… 32
9 経過的福祉手当の支給 …… 33

10 障害児福祉手当の支給 …… 34
11 特別児童扶養手当の進達 …… 35
12 軽・中等度難聴児支援事業 …… 35
13 身体障害者手帳等交付申請用診断書料助成 …… 36
14 補助犬飼育費用助成事業 …… 37
15 福祉電話使用料の助成 …… 37
16 重度身体障害者緊急通報装置貸与事業 …… 38
17 障害者住宅改修助成事業 …… 38
18 身体障害者等の府営住宅への優先入居 …… 39
19 有料道路通行料金及び一般自動車道使用料金の割引制度 …… 39
20 身体障害者用車椅子貸与事業 …… 40
21 身体障害者・知的障害者・精神障害者に対する NHK 放送受信料の減免 …… 40
22 各種団体への補助 …… 40
23 社会参加促進事業 …… 41
24 障害者意思疎通支援事業 …… 42
25 宇治市手話通訳職員派遣事業 …… 43
26 日常生活用具給付事業 …… 44
27 障害者文化芸術活動振興事業 …… 45
28 生活支援事業 …… 45
29 介護給付・訓練等給付等 …… 46
30 障害児通所給付費 …… 49
31 福祉タクシー・ガソリン料金助成事業 …… 50
32 障害者施設等通所交通費の助成 …… 51
33 障害者介護給付費等支給認定審査会 …… 51
34 重度身体障害者訪問入浴サービス事業 …… 52
35 障害者生活支援センター運営事業 …… 52
36 障害者移動支援事業 …… 53
37 日中一時支援事業 …… 54
38 地域活動支援センター事業 …… 55

《こども福祉課》の事務、事業、制度

（子育て企画係）

1 乳幼児健康支援一時預かり事業 …… 56
2 地域子育て支援拠点事業 …… 56
3 ファミリー・サポート・センター …… 57
4 こどもショートステイ事業 …… 57
5 子育て支援総合コーディネート事業 …… 58
6 要支援児童等見守り強化事業 …… 58
7 子育て世帯訪問支援事業 …… 59

（児童給付係）

8 児童手当の支給 …… 59
9 児童扶養手当の支給 …… 60
10 入院助産制度 …… 62
11 奨学資金の貸与 …… 63

12 ひとり親家庭奨学金の進達 …… 64
13 ひとり親家庭等福祉生活資金の貸付 …… 64
14 ひとり親家庭自立支援給付事業 …… 65
15 宇治市奨学金返還支援制度 …… 67
（学童保育係）
16 育成学級への入級 …… 68

《保育支援課》の事務、事業、制度

（計画係・管理係・保育支援係）
1 保育所等への入所 …… 70
2 民間保育所等に対する助成 …… 71
3 特別保育対策 …… 74
4 保育相談 …… 75

《保健推進課》の事務、事業、制度

（健康企画係）
1 不妊治療等助成事業 …… 76
2 妊産婦健康診査事業 …… 76
3 妊婦歯科健診 …… 77
4 妊婦歯科治療助成事業 …… 78
5 未熟児養育医療給付事業 …… 78
6 新生児聴覚スクリーニング検査事業 …… 80
7 予防接種事業 …… 81
8 風しん予防接種助成事業 …… 84
9 おたふくかぜ予防接種助成事業 …… 85
（発達支援係）
10 乳児家庭全戸訪問（こんにちは赤ちゃん）事業 …… 85
11 発達相談 …… 86
12 親子あそびの教室 …… 87
13 幼児期後期フォロー教室 …… 87
14 障害児等通園事業 …… 88
15 未熟児訪問指導事業 …… 89
16 新生児訪問指導事業 …… 90
（親子健康係）
17 妊婦面談事業 …… 91
18 妊娠・産後支援事業 …… 92
19 産後ケア事業 …… 95
20 1 か月児健康診査 …… 96
21 3 か月児健康診査 …… 97
22 10 か月児健康診査 …… 98
23 1歳8か月児健康診査 …… 99
24 3 歳児健康診査 …… 101
25 5 歳児健康診査 …… 103
26 離乳食教室 …… 104

27 はじめての絵本ふれあい事業 …… 104
（健康企画係・発達支援係・親子健康係）
28 家庭訪問指導 …… 105
29 妊婦伴走型支援事業 …… 106

《長寿生きがい課》の事務、事業、制度

（生きがい振興係）
1 高齢者人口等の推移 …… 107
2 老人クラブ助成事業 …… 108
3 老人園芸ひろば事業 …… 109
4 シルバー人材センター助成事業 …… 110
5 老人運動ひろば事業 …… 111
6 地域福祉センター …… 111
7 老人福祉電話電話料助成金支給 …… 113
8 緊急通報装置（シルバーホン）設置事業 …… 114
9 一人暮らし高齢者等給配食サービス補助事業 …… 114
10 在宅ねたきり者リサイクル福祉用具貸与事業 …… 115
11 一人暮らし高齢者等訪問活動補助事業 …… 115
12 在宅高齢者等紙おむつ等給付事業 …… 116
13 高齢者住宅改造助成事業 …… 116
14 高齢者日常生活用具給付等事業 …… 117
15 高齢者保健福祉オンブズマン制度 …… 117
16 一人暮らし高齢者火災警報器給付事業 …… 118
17 介護予防安心住まい推進事業 …… 119
18 山城ふるさとを守る絆ネット推進事業 …… 120
19 高齢者家具等転倒防止金具購入助成事業 …… 121
20 高齢者アカデミー運営事業 …… 121
（地域包括ケア推進係）
21 認知症等高齢者家族安心事業 …… 122
22 健康診断書料金扶助 …… 122
23 老人入所施設（養護老人ホーム）への措置 …… 123
24 成年後見制度利用促進事業 …… 124
25 高齢者成年後見制度利用支援事業 …… 125
26 高齢者虐待対策 …… 125
27 地域包括支援センター運営事業 …… 126
28 訪問指導 …… 128
29 認知症地域支援事業 …… 128
30 初期認知症総合相談支援事業 …… 129
31 認知症の人にやさしいまち・うじ推進事業 …… 130
32 在宅医療・介護連携推進事業 …… 131
（介護予防推進係）
33 一般介護予防事業 …… 132
34 認知症予防教室 …… 133
35 地域リハビリテーション活動支援事業 …… 134

36 地域介護予防活動支援事業 …… 134
37 介護予防把握事業 …… 135
38 高齢者保健・介護予防一体的実施事業 …… 136

《健康づくり推進課》の事務、事業、制度

（地域企画係）

1 保健・消防センター …… 137
2 歯科サービスセンター …… 137
3 休日急病診療所 …… 138
4 献血推進事業 …… 139
5 骨髄ドナー助成事業 …… 140
6 健康教育・健康相談 …… 141
7 訪問指導 …… 141
8 高齢者等インフルエンザ予防接種事業 …… 142
9 子宮頸がん予防接種事業 …… 142
10 高齢者用肺炎球菌予防接種事業 …… 143
11 風しん第 5 期定期接種事業 …… 144
12 新型コロナウイルス感染症予防接種事業 …… 144
13 帯状ほうしん予防接種事業 …… 145
14 がんとの共生支援事業費 …… 146

（保健事業係）

15 成人歯科健診 …… 147
16 がん検診等 …… 147
17 結核予防事業（健診） …… 149
18 胃がんリスク（ABC）検診事業 …… 149
19 国民健康保険保健事業及び特定健診・特定保健指導事業 …… 150
20 後期高齢者の健康診査事業 …… 152

《介護保険課》の事務、事業、制度

（保険料係・給付係・介護認定係）

1 介護保険給付事業の概要 …… 153
2 地域介護・福祉空間整備費補助事業 …… 165
3 地域密着型サービス等整備費補助金 …… 166

《年金医療課》の事務、事業、制度

（福祉医療係）

1 重度心身障害老人健康管理事業 …… 167
2 老人医療費支給事業 …… 168
3 福祉医療費支給事業 …… 170
4 子育て支援医療費支給事業 …… 175

（後期高齢者医療係）

5 後期高齢者医療制度 …… 178

（国民年金係）

6 国民年金事業 …… 182

7 特別障害給付金事業 …… 188
8 在日外国人重度障害者特別給付金支給事業 …… 188
9 在日外国人高齢者特別給付金支給事業 …… 189

《国民健康保険課》の事務、事業、制度
（国保管理係・国保資格給付係・国保料収納係）

1 保険給付事業の状況 …… 190
2 国民健康保険保健事業 …… 196
3 国民健康保険の適用 …… 197
4 国民健康保険料の賦課状況 …… 199
5 国民健康保険料の収納状況 …… 200

《宇治市社会福祉協議会》の事務、事業、制度 …… 202

◎ **資料**

・ 我が国の福祉制度の変遷について …… 217
・ 決算の推移 …… 226
・ 福祉施設等一覧 …… 227

＝ 記 載 例 ＝

制 度 の 概 要

各課、係毎に所管制度の概要を記載した。また、該当事業に要する経費の財源の負担割についても、できるかぎり記載した。

根 拠 法 令 等

法的根拠の検索に役立つよう、法令名等を記載した。
ただし、当該制度の直接の根拠となるものにとどめたものがある。

制 度 の 現 況

近年の制度利用状況、経費支出の状況等を、原則として令和 3 年度から記載した。数値は、概ね決算（令和 7 年度は決算見込み）によるもの又は各年度 3 月末現在で記載した。

福祉こども部・健康長寿部の機構

（令和8年4月現在）

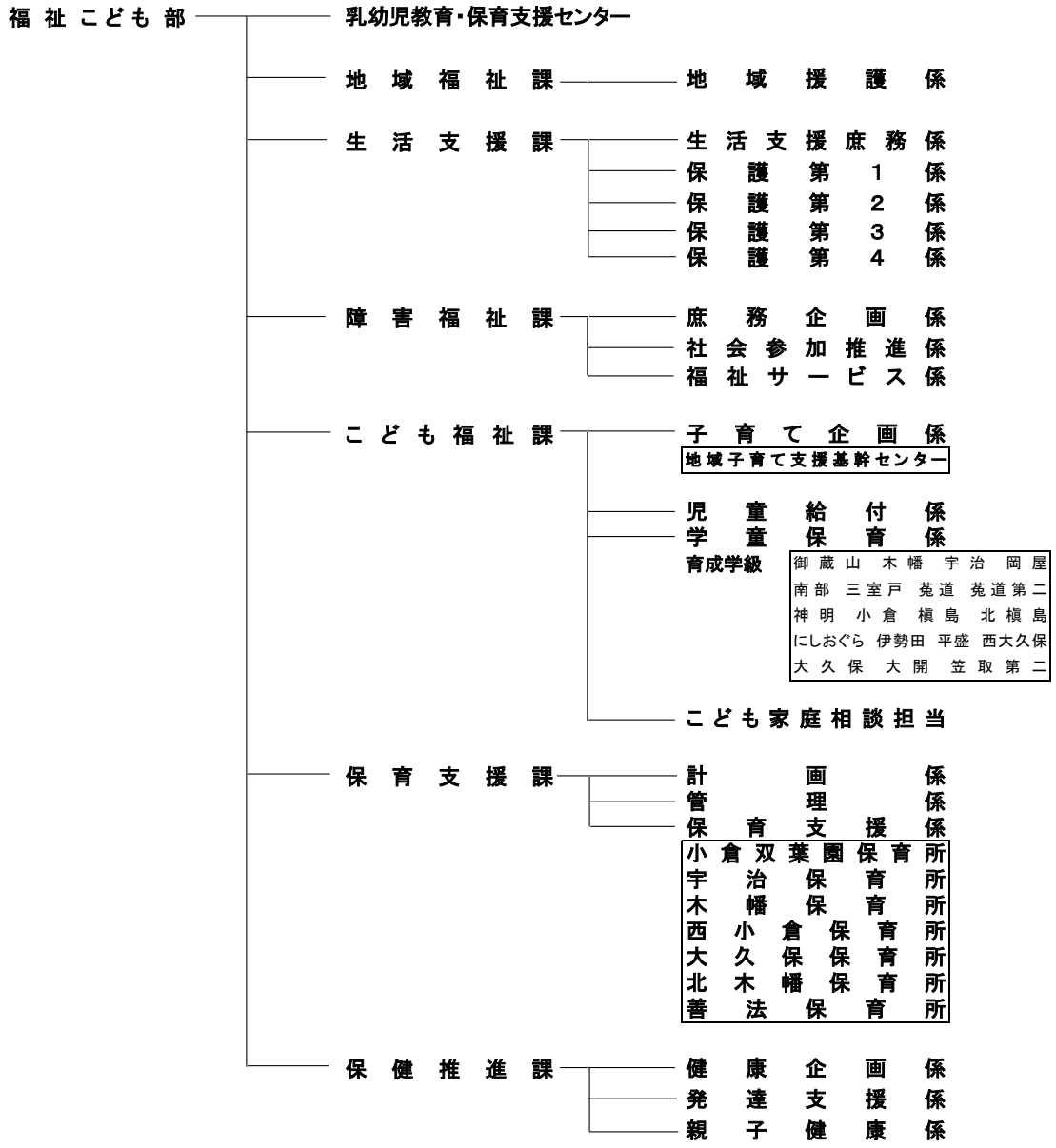

乳幼児教育・保育支援センター

係	分掌事務
	（1） 乳幼児教育・保育の質の向上及び保育士、教諭等の人材育成に関すること。 （2） 保幼こ小連携の取組の推進に関すること。 （3） 特別な配慮や支援を要する子どもへの切れ目のない支援に関すること。 （4） その他乳幼児教育・保育推進事業に関すること。

区　分	1　乳幼児教育・保育推進事業	所管係	

制　度　の　概　要

社会全体で子どもの育ちを支え、子ども自身が持つ力を伸ばすために、乳幼児期からの子どもの発達や学習の連続性を重視し、学ぶ意欲や自尊心を高める「生きる力」を育むとともに、配慮が必要な児童に対する支援の充実、保幼こ小連携の促進及び幼稚園教諭や保育士等の人材育成など乳幼児期の教育・保育の一層の充実に取り組む。

制　度　の　現　況

乳幼児教育・保育推進事業研修

区　分	R5	
	回　数 (回)	参加者数 (人)
乳幼児教育･保育協働研修会	4	111
保幼こ小合同研修講座	2	138
早期療育ネットワーク会議研修会･講演会	5	170
合　計	11	419

分　野	R6		R7	
	回　数 (回)	参加者数 (人)	回　数 (回)	参加者数 (人)
教育･保育の質の維持･向上	7	154	9	170
保幼こ小連携	3	154	6	239
発達･子育ち支援	4	93	7	153
合　計	14	401	22	562

地　域　福　祉　課

係	分掌事務
地域援護係	（1） 部の庶務に関すること。 （2） 部の公印の管理に関すること。 （3） 部に係る諸統計(他の課に属するものを除く。)に関すること。 （4） 部の事務事業の調整に関すること。 （5） 地域福祉計画に関すること。 （6） 社会福祉法人の設立等の認可等に関すること。 （7） 戦傷病者の援護に関すること。 （8） 戦没者の慰霊及び遺族の援護に関すること。 （9） 戦没者の叙位叙勲に関すること。 (10) 引揚者、未帰還者及び留守家族の援護に関すること。 (11) 日本赤十字社地区業務に関すること。 (12) 災害に係る援助及び援護に関すること。 (13) 火災の見舞い及び応急援護に関すること。 (14) 行旅死亡人に関すること。 (15) 身寄りのない又は引取者のない独居人の死亡に関すること。 (16) 民生委員及び児童委員に関すること。 (17) 社会福祉協議会、内職あっせん団体その他社会福祉関係団体に関すること。 (18) くらしの資金の貸付けに関すること。 (19) 総合福祉会館の管理及び運営に関すること。 (20) 自殺対策計画に関すること。 (21) ひきこもり相談窓口の委託に関すること。 (22) 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金に関すること。 (23) 生活困窮者の自立支援に関すること。 (24) その他部内における他の課に属しないこと。

区　分	1　民生委員・児童委員活動	所管係	地域援護係

制　度　の　概　要

民生委員は、府知事の推薦に基づいて厚生労働大臣が委嘱し、給与を支給しないものとし、その任期は3年である。

法律上の身分は、特別職の地方公務員である。民間の奉仕者として、一定の区域を担当し、次の職務を行う。

(1) 住民の生活状態を必要に応じ適切に把握しておくこと。
(2) 援助を必要とする者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように生活に関する相談に応じ、助言その他の援助を行うこと。
(3) 援助を必要とする者が福祉サービスを適切に利用するために必要な情報の提供その他の援助を行うこと。
(4) 社会福祉を目的とする事業を経営する者又は社会福祉に関する活動を行う者と密接に連携し、その事業又は活動を支援すること。
(5) 福祉事務所その他の関係行政機関の業務に協力すること。
(6) 必要に応じて、住民の福祉の増進を図るための活動を行うこと。

また、児童委員をも兼ねて児童福祉の推進という任務を持つ。

さらに、平成6年1月1日に設置された主任児童委員は、児童福祉に関する事項を専門的に担当する。

なお、宇治市における民生委員の推薦は、宇治市民生委員推薦会が行う。

根　拠　法　令　等

◇　民生委員法（昭和23年法律第198号）
◇　民生委員法施行令（昭和23年政令第226号）
◇　児童福祉法（昭和22年法律第164号）　第16条　児童委員
◇　宇治市民生委員推薦会設置規則（昭和28年宇治市規則第8号）

制　度　の　現　況

(1) 民生委員・児童委員数　　（各年改選時）

改選 / 年月日区分	平成28年12月1日		令和元年12月1日		令和4年12月1日		令和7年12月1日	
定数　（人）	310（30）		311（30）		316（30）		315（30）	
男女別人数	男	女	男	女	男	女	男	女
（人）	129	181	125	176	115	188	104	201
（%）	41.6	58.4	41.5	58.5	38	62	34.1	65.9
平均年齢（歳）	64		65.8		66.5		67.5	
男女別平均年齢	男	女	男	女	男	女	男	女
（歳）	66.7	62.1	67.9	64.3	68.7	64.6	70.1	66.2
備　　考	民生・児童委員 3人増員		民生・児童委員 1人増員		民生・児童委員 5人増員		民生・児童委員 1人減員	

※　（　）は、主任児童委員の内数

(2) 民生委員・児童委員活動状況　（各年度３月末現在）

区分＼年度	3	4	5	6	7
活動日数（日）	26,245	28,605	30,782	30,738	30,464
相談・支援件数（件）	1,527	1,682	1,616	1,665	1,436
調査活動件数（件）	1,917	1,221	1,107	1,105	994
証明事務件数（件）	1,553	1,412	1,473	1,511	1,435
関係機関連絡件数（件）	4,347	4,479	3,843	3,633	3,668
会議･行事参加件数(件)	1,949	2,725	3,406	3,343	3,528
友愛訪問等件数（件）	11,445	13,114	13,587	13,946	13,156

(3) 民生委員・児童委員活動　内容別相談・支援件数　（各年度３月末現在）（単位：件）

区分＼年度	3	4	5	6	7
在宅福祉	134	153	130	112	154
介護保険	31	57	69	63	41
健康・保健医療	108	69	69	64	82
子育て・母子保健	33	49	78	53	67
子どもの地域生活	29	29	34	57	43
子どもの教育･学校生活	27	42	46	43	60
生活費	60	86	61	83	57
年金・保険	6	5	6	4	10
仕事	2	4	1	1	4
家族関係	52	61	71	54	50
住居	59	34	13	36	27
生活環境	143	92	91	108	89
日常的な支援	484	584	485	539	392
その他	359	417	462	448	360
合計	1,527	1,682	1,616	1,665	1,436

(4) 民生委員・児童委員活動費補助金　（各年度決算額　単位：千円）

年度		3	4	5	6	7
委員１人当り活動費		120	120	120	120	120
内訳	府	60	60	60	60	60
	市	60	60	60	60	60

※　当該委員の属する法定単位民児協の事業等に充当するもの

区　分	2　内職あっせん事業	所管係	地域援護係

制　度　の　概　要

宇治市内職センター（宇治市木幡南端 48 - 15　昭和 59 年度移転新築）において、家庭外で働くことが困難な主婦、高齢者、心身障害者等に対し、内職についての相談、あっせん、技術指導等を行っており、この運営を内職者団体の宇治市内職友の会に委ねている。

また、この施設を拠点として行われる宇治市内職友の会活動に対して補助金を支出するとともに、市民の内職技能修得の一環として、初級和裁講習の開催を同会に委託している。

根　拠　法　令　等

◇　内職者対策事業補助金交付要綱（昭和 46 年京都府告示第 413 号）
◇　宇治市補助金等交付規則（昭和 48 年宇治市規則第 19 号）
◇　宇治市内職あっ旋事業助成要綱（昭和 46 年宇治市告示第 54 号）

制　度　の　現　況

(1)　宇治市内職友の会活動費補助金　　（各年度決算額　単位：千円）

区分＼年度		3	4	5	6	7
補助金額		920	1,014	920	920	920
財源内訳	府（1/2 以内）	460	460	460	460	460
	市	554	460	460	460	460

(2)　内職技能講習事業委託料（宇治市内職友の会）　　（各年度決算額　単位：千円）

区分＼年度	3	4	5	6	7
委託料の額	300	300	300	300	300
財源内訳	市単費事業				

(3)　宇治市内職友の会加工実績、実働会員数　　（各年度 3 月末現在）

区分＼年度		3	4	5	6	7
加工実績（円）		6,481,690	7,885,946	10,919,161	12,448,063	14,832,040
実働延会員数（人）		568	634	697	679	778
会員内訳（人）	身体障害者	24	24	23	22	63
	老人	322	317	338	354	430
	母子世帯	0	0	0	0	0
	その他	222	293	336	303	285
業種別内訳（人）	和裁	21	21	28	18	10
	毛糸あみ	0	0	0	0	0
	のり付け	425	490	529	503	549
	その他	122	123	140	158	219

区　分	3　火災見舞金等の支給	所管係	地域援護係

制　度　の　概　要

宇治市内に居住し、住民基本台帳に記載されている者が、不幸にして火災等により居住家屋が全・半焼等した場合に、見舞金及び見舞品を支給する。また、その火災等により死亡した場合は、同一世帯の者に対して見舞金を支給する。なお、日本赤十字社京都府支部からも見舞金品が支給される。

根　拠　法　令　等

◇　宇治市火災等見舞金等支給要綱（昭和 45 年宇治市告示第 3 号）
◇　赤十字必携
◇　災害見舞品配分基準（日本赤十字社京都府支部）

制　度　の　現　況

(1)　支給基準　　（令和 8 年 3 月 31 日現在）

区　分		市		日赤京都府支部	
見舞金	全焼・全壊	①　1 世帯 ②　1 人当り	100,000 円 10,000 円		
	半焼・半壊	①　1 世帯 ②　1 人当り	50,000 円 5,000 円		
	水損	1 世帯当り	30,000 円		
	死亡	1 人当り	10,000 円	死亡者 1 人当り	20,000 円
見舞品		シュラフ 1 人当り	1 枚	毛布 1 人当り タオルケット 1 人当り 緊急セット 1 世帯当り 安眠セット 1 人当り	原則 1 枚 原則 1 枚 原則 1 組 原則 1 組

(2)　支給状況　　（各年度決算による）

区分＼年度			3	4	5	6	7
見舞金支給額（円）			360,000	165,000	620,000	820,000	815,000
火災見舞対象世帯数等	全焼	世帯数（世帯）	1	2	5	5	5
		世帯人数（人）	1	6	11	11	6
	半焼	世帯数（世帯）	1	6	3	3	4
		世帯人数（人）	1	12	6	6	11
	水損	世帯数（世帯）	0	0	1	1	0
	死亡者（人）		3	1	0	1	0

区　分	4　災害弔慰金の支給、災害障害見舞金の支給 災害援護資金の貸付	所管係	地域援護係

制　度　の　概　要

(1) 災害弔慰金の支給

暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他の異常な自然災害（以下「災害」という。）により死亡した市民の遺族に対し、災害弔慰金を支給する。

① 遺族の範囲

死亡した者の死亡当時における配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含み、離婚の届出をしていないが事実上離婚したと同様の事情にあった者を除く。）、子、父母、孫及び祖父母並びに兄弟姉妹（死亡した者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者に限る。）の範囲とする。ただし、兄弟姉妹にあっては、当該配偶者、子、父母、孫又は祖父母のいずれもが存しない場合に限る。

② 災害弔慰金の額

ア　死亡者が生計を主として維持していた場合　　500 万円

イ　その他の場合　　250 万円

(2) 災害障害見舞金の支給

災害により負傷し、又は疾病にかかり、治ったとき（その症状が固定したときを含む。）、次に掲げる程度の障害があるときは、災害障害見舞金を支給する。

① 障害の程度

ア　両眼が失明したもの

イ　そしゃく及び言語の機能を廃したもの

ウ　神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの

エ　胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの

オ　両上肢をひじ関節以上で失ったもの

カ　両上肢の用を全廃したもの

キ　両下肢をひざ関節以上で失ったもの

ク　両下肢の用を全廃したもの

ケ　精神又は身体の障害が重複する場合における当該重複する障害の程度が前各号と同程度以上と認められるもの

② 災害障害見舞金の額

当該障害者が災害により負傷し、又は疾病にかかった当時

ア　その属する世帯の生計を主として維持していた場合　　250 万円

イ　その他の場合　　125 万円

(3) 災害援護資金の貸付

災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）による救助の行われる災害により、被害を受けた世帯の市民である世帯主に対し、その生活の立て直しに資するために災害援護資金の貸付を行う。（ただし、所得制限あり）

① 災害援護資金の貸付限度額

- 療養に要する期間がおおむね 1 ヶ月以上である世帯主の負傷（以下「世帯主の負傷」という。）があり、かつ次のいずれかに該当する場合

ア　家財についての被害金額がその家財の価額のおおむね 1/3 以上である損害（以下「家財の損害」という。）及び住居の損害がない場合　　150 万円

イ　家財の損害があり、かつ住居の損害がない場合　　250 万円

ウ　住居が半壊した場合　　270 万円
ただし、被災した住居を建て直すに際してその住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等、特別の事情がある場合（以下「特例」という）（特例：350 万円）

エ　住居が全壊した場合　　350 万円

- 世帯主の負傷がなく、かつ次のいずれかに該当する場合
  ア　家財の損害があり、かつ住居の損害がない場合　　150 万円
  イ　住居が半壊した場合　　170 万円　（特例：250 万円）
  ウ　住居が全壊した場合　　250 万円　（特例：350 万円）
  エ　住居の全体が滅失し、又は流失した場合　　350 万円

② 貸付の条件

ア	償還期間	10 年（うち据置 3 年）※特例の場合 5 年
イ	償還方法	年賦、半年賦又は月賦で元利均等償還
ウ	利率	保証人を立てる場合は無利子 保証人を立てない場合は年 1.5%（据置期間中は無利子）
エ	連帯保証人	任意
オ	所得制限	条例等に定める額

(4) 財源の負担割合

① 災害弔慰金及び災害障害見舞金

区　分	費用負担
国	1/2
府	1/4
市	1/4

② 災害援護資金

区　分	貸付原資負担
国	2/3
府	1/3

根拠法令等

◇ 災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）
◇ 災害救助法施行令（昭和 22 年政令第 225 号）
◇ 災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和 48 年法律第 82 号）
◇ 災害弔慰金の支給等に関する法律施行令（昭和 48 年政令第 374 号）
◇ 宇治市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和 49 年宇治市条例第 24 号）
◇ 宇治市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則（昭和 49 年宇治市規則第 45 号）

制度の現況

平成 24 年 8 月に発生した京都府南部地域豪雨災害に関し、下記のとおり支給・貸付を実施。

(1) 災害弔慰金

支給額（円）	生計維持者（人）	その他（人）
5,000,000	0	2

(2) 災害援護資金

貸付額（円）	家財の損害（件）	住居の半壊（件）
4,900,000	1	2

※　平成 28 年度から貸付金の償還が開始し、全世帯償還終了した。

区　分	5　くらしの資金貸付事業	所管係	地域援護係

制　度　の　概　要

生活困窮世帯に対し、経済的自立と生活意欲の向上を図ることを目的として、夏期（7 月）及び冬期（12 月）の 2 回、10 万円を限度としてくらしに必要な資金を貸付けるものであり、この事務を社会福祉法人宇治市社会福祉協議会に委託している。

(1) 貸付対象者

① 夏期は 7 月 1 日、冬期は 12 月 1 日（以下「基準日」という。）現在、宇治市に住民登録があり、6 ヶ月以上在住しているもの

② 基準日現在で生活保護または中国残留邦人等に対する支援給付を受給又は受給決定していないもの

③ 基準日の属する月の前月における世帯全員の収入が生活保護法に定める生活保護（生活扶助）基準の 1.8 倍以内であること

④ 夏期または冬期の賞与等の臨時収入（予定のものも含む）が 100,000 円を超えていないこと

(2) 貸付限度額等

①	貸付限度額	1 世帯当たり未償還金を含め 100,000 円以内
②	償 還 方 法	一括又は分割償還
③	据 置 期 間	貸付日が属する月から 4 か月以内
④	償 還 期 間	据置期間経過後 20 か月以内
⑤	利　子　等	無利子、無担保

根　拠　法　令　等

◇　くらしの資金貸付規程（宇治市社会福祉協議会規程）

制　度　の　現　況

(1) 委託料支出状況　　（各年度決算額　単位：円）

区分＼年度	3	4	5	6	7
委託料（事務費分）	900,000	830,000	550,000	550,000	900,000
貸付原資	2,800,000	3,950,000	2,400,000	2,050,000	1,600,000
貸付金償還金	2,971,500	3,065,500	2,608,817	2,302,000	2,180,000

(2) 貸付状況（金額別件数欄上段夏期・下段冬期）　（単位：件）

年度 / 貸付額（円）	3	4	5	6	7
50,000	0	0	0	0	0
	0	1	0	1	0
100,000	15	15	13	9	8
	13	24	11	11	8
計	28	40	24	21	16
貸付総額（千円）	2,800	3,950	2,400	2,050	1,600

区　分	**6　各種団体への補助**	所管係	地域援護係

制　度　の　概　要

京都府原爆被災者の会宇治支部及び宇治市連合遺族会に対し、団体運営経費に関する補助金を支出している。市単独事業。

根　拠　法　令　等

◇　宇治市補助金等交付規則（昭和 48 年宇治市規則第 19 号）

制　度　の　現　況

補助金支出状況　（各年度決算額　単位：千円）

年度 / 区　分	3	4	5	6	7
京都府原爆被災者の会宇治支部事業補助金	79	100			
宇治市連合遺族会事業補助金	20	20	59		

区　分	7　旧軍人等、戦傷病者、戦没者の遺族等の援護	所管係	地域援護係

制　度　の　概　要

旧軍人等、戦傷病者、戦没者の遺族等に対する援護については、下表のとおり、恩給法及び戦傷病者戦没者遺族等援護法（いわゆる援護法）並びに各種給付金等支給法などによって実施されている。

また、市では昭和 58 年度より、800 有余の戦没者に対し、追悼の誠をささげ遺族の労苦に慰謝するとともに平和を願い、戦没者追悼式を実施している。

根　拠　法　律	援　護　の　項　目
恩　給　法 (大正 12 年法律第 48 号) ＜総務省人事・恩給局が直接受付事務を行う＞	(1)　普通恩給　(10)　一時恩給 (2)　増加恩給　(11)　傷病賜金 (3)　傷病年金　(12)　一時扶助料 (4)　特例傷病恩給　(13)　特別の一時金 (5)　普通扶助料 (6)　公務扶助料 (7)　増加非公死扶助料 (8)　特例扶助料 (9)　傷病者遺族特別年金
戦傷病者戦没者遺族等援護法 (昭和 27 年法律第 127 号) ＜厚生労働省社会・援護局が直接受付事務を行う＞	(1)　障害年金　(4)　遺族給与金 (2)　障害一時金　(5)　弔慰金 (3)　遺族年金　(6)　遺族一時金
戦傷病者特別援護法 (昭和 38 年法律第 168 号)	(1)　戦傷病者手帳の交付 (2)　療養の給付 (3)　療養費の支給 (4)　療養手当ての支給 (5)　葬祭費の支給 (6)　更生医療の給付 (7)　補装具の支給及び修理 (8)　国立保養所収容 (9)　JR 乗車券類引換証の交付
戦没者等の妻に対する特別給付金支給法 (昭和 38 年法律第 61 号)	特別給付金
戦没者の父母等に対する特別給付金支給法 (昭和 42 年法律第 57 号)	特別給付金
戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法 (昭和 41 年法律第 109 号)	特別給付金
戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法 (昭和 40 年法律第 100 号)	特別弔慰金

区　分	8　行旅死亡人取扱業務	所管係	地域援護係

制　度　の　概　要

本市へ行旅中死亡し、氏名、住所、居住が不明であり、引取者が無い者について、市長が遺体を引取り、火葬に付し、遺骨を保管するとともに、官報、掲示場により告示する。

取扱に要した経費は遺留金品等を充て、不足分はいったん市が支出するが、府に対して請求することにより、府が負担することになる。

根　拠　法　令　等

◇　行旅病人及行旅死亡人取扱法（明治 32 年法律第 93 号）
◇　行旅病人死亡人等ノ引取及費用弁償ニ関スル件（明治 32 年勅令第 277 号）
◇　行旅病人及行旅死亡人取扱法に基づく費用の弁償に関する規則（昭和 62 年京都府規則第 24 号）
◇　宇治市行旅病人、行旅死亡人及びこれらの同伴者の救護又は取扱いに関する規則
（昭和 63 年宇治市規則第 3 号）

制　度　の　現　況

年　度 取扱件数	3	4	5	6	7
行旅死亡人取扱	0 件	0 件	0 件	1 件	0 件

区　分	9　宇治市社会福祉協議会への補助	所管係	地域援護係

制　度　の　概　要

昭和 47 年に設立された、社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 109 条に規定される社会福祉法人である宇治市社会福祉協議会は、宇治市の地域福祉推進の中心的役割を担っており、本市の福祉施策遂行上、重要な位置付けの団体であることから、法に基づき財政援助を行っている。

根　拠　法　令　等

◇　社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 58 条
◇　社会福祉法人に対する助成に関する条例（昭和 46 年宇治市条例第 49 条）
◇　社会福祉法人に対する助成に関する条例施行規則（昭和 47 年宇治市規則第 6 号）
◇　宇治市補助金等交付規則（昭和 48 年宇治市規則第 19 号）

制　度　の　現　況

宇治市社会福祉協議会に対する補助金支出状況　　（各年度決算額　単位：円）

補助金名＼年度	3	4	5	6	7
福祉活動専門員設置事業	2,535,000	2,535,000	2,535,000	2,535,000	2,535,000
福祉サービス利用援助事業専門員設置事業	979,500	979,500	979,500	979,500	979,500
ボランティアコーディネーター設置事業	1,959,000	1,959,000	1,959,000	1,959,000	1,959,000
社協事務所運営事業	53,722,992	54,372,127	56,194,880	56,660,612	49,949,826
学区福祉委員会活動事業	1,867,912	2,323,770	2,665,307	2,709,237	2,956,032
ふれあい福祉センター事業	3,600,000	3,600,000	3,600,000	3,600,000	3,600,000
災害ボランティアセンター体制整備事業	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000

区　分	**10　総合福祉会館管理運営事業（指定管理者制度）**	所管係	地域援護係

制　度　の　概　要

昭和 58 年 1 月、福祉事業推進の拠点として設置した宇治市総合福祉会館は、身体障害者福祉センター、老人福祉センター、福祉センターからなっており、指定管理者として社会福祉法人　宇治市社会福祉協議会を指定している。市単独事業。

根　拠　法　令　等

◇　宇治市総合福祉会館条例（昭和 57 年宇治市条例第 37 号）
◇　宇治市総合福祉会館条例施行規則（昭和 58 年宇治市規則第 2 号）
◇　宇治市指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成 17 年宇治市条例第 19 号）

施　設　の　概　要

名　　称　：　宇治市総合福祉会館

＜1 階＞　身体障害者福祉センター

作 業 工 作 室 … 彫刻や粘土細工など創作意欲を増すため、陶芸などの用具を配置。

そ　の　他 … コミュニケーションコーナー、研修室、相談室、団体事務室などを設置。

＜2 階＞　老人福祉センター

集　会　室 … 各種集会やサークル活動に利用。

和　室 … 教養、娯楽、健康相談、集会など多様に使用できる 10 畳の和室 4 室。

交 流 ロ ビ ー … 高齢者の交流スペースを設けて、テレビを備えている。

そ　の　他 … 老人福祉センター事務所、ボランティア室などを設置。

＜3 階＞　福祉センター（一部老人福祉センター及び身体障害者福祉センター）

料 理 講 習 室 … 各種の料理講習会ができるように、調理器具、食器などを設置。

ボランティア室 … 各種ボランティア活動の作業スペース、器材を設置。

大　広　間 … ステージを備えた部屋。

そ　の　他 … 会議室、屋外プレイコーナーなどを設置。

所 在 地　：　宇治市宇治琵琶 45
敷地面積　：　3,781.18 ㎡
建築面積　：　930.20 ㎡
延床面積　：　2,353.63 ㎡
建物構造　：　鉄筋コンクリート造 3 階建
事 業 費　：　総事業費　5 億 5,093 万円
開設年月日　：　昭和 58 年 1 月 19 日

制　度　の　現　況

(1) 施設使用状況　　（各年度3月末現在）

区分＼年度		3	4	5	6	7
開館日数（日）		220	294	295	100	297
利用者の数等（人）	個人利用者数 （老人福祉センター 身体障害者福祉センター）	4,124	7,120	6,291	1,440	530
	団体・サークル利用者数	36,795	55,880	57,910	17,205	38,121
	（団体数（団体））	(3,523)	(5,206)	(5,112)	(1,526)	(3,879)
	利用者数合計	40,919	63,000	64,201	18,645	38,651

※令和6年度は大規模改修により長期休館あり

(2) 指定管理料支出状況　　（各年度決算額）

区分＼年度	3	4	5	6	7
決算額（円）	29,064,777	31,148,589	30,877,350	25,974,536	32,580,681

区　分	11　日本赤十字社京都府支部宇治市地区業務	所管係	地域援護係

制　度　の　概　要

「日本赤十字社は、赤十字に関する諸条約及び赤十字国際会議において決議された諸原則の精神にのっとり、赤十字の理想とする人道的任務を達成することを目的とする。」（日本赤十字社法抜粋）

上記を目的とした日本赤十字社の組織として、都道府県の区域に支部が置かれ、支部の下部機関として福祉事務所の所管区域や市等の区域に地区が設けられている。
宇治市においては、地区長として宇治市長があたり、宇治市地区を構成している。

宇治市地区業務

(1) 日本赤十字社活動資金募集事業
日本赤十字社は、会員をもって構成される特殊法人であり、赤十字社の行う各事業の財源は、会員の拠出金（会費）及びその他の者の寄付金でまかなわれているが、この財源確保のため、宇治市地区では毎年5月から7月末までを赤十字運動期間と定めて活動資金の募集事業を行っている。

(2) 災害援護
火災その他の災害の被災者に対し、自立助長を図るために見舞金及び援護物資の支給を行う。

(3) 献血推進育成事業
宇治市献血推進協議会に対し、補助金を交付する。

根　拠　法　令　等

◇　日本赤十字社法（昭和 27 年法律第 305 号）
◇　日本赤十字社定款（昭和 27 年厚生大臣認可）

制　度　の　現　況

(1)　会費の額
　　年額 2,000 円以上（平成 28 年度まで年額 500 円以上）

(2)　寄付金の額
　　任意

(3)　活動資金募集状況　　（各年度 3 月末現在）

区分＼年度	3	4	5	6	7
総額（円）	29,779,125	14,080,000	9,908,769	18,455,714	5,704,542

区　分	**12　社会福祉法人の設立認可及び指導監査業務**	所管係	地域援護係

制　度　の　概　要

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成 23 年法律第 105 号）第 34 条により、社会福祉法人に関する社会福祉法の規定が改正され、平成 25 年 4 月 1 日から主たる事務所が宇治市内にあり、かつ宇治市内のみにて事業を行う社会福祉法人に対しては、宇治市が所轄庁として次の事務を行う。

所轄庁として行う主な事務
(1)　社会福祉法人の設立認可事務
(2)　社会福祉法人の定款変更認可（届出受理）事務
(3)　社会福祉法人の解散認可（届出受理）事務
(4)　社会福祉法人の合併認可事務
(5)　社会福祉法人への立入検査、改善措置命令事務（指導監査）
(6)　社会福祉法人への業務停止命令事務・法人役員解職勧告事務
(7)　社会福祉法人への解散命令事務
(8)　社会福祉法人への公益事業又は収益事業の停止命令事務
(9)　社会福祉法人の現況報告受理・公開事務

根　拠　法　令　等

◇ 社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）
◇ 社会福祉法施行令（昭和 33 年政令第 185 号）
◇ 社会福祉法施行規則（昭和 26 年厚生省令第 28 号）
◇ 社会福祉法人会計基準（平成 28 年厚生労働省令第 79 号）
◇ 社会福祉法人指導監査実施要綱

制　度　の　現　況

社会福祉法人の設立認可及び指導監査実績　　（単位：法人）

区分＼年度	3	4	5	6	7
設立認可法人数	0	0	0	0	0
解散法人数	0	0	0	0	0
所管法人数(※)	19	19	19	19	19
監査実施法人数	2	0	6	6	7

※ 当該年度末日時点の法人数。

区　分	13　地域共生社会実現サポート事業補助金	所管係	地域援護係

制　度　の　概　要

京都府が実施する地域共生社会実現サポート事業補助金と協調して、社会福祉法人等が実施する社会貢献活動並びに民間の社会福祉施設における利用者の処遇及び福祉サービスの質の向上を促進し、もって地域において全ての市民が分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を図るため、社会福祉法人等に対して補助金を交付する。

補助対象事業	補助基準額	補助率
(1) 地域貢献活動推進事業	1 施設当たり 480 千円又は対象経費の実支出額のいずれか低い額	4 分の 1 以内
(2) 災害対応力向上事業	1 施設当たり 300 千円又は対象経費の実支出額のいずれか低い額 ただし、(1) を実施する施設においては 1 施設当たり 440 千円又は対象経費の実支出額のいずれか低い額	
(3) 小規模法人等活動サポート事業	1 施設当たり 400 千円又は対象経費の実支出額のいずれか低い額	

根　拠　法　令　等

◇宇治市地域共生社会実現サポート事業補助金交付要項
◇地域共生社会実現サポート事業補助金交付要綱（平成 30 年京都府告示第 559 号）
◇地域共生社会実現サポート事業補助金取扱要領

制　度　の　現　況

地域共生社会実現サポート事業補助金実績

年度 / 区分	3	4	5	6	7
補助法人数（法人）	8	7	16	14	12
補助施設数（施設）	16	17	32	31	26
補助金交付額（円）	1,275,000	1,540,000	2,486,000	2,112,000	1,998,000

区　分	**14　地域つながり活動支援事業補助金**	所管係	地域援護係

制　度　の　概　要

子どもの貧困、ひきこもり、地域福祉の担い手確保等の今日的課題の解決並びに地域共生社会の実現を目指し、地域における主体的かつ先駆的な取組や地域で活動する団体の継続的な活動を支援するとともに、地域資源のネットワーク化を促進し、協働による地域福祉の推進を図る。

	地域ボランティア等担い手育成事業	地域つながり活動支援事業
事業主体	宇治市社会福祉協議会	宇治市社会福祉協議会（間接補助）
対象団体	宇治市社会福祉協議会	学区福祉委員会、NPO、社会福祉法人、町内会・自治会、福祉活動グループ等
対象事業	①　地域福祉の担い手育成 ②　地域資源のネットワーク化推進 ③　地域福祉活動の相談・支援の充実 ④　広報・啓発	①　助成対象団体が実施するひきこもり、子どもの貧困､地域福祉の担い手確保等の課題解決に寄与する事業
補助率	10/10	10/10
補助限度額等	1,000 千円/年 4 年間（1 期中期計画期間で一旦総括）	各年度 1 団体につき 100 千円（4 年限度）

根　拠　法　令　等

◇　宇治市地域共生社会推進事業補助金交付要項

◇　宇治市社会福祉協議会地域共生社会推進事業公募型地域福祉活動支援事業助成金交付要綱

制　度　の　現　況

補助金支出状況　　（単位：円）

年　度 区　分	4	5	6	7
地域ボランティア等担い手育成事業	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
地域つながり活動支援事業 （助成団体数（件））	517,000 （6）	1,047,000 （11）	1,145,796 （12）	1,420,000 （15）
合計	1,517,000	2,047,000	2,145,796	2,420,000

区　分	**15　ひきこもり対策事業**	所管係	地域援護係

制　度　の　概　要

ひきこもりに関する身近な相談窓口「相談ルームあんど・ゆー」を設置し、令和2年10月1日に開設した。ひきこもりに関する支援団体等のネットワークの構築及び啓発事業等を通して、ひきこもりの悩みを抱える人が相談しやすい環境を作り、専門の窓口や必要な支援に繋げるとともに、ひきこもりについて市民や福祉関係者の理解を深めることを目的とする。

(1) ひきこもり状態にある人や家族等に対する相談支援
　① 相談窓口の開設
　② 来所相談・訪問相談・電話相談
　　※相談者の希望や、相談内容により必要に応じて、臨床心理士によるカウンセリングを行う。

(2) 居場所づくり
　当事者が安心して過ごすことのできる居場所を確保し、他者との交流や悩みを打ち明ける機会を設けることにより、段階的な社会参加を支援する。

(3) 市民及び福祉関係者向け研修等の実施
　ひきこもりに関する理解を深めるため、市民、福祉関係者、市職員向けの研修等を4回以上実施する。研修の企画、準備、進行は受託者で行うものとし、内容は市と協議のうえ決定すること。

制　度　の　現　況

区　分＼年　度		3	4	5	6	7
ひきこもり相談	件数（件）	131	89	99	457	441
	相談人数（人）	59	36	39	80	83
居場所活動	開催回数（回）	9	9	5	12	11
	参加人数（人）	21	14	6	48	44
研修会	開催回数（回）	3	4	4	4	4
	参加人数（人）	125 (※1)	173	164	205	186
ひきこもり相談窓口設置委託費（千円）		3,000	5,000	5,000	5,000	7,500

※1　研修会3回の内1回はYouTube配信のため正確な人数がわからず含めていない。

ひきこもりサポーター養成講座（全3回）

区　分＼年　度	5	6	7
サポーター登録人数（人）	20	11	11

区　分	16　自殺対策推進事業	所管係	地域援護係

制　度　の　概　要

令和７年３月に策定した「第２期宇治市自殺対策計画」に基づき、「自殺者ゼロ」を目標に掲げ、全庁的に自殺及び自殺対策に向けた取組を行うことに加え、市職員および市民等へセミナーを開催し、誰も自殺に追い込まれることのないまちを目指す。

＜第２期宇治市自殺対策計画　基本理念＞

みんなで支え合い 誰も自殺に追い込まれることのない
こころ通うまち 宇治

制　度　の　現　況

区　分＼年　度		3	4	5	6	7
自殺対策セミナー	開催回数（回）	1	2	2	2	2
	参加人数（人）	49	47	49	42	32
ゲートキーパー研修	開催回数（回）	2	1	2	3	4
	参加人数（人）	不明※	21	61	90	98

※　YouTube 等での開催のため正確な人数がわからないため不明。

区　分	17　生活困窮者自立支援事業	所管係	地域援護係

制　度　の　概　要

生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、生活困窮者（現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者）に対し、自立相談支援事業の実施、住居確保給付金の支給その他の支援を行い、自立の促進を図る。

○自立相談支援事業（必須事業）
　相談者の抱える課題に応じ、必要な情報提供、助言及びプランを作成し支援を行う。
○住居確保給付金（必須事業）
　家賃補助：離職や廃業、自己の責や都合によらない理由で収入が減少し、住宅を喪失または喪失するおそれのある者に対して、家賃相当額を支給し、常用就職のための支援する。
　転居費用補助：同一世帯に属する方の死亡や本人または同一世帯に属する方の離職・休業等により世帯収入が著しく減収し、住宅を喪失または喪失するおそれのある者に対して、家計改善に必要な転居費用相当額を支給する。
○就労準備支援事業（任意事業）
　雇用による就業が著しく困難な生活困窮者に対し、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う。
○居住支援事業（任意事業）
　一定の住居を持たない生活困窮者に対し、宿泊場所の供与、食事の提供等を行う。
○子どもの学習・生活支援事業（任意事業）
　経済的な理由などから、学習する環境の確保が難しい子ども（中学生）に対し、学習環境の提供と学力向上を図るための支援を行う。
○家計改善支援事業（任意事業）
　家計収支の均衡がとれていないなど、家計に課題を抱える者からの相談に応じ、家計の状況を明らかにして生活の再生に向けた意欲を引き出した上で、家計管理の視点から必要な情報提供や専門的な助言等を行う。

根　拠　法　令　等

◇　生活困窮者自立支援法（平成 25 年法律第 105 号）
◇　生活困窮者自立支援法施行令（平成 27 年政令第 40 号）
◇　生活困窮者自立支援法施行規則（平成 27 年厚生労働省令第 16 号）

制　度　の　現　況

事業利用者数の推移

年度 / 事業名	3	4	5	6	7
自立相談支援事業	1,172 人	858 人	846 人	1,013 人	1,167 人
住居確保給付金（家賃）	127 人	74 人	34 人	13 人	14 人
住居確保給付金（転居）					2 人
就労準備支援事業	5 人	3 人	3 人	10 人	9 人
居住支援事業	17 人	15 人	13 人	5 人	4 人
子どもの学習・生活支援事業	31 人	36 人	51 人	58 人	56 人
家計改善支援事業	23 件	33 件	97 件	176 件	113 件

※住居確保給付金（転居費用補助）は令和 7 年度に新設。
※居住支援事業は、令和 7 年度に一時生活支援事業から名称変更

生　活　支　援　課

係	分掌事務
生活支援庶務係	（1） 生活保護の企画、運営及び指導に関すること。 （2） 生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護の決定及び実施に関すること。 （3） 生活保護法による予算経理に関すること。 （4） 生活保護法による調査統計に関すること。 （5） 生活保護法による医療事務に関すること。 （6） 生活保護法による介護事務に関すること。 （7） 生活保護法による返還金及び徴収金の決定及び徴収金の納付指導に関すること。 （8） 面接相談に関すること。 （9） 行旅病人に関すること。 (10) 市単独事業による生活保護に関すること。 (11) 生活保護費の支給事務に関すること。 (12) 生活保護申請者に係るつなぎ立替金の貸付けに関すること。 (13) 返還金及び徴収金の収納管理に関すること。 (14) 中国残留邦人の生活の支援に関すること。 (15) 課の庶務に関すること。
保護第1係 保護第2係 保護第3係 保護第4係	（1） 生活保護の企画、運営及び指導に関すること。 （2） 生活保護法による保護の決定及び実施に関すること。 （3） 生活保護法による返還金及び徴収金の決定及び徴収金の納付指導に関すること。 （4） 面接相談に関すること。 （5） 行旅病人に関すること。 （6） 生活保護申請者に係るつなぎ立替金の貸付けに関すること。 （7） 課の庶務に関すること。

区　分	1　生活保護	所管係	保護第１・２ ３・４係

制　度　の　概　要

日本国憲法第 25 条「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。」の理念に基づき、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長する。

(1) 要　旨
① 国民で生活に困窮する者の最低生活を保障する。
② 国の直接責任において行う。
③ 自立を助長する。

(2) 生活保護制度の基本原理
① 無差別平等の原理
すべての国民は、生活保護法による保護を無差別平等に受けることができる。
② 最低生活保障の原理
生活保護法で保障されている最低限度の生活は、健康で文化的な生活水準を維持することができるものでなければならない。
③ 補足性の原理
保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものをその最低限度の生活のために活用することを要件として行われる。また、民法に定める扶養義務者の扶養及び他の法律に定める援助は、すべて生活保護法による保護に優先して行われるものとする。

(3) 保護の種類及び給付内容
① 生活扶助
食費、被服費、光熱水費等日常の生活費
② 住宅扶助
家賃、地代、家屋の補修費等
③ 教育扶助
義務教育で必要な教材費、学用品費、給食費等
④ 介護扶助
介護サービスを受けるために必要な費用
⑤ 医療扶助
病気やけがの治療に必要な費用
⑥ 出産扶助
分娩のための費用
⑦ 生業扶助
仕事に必要な技能の習得や高校就学のために必要な費用
⑧ 葬祭扶助
葬祭のために必要な費用

(4) 民生委員の協力業務
要保護者の状況を調査し、福祉事務所長の求めに応じ保護の要否に係る意見書を作成する。
(要否の意見は、保護の決定事務を拘束するものではない。)
※ 参　考
生活保護法第 22 条
民生委員は、この法律の施行について福祉事務所長又は社会福祉主事の事務の執行に協力するものとする。

根 拠 法 令 等

◇ 生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)
◇ 生活保護法施行令（昭和 25 年政令第 148 号）
◇ 生活保護法施行規則（昭和 25 年厚生省令第 21 号）

制 度 の 現 況

(1) 被保護世帯、人員の推移　　(各年度月平均、停止を含む)

区分＼年度	3	4	5	6	7
世帯数（世帯）	2,122	2,116	2,098	2,078	2,050
人員（人）	2,897	2,871	2,814	2,751	2,692

(2) 生活保護費の推移　　(各年度決算額)　(単位：千円)

区分＼年度		3	4	5	6	7
一般会計歳出決算総額 A		71,517,486	70,348,347	72,146,262	81,161,787	84,501,630
生活保護費扶助費決算額 B		4,791,902	4,692,679	4,690,229	4,669,724	4,711,953
構 成 比 B/A		6.7%	6.7 %	6.5%	5.8%	5.6%
扶助別内訳	生 活 扶 助	1,447,464	1,407,044	1,373,687	1,347,851	1,310,552
	住 宅 扶 助	791,379	781,300	775,321	756,274	740,626
	教 育 扶 助	18,388	17,776	16,675	17,010	17,285
	介 護 扶 助	87,166	90,382	96,044	106,333	125,839
	医 療 扶 助	2,381,984	2,328,101	2,367,086	2,379,078	2,435,927
	そ の 他 扶 助	65,521	68,076	61,416	63,178	81,724

(3) 財源の負担割合

令和 7 年度

区 分	現在地保護分	左以外のもの
国	3/4	3/4
府	1/4	－
市	－	1/4

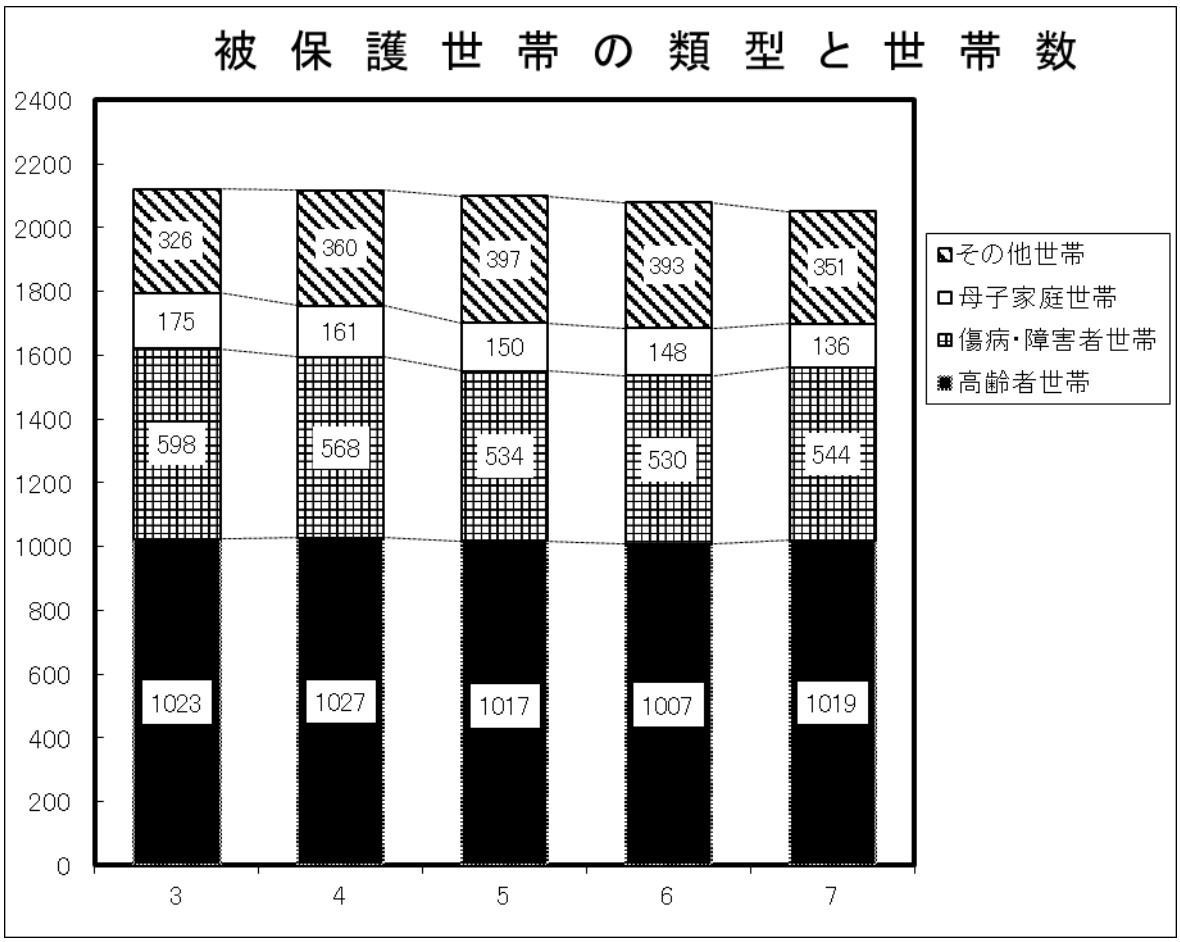
被保護世帯の類型と世帯数
2400
2200
2000
1800
1600
1400
1200
1000
800
600
400
200
0
326
360
397
393
351
175
161
150
148
136
598
568
534
530
544
1023
1027
1017
1007
1019
3
4
5
6
7
その他世帯
母子家庭世帯
傷病･障害者世帯
高齢者世帯

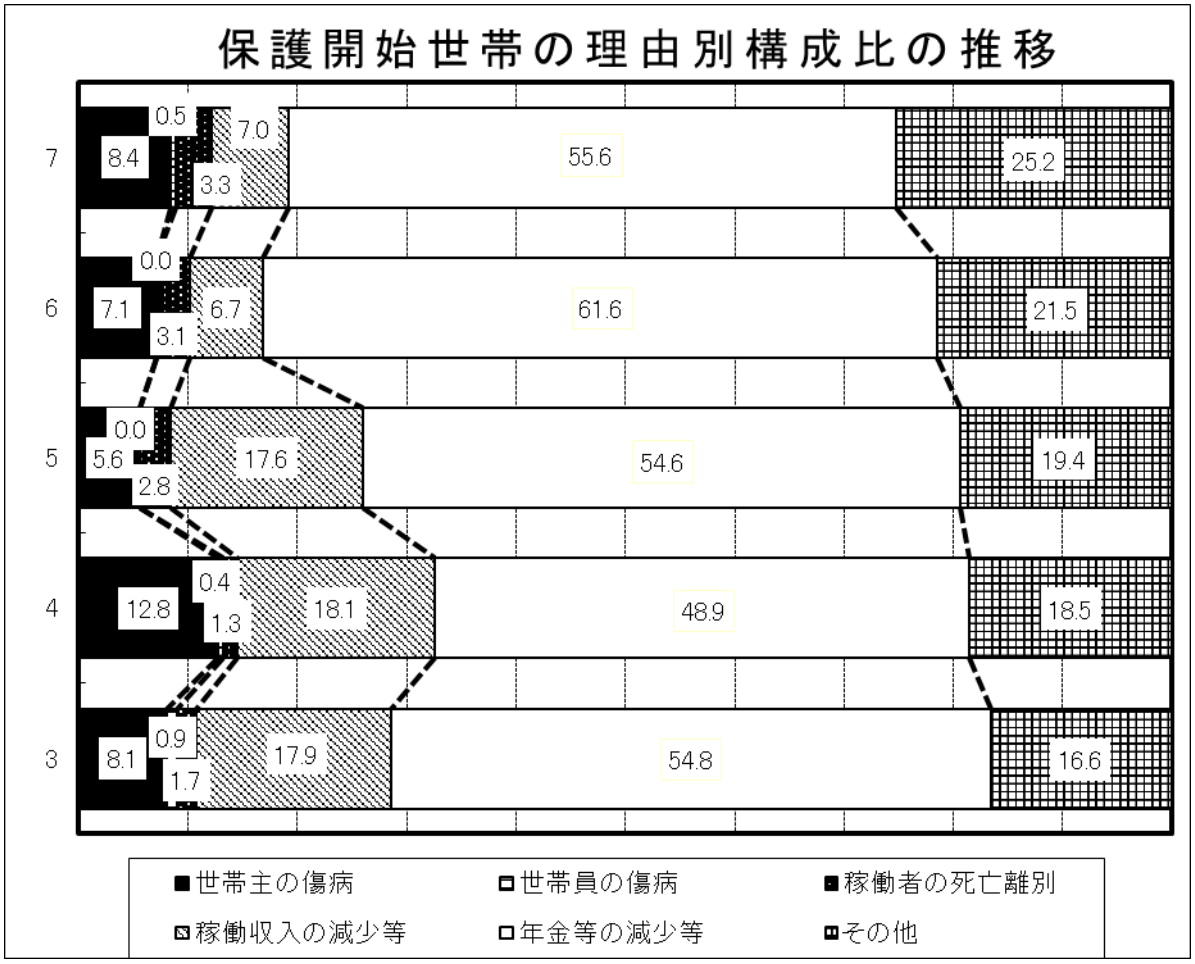
保護開始世帯の理由別構成比の推移
7
8.4
0.5
3.3
7.0
55.6
25.2
6
7.1
0.0
3.1
6.7
61.6
21.5
5
5.6
0.0
2.8
17.6
54.6
19.4
4
12.8
0.4
1.3
18.1
48.9
18.5
3
8.1
0.9
1.7
17.9
54.8
16.6
世帯主の傷病
世帯員の傷病
稼働者の死亡離別
稼働収入の減少等
年金等の減少等
その他

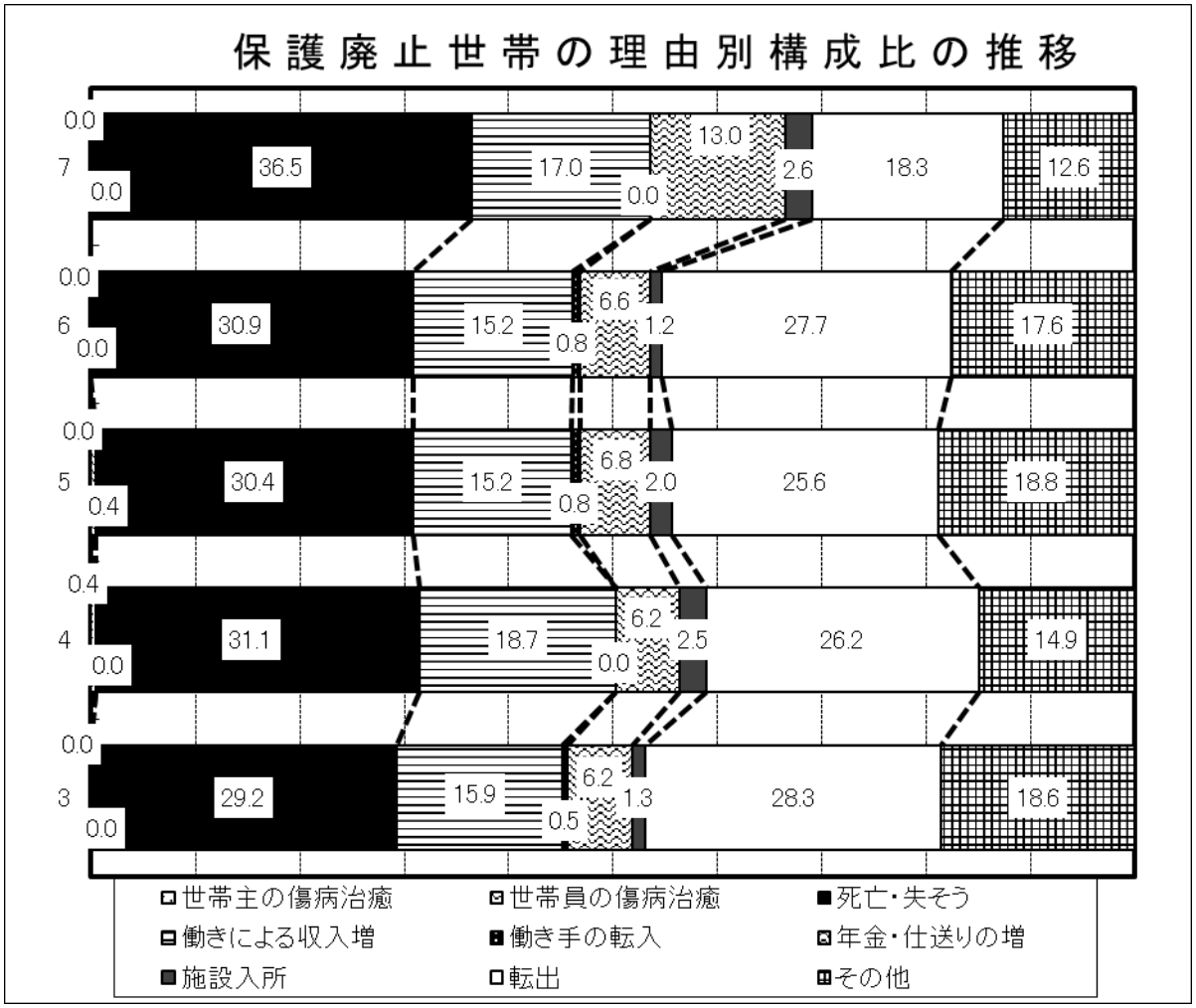

区　分	2　市単独事業における生活保護（法外援護等）	所管係	生活支援庶務係

制　度　の　概　要

最低生活の保障は、国の責任において実施されており、国は保護の基準について一般世帯との生活水準の格差を縮小するよう改善を重ねてきた。

生活保護世帯に対しては、法律に基づく援護の他に、法律に基づかない部分で、より一層の自立助長と生活意欲の向上を図るため、次の単独事業を実施している。

また、当面の生活費に困窮する生活保護申請者に対し、次の貸付金事業を実施している。

(1) 要保護者修学援助金支給
民族学校に修学している被保護児童・生徒に対し、生活保護による教育扶助相当額を修学援助金として支給する。

(2) 生活保護申請者つなぎ立替金貸付金
生活保護申請者で、決定までの間の生活費に困窮する世帯に対し、3 万円を限度として貸付けを実施している。

根　拠　法　令　等

◇　宇治市要保護者修学援助費支給要綱(昭和 58 年宇治市告示第 76 号)

区　分	3　中国残留邦人生活支援事業	所管係	生活支援庶務係

制　度　の　概　要

永住帰国した中国残留邦人等は、長期にわたり帰国がかなわず帰国後も言葉や生活習慣等の違いから、地域社会で生活していく上で様々な困難に遭遇している。この現状を踏まえ、本市に在住する中国残留邦人等の老後の生活の安定を図るために「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び配偶者の自立の支援に関する法律」に基づく支援策としての事業を行う。

(1) 老齢基礎年金を補完する生活支援
「老齢基礎年金の満額支給」の対象となる中国残留邦人等と、その配偶者の方で、世帯の収入が一定の基準に満たない方に対して支援給付を支給する。

① 支援給付の種類
ア　生活支援給付　　イ　住宅支援給付　　ウ　医療支援給付
エ　介護支援給付　　オ　その他政令で定める給付

② 支援・相談員の配置
中国残留邦人等の置かれている特別の事情に配慮するため、中国残留邦人等に理解が深く、中国語がわかる「支援・相談員」を配置し、ニーズに応じた助言等を行うことにより安心した生活が送れるよう支援する。

(2) 日本語教育支援事業
身近な地域で日本語教室を開催し、日本語や文化について学習する機会を提供するとともに、目標に向けて学習の支援や助言を行う。この教室の運営を、「公益財団法人大阪 YWCA」に委託している。

(3) 自立支援通訳派遣事業
中国残留邦人等の置かれている特別の事情を踏まえ、本市に在住する中国残留邦人等が日常生活でのコミュニケーションで支障が生じる場合に、自立支援通訳を派遣する。

(4) 地域生活支援プログラム事業
生活保護または支援給付を受給している中国残留邦人等及び二世等に対し、個々の実状とニーズを踏まえつつ、日本語学習等の支援や生活支援等を行うことにより、社会的・経済的自立の助長を図る。

(5) 支援ネットワーク事業
中国残留邦人等の日本語能力の維持や地域での孤立防止を目的として日本語交流サロンを開催している。運営は「中国残留孤児を支援し交流する京都の会」に委託している。

※　「老齢基礎年金の満額支給」対象者
本邦に永住帰国した中国残留邦人等で、次のいずれの要件も満たす者
- 明治 44 年 4 月 2 日以後に生まれた者
- 昭和 21 年 12 月 31 日以前に生まれた者（昭和 22 年 1 月 1 日以後に生まれ、昭和 21 年 12 月 31 日以前に生まれた中国残留邦人等に準じる事情のあるものとして厚生労働大臣が認める 60 歳以上の者を含む）
- 永住帰国した日から引き続き 1 年以上本邦に住所を有している者
- 昭和 36 年 4 月 1 日以後に初めて永住帰国した者

根　拠　法　令　等

◇ 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）
◇ 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行令（平成 8 年政令第 18 号）
◇ 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行規則（平成 6 年厚生省令第 63 号）

障　害　福　祉　課

係	分掌事務
庶務企画係	（1） 障害福祉の施策に関すること。 （2） 障害福祉の計画に関すること。 （3） 障害福祉に係る関係機関との連携に関すること。 （4） 国庫、府事業費等の補助金事務に関すること。 （5） 身体障害者手帳、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳に関すること。 （6） 自立支援医療に関すること。 （7） 特別障害者手当等の支給に関すること。 （8） 心身障害者扶養共済制度に関すること。 （9） 障害者の権利擁護制度に関すること。 (10) 各種証明に関すること。 (11) 補装具費の支給に関すること。 (12) その他障害福祉の庶務に関すること。
社会参加推進係	（1） 障害者のコミュニケーション支援事業等に関すること。 （2） 日常生活用具の給付及び貸与に関すること。 （3） 身体障害者団体等に関すること。 （4） 身体障害者相談員及び知的障害者相談員に関すること。 （5） その他障害福祉の助成制度に関すること。
福祉サービス係	（1） 障害者の自立支援に関すること。 （2） 介護給付費等に関すること。 （3） 自立支援協議会に関すること。 （4） 障害支援区分の認定に関すること。 （5） 障害者の相談支援事業その他障害福祉サービスに関すること。 （6） 障害者差別、虐待の防止に関すること。 （7） 特定相談支援事業者及び障害児相談支援事業者の指定に関すること。 （8） 障害児通所給付費に関すること。 （9） 障害児相談支援給付費に関すること。 (10) 精神障害者の保健及び福祉に関すること。 (11) 精神障害者の関係団体等に関すること。

区　分	1　身体障害者手帳の交付	所管係	庶務企画係

制　度　の　概　要

補装具、自立支援医療（更生医療）の給付、施設への入所等、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に定める各種の福祉サービスを受ける場合や、税の減免、旅客鉄道株式会社運賃の割引等の措置は身体障害者手帳を所持することが前提とされており、障害の程度によって１級から６級までに区分される。

交付決定機関：京都府　　申請と交付の窓口：市

根　拠　法　令　等

◇ 身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）
◇ 身体障害者福祉法施行令（昭和 25 年政令第 78 号）
◇ 身体障害者福祉法施行規則（昭和 25 年厚生省令第 15 号）

制　度　の　現　況

身体障害者手帳　交付台帳登載者状況　（各年度３月末現在）（単位：人）

項目＼年度	3	4	5	6	7
18 歳未満	116	117	115	114	115
18 歳以上	10,585	10,620	10,695	10,910	10,964
計	10,701	10,737	10,810	11,024	11,079

※　参考資料　京都府

身体障害者手帳交付者数

（資料：京都府提供）

（令和8年3月31日現在）

障害の種別	内訳	障害の程度別人員						
		1級	2級	3級	4級	5級	6級	合計
視覚障害	総数	202	255	33	59	99	37	685
	18歳未満	1	0	1	0	0	0	2
	18歳～64歳	40	49	6	9	18	6	128
	65歳以上	161	206	26	50	81	31	555
聴覚・平衡	総数	42	140	123	412	20	355	1,092
	18歳未満	1	8	1	1	0	6	17
	18歳～64歳	7	58	17	33	5	37	157
	65歳以上	34	74	105	378	15	312	918
音声・言語そしゃく	総数	12	15	64	45	0	0	136
	18歳未満	0	0	0	1	0	0	1
	18歳～64歳	2	3	6	28	0	0	39
	65歳以上	10	12	58	16	0	0	96
肢体不自由	総数	829	880	681	1,156	830	738	5,114
	18歳未満	36	14	9	9	3	1	72
	18歳～64歳	237	221	130	183	171	131	1,073
	65歳以上	556	645	542	964	656	606	3,969
肢体一般	総数	778	868	677	1,147	825	734	5,029
	18歳未満	24	13	8	8	2	1	56
	18歳～64歳	206	213	128	177	168	128	1,020
	65歳以上	548	642	541	962	655	605	3,953
脳原性運動障害	総数	51	12	4	9	5	4	85
	18歳未満	12	1	1	1	1	0	16
	18歳～64歳	31	8	2	6	3	3	53
	65歳以上	8	3	1	2	1	1	16
内部障害計	総数	1,720	49	534	1,749	0	0	4,052
	18歳未満	15	0	5	3	0	0	23
	18歳～64歳	300	12	72	334	0	0	718
	65歳以上	1,405	37	457	1,412	0	0	3,311
心臓	総数	1,111	20	389	1,310	0	0	2,830
	18歳未満	8	0	4	3	0	0	15
	18歳～64歳	127	0	47	262	0	0	436
	65歳以上	976	20	338	1,045	0	0	2,379
じん臓	総数	538	9	45	6	0	0	598
	18歳未満	1	0	0	0	0	0	1
	18歳～64歳	145	2	6	2	0	0	155
	65歳以上	392	7	39	4	0	0	442
呼吸器	総数	42	6	62	30	0	0	140
	18歳未満	4	0	0	0	0	0	4
	18歳～64歳	7	0	3	3	0	0	13
	65歳以上	31	6	59	27	0	0	123
ぼうこう又は直腸	総数	2	1	23	392	0	0	418
	18歳未満	0	0	1	0	0	0	1
	18歳～64歳	1	0	5	60	0	0	66
	65歳以上	1	1	17	332	0	0	351
小腸	総数	2	0	2	3	0	0	7
	18歳未満	0	0	0	0	0	0	0
	18歳～64歳	1	0	2	2	0	0	5
	65歳以上	1	0	0	1	0	0	2
免疫	総数	9	5	13	6	0	0	33
	18歳未満	0	0	0	0	0	0	0
	18歳～64歳	9	5	9	5	0	0	28
	65歳以上	0	0	4	1	0	0	5
肝臓	総数	16	8	0	2	0	0	26
	18歳未満	2	0	0	0	0	0	2
	18歳～64歳	10	5	0	0	0	0	15
	65歳以上	4	3	0	2	0	0	9
合計	総数	2,805	1,339	1,435	3,421	949	1,130	11,079
	18歳未満	53	22	16	14	3	7	115
	18歳～64歳	586	343	231	587	194	174	2,115
	65歳以上	2,166	974	1,188	2,820	752	949	8,849

区　分	2　療育手帳の交付	所管係	庶務企画係

制　度　の　概　要

知的障害児・者に対する各種の援助サービスを受けやすくするための手帳で、障害の程度によりA（重度）及びB（中度、軽度）に区分される。

交付決定機関：京都府（家庭支援総合センター）　　申請と交付の窓口：市

根　拠　法　令　等

◇ 療育手帳制度について（昭和48年9月27日厚生省発児第156号）

制　度　の　現　況

療育手帳の交付状況　　（各年度3月末現在）（単位：人）

項目＼年度		3	4	5	6	7
A	18歳未満	139	149	158	147	153
	18歳以上	606	623	637	664	678
B	18歳未満	364	375	364	368	386
	18歳以上	886	919	951	987	1,021
計		1,995	2,066	2,110	2,166	2,238

※　参考資料　京都府（家庭支援総合センター）

区　分	3　精神障害者保健福祉手帳の交付	所管係	庶務企画係

制　度　の　概　要

精神障害者等に対する各種の援助を受けやすくするための手帳で、障害の程度により1級から3級までに区分される。

交付決定機関：京都府（精神保健福祉総合センター）　　申請と交付の窓口：市

根　拠　法　令　等

◇ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）
◇ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）
◇ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則（昭和25年厚生省令第31号）

制　度　の　現　況

精神障害者保健福祉手帳　交付台帳登載者状況　　（各年度3月末現在）（単位：人）

項目＼年度	3	4	5	6	7
1級	87	97	96	112	114
2級	813	876	922	1,000	1,062
3級	782	861	911	976	1,043
計	1,682	1,834	1,929	2,088	2,219

※　参考資料　京都府（精神保健福祉総合センター）

区　分	4　自立支援医療費（精神通院）給付事業	所管係	庶務企画係

制　度　の　概　要

指定の医療機関への通院により精神障害の医療を受ける場合に、その医療費の給付を受けることができる。

交付決定機関：京都府精神保健福祉総合センター　　申請と交付の窓口：市

根　拠　法　令　等

◇　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）

制　度　の　現　況

自立支援医療費（精神通院）の状況　　（各年度 3 月末現在）

年度	3	4	5	6	7
人数（人）	3,520	3,653	3,842	3,906	4,069

※　参考資料　京都府精神保健福祉総合センター調

区　分	5　自立支援医療費（更生医療）給付事業	所管係	庶務企画係

制　度　の　概　要

身体障害者手帳の交付を受けた 18 歳以上の人が、身体の機能障害を除去、又は軽減する医療を指定の医療機関で受ける場合に、その医療費の給付を受けることができる。

財源の負担割合

区　分	負担割合
国	基準額の 1/2
府	基準額の 1/4
市	上記以外

根　拠　法　令　等

◇　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）

制　度　の　現　況

自立支援医療費（更生医療）の状況　　（各年度決算による）

年度	3	4	5	6	7
延件数（件）	10,720	10,925	10,843	10,909	10,711
扶助費（円）	274,357,401	288,848,355	268,425,329	275,518,211	248,200,735

区　分	6　自立支援医療特別対策医療費給付事業	所管係	庶務企画係

制　度　の　概　要

身体障害者手帳3級所持者で、自立支援医療（更生医療）や福祉医療等の対象とならない者が、在宅酸素療法やストーマ周辺の感染防止等の治療を行う場合、その医療費の給付を受けることができる。

財源の負担割合

区　分	負担割合
府	1/2
市	1/2

根　拠　法　令　等

◇ 宇治市障害者自立支援医療費特別対策事業実施要項

制　度　の　現　況

自立支援特別対策医療費の状況（平成20年1月より実施）

年　　度	3	4	5	6	7
延件数（件）	177	137	159	149	164
扶助費（円）	1,384,667	1,505,300	1,888,453	1,730,729	1,733,210

区　分	7　補装具の交付及び修理事業	所管係	庶務企画係

制　度　の　概　要

補装具は、身体障害児・者の失われた身体機能を補完するために用いられる用具であり、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に基づき、申請手続を受けて補装具の交付及び修理等の給付を行う。

(1)補装具の種類

① 視覚障害者用　　視覚障害者用安全つえ、義眼、眼鏡
② 聴覚障害者用　　補聴器
③ 音声、言語機能障害者用　　重度障害者用意思伝達装置
④ 肢体不自由者用　　義肢、装具、姿勢保持装置、車いす、電動車いす、歩行器

(2)財源の負担割合

区　分	負担割合
国	基準額の1/2
府	基準額の1/4
市	上記以外

根　拠　法　令　等

◇ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）

制　度　の　現　況

件数および負担額の状況　　（各年度決算による）

年度		3	4	5	6	7
障害者	交付修理件数（件）	347	370	366	429	329
	扶助費（円）	29,136,709	29,149,511	28,212,436	41,129,995	33,656,590
障害児	交付修理件数（件）	110	110	121	129	108
	扶助費（円）	14,348,521	21,015,439	20,210,145	23,222,347	22,474,531

※　重複利用者総合上限事業分は除く

区　分	**8　特別障害者手当の支給**	所管係	庶務企画係

制　度　の　概　要

心身の重度の障害のため、日常生活において常時、特別の介護を要する 20 歳以上の在宅重度障害者に手当を支給し、重度障害者の福祉の向上を図る。

(1) 支給額
1 人月額　　29,590 円（令和 7 年度）

(2) 支給要件
国が定めた重度の障害が、2 つ以上重複してある場合

(3) 支給制限
① 障害者支援施設等に入所した時
② 病院又は診療所等に継続して 3 か月を越えて入院した時
③ 該当者及びその世帯の所得が一定の基準を超えた時

(4) 支給月
2 月、5 月、8 月、11 月

(5) 財源の負担割合

区　分	負担割合
国	3/4
市	1/4

根　拠　法　令　等

◇ 国民年金法等の一部を改正する法律（昭和 60 年法律第 34 号）
◇ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和 39 年法律第 134 号）
◇ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令の一部を改正する政令（昭和 60 年政令第 323 号）
◇ 福祉手当の支給に関する省令の一部を改正する省令（昭和 60 年厚生省令第 49 号）

制　度　の　現　況

特別障害者手当の支給件数及び受給額の状況　（各年度決算による）

年度	3	4	5	6	7
件数（件）	4,077	3,857	3,693	3,673	3,650
金額（円）	111,505,950	105,329,150	102,896,700	105,401,280	107,548,250

区　分	**9　経過的福祉手当の支給**	所管係	庶務企画係

制　度　の　概　要

在宅重度障害者に対する福祉の援護の一環として、旧制度である「福祉手当」の受給者のうち、特別障害者手当及び障害基礎年金のいずれも受給できない重度障害者に対し、経過的措置として手当を支給し、重度障害者の福祉の向上を図る。

(1) 支給額
1 人月額　　16,100 円（令和 7 年度）

(2) 支給要件
① 昭和 61 年 3 月 31 日現在 20 歳以上の者
② 昭和 61 年 1 月 1 日現在従来の福祉手当受給資格者

(3) 支給制限
① 該当者及びその世帯の所得が一定の基準を超えた時
② 障害を理由として年金等の給付を受けた時

(4) 支給月
2 月、5 月、8 月、11 月

(5) 財源の負担割合

区　分	負担割合
国	3/4
市	1/4

根　拠　法　令　等

◇　特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和 39 年法律第 134 号）
◇　国民年金法等の一部を改正する法律（昭和 60 年法律第 34 号）

制　度　の　現　況

経過的福祉手当の支給件数及び支給額状況　（各年度決算による）

年度	3	4	5	6	7
件数（件）	36	36	30	15	6
金額（円）	535,680	534,780	454,380	233,470	95,780

区　分	**10　障害児福祉手当の支給**	所管係	庶務企画係

制　度　の　概　要

在宅重度障害児に対する福祉援護の一環として、旧制度である「福祉手当」の受給相当者のうち、日常生活において常時の介護を要する 20 歳未満の在宅重度障害児に手当を支給し、重度障害児の福祉の向上を図る。

(1) 支給額
　1 人月額　　16,100 円（令和 7 年度）
(2) 支給要件
　身体又は精神（知的障害を含む）に重度の障害があるため日常生活において常時介護を必要とする 20 歳未満の在宅の重度障害児
(3) 財源の負担割合

区　分	負担割合
国	3/4
市	1/4

根　拠　法　令　等

◇　特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和 39 年法律第 134 号)

制　度　の　現　況

障害児福祉手当の支給件数及び支給額の状況　（各年度決算による）

年度	3	4	5	6	7
件数（件）	2,400	2,502	2,496	2,480	2,474
金額（円）	35,712,000	37,167,390	37,836,680	38,718,500	39,662,480

区　分	**11　特別児童扶養手当の進達**	所管係	庶務企画係

制　度　の　概　要

身体・知的・精神に中程度以上の障害のある 20 歳未満の児童を家庭で養育する父母等の保護者に、児童の福祉の増進を図ることを目的として支給される「特別児童扶養手当」に関して、関係書類の受付・進達等の事務を執り行う。

※　決定・支給は府において行われる。所得制限あり。

(1) 手当額

①　重度障害者（1 級）　　児童 1 人につき　　月額　　56,800 円（令和 7 年度）
②　中度障害者（2 級）　　児童 1 人につき　　月額　　37,830 円（令和 7 年度）

(2) 支給月

4 月、8 月、12 月（ただし、12 月分は 11 月）の 3 期で前月分まで支給

根　拠　法　令　等

◇ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和 39 年法律第 134 号）
◇ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令（昭和 50 年政令第 207 号）
◇ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行規則（昭和 39 年厚生省令第 38 号）

制　度　の　現　況

特別児童扶養手当認定対象児童数　　（各年度 3 月末現在）（単位：人）

年度	3	4	5	6	7
1 級認定対象児童	197	190	195	198	205
2 級認定対象児童	521	541	548	535	545
計	718	731	743	733	750

※　京都府調

※　所得制限等により支給停止中を含む

区　分	**12　軽・中等度難聴児支援事業**	所管係	庶務企画係

制　度　の　概　要

身体障害者手帳の対象とならない軽度・中等度の難聴児(両耳の聴力が 30～70dB 程度)に対し、補聴器の購入等の費用を助成することで、健全な育成を支援する。

(1) 補聴器の種類

①　高度難聴用ポケット型
②　高度難聴用耳かけ型
③　①・②以外の型式で医師が必要と認めた補聴器

(2) 財源の負担割合

区　分	負担割合
府	1/3
市	1/3
申請者	1/3

根　拠　法　令　等

◇ 宇治市軽度・中等度難聴児支援事業実施要項

制　度　の　現　況

件数および負担額の状況　（年度決算による）

年度	3	4	5	6	7
交付修理件数(件)	9	7	6	3	6
扶助費（円）	462,723	401,771	343,422	153,965	221,276

区　分	**13　身体障害者手帳等交付申請用診断書料助成**	所管係	社会参加推進係

制　度　の　概　要

身体障害者手帳等の交付（再交付）を申請する際に必要な診断書料を助成する。

(1)助成額
　限度額　　1 件につき　2,000 円

(2)財源の負担割合
　平成 19 年度以降市単独事業

根　拠　法　令　等

◇ 宇治市身体障害者手帳等交付申請用診断書料助成事業実施要綱（昭和 57 年宇治市告示第 24 号）

制　度　の　現　況

診断書料助成件数及び助成額の状況　（各年度決算による）

年度	3	4	5	6	7
件数（件）	1,333	1,253	1,254	1,372	1,431
扶助費（円）	2,693,220	2,543,500	2,558,100	2,826,000	2,898,000

※　精神障害者保健福祉手帳分を含む。

区　分	14　補助犬飼育費用助成事業	所管係	社会参加推進係

制　度　の　概　要

補助犬を使用して社会生活活動を行っている障害者に対し、自立と社会参加を促進し、その福祉の増進を図るため、補助犬の飼育費の一部について助成金を交付する。

平成 9 年度新設

(1) 助成金額　　月額　4,000 円

(2) 財源の負担割合　　市単独事業

根　拠　法　令　等

◇　宇治市身体障害者補助犬飼育費用助成金交付要項

制　度　の　現　況

利用の状況　　（各年度決算による）

年度	3	4	5	6	7
件数（件）	0	0	0	0	0
扶助費（円）	0	0	0	0	0

区　分	15　福祉電話使用料の助成	所管係	社会参加推進係

制　度　の　概　要

福祉電話の貸与を受けた身体障害者に対し福祉電話の基本料金と通話料 300 円（月額）の助成を行う。

財源の負担割合　　市単独事業

根　拠　法　令　等

◇　宇治市身体障害者福祉電話電話料助成金支給規則（昭和 56 年宇治市規則第 32 号）

制　度　の　現　況

福祉電話貸与台数及び扶助額の状況　　（各年度決算による）

年度	3	4	5	6	7
電話（台）	10	6	6	6	6
扶助費（円）	226,930	165,490	150,243	141,840	141,840

区　分	16　重度身体障害者緊急通報装置貸与事業	所管係	社会参加推進係

制　度　の　概　要

重度身体障害者が、急に体の具合が悪くなったとき等に、ボタンを押すだけで協力者に連絡がとれるように、緊急発信装置付電話を貸与する。

根　拠　法　令　等

◇ 宇治市重度障害者緊急通報装置貸与事業実施要綱（平成 6 年宇治市告示第 75 号）

制　度　の　現　況

緊急通報装置貸与の状況　（各年度決算による）

年度	3	4	5	6	7
延件数（件）	5	4	6	5	5
扶助費（円）	0	5,720	19,358	0	9,103

区　分	17　障害者住宅改修助成事業	所管係	社会参加推進係

制　度　の　概　要

障害者の日常生活を容易にするため、障害者又はその者と同居する家族が住宅の改修等を行う場合に、経費の助成を行う。

(1) 対象者
① 身体障害者手帳の等級が 1 級もしくは 2 級である在宅の重度身体障害又はその者と同居する家族
② 療育手帳の障害の程度が A の判定を受けた在宅の重度知的障害者又はその者と同居する家族

(2) 対象となる工事等
① 介護保険による住宅改修に対しての追加助成（対象者①）
② 日常生活用具給付による住宅改修に対しての追加助成（対象者①）
③ ①、②に該当しない重度身体障害者（上肢・内部障害者は医師の意見書が必要）（対象者①）
④ 重度知的障害者に対しての特殊便器（日常生活用具）の取り付け工事（対象者②）
⑤ リフト、階段昇降機、エレベーター等の設置工事（対象者①・②）

①、②、③の対象工事
ア　手すりの取り付け　　イ　段差の解消　　ウ　滑り防止・移動の円滑化
エ　引き戸等への扉の取り替え　オ　和式便器を洋式便器に取り替え　カ　ア～オの付帯工事

(3) 助成額
● ①・②は、10 万円を限度とする。
● ③・④は、30 万円を限度とする。
● ⑤は、費用の 1/2。但し 30 万円を限度とする。
※ すべての助成において所得制限有り（対象者の属する世帯の市民税所得割の額が 23 万 5 千円未満の世帯であること）。
※ 一部自己負担有り。

(4) 財源の負担割合
市単独事業

根 拠 法 令 等

◇ 宇治市障害者住宅改修助成事業実施要項

制 度 の 現 況

助成の状況 （各年度決算による）

年度	3	4	5	6	7
件数（件）	15	11	14	14	13
扶助費（円）	1,926,000	1,678,945	1,546,000	1,889,350	1,744,000

区 分	18 身体障害者等の府営住宅への優先入居	所管係	社会参加推進係

制 度 の 概 要

1～4 級の身体障害者、中・重度の知的障害者、1～3 級の精神障害者が属する世帯で、著しく住宅の確保に困窮する世帯は、府営住宅優先入居者募集があったとき、優先入居（戸数枠あり）の申請ができる。

根 拠 法 令 等

◇ 公営住宅法（昭和 26 年法律第 193 号）
◇ 心身障害者世帯向公営住宅の建設等について（昭和 46 年 4 月 1 日建設省住総発第 51 号）

区 分	19 有料道路通行料金及び一般自動車道使用料金の割引制度	所管係	社会参加推進係

制 度 の 概 要

身体障害者が自ら自動車を運転する場合、又は重度の身体障害者若しくは重度の知的障害者が乗車し、その移動のために介護者等が自動車を運転する場合、有料道路の通行料金の 5 割が減額される。
市は障害者手帳に必要事項の記入をする。また、ETC 利用対象者証明書を発行する。

事業主体 西日本高速道路株式会社等

根 拠 法 令 等

◇ 障害者に対する有料道路通行料の割引措置について
（平成 15 年 10 月 30 日 国道有第 52 号国土交通省道路局長通知）

区　分	**20　身体障害者用車椅子貸与事業**	所管係	社会参加推進係

制　度　の　概　要

車椅子の一時使用が必要と認められる身体障害者に対し、車椅子を貸与する。

財源の負担割合　　市単独事業

根　拠　法　令　等

◇ 宇治市身体障害者用車椅子貸与事業運営要綱（昭和 52 年宇治市告示第 77 号）

区　分	**21　身体障害者・知的障害者・精神障害者に対する NHK 放送受信料の減免**	所管係	社会参加推進係

制　度　の　概　要

NHK 放送受信料（衛星放送を含む）が減免される。

(1) 全額免除
身体障害者、知的障害者又は精神障害者のいる世帯で、かつ世帯員全員が非課税の場合。

(2) 半額免除
世帯主が、視覚障害者又は聴覚障害者あるいは、身体障害者（1・2 級）、知的障害者（A）、精神障害者（1 級）である場合。

根　拠　法　令　等

◇ 日本放送協会受信料の免除基準（昭和 43 年 4 月 1 日公告）

区　分	**22　各種団体への補助**	所管係	社会参加推進係

制　度　の　概　要

障害者の自立、社会参加を促進し、障害のある方が構成する団体を育成するため、各団体（宇治市身体障害者福祉協議会、宇治市肢体障害者協会、宇治市視覚障害者協会、宇治市ろうあ協会及び宇治市中途失聴・難聴者協会）の年間を通じた活動に対して補助を行う。

財源の負担割合　　市単独事業

根　拠　法　令　等

◇ 宇治市補助金等交付規則（昭和 48 年宇治市規則第 19 号）

制　度　の　現　況

補助金交付の状況　（各年度決算による）（単位：円）

区分＼年度	3	4	5	6	7
宇治市身体障害者福祉協議会	282,901	547,521	547,521	547,521	600,000
宇治市肢体障害者協会	370,000	370,000	370,000	370,000	370,000
宇治市視覚障害者協会	360,000	360,000	360,000	360,000	360,000
宇治市ろうあ協会	290,000	290,000	290,000	290,000	590,000
宇治市中途失聴・難聴者協会	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000

区　分	**23　社会参加促進事業**	所管係	社会参加推進係

制　度　の　概　要

障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、自動車運転免許の取得、自動車の改造に要した経費・費用を助成する。

財源の負担割合

区　分	負担割合
国	基準額の 1/2
府	基準額の 1/4
市	上記以外

根　拠　法　令　等

◇ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）
◇ 地域生活支援事業の実施について（平成 18 年 8 月 1 日障発第 0801002 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）
◇ 宇治市障害者自動車運転免許取得教習費助成金交付要項
◇ 宇治市身体障害者自動車改造助成事業実施要項

制　度　の　現　況

(1) 障害者自動車運転免許取得教習費助成事業

障害者の就労の促進を図るため、自動車運転免許を取得した障害者に対し、免許取得に要した教習費を助成する。所得制限あり。

① 免許の種類

第 1 種普通自動車免許

② 助成額

教習費の 3 分の 2 以内で 10 万円を限度とする。

③　対象者

身体障害者手帳及び療育手帳並びに精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者であって、求職中である者。

④　助成の状況　（各年度決算による）

年度	3	4	5	6	7
件数（件）	0	0	0	2	1
扶助費（円）	0	0	0	200,000	100,000

(2) 身体障害者用自動車改造費助成事業

身体障害者手帳の交付を受けている重度の上下肢又は体幹機能障害者であり、就労等に伴い自らが所有し運転する自動車の操向装置及び駆動装置等の一部を改造する必要がある者に、その経費を助成する。所得制限あり。

①　助成額

100,000 円を限度とする。

②　対象者

障害の区分	障害の等級
上肢機能障害	1 級から 3 級までの各級
下肢機能障害	1 級から 4 級までの各級
体幹機能障害	1 級から 3 級までの各級

③　助成の状況　（各年度決算による）

年度	3	4	5	6	7
件数（件）	2	3	1	5	3
扶助費（円）	200,000	300,000	100,000	500,000	300,000

区　分	**24　障害者意思疎通支援事業**	所管係	社会参加推進係

制　度　の　概　要

聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある障害者等に、手話通訳等の方法により、障害者等とその他の者の意思疎通を仲介する手話通訳者等の派遣を行い、意思の疎通の円滑化を図ることを目的とする。

財源の負担割合

区　分	負担割合
国	基準額の 1/2
府	基準額の 1/4
市	上記以外

根　拠　法　令　等

◇ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）
◇ 地域生活支援事業の実施について（平成 18 年 8 月 1 日障発第 0801002 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）
◇ 宇治市要約筆記者派遣事業実施要綱（昭和 62 年宇治市告示第 55 号）
◇ 宇治市手話通訳者派遣事業実施要綱（昭和 57 年宇治市告示第 48 号）

制　度　の　現　況

(1) 要約筆記者派遣事業

聴覚障害者が社会参加のために円滑な意思疎通を図る上で支障がある場合に、要約筆記者を派遣する。

要約筆記派遣対象は、次に掲げる場合において、要約筆記によるほかに適当な意思疎通の方法が得られないときに限る。

① 公的機関主催の講演、講座等に参加する場合
② 宇治市難聴者協会その他の福祉関係団体主催の会議等に参加する場合
③ 医療機関において、診療を受け、又は相談する場合
④ 冠婚葬祭、自治会における活動その他の社会活動を営む場合
⑤ その他市長が必要と認める場合

派遣件数及び派遣事業費の状況　（各年度決算による）

年度	3	4	5	6	7
派遣件数（件）	292	402	497	394	418
派遣事業費（円）	1,058,460	1,631,700	1,889,980	1,619,050	1,830,980

(2) 手話通訳者の派遣事業

聴覚障害者が、公的機関や医療機関等におもむくことが不可欠の時において、適当な付き添いが得られないため円滑な意思の疎通を図る上で支障がある場合に、手話通訳者を派遣する。

派遣件数及び派遣事業費の状況　（各年度決算による）

年度	3	4	5	6	7
派遣件数（件）	248	263	261	250	327
派遣事業費（円）	738,790	788,080	786,873	803,540	1,057,690

区　分	**25　宇治市手話通訳職員派遣事業**	所管係	社会参加推進係

制　度　の　概　要

聴覚・言語障害者がその日常生活を営むうえでコミュニケーション等に関して著しい支障が生じる場合に、当該聴覚・言語障害者に対して、本市の手話通訳職員を派遣する。

財源の負担割合　　市単独事業

根　拠　法　令　等

◇ 宇治市手話通訳職員派遣要綱（昭和 57 年宇治市告示第 47 号）

区　分	26　日常生活用具給付事業	所管係	社会参加推進係

制　度　の　概　要

在宅の重度障害児･者に対し、日常生活の便宜を図るため特殊便器、特殊マット、特殊寝台等の日常生活用具の給付及び貸与を行う。

(1) 給付

特殊便器、特殊マット、特殊寝台、点字器、収尿器、歩行補助つえ、頭部保護帽、ストーマ装具（尿路系、消化器系）等

(2) 貸与

福祉電話

(3) 財源の負担割合

区　分	負担割合
国	基準額の 1/2
府	基準額の 1/4
市	上記以外

根　拠　法　令　等

◇ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）
◇ 宇治市障害者等日常生活用具給付等事業実施要項

制　度　の　現　況

日常生活用具給付の状況（延べ件数）　（単位：件）

年度	3	4	5	6	7
身体障害者	4,966	4,692	4,838	4,847	4,422
身体障害児	399	399	327	326	299
扶助費（円）	60,023,894	57,533,251	57,960,197	58,701,296	53,713,522

区　分	**27　障害者文化芸術活動振興事業**	所管係	社会参加推進係

制　度　の　概　要

障害者の作品を発表する機会を創出し、魅力発信や多分野連携による取組を通じて、文化芸術活動の充実及び社会参加の促進を図る。

根　拠　法　令　等

◇ 障害者による文化芸術活動の推進に関する法律（平成 30 年法律第 47 号）

区　分	**28　生活支援事業**	所管係	社会参加推進係 福祉サービス係

制　度　の　概　要

障害者等に対し、日常生活上必要な訓練・指導等、本人活動支援などを行うことにより、生活の質的向上を図り、社会復帰を促進することを目的とする。

財源の負担割合

区　分	負担割合
国	基準額の 1/2
府	基準額の 1/4
市	上記以外

根　拠　法　令　等

◇ 地域生活支援事業の実施について（平成 18 年 8 月 1 日障発第 0801002 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）

制　度　の　現　況

(1) 中途失明者点字講習会事業

宇治市視覚障害者協会に委託し、中途失明者を対象に点字講習会を行う。

実施の状況

年度	3	4	5	6	7
開催延回数（回）	48	48	42	54	71
事業費（円）	298,000	298,000	136,000	162,000	213,000

(2) 障害者音訳事業

宇治リーディングボランティアに委託し、視覚障害者等に対し市政情報を周知するため、市の施策に関する内容の音訳・録音等を行う。

(3) 精神障害者社会復帰集団指導事業

回復途上にある在宅の精神障害者に対して、作業能力や生活能力を高め、社会生活への適応が図れるように、次の各号を実施する。

① 再発防止
② 対人関係の改善
③ 家庭・地域社会への適応
④ 日常生活能力等の獲得
⑤ 仲間作りを目標として指導及び訓練

利用の状況　（単位：人）

年度	3	4	5	6	7
登録数	6	5	4	4	4
利用延人数	133	157	130	142	127

区　分	**29　介護給付・訓練等給付等**	所管係	福祉サービス係

制　度　の　概　要

障害者及び障害児が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスの給付を行う。

サービスの種類及び給付内容

(1)訪問系サービス

① （介護給付）居宅介護・ホームヘルプ
自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行う。

② （介護給付）重度訪問介護
重度の障害があり、常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行う。

③ （介護給付）行動援護
知的障害や精神障害により行動上著しい困難を有する障害者が行動するときに生じる危険を回避するために必要な支援を行う。

④ （介護給付）重度障害者等包括支援
常時介護が必要な人の中でも介護の必要性が極めて高いと認められる人に、居宅介護をはじめ複数のサービスを包括的に行う。

⑤ （介護給付）同行援護
視覚障害により移動に著しい困難を有する人に対し、移動の援護、外出に伴う視覚的情報の支援、その他外出の際に必要となる援助を行う。

(2)日中系サービス

① （介護給付）療養介護
常時医療と介護を必要とする人を対象に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護等を行う。

② （介護給付）生活介護
常時介護を必要とする人を対象に、昼間、入浴や排せつ、食事の介護、創作活動または生産活動の機会を提供する。

③ （介護給付）短期入所・ショートステイ
介護者が病気等の場合、短期間、夜間を含め施設で入浴、排せつ、食事の介護等を行う。

(3)訓練・就労系サービス

① （訓練等給付）自立訓練/機能訓練・生活訓練
自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、一定期間、身体機能や生活能力向上のために必要な訓練等を行う。

② （訓練等給付）就労移行支援
一般就労を希望する人を対象に、一定期間、就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練を行う。

③ （訓練等給付）就労継続支援/A 型＝雇用型、B 型＝非雇用型
一般就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う。

④ （訓練等給付）就労定着支援
就労移行支援等の利用後、一般企業に雇用された障害者の就労の継続を図るために、相談、指導及び助言等の支援を行う。

⑤ （訓練等給付）自立生活援助
居宅における自立した日常生活を営む上での各般の問題につき、訪問、相談対応及び連絡調整等を行うことで自立した日常生活のための環境整備に必要な援助を行う。

(4)居住系サービス

① （介護給付）施設入所支援
施設入所者に対し、夜間、入浴、排せつ、食事の介護等のサービスを提供する。

② （訓練等給付）共同生活援助
夜間や休日に共同生活を営む住居で、相談や日常生活上の援助を行う。

根 拠 法 令 等

◇ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）

制 度 の 現 況

(1)訪問系サービス （単位：時間）

年度 / 項目	3	4	5	6	7
居宅介護	80,285	85,657	96,998	116,607	131,209
重度訪問介護	87,578	122,418	157,421	206,834	252,311
行動援護	23,396	23,021	24,795	29,173	34,164
重度障害者等包括支援	0	0	0	0	0
同行援護	10,031	12,392	13,278	15,022	16,299

(2)日中活動系サービス （単位：日）

項目＼年度	3	4	5	6	7
療養介護	9,831	9,848	9,568	9,749	9,203
生活介護	101,312	102,008	101,302	101,163	105,587
短期入所	9,127	9,702	9,988	11,373	12,563

(3)訓練・就労系サービス （単位：日）

項目＼年度	3	4	5	6	7
自立訓練（機能訓練）	54	25	222	305	64
自立訓練（生活訓練）	6,213	6,256	6,871	6,958	8,431
就労移行支援	11,368	10,311	9,824	11,272	11,989
就労継続支援（A 型）	29,157	31,907	37,997	41,614	40,926
就労継続支援（B 型）	61,477	69,539	79,400	86,686	92,273
就労定着支援	355	388	405	421	583
自立生活援助	39	0	0	0	0

(4)居住系サービス （単位：日）

項目＼年度	3	4	5	6	7
施設入所支援	46,921	45,236	44,843	41,410	40,218
共同生活援助	52,707	56,086	66,629	73,709	75,412

区　分	30　障害児通所給付費	所管係	福祉サービス係

制　度　の　概　要

障害のある児童が、年齢や障害特性に応じた専門的な支援が受けられるよう、必要な通所サービスにかかる費用の給付を行う。

(1)財源の負担割合

区　分	負担割合
国	基準額の 1/2
府	基準額の 1/4
市	上記以外

(2)サービスの種類及び給付内容

① 児童発達支援
　日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他必要な支援を行う。

② 医療型児童発達支援
　医療の提供を必要とする児童に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他必要な支援を行う。

③ 放課後等デイサービス
　生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進、その他必要な支援を行う。

④ 保育所等訪問支援
　障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援、その他必要な支援を行う。

⑤ 居宅訪問型児童発達支援
　居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要支援を行う。

根　拠　法　令　等

◇ 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）

制　度　の　現　況

（単位：日）

項目＼年度	3	4	5	6	7
児童発達支援	14,338	16,389	16,575	20,995	22,754
医療型児童発達支援	234	83	0	0	0
放課後等デイサービス	51,915	59,117	64,739	71,585	79,117
保育所等訪問支援	128	223	309	318	378
居宅訪問型児童発達支援	106	101	230	198	158

区　分	31　福祉タクシー・ガソリン料金助成事業	所管係	福祉サービス係

制　度　の　概　要

外出困難な重度心身障害者の生活行動範囲の拡大及び社会参加の促進を図るため、タクシーの利用料金及び自動車の燃料費の一部を助成する。

助成の方法は、対象者の申請によりタクシー等利用券を交付することにより実施する。

※　昭和 59 年度にタクシー券の交付を開始し、令和 2 年度にガソリン券に拡充

(1) 対象者

① 視覚の障害程度が 1 級又は 2 級の者
② 下肢又は体幹の障害程度が 1 級、2 級又は 3 級の者
③ 心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸又は小腸の機能の障害程度が 1 級の者
④ 免疫、又は肝臓の機能の障害程度が 1 級又は 2 級の者
⑤ 療育手帳の障害の程度が A の者
⑥ 精神障害者保健福祉手帳の障害等級が 1 級の者（平成 21 年 4 月より）

(2) 交付

申請の日の属する月から当該年度分をまとめて交付する。

(3) 利用券

① タクシー　1 か月　100 円券　10 枚　〈年額　12,000 円〉
② ガソリン　1 か月　70 円券　10 枚　〈年額　8,400 円〉

(4) 財源の負担割合

市単独事業

根　拠　法　令　等

◇ 宇治市福祉タクシー等利用券交付事業実施要綱（令和 2 年宇治市告示第 52 号）

制　度　の　現　況

交付件数及び助成額　（各年度決算による）

年度	3	4	5	6	7
交付件数（件）	3,546	3,559	3,481	3,408	3,410
助成額（円）	28,558,780	28,103,840	27,760,450	27,356,740	27,231,980

区　分	32　障害者施設等通所交通費の助成	所管係	福祉サービス係

制　度　の　概　要

障害者施設等に通所する障害者に交通費の一部を助成する。

根　拠　法　令　等

◇ 宇治市障害者施設等通所交通費助成事業実施要項

制　度　の　現　況

助成の状況　（単位：円）

年　度	3	4	5	6	7
前期（4 月～9 月）	4,406,553	4,388,360	5,052,125	5,444,055	5,486,210
後期（10 月～3 月）	4,506,295	4,406,765	5,258,835	5,813,375	5,771,050
交通費助成額	8,912,848	8,795,125	10,310,960	11,257,430	11,257,260

区　分	33　障害者介護給付費等支給認定審査会	所管係	福祉サービス係

制　度　の　概　要

障害者等の介護給付費等の支給申請に対し、障害者等の障害支援区分に関する審査及び判定を行う。

財源の負担割合　　市単独事業

根　拠　法　令　等

◇ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）
◇ 宇治市障害者介護給付費等支給認定審査会の委員の定数等を定める条例（平成 18 年宇治市条例第 8 号）
◇ 宇治市障害者介護給付費等支給認定審査会規則（平成 18 年宇治市規則第 28 号）

制　度　の　現　状

審査件数　（各年度決算による）（単位：件）

年度	3	4	5	6	7
件数(宇治田原町分含む)	567	488	516	664	560

区　分	34　重度身体障害者訪問入浴サービス事業	所管係	福祉サービス係

制　度　の　概　要

在宅の重度の身体障害者を介護する者の負担を軽減するため、移動入浴車により家庭を訪問し、入浴サービスを行う。

財源の負担割合

区　分	負担割合
国	基準額の 1/2
府	基準額の 1/4
市	上記以外

根　拠　法　令　等

◇ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）
◇ 宇治市身体障害者訪問入浴サービス事業実施要項

制　度　の　現　況

利用の状況　（各年度決算による）

年度	3	4	5	6	7
利用者（人）	11	12	14	15	17
利用回数（回）	402	419	482	439	405
事業費（円）	4,019,520	4,187,000	4,813,880	4,380,520	5,322,546

区　分	35　障害者生活支援センター運営事業	所管係	福祉サービス係

制　度　の　概　要

福祉サービス等の利用に関する相談や情報提供、社会資源を活用する支援等を行う障害者生活支援センターを運営し、障害者やその家族の地域における生活を支援する。
平成 17 年度に五ケ庄にて開設、令和 6 年 11 月に伊勢田町にて開設

財源の負担割合　　市単独事業

根　拠　法　令　等

◇ 市町村障害者生活支援事業の実施について（平成 8 年 5 月 10 日社援更第 133 号厚生省社会・援護局長通知）
◇ 宇治市障害者生活支援センター運営事業実施要項

制　度　の　現　況

利用の状況

年度	3	4	5	6	7
相談件数（件）	6,569	7,209	4,170	4,915	4,434

区　分	36　障害者移動支援事業	所管係	福祉サービス係

制　度　の　概　要

屋外での移動が困難な障害者等に対し、地域における自立生活及び社会参加を促すことを目的に、外出のための支援を個別的に行う。

(1) 対象者
① 車いすを常用している肢体障害児・者（電動車いすを含む）
② 知的障害児・者
③ 精神障害児・者

(2) 財源の負担割合

区　分	負担割合
国	基準額の 1/2
府	基準額の 1/4
市	上記以外

根　拠　法　令　等

◇ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）
◇ 地域生活支援事業の実施について（平成 18 年 8 月 1 日障発第 0801002 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）
◇ 宇治市障害者等移動支援事業実施要項

制　度　の　現　況

利用時間　（各年度決算による）（単位：時間）

年度	3	4	5	6	7
時間	23,817	24,659	26,262	28,756	30,485

区　分	37　日中一時支援事業	所管係	福祉サービス係

制　度　の　概　要

障害者等の日中における活動の場を確保し、障害者等の家族の就労支援及び障害者等を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的に支援を行う。

財源の負担割合

区　分	負担割合
国	基準額の 1/2
府	基準額の 1/4
市	上記以外

根　拠　法　令　等

◇ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）
◇ 地域生活支援事業の実施について（平成 18 年 8 月 1 日障発第 0801002 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）
◇ 宇治市障害者等日中一時支援事業実施要項

制　度　の　現　況

(1) 障害者日中一時支援事業

障害者等の日中における活動の場を確保し、障害者等の家族の就労支援及び障害者等を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的に、見守り、社会に適応するための日常的な訓練その他の支援を行う。

利用の状況　（単位：時間）

年度	3	4	5	6	7
時間	86,098	88,450	86,431	79,625	77,143

(2) 心身障害者介護支援（レスパイトサービス）事業

在宅の障害者を介護している保護者の負担軽減を図るため、一時的な休息を目的に介護等の支援を行う。

利用の状況

年度	3	4	5	6	7
利用回数（回）	1,730	1,952	2,019	1,687	1,340
補助金（円）	3,008,667	3,336,577	3,598,930	2,966,728	2,268,070

区　分	38　地域活動支援センター事業	所管係	福祉サービス係

制　度　の　概　要

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域活動支援センターに通所する障害者に対し、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進その他障害者が自立した日常生活及び社会生活を営むために必要な支援を行う。

財源の負担割合

区　分	負担割合
国	基準額の 1/2
府	基準額の 1/4
市	上記以外

根　拠　法　令　等

◇ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）
◇ 地域生活支援事業の実施について（平成 18 年 8 月 1 日障発第 0801002 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）

制　度　の　現　況

支援状況　　（各年度決算による）

年　　度	3	4	5	6	7
事業費（円）	14,376,656	13,400,422	12,565,860	11,971,688	12,412,340

こ　ど　も　福　祉　課

係	分掌事務
子育て企画係	（1） 子ども・子育て支援事業計画に関すること。 （2） 次世代育成支援対策行動計画に関すること。 （3） ファミリーサポートセンター事業に関すること。 （4） 地域子育て支援拠点事業に関すること。 （5） 児童虐待に関すること。 （6） 乳幼児健康支援一時預かり事業に関すること。 （7） 来庁者子育て支援コーナーに関すること。 （8） こどもショートステイ事業に関すること。 （9） 子ども・子育て支援情報発信事業に関すること。 (10) 子育て支援施策の調整に関すること。 (11) こども家庭相談に関すること。
児童給付係	（1） 児童手当に関すること。 （2） 児童扶養手当に関すること。 （3） 母子及び父子並びに寡婦福祉に関すること。 （4） 奨学金に関すること。 （5） 宇治市奨学資金に関すること。 （6） 入院助産施設及び母子生活支援施設に関すること。 （7） 関係団体の補助に関すること。 （8） 児童館に関すること。
学童保育係	（1） 育成学級指導員に関すること。 （2） 学童保育協力金の調定及び収納に関すること。 （3） 放課後児童健全育成事業に係る傷害保険に関すること。 （4） 児童の入退級に関すること。 （5） 育成学級の施設に関すること。 （6） その他放課後児童健全育成事業に関すること。

区　分	1　乳幼児健康支援一時預かり事業	所管係	子育て企画係

制　度　の　概　要

病気回復期等で集団保育が困難であり、保護者の勤務の都合等により家庭での保育が困難な児童に対して保育と看護を行うもので、平成 8 年 9 月から宇治病院（令和 2 年 3 月まで)、平成 14 年 11 月から浅妻医院、平成 27 年 7 月から宇治徳洲会病院で実施している。

根　拠　法　令　等

◇　宇治市乳幼児健康支援一時預かり事業実施要項（平成 8 年 9 月 3 日施行）

制　度　の　現　況

利用状況（延べ利用日数）　（各年度 3 月末現在）（単位：日）

区分＼年度	3	4	5	6	7
宇　治　病　院	－	－	－	－	－
浅　妻　医　院	131	217	460	482	631
宇治徳洲会病院	342	395	416	251	233
計	473	612	876	733	864

区　分	2　地域子育て支援拠点事業	所管係	子育て企画係

制　度　の　概　要

少子高齢化や家族規模の縮小、地域社会の変化など、子どもや子育てをめぐる環境が大きく変化する中で、家庭や地域における子育て機能の低下や子育て中の親の孤独感や不安感の増大等に対応するため、地域において子育て親子の交流等を促進する子育て支援拠点を設置することにより、地域の子育て支援機能の充実を図り、子育ての不安感等を緩和し、子どもの健やかな育ちを支援している。

実施施設として、市直営の西部地域子育て支援センター（小倉双葉園保育所内)、社会福祉法人に委託したげんきひろば（JR 宇治駅前市民交流プラザゆめりあ うじ内)、南部地域子育て支援センター（同胞こども園内)、東部地域子育て支援センター（なかよし保育園・分園「あいあい」内）及び北部地域子育て支援センター（パデシオン六地蔵フォレストタワー1 階)、NPO 法人に委託した「りぼん」（平和堂 100BAN 店 2 階)、「ぶんきょうにこにこルーム」（京都文教学園宇治キャンパス月照館 1 階)、「ひあにしおぐら」（小倉町南浦)、「toridori（トリドリ)」（アル・プラザ宇治東 2 階)、「ぽけっと」（伊勢田こども園ホール及び伊勢田町浮面）がある。

根　拠　法　令　等

◇　宇治市地域子育て支援拠点事業実施要項（平成 20 年 4 月 1 日施行）

区　分	3　ファミリー・サポート・センター	所管係	子育て企画係

制　度　の　概　要

保護者の就労と子育て等の両立を図るため、子育て等の援助を行いたい人と受けたい人を会員として組織化し、子育て等の援助活動を行うことで安心して働くことのできる環境づくりを支援するファミリー・サポート・センターを JR 宇治駅前市民交流プラザゆめりあ うじ内に設置し、会員登録の受付、援助活動の支援を行っている。

制　度　の　現　況

会員数及び利用件数　（各年度 3 月末現在）

区分＼年度	3	4	5	6	7
援助会員（人）	125	142	131	129	125
依頼会員（人）	1,108	1,114	1,069	1,058	1,004
両方会員（人）	13	11	11	11	12
計（人）	1,246	1,267	1,211	1,198	1,141
利用件数（件）	1,486	1,302	796	752	908

※　両方会員とは、援助会員であり、かつ依頼会員である会員をいう。

区　分	4　こどもショートステイ事業	所管係	子育て企画係

制　度　の　概　要

保護者が疾病や疲労等の理由により、家庭において児童を養育することが一時的に困難となった場合に、当該児童を実施施設において一定期間養育・保護を行うものとして平成 17 年度より実施。実施施設は、桃山学園、京都大和の家、和敬学園、平安養育院、メリーアティックボンド及びヴェインテの計 6 か所。

根　拠　法　令　等

◇　宇治市こどもショートステイ事業実施要項（平成 17 年 4 月 1 日施行）

制　度　の　現　況

利用状況（延べ利用日数）　（各年度 3 月末現在）

区分＼年度	3	4	5	6	7
利用日数（日）	51	54	86	137	116

区　分	5　子育て支援総合コーディネート事業	所管係	子育て企画係

制　度　の　概　要

子育て家庭への支援の充実を図るため、「来庁者子育て支援コーナー」に子育て支援総合コーディネーター（専門相談員）と保育士を配置し、本市独自の行政サービスである来庁者の子どもの一時預かり及び子ども・子育て支援新制度に基づいた利用者支援事業として子育て支援全般に関する相談を実施している。

根　拠　法　令　等

◇　宇治市来庁者子育て支援コーナー事業実施要項（平成 27 年 4 月 1 日施行）

制　度　の　現　況

利用状況（延べ利用人数）　（各年度 3 月末現在）

区分＼年度	3	4	5	6	7
預　か　り（人）	943	1,141	1,043	1,003	1,152
相　　談（人）	917	1,217	1,114	929	1,180

区　分	6　要支援児童等見守り強化事業	所管係	子育て企画係

制　度　の　概　要

児童虐待のリスクを軽減するため、地域の中で支援を必要とする子どものいる家庭を訪問し、食事の提供等により児童の現認、家庭との関係構築を行い児童虐待防止を図る。

根　拠　法　令　等

◇　宇治市要支援児童等見守り強化事業実施要項（令和 3 年 4 月 1 日施行）

制　度　の　現　況

利用状況（延べ利用日数）　（各年度 3 月末現在）

区分＼年度	3	4	5	6	7
訪 問 家 庭 数	68	35	32	23	36
対 象 児 童 数	129	66	65	51	79

区　分	7　子育て世帯訪問支援事業	所管係	子育て企画係

制　度　の　概　要

食事や生活環境が不適切な状態にある家庭、出産前において支援が特に必要な妊婦のいる家庭、ヤングケアラーのいる家庭などに対し、訪問支援員による家事・育児等の支援や助言等を行う。

根　拠　法　令　等

◇　宇治市子育て世帯訪問支援事業実施要項（令和 5 年 4 月 1 日施行）

制　度　の　現　況

利用状況（延べ利用日数）　　（3 月末現在）

区分＼年度	5	6	7
支援家庭数	7	25	13

区　分	8　児童手当の支給	所管係	児童給付係

制　度　の　概　要

家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資するため支給するもの。平成 22 年 4 月から平成 24 年 3 月までは「子ども手当」として同様の支給があった。

令和 4 年度 6 月分より支給対象外となる所得上限限度額が設けられた。

令和 6 年 10 月から制度改正により所得制限が撤廃され、高校生年代まで支給対象が拡大、第 3 子以降加算 30,000 円、支給日が年 3 回から年 6 回（偶数月）に変更された。

(1)　主な支給要件

①　日本国内に住所を有すること

②　18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある児童（高校生年代の児童）を養育していること

③　児童が国内に居住していること（留学を除く）

(2)　支給額

支給対象となる児童		月　　額
0 歳～3 歳未満	第 1 子・第 2 子	15,000 円
	第 3 子以降	30,000 円
3 歳～高校生年代	第 1 子・第 2 子	10,000 円
	第 3 子以降	30,000 円

※児童数（第 1 子、第 2 子、第 3 子・・）は、22 歳到達後最初の 3 月までの児童数を数える。

(3) 財源の負担割合

支給対象となる児童		国	府	市
3歳未満	被用者	10/10	―	―
	非被用者	13/15	1/15	1/15
3歳以上	被用者	7/9	1/9	1/9
	非被用者			

※ 国には事業主負担分を含む

根拠法令等

◇ 児童手当法（昭和46年法律第73号）
◇ 児童手当法施行令（昭和46年政令第281号）
◇ 児童手当法施行規則（昭和46年厚生省令第33号）
◇ 児童手当の支払日に関する規則（昭和50年宇治市規則第10号）

制度の現況

児童手当支給状況　（各年度3月末現在）

区分＼年度	3	4	5	6	7
受給者数（人）	12,301	11,460	11,072	13,653	13,369
児童数（人）	20,392	19,012	18,282	23,144	22,599
支給額（円）	2,569,385,000	2,452,865,000	2,343,535,000	2,686,180,000	3,480,405,000

区分	9 児童扶養手当の支給	所管係	児童給付係

制度の概要

父母の離婚等で、父又は母と生計を同じくしていない児童等を養育する家庭（ひとり親家庭）の生活の安定と自立の促進に寄与し、児童の福祉の増進を図るため支給するもの。対象となる児童は、18歳に達する日以後最初の3月31日までの児童若しくは20歳未満の中程度以上の障害がある児童。

平成14年8月以降、府からの権限委譲により、市において審査・決定し支給。所得制限あり。

平成22年8月以降、父子家庭も支給の対象となった。

平成26年12月以降、公的年金等を受給している場合、年金額が児童扶養手当額より少額であれば、その差額が支給されるようになった。

平成28年8月以降、第2子以降の加算額が引き上げられた。また、加算額はこれまでの定額から所得に応じて支給額が逓減されるようになった。

平成30年8月以降、全部支給の所得制限限度額が引き上げられた。

令和元年11月以降、各奇数月に支払いがされるようになった。

令和3年3月以降、児童扶養手当の額が障害年金の子の加算部分の額を上回る場合、その差額が児童扶養手当として支給されるようになった。

令和6年11月以降、第3子以降の加算額が、第2子加算額と同額になった。また、受給資格者本人の所得制限限度額について、全部支給・一部支給ともに引き上げられた。

(1) 支給要件

次のいずれかに該当する児童について、父又は母等がその児童を監護し、かつ、生計を同じくしている場合に支給される。

① 父母が婚姻を解消した児童
② 父又は母が死亡した児童
③ 父又は母が一定程度の障害の状態にある児童
④ 父又は母の生死が明らかでない児童
⑤ その他（父又は母が 1 年以上遺棄している児童、父又は母が裁判所からの DV 保護命令を受けた児童、父又は母が 1 年以上拘禁されている児童、母が婚姻によらないで懐胎した児童など）

(2) 支給額

	全部支給	一部支給
第 1 子	48,050 円	48,040 円～11,340 円
第 2 子以降	11,350 円	11,340 円～ 5,680 円

※ 令和 8 年 4 月分より支給

(3) 支給月

奇数月にそれぞれ前月分までを支給する。

(4) 財源の負担割合

区 分	負担割合
国	1/3
市	2/3

根 拠 法 令 等

◇ 児童扶養手当法（昭和 36 年法律第 238 号）
◇ 児童扶養手当法施行令（昭和 36 年政令第 405 号）
◇ 児童扶養手当法施行規則（昭和 36 年厚生省令第 51 号）
◇ 児童扶養手当の支払日に関する規則（平成 14 年宇治市規則第 37 号）

制 度 の 現 況

児童扶養手当受給者数(全額支給停止者を含む)　（各年度 3 月末現在）

区分＼年度	3	4	5	6	7
受給者数（人）	1,560	1,527	1,497	1,438	1,391
対象児童数（人）	2,009	1,911	1,847	1,809	1,743
支 給 額（円）	708,093,130	669,706,310	656,500,820	660,996,970	677,187,360

区　分	10　入院助産制度	所管係	児童給付係

制　度　の　概　要

保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由で入院して出産することが困難な妊産婦に助産施設を提供し、出産に要した費用についてその経費を負担する。

(1) 入所措置対象者

次の①及び②の条件を共に満たしている人

ただし、生活保護世帯に属している人あるいは市町村民税非課税世帯に属している人は、下記にかかわらず対象とする。

① 前年分の市町村民税所得割額が 19,000 円以下の世帯に属していること

② 医療保険による出産に対する給付金（出産育児一時金）が、488,000 円以上支給されないこと

(2) その他

① 所得による階層区分により自己負担金がある。

② 助産施設が指定されている。

(3) 財源の負担割合

自己負担額を除いた額

区　分	負担割合
国	1/2
府	1/4
市	1/4

根　拠　法　令　等

◇ 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）

◇ 助産施設に関する規則（昭和 43 年宇治市規則第 23 号）

制　度　の　現　況

措置人員及び事業費の状況　　（各年度決算額）

区分＼年度	3	4	5	6	7
措置人員（人）	9	10	12	5	5
事業費（円）	8,008,978	6,197,553	6,120,321	2,471,943	2,596,074

区　分	11　奨学資金の貸与	所管係	児童給付係

制　度　の　概　要

勉学意欲がありながら経済的理由により修学が困難な人に奨学資金を貸与する。
奨学資金は、宇治市奨学資金及び宇治市篤志者奨学資金とする。（市単独事業）

(1) 制度を利用できる人
① 国・公・私立の高等学校、高等専門学校及び大学のいずれかに在学していること
② 保護者が宇治市内に在住していること
③ 学資の支出が困難であること（宇治市が定める所得基準以内）
④ 日本学生支援機構や他の奨学資金の貸付（給付）を受けていないこと

(2) 奨学資金の額
① 高等学校
ア　国公立　　月額　　6,600 円
イ　私立　　月額　　13,500 円
② 高等専門学校
ア　1～3 学年　　月額　　6,600 円
イ　4～5 学年　　月額　　12,000 円
③ 大学
ア　国公立　　月額　　21,000 円
イ　私立　　月額　　30,000 円

根　拠　法　令　等

◇ 宇治市奨学資金貸与条例（平成 17 年宇治市条例第 12 号）
◇ 宇治市奨学資金貸与条例施行規則（平成 17 年宇治市規則第 26 号）
◇ 宇治市篤志者奨学基金条例（昭和 54 年宇治市条例第 1 号）

制　度　の　現　況

貸与人数及び貸与額の状況　　（各年度決算額）

区分＼年度		3	4	5	6	7
貸与人数（人）	高等学校	0	0	0	0	0
	高等専門学校	0	0	0	0	0
	大学	0	0	0	0	0
	計	0	0	0	0	0
貸与額（円）		0	0	0	0	0

区　分	12　ひとり親家庭奨学金の進達	所管係	児童給付係

制　度　の　概　要

京都府内（京都市を除く）のひとり親家庭に対し、教育、養育等に要する経費の一部を助成することにより、ひとり親家庭の福祉を推進する目的で支給される。
進達事務のため、府において決定され、支給される。

(1) 支給対象者
母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和 39 年法律第 129 号）第 6 条第 1 項の規定による配偶者のない女子又は同条第 2 項に規定する配偶者のない男子であって、乳幼児、小学生、中学生を扶養している者又はこれに準じると知事が認める者。（20 歳未満で府の他の奨学金を受給している者を除く。）

(2) 支給額
① 乳幼児　1 人当り年額　11,000 円
② 小学生　1 人当り年額　21,500 円
③ 中学生　1 人当り年額　43,000 円
④ 高等学校入学支度金　45,000 円

根　拠　法　令　等

◇ ひとり親家庭奨学金等支給要綱（昭和 49 年京都府告示第 241 号）

制　度　の　現　況

受給状況　（各年度 3 月末現在）

区分＼年度	3	4	5	6	7
受給者数（人）	1,489	1,520	1,552	1,508	1,335

区　分	13　ひとり親家庭等福祉生活資金の貸付	所管係	児童給付係

制　度　の　概　要

宇治市に居住するひとり親家庭の父又は母及び児童等に、日常生活に緊急に必要とする生活資金を無利子で貸し付ける。（市単独事業）
（平成 17 年度より父子家庭も対象）

貸付の要件
① 貸付限度額　50,000 円以内
② 返 済 期 限　貸付の日から 1 年以内

根　拠　法　令　等

◇　宇治市ひとり親家庭等福祉生活資金貸付規則（昭和 41 年宇治市規則第 15 号）

制　度　の　現　況

貸付の状況　　（各年度決算額）

区分＼年度	3	4	5	6	7
貸付件数（件）	0	0	0	0	0
貸付金額（円）	0	0	0	0	0

区　分	**14　ひとり親家庭自立支援給付事業**	所管係	児童給付係

制　度　の　概　要

ひとり親家庭の親等の就業をより効果的に促進するため、資格取得のための費用等の一部を支給する。（平成 25 年度より父子家庭も対象）

対象者

宇治市内在住のひとり親家庭の親等で、本人の所得が児童扶養手当支給水準であること。

①　自立支援教育訓練給付金事業

ア　対象講座

雇用保険制度の教育訓練給付の指定講座（一般教育訓練・特定一般教育訓練・専門実践教育訓練）

イ　支給金額

教育訓練経費の 60%（12,001 円以上 200,000 円以下）

※ 専門実践教育訓練の場合は、400,000 円×修業年数に相当する額。最大 1,600,000 円

※ 雇用保険制度の一般教育訓練給付金の受給者は、教育訓練経費の 60%と一般教育訓練給付金受給額との差額を支給

②　高等職業訓練促進給付金事業

ア　対象資格（6 月以上のカリキュラムが対象）

看護師（准看護師を含む）、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士、理容師、美容師、調理師、歯科衛生士、歯科技工士、言語聴覚士、製菓衛生師、社会福祉士、システコシステムズ認定資格　等

イ　支給金額

- 訓練促進給付金
  非課税世帯：月額 100,000 円
  課税世帯：月額 70,500 円
  （修業期間の最後の 12 ヵ月は支給金額が増額）
- 修了支援給付金（卒業後に支給）
  非課税世帯：50,000 円
  課税世帯：25,000 円

ウ　支給期間

修学期間の全期間

※　ただし、上限 48 ヵ月（平成 31 年 4 月に修学中の者から適用）

③　高等学校卒業程度認定試験合格支援事業

ア　対象講座　高等学校卒業程度認定試験の合格を目指す講座

イ　支給金額（いずれも 4,000 円を超えない場合は対象外）

- 通信制の場合
  - ①受講開始時給付金　受講経費の 40%（上限 100,000 円）
  - ②受講修了時給付金　受講経費の 10%（①と合わせて上限 125,000 円）
  - ③合格時給付金　　受講経費の 10%（①②と合わせて上限 150,000 円）
- 通学又は通学及び通信制併用の場合
  - ①受講開始時給付金　受講経費の 40%（上限 200,000 円）
  - ②受講修了時給付金　受講経費の 10%（①と合わせて上限 250,000 円）
  - ③合格時給付金　　受講経費の 10%（①②と合わせて上限 300,000 円）

根　拠　法　令　等

◇　母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和 39 年法律第 129 号）
◇　母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令（昭和 39 年政令第 224 号）
◇　母子及び父子並びに寡婦福祉法施行規則（昭和 39 年厚生省令第 32 号）
◇　母子家庭自立支援給付金及び父子家庭自立支援給付金事業の実施について（平成 26 年 9 月 30 日雇児発 0930 第 3 号）
◇　ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業の実施について（平成 27 年 4 月 10 日雇児発 0410 第 5 号）
◇　宇治市ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金事業実施要項
◇　宇治市ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金事業実施要項
◇　宇治市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業実施要項

制　度　の　現　況

(1)　受給状況

①　自立支援教育訓練給付金事業　　（各年度決算額）

区分＼年度	3	4	5	6	7
支給件数（件）	8	4	5	6	7
支給額（円）	343,812	266,974	241,360	459,370	527,271

②　高等職業訓練促進給付金事業

区分＼年度	3	4	5	6	7
訓練促進給付金 支給件数（件）	14	13	13	13	10
修了支援給付金 支給件数（件）	6	4	5	4	6
支給額（円）	17,569,000	15,548,500	13,975,000	15,349,000	10,420,000

③　高等学校卒業程度認定試験合格支援事業

区分＼年度	3	4	5	6	7
支給件数（件）	1	1	0	0	0
支給額（円）	150,000	84,612	0	0	0

(2) 財源の負担割合

区　分	負担割合
国	3/4
市	1/4

区　分	15　宇治市奨学金返還支援制度	所管係	児童給付係

制　度　の　概　要

若年層の宇治市への定住促進、「子育てしやすいまちづくり」を目的に、日本学生支援機構等の奨学金の返還に対する支援金を最長 5 年間交付する。募集人数は 50 人/年。
子育て世帯を優先とし、対象年度に結婚や出産のライフイベントがあった年度は支援額を増額する。
（市単独事業）

(1) 対象者
以下のすべてに該当する人
① 申請する日の属する年の 3 月 31 日時点で満 35 歳未満であること
② 申請年度の 10 月 1 日時点で宇治市内に住所を有し、今後も引き続き 5 年以上宇治市内に居住する見込みであること
③ 宇治市奨学資金又は日本学生支援機構（第一種・第二種）の奨学金の貸与を受け、大学、高等専門学校、専修学校、大学院等を卒業後、当該奨学金を滞納なく返還していること
④ 就労していること（正規・非正規を問わない。ただし、公務員は除く）
⑤ 宇治市に納付すべき市税等を滞納していないこと
⑥ 申請年度の前年の合計所得金額が 276 万円以下であること
⑦ 宇治市暴力団排除条例に規定する暴力団員等ではないこと
⑧ 他の自治体による同様の返還支援を受けていないこと

(2) 返還支援の額
前年度 10 月から 1 年間の奨学金返還額の 1/2（85,000 円上限）
ライフイベント時は返還額の 3/4（130,000 円上限）

根　拠　法　令　等

◇　宇治市奨学金返還支援事業実施要項

制　度　の　現　況

区分＼年度	3	4	5	6	7
支援対象者数(人)	92	130	163	200	198
うち新規採用者数(人)	43	44	50	50	50
うち子育て世帯数(人)	11	17	30	36	37
うちライフイベント該当(人)	8	6	10	12	18
支援総額　（円）	8,014,188	11,098,792	14,068,210	17,029,314	17,424,239

※令和 2 年度制度開始

区　分	16　育成学級への入級	所管係	学童保育係

制　度　の　概　要

(1) 目　的

保護者の労働又は疾病等の理由により昼間保護者が不在となる児童を放課後組織的に指導し、児童の安全と心身の健全な育成を図る。

(2) 対象児童（令和 8 年 5 月 1 日現在）

宇治市立小学校（笠取小学校除く。）に在学する児童で、次の各号のいずれかに該当する者を対象とする。

① 保護者が、労働その他の事情により昼間不在である家庭の児童
② 保護者が、疾病又は看護のため家庭での適切な保護が受けられない児童
③ 保護者が、妊娠中又は出産後間もないため家庭での適切な保護が受けられない児童（概ね、産前・産後 8 週間）

(3) 学童保育協力金

当該事業に必要な経費の一部を保護者の所得に応じて負担。

根　拠　法　令　等

◇ 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）
◇ 宇治市放課後児童健全育成事業運営要綱（平成 15 年宇治市告示第 39 号）
◇ 宇治市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年宇治市条例第 28 号）

制　度　の　現　況

入級児童　　（各年 5 月 1 日現在）（単位：人）

項目＼年度	3	4	5	6	7	8
学校数	20	20	20	20	20	19
小学校在籍児童数 A	9,062	8,827	8,526	8,237	7,988	7,791
育成学級入級児童数 B	1,981	2,005	1,996	2,038	2,058	2,084
入級率（%）B/A	21.9	22.7	23.4	24.7	25.8	26.7

※小学校在籍児童数は、笠取小学校を除く(令和 7 年度以前は笠取小学校及び笠取第二小学校を除く)。

育成学級施設の現況

（令和８年５月１日現在）

学 級 名	学級数	定 員	児童数	施設区分		開設年度
				余裕教室	専用施設	
御蔵山育成学級	2	110	79		○	昭和 48 年　4 月
木　幡　〃	2	100	99	○		昭和 44 年　4 月
宇　治　〃	4	200	192	○		昭和 42 年　6 月
岡　屋　〃	2	100	94		○	昭和 49 年　4 月
南　部　〃	2	90	89		○	昭和 47 年　4 月
三室戸　〃	2	120	107		○	昭和 50 年　4 月
菟　道　〃	1	70	55	○		昭和 47 年　4 月
菟道第二　〃	4	180	150		○	昭和 43 年　4 月
神　明　〃	3	150	126		○	昭和 47 年　4 月
小　倉　〃	3	155	163	○	○	昭和 42 年　6 月
槇　島　〃	2	120	105		○	昭和 45 年　5 月
北槇島　〃	2	70	97	○	○	昭和 58 年　4 月
にしおぐら〃	4	165	153	○		令和 8 年　4 月
伊勢田　〃	2	100	129	○		昭和 49 年　4 月
平　盛　〃	2	80	33		○	昭和 50 年　4 月
西大久保　〃	2	80	89	○		昭和 46 年　4 月
大久保　〃	4	190	204		○	昭和 43 年　4 月
大　開　〃	2	100	105	○		昭和 51 年　4 月
笠取第二　〃	1	20	15	○		令和 7 年　9 月
合　計	46	2,200	2,084	10	11	

※　各育成学級は、小学校の余裕教室及び敷地内の専用施設で開設している。

保　育　支　援　課

係	分掌事務
計画係	（1） 民間保育所等の運営指導及び補助金に関すること。 （2） 特別保育事業に関すること。 （3） 幼保連携型認定こども園に関すること。 （4） 幼児教育・保育の無償化に関すること。 （5） 保育所等関係諸団体に関すること。 （6） 小学校就学前の子どもに対する保育に係る方針に関すること。
管理係	（1） 保育指導に関すること。 （2） 保育所予算に関すること。 （3） 保育所職員の人事、研修等に関すること。 （4） 保育所に係る会計年度任用職員の任用等に関すること。 （5） 給食指導に関すること。 （6） 調理指導に関すること。 （7） 保育所における保健衛生指導に関すること。 （8） 児童の健康管理及び安全対策に関すること。 （9） 独立行政法人日本スポーツ振興センターに関すること。 (10) 全国市長会学校災害賠償保険に関すること。 (11) 障害児保育に関すること。 (12) 保育所の整備協議及び施設の維持管理に関すること。 (13) 保育所等関係諸団体に関すること。 (14) 小学校就学前の子どもに対する保育に係る方針に関すること。
保育支援係	（1） 保育所等における保育の実施に関すること。 （2） 教育・保育給付認定（保育認定子どもに係るものに限る。）に関すること。 （3） 保育料に関すること。 （4） 民間保育所等の運営費及び施設型給付費に関すること。 （5） 幼児教育・保育の無償化に関すること。 （6） 保育所等関係諸団体に関すること。 （7） 小学校就学前の子どもに対する保育に係る方針に関すること。

区　分	1　保育所等への入所	所管係	保育支援係

制　度　の　概　要

保育所等（保育所、認定こども園（2 号・3 号認定分）、家庭的保育事業所、小規模保育事業所）への入所は、小学校就学前子ども（以下「児童」とする。）の保護者等のいずれもが次の各号のいずれかに該当することにより、当該児童を保育することができないと認められる場合に行うものとする。

① 1 日 4 時間以上かつ月 60 時間以上就労していること。
② 妊娠中であるか又は出産後間がないこと。
③ 疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有していること。
④ 同居の親族（長期間入院等をしている親族を含む。）を常時介護又は看護していること。
⑤ 震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること。
⑥ 求職活動（起業の準備を含む。）を継続的に行っていること。
⑦ 学校教育法に規定する学校等に在学していること、又は職業能力開発促進法に規定する職業訓練等を受けていること。
⑧ 児童虐待を行っている若しくは再び行われるおそれがあると認められること、又は配偶者からの暴力により児童の保育を行うことが困難であると認められること。
⑨ 育児休業等をする場合であって、当該保護者の当該育児休業に係る子ども以外の児童が、保育所等を利用しており、当該育児休業の間に保育所等を引き続き利用することが必要であると認められること。
⑩ 前各号に掲げるもののほか、それらに類するものとして市長が認める事由であること。

入所の決定は、保護者の申込みに基づき、保育を必要とする要件が高いと判断される児童から行っている。令和 7 年 4 月 1 日現在の保育所・認定こども園の施設数及び入所定員は、公立 7 か所 940 人、民間 19 か所 3,080 人、合計 26 か所 4,020 人である。

民間保育所等の財源の負担割合

<table>
<tr><td rowspan="5">子どものための
教育・保育給付費
（国 の 基 準）
A</td><td colspan="3">国 基 準 の 保 育 料　B（乳児のみ）</td></tr>
<tr><td colspan="3">事 業 主 拠 出 金　C（乳児のみ）</td></tr>
<tr><td rowspan="3">A－B－C</td><td>国 庫 負 担</td><td>1/2</td></tr>
<tr><td>府　負　担</td><td>1/4</td></tr>
<tr><td>市　負　担</td><td>1/4</td></tr>
</table>

根　拠　法　令　等

◇ 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）
◇ 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）
◇ 宇治市保育所条例（昭和 28 年宇治市条例第 8 号）
◇ 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料に関する規則（平成 27 年宇治市規則第 19 号）

制　度　の　現　況

就学前児童数の推移　（各年 4 月 1 日現在）（単位：人）

年齢＼年度	3	4	5	6	7
0　歳	1,090	1,093	1,013	993	907
1　歳	1,118	1,131	1,143	1,039	1,031
2　歳	1,242	1,134	1,156	1,148	1,075
3　歳	1,315	1,270	1,161	1,165	1,148
4　歳	1,327	1,320	1,283	1,172	1,171
5　歳	1,416	1,324	1,323	1,288	1,181
合　計	7,508	7,272	7,079	6,805	6,513

定員及び入所児童数の推移　（各年 4 月 1 日現在）

区分＼年度		3	4	5	6	7
定員（人）	公　立	940	940	940	940	940
	民　間	3,020	3,030	3,060	3,080	3,080
	計　A	3,960	3,970	4,000	4,020	4,020
入所児童数（人）B		3,783	3,766	3,782	3,758	3,732
充足率（%）B/A×100		95.5	94.9	94.6	93.5	92.8

保育所・認定こども園施設の現況（令和 8 年 7 月現在）　別　掲

区　分	**2　民間保育所等に対する助成**	所管係	計画係

制　度　の　概　要

社会福祉法人に対する助成に関する条例及び同施行規則に基づき、社会福祉法人が経営する保育所等の運営、施設整備及び特別保育事業に対し、補助金を交付している。主なものは次のとおりである。

(1) 運営費に対する補助

補助金の種類

① 人件費補助金

ア 処遇改善補助金　　イ 乳児対策補助金　　ウ 保育士加配補助金

エ 時間短縮対策補助金　オ 長時間保育補助金

② 給食日数増補助金

③ 光熱水費補助金

④ 傷害保険補助金

⑤ 保育料徴収補助金

⑥ 保育士研修補助金

⑦ 被保護家庭児童委託補助金

⑧ 園医手当補助金

⑨ 長時間保育運営補助金

⑩ 産休明け保育調理師雇用補助金

⑪ 日本スポーツ振興センター災害共済給付契約補助金

⑫ 衛生費補助金

⑬ 修繕費補助金

⑭ 副食費徴収免除補助金

⑮ おむつ処分費補助金

根 拠 法 令 等

◇ 宇治市保育所等運営補助金交付要綱（昭和 47 年宇治市告示第 18 号）

制 度 の 現 況

補助金交付の状況　　（各年度決算による）

年　度	3	4	5	6	7
金　額（円）	422,407,067	427,314,345	450,803,226	498,742,898	501,230,633

(2) 施設整備費に対する補助

① 交付の対象

ア 次世代育成支援対策施設整備交付金交付要綱により交付を受ける民間保育所の設置者及び市長が特に必要があると認める者

イ 平成 21 年度から平成 27 年度にあっては、京都府子育て支援特別対策事業費補助金（京都府こども未来基金）により交付を受ける民間保育所の設置者及び市長が特に必要があると認める者

ウ 平成 28 年度から令和元年度にあっては、保育所等整備交付金又は保育対策総合支援事業費補助金により交付を受ける民間保育所・民間認定こども園の設置者及び市長が特に必要があると認める者

エ 令和 2 年度から令和 4 年度にあっては、保育所等整備交付金、認定こども園施設整備交付金又は保育対策総合支援事業費補助金により交付を受ける民間保育所・民間認定こども園の設置者及び市長が特に必要があると認める者

オ 令和 5 年度からは、就学前教育・保育施設整備交付金又は保育対策総合支援事業費補助金により交付を受ける民間保育所・民間認定こども園の設置者及び市長が特に必要があると認める者

② 交付額

交付基本額に 4 分の 3 を乗じて得た額及び別に市長が定める額

根 拠 法 令 等

◇ 宇治市保育所等施設整備補助金交付要項

制　度　の　現　況

補助金交付の状況　（各年度決算による）

年　　度	3	4	5	6	7
金　額（円）	51,723,400	0	0	0	0

(3) 特別保育事業に対する補助

交付の対象事業

① 延長保育事業

② 一時預かり事業

③ 病児保育事業

根　拠　法　令　等

◇ 宇治市特別保育事業補助金交付要項

制　度　の　現　況

補助金交付の状況　（各年度決算による）

年　　度	3	4	5	6	7
金　額（円）	100,866,472	99,742,511	105,580,707	118,724,879	116,625,853

(4) 障害児保育事業に対する補助

障害児の受け入れに係る加配保育職員配置に要する経費に対する補助金

根　拠　法　令　等

◇ 宇治市障害児保育事業補助金交付要綱（昭和 59 年宇治市告示第 153 号）

制　度　の　現　況

補助金交付の状況　（各年度決算による）

年　　度	3	4	5	6	7
金　額（円）	66,469,830	78,336,000	85,768,190	109,163,641	118,324,230

区　分	3　特別保育対策	所管係	各保育所（園）

(1) 延長（長時間）保育

制　度　の　概　要

京都市内や大阪を通勤圏とする共働き家庭の需要に合わせて、昭和 42 年 7 月から公・民全保育所で長時間保育（午前 7 時 30 分から午後 6 時まで）を実施した。昭和 44 年 9 月には公立の木幡保育所で延長保育（午後 6 時までの保育時間を午後 7 時まで 1 時間延長）を実施し、平成 17 年 4 月からはその他の公立保育所で開所時間の延長（午後 6 時までの保育時間を午後 6 時 30 分まで 30 分間延長）を実施した。また、令和 7 年度末現在、全民間保育所・認定こども園で延長保育を実施しており、特に平成 15 年 6 月に開所したみんなのき Hana 保育園では夜間の保育ニーズにも対応するため、午後 10 時までの延長保育を実施している。

根　拠　法　令　等

◇ 延長保育事業の実施について（令和 6 年 4 月 1 日こ成保第 225 号こども家庭庁成育局長通知）

(2) 乳児保育・産休明け保育

制　度　の　概　要

昭和 37 年 5 月から、生後 6 か月以上の乳児保育を実施した。現在は、生後 5 か月以上の乳児保育を公・民全保育所等で実施している。また、生後 2 か月以上の産休明け保育は、昭和 51 年 4 月に公立保育所で試行開始し、令和 7 年度末現在は、公立 7、民間 10 の計 17 保育所・認定こども園で実施している。

根　拠　法　令　等

◇ 宇治市保育所等運営補助金交付要綱（昭和 47 年宇治市告示第 18 号）

(3) 障害児保育

制　度　の　概　要

保育を必要とする障害児で、保育所等で行う集団保育が可能な児童については、保育所等への入所を行うものとして、昭和 44 年 4 月から取り組みを実施した。昭和 59 年 4 月からは障害児保育に係る計画及び連絡調整等に従事する障害児保育指導員（非常勤）を保育支援課に配置している。

根　拠　法　令　等

◇ 宇治市障害児保育指導員取扱規程（昭和 59 年訓令甲第 6 号）

(4) 一時預かり

制　度　の　概　要

保育所等に入所していない就学前児童で、保護者の傷病、入院、看護等により一時的に家庭での保育が困難になる場合や、保護者の就労等により断続的に家庭での保育が困難な場合に、必要な期間、保育を提供する一般型を、平成 4 年 4 月から実施している。加えて、認定こども園等の 1 号認定児が、教育標準時間を超えて保育を受ける場合に、専任の職員を配置して対応する幼稚園型を、平成 29 年 4 月から実施している。

令和 7 年度末現在は 16 か所の民間保育所・認定こども園で実施している。

根　拠　法　令　等

◇ 一時預かり事業の実施について（令和 6 年 3 月 30 日 5 文科初第 2592 号、こ成保第 191 号文部科学省初等中等教育局長、こども家庭庁成育局長通知）

(5) 病児保育

制　度　の　概　要

保育所等に入所中の児童が保育中に体調不良となり、保護者が勤務等で直ちに迎えに来られない場合、保護者が迎えに来るまでの間、保育所等において当日の緊急的な対応を図る事業で、平成 19 年度から実施している。令和 7 年度末現在は 10 か所の民間認定こども園で実施している。

根　拠　法　令　等

◇ 病児保育事業の実施について（令和 6 年 3 月 30 日こ成保第 180 号こども家庭庁成育局長通知）

区　分	**4　保育相談**	所管係	管理係

制　度　の　概　要

児童福祉法及び子ども・子育て支援法に基づき、地域住民に対して、乳児・幼児等の保育に関する相談等に応じる。

根　拠　法　令　等

◇ 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）
◇ 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）

保　健　推　進　課

係	分掌事務
健康企画係	（1） 妊産婦健康診査に関すること。 （2） 親子（母子）健康手帳の交付に関すること。 （3） 不妊治療給付事業助成制度に関すること。 （4） 未熟児養育医療の給付等に係る申請を審査し、及び給付等を決定すること。 （5） 乳幼児の予防接種に関すること。 （6） 課の庶務に関すること。
発達支援係	（1） 発達支援に関すること。 （2） 障害児等通園事業に関すること。 （3） 新生児、未熟児その他の乳幼児等の訪問に関すること。
親子健康係	（1） 乳幼児健康診査に関すること。 （2） 妊娠期及び産後における支援に関すること。
各係共通	（1） 保健衛生思想の普及に関すること。 （2） 母子保健に関すること。 （3） 医療機関、保健所、関係団体等との連絡に関すること。

区　分	1　不妊治療等助成事業	所管係	健康企画係

制　度　の　概　要

少子化対策の一環として、子を希望しながらも子に恵まれないため、不妊治療を受けている夫婦に対して、不妊治療に要する経費の一部を助成し、不妊で悩む夫婦の経済的負担の軽減を図ることを目的に、本市に住所を有する間に不妊治療を受け、かつ、京都府内に1年以上住所を有する夫婦（事実上婚姻関係にある男女を含む）で健康保険加入者に適用。助成金の額は、宇治市に住所を有している間に受けた不妊治療に要する保険診療費被保険者負担額の2分の1の額で助成している。

令和4年度からは、人工授精、体外受精、顕微授精等が保険適用とされたことにより、1年度につき6万円（先進医療を含む場合は10万円）を助成上限額としている。

不育治療については、平成26年11月から助成対象としており、1回の妊娠につき10万円までを限度に治療等に要した医療費の自己負担額の2分の1を助成している。

根　拠　法　令　等

◇ 京都府不妊治療等給付事業助成費補助金交付要綱
◇ 宇治市不妊治療等助成事業実施要項

制　度　の　現　況

平成15年7月から事業を開始し、平成15年4月診療分から適用

年度	3	4	5	6	7
延べ助成者数（人）	349	353	404	368	447

区　分	2　妊産婦健康診査事業	所管係	健康企画係

制　度　の　概　要

妊婦健康診査は、妊婦の保健管理の向上を図ることを目的として実施している。京都府内の委託医療機関等で実施し、受診に必要な健康診査券を平成21年度より14回分交付している。(平成20年度までは、5枚の交付)

令和2年4月から多胎妊婦健康診査支援を開始し、基準を超える健康診査に助成を行っている。

産婦健康診査は、産後うつの予防や新生児への虐待予防を図る観点から、産後2週間、1か月など産後間もない産婦に対する健康診査の費用助成を令和3年4月から実施している。京都府内の委託医療機関等で実施し、受診券を2回分交付している。

また、令和6年4月より住民税非課税世帯または同等の所得水準である世帯の初回産科受診料について1万円を限度に助成している。

根　拠　法　令　等

◇ 母子保健法（昭和40年8月18日法律第141号）
◇ 母性、乳幼児に対する健康診査及び保健指導の実施について（平成8年11月20日児発第934号）

制　度　の　現　況

親子（母子）健康手帳発行状況

区分＼年度	3	4	5	6	7
手帳発行数（冊）	1,071	1,008	993	1,019	1,011
初妊婦数（人）	414	408	427	416	414
初妊婦率（%）	38.7	40.5	43.0	40.8	40.9

産婦健診受診件数

年度	3	4	5	6	7
受診件数	1,602	1,745	1,778	1,694	1,769

区　分	**3　妊婦歯科健診**	所管係	健康企画係

制　度　の　概　要

妊娠中の口腔の健康状態を確保し、健康な妊娠及び安全な分娩と健康な子の出産を支援するため、歯科健診に係る費用の一部を助成することで、健診の受診を推進する。

(1) 対象者
本市に住民票のある妊婦で「宇治市妊婦歯科健診受診票」を持っている者

(2) 費用
妊婦歯科健診受診票を使用し協力医療機関で受診することで、妊娠期間中に1回無料
なお、協力医療機関以外で受診する場合、還付請求により助成対象分を還付（助成上限額あり）

根　拠　法　令　等

◇　母子保健法第13条（昭和40年8月18日法律第141号）

制　度　の　現　況

年度	3	4	5	6	7
受診者数（人）	364	377	346	337	397

区　分	4　妊婦歯科治療助成事業	所管係	健康企画係

制　度　の　概　要

妊婦の歯科治療に係る医療費に助成を行うことにより、妊婦の経済的な負担を軽減するとともに、母体と生まれてくる子どもの健康状態を保ち、出産に伴うリスクの低減を図ることを目的に令和7年4月より実施。

(1)　対象者

申請日時点で宇治市民である妊婦（若しくは妊婦であった者）であり、医療保険各法に基づく被保険者、組合員又は被扶養者である者かつ、宇治市妊婦歯科健診を受診した者

(2)　助成額

対象となる医療費に2分の1を乗じた額、ただし1回の妊娠につき上限10,000円

根　拠　法　令　等

◇　宇治市妊婦歯科治療助成事業実施要項

制　度　の　現　況

年度	7
受診者数（人）	38

区　分	5　未熟児養育医療給付事業	所管係	健康企画係

制　度　の　概　要

身体の発育が未熟なまま出生した乳児に対し、正常児が出生時に有する諸機能を得るために必要な医療に係る費用の給付を行う。

入院養育にかかる「医療費（医療保険各法の適用範囲内）の患者負担額」及び「食事療養費の患者負担額」について、その自己負担額（食事療養費については標準負担額）を公費負担する。

ただし、室料、貸しおむつ等の保険対象外は自己負担となる。

(1)　対象となる医療

①　診察
②　薬剤又は治療材料の支給
③　医学的処置、手術及びその他の治療
④　病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護
⑤　移送（医療保険により給付を受けることのできない者の移送に限る）

(2) 給付の対象

宇治市内に住所を有し、次のいずれかの症状に該当するもので、医師が指定養育医療機関への入院養育を必要と認めた乳児（1 歳未満）。

① 出生時体重 2,000 グラム以下のもの

② 生活力が特に薄弱であって、次に掲げるいずれかの症状を示すもの

ア　一般状態	● 運動不安、けいれんがあるもの ● 運動が異常に少ないもの
イ　体温	● 摂氏 34 度以下のもの
ウ　呼吸器 循環器系	● 強度のチアノーゼが持続するもの ● チアノーゼ発作を繰り返すもの ● 呼吸数が毎分 50 を超えて増加の傾向にあるもの ● 呼吸数が毎分 30 以下のもの ● 出血傾向の強いもの
エ　消化器	● 生後 24 時間以上排便がないもの ● 生後 48 時間以上、嘔吐が持続しているもの ● 血性吐物があるもの ● 血性便があるもの
オ　黄疸	● 生後数時間以内に現れるか、異常に強い黄疸のあるもの

(3) 給付の対象期間

乳児（1 歳未満）の期間のみ認定の対象

※1 歳を越えた者については、他の福祉医療の対象となる。

根　拠　法　令　等

◇ 母子保健法（昭和 40 年 8 月 18 日法律第 141 号）

◇ 母子保健法施行規則（昭和 40 年厚生省令第 55 号）

制　度　の　現　況

平成 25 年 4 月より、京都府から事務の権限移譲に伴い事業実施。

給付に係る申請の審査及び決定等を実施している。自己負担金等の徴収は年金医療課で実施している。

年度	3	4	5	6	7
給付決定児数（人）	40	55	43	47	63

区　分	6　新生児聴覚スクリーニング検査事業	所管係	健康企画係

制　度　の　概　要

聴覚障害の有無を早期に発見するための新生児聴覚スクリーニング検査の受診券を交付する。
令和 4 年 4 月から京都府内の委託医療機関等で実施し、生後 28 日未満の新生児を対象に検査にかかる費用を助成している。

根　拠　法　令　等

◇ 新生児聴覚検査の実施について（平成 19 年 1 月 29 日雇児母発第 0129002 号）

制　度　の　現　況

令和 4 年 4 月から事業を開始（令和 4 年 4 月受診分から適用）

年度	4	5	6	7
助成件数（件）	798	845	781	810

区　分	7　予防接種事業	所管係	健康企画係

制　度　の　概　要

予防接種法で定められた疾病のうち、予防接種法施行令で決められた接種年齢枠内の者に対して、予防接種（定期予防接種）を行っている。接種には集団予防接種（BCG）と個別予防接種があり、集団予防接種は健やかセンターにて実施し、個別予防接種は、宇城久管内の医療機関と京都市南部の一部協力医療機関で実施している。

感染症予防のために行われる予防接種は、平成 13 年 11 月 7 日に予防接種法の改正があり、対象疾病が「一類疾病」と「二類疾病」に類型化され、平成 25 年に一類、二類疾病という呼称は、A 類、B 類疾病に改正された。A 類疾病は百日せき・ジフテリア・破傷風・ポリオ・麻しん・風しん・日本脳炎・結核・Hib 感染症・肺炎球菌感染症（小児がかかるものに限る）・水痘・B 型肝炎・ロタウイルスである。

また、令和 2 年 10 月 1 日から注射による生ワクチン（BCG・麻しん風しん混合（MR）・麻しん・風しん・水痘など）は違う種類の生ワクチンを接種する場合、4 週間以上の間隔をおいて接種することになった。

なお、令和元年 7 月 1 日より、骨髄移植等の医療行為により過去に接種済みの定期予防接種の抗体を失った者が任意で再度予防接種を受ける場合に要する費用について助成を行っている。令和 6 年 4 月 1 日より、任意でおたふくかぜの予防接種（満 1 歳以上 2 歳未満の幼児が対象）を受ける場合に要する費用について助成を行っている。また、予防接種法の改正により、令和 8 年 4 月 1 日から、妊婦を対象とする RS ウイルス母子免疫ワクチンを定期接種に位置付け。

根　拠　法　令　等

◇ 予防接種法（昭和 23 年 6 月 30 日法律第 68 号）
◇ 予防接種法施行令（昭和 23 年 7 月 31 日政令第 197 号）
◇ 骨髄移植後等の予防接種再接種費助成事業補助金交付要綱（平成 31 年 4 月 1 日施行）
◇ 宇治市骨髄移植等の医療行為により定期予防接種の抗体を失った者に係る再接種費用助成制度実施要項（令和元年 7 月 1 日施行）

定期予防接種一覧　　（令和 8 年 4 月現在）

	種目	対象者			回数	接種間隔等
接 集種 団	BCG	1歳未満			1回	
個別接種	5種混合（ジフテリア、百日せき、破傷風、不活化ポリオ、ヒブ）	生後2か月以上90か月未満	1期	初回	3回	各回の間は20～56日までの間隔をおいて接種
				追加	1回	追加は、初回（3回目）の終了から、６～18か月までの間隔をおいて接種
	3種混合（ジフテリア、百日せき、破傷風）	生後2か月以上90か月未満	1期	初回	3回	各回の間は20～56日までの間隔をおいて接種
				追加	1回	追加は、初回（3回目）の終了から、12～18か月までの間隔をおいて接種
	2種混合（ジフテリア・破傷風）	11歳以上13歳未満	2期		1回	※1
	不活化ポリオ	生後2か月以上90か月未満	1期	初回	3回	各回の間は20～56日までの間隔をおいて接種
				追加	1回	追加は初回（3回）の終了から12～18か月までの間隔をおいて接種

	種目	対象者			回数	接種間隔等
個別接種	麻しん風しん混合（MR）	生後12か月以上24か月未満	1期		1回	
		小学校就学前の1年間	2期		1回	
	日本脳炎※2	生後36か月以上90か月未満（標準年齢）	1期	初回	2回	初回、1回目と2回目の間は6～28日までの間隔をおいて接種。
				追加	1回	追加は初回（2回目）の終了からおおむね1年の間隔をおいて接種。
		9歳以上13歳未満	2期		1回	
	ヒブ（インフルエンザ菌b型）	生後2か月以上5歳未満※3	（初回接種開始）生後2か月以上7か月未満（標準年齢）	初回	3回	各回の間は27～56日（医師が認める場合は20日）の間隔をおいて接種。（初回（3回目）までの接種は1歳未満に行う。）
				追加	1回	初回3回目終了後、7～13か月あけて接種
			（初回接種開始）生後7か月以上12か月未満	初回	2回	各回の間は27～56日（医師が認める場合は20日）の間隔をおいて接種。（初回（2回目）までの接種は1歳未満に行う。）
				追加	1回	初回3回目終了後、7～13か月あけて接種
			（初回接種開始）1歳以上5歳未満		1回	
	小児用肺炎球菌（13価・15価）	生後2か月以上5歳未満※3	（初回接種開始）生後2か月以上7か月未満（標準年齢）	初回	3回	各回の間は27日以上の間隔をおいて接種。（初回（3回目）までの接種は1歳未満に行う。）
				追加	1回	生後1歳以降、初回（3回目）終了後、60日以上の間隔をおいて接種。（標準として12～15か月の間に行う。）
			（初回接種）生後7か月以上12か月未満	初回	2回	各回の間は27日以上の間隔をおいて接種。（初回（2回目）までの接種は2歳未満に行う。）
				追加	1回	生後1歳以降、初回（2回目）終了後、60日以上の間隔をおいて接種。（標準として12～15か月の間に行う。）
			（初回接種開始）1歳以上2歳未満		2回	各回の間は60日以上の間隔をおいて接種
			（初回接種開始）2歳以上5歳未満		1回	
	水痘	生後12か月以上36か月未満			2回	生後12か月～15か月に至るまでに1回目の接種を行い、6～12か月までの間隔をおいて2回目を接種。
	B型肝炎	1歳未満			3回	1回目は生後2か月以降に接種。 2回目は27日以上の間隔をおいて接種。 3回目は、1回目の接種から139日以上の間隔をおいて接種。
	ロタウイルス	1価	出生6週0日後以上24週0日後		2回	各回の間は27日以上の間隔をおいて経口投与。 1回目は14週6日までに完了することが望ましい。原則、同じワクチンで接種。
		5価	出生6週0日後以上32週0日後		3回	
	RSウイルス母子免疫ワクチン	妊娠28週0日目から36週6日目の間にある妊婦			1回	

※1　5種混合、4種混合または3種混合ワクチン接種の基礎免疫（1期）に続き、追加免疫を与えるために接種。
※2　平成25年4月の法改正にて、日本脳炎ワクチンの差し控え期間に接種機会を逃した人（平成7年4月2日生～平成19年4月1日生）は、20歳未満までの間に定期接種として、不足分の日本脳炎ワクチンを無料で接種できる。
※3　接種開始年齢によって、接種回数が異なる。

制　度　の　現　況

接種者数の推移　（単位：人）

種別＼年度	3	4	5	6	7
B　C　G	1,060	1,048	987	917	924
不活化ポリオ	0	0	2	0	30
5　種　混　合				2,654	3,702
4　種　混　合	4,449	4,155	4,126	1,293	181
3　種　混　合	1	0	0	0	29
2　種　混　合	1,070	1,031	1,047	1,031	942
麻しん・風しん混合	2,403	2,317	2,213	2,178	2,054
麻　し　ん	0	0	0	0	0
風　し　ん	1	0	0	0	0
日　本　脳　炎	3,232	5,928	4,743	4,775	4,431
ヒ　ブ	4,343	4,063	3,859	1,093	48
小児用肺炎球菌	4,332	4,077	3,859	3,769	3,763
水　痘	2,150	2,070	1,902	1,888	1,804
B　型　肝　炎	3,217	2,958	2,895	2,747	2,767
ロタウイルス	2,680	2,403	2,487	2,422	2,425

※　接種者数については市外還付分を含む。

区　分	8　風しん予防接種助成事業	所管係	健康企画係

制　度　の　概　要

風しんウイルスによる風しんを予防するとともに、先天性風しん症候群を予防し、住民の健康の保持増進を図ることを目的として、風しん単独（R）ワクチン及び麻しん風しん混合（MR）ワクチンの接種にかかる費用の一部を助成している。

(1) 助成対象者

接種日現在、宇治市に住所を有し、次の各号のいずれかに該当する者。

① 妊娠を希望する女性であり、かつ抗体検査等により、抗体価の低い者。

② 妊娠をしている女性の同居者で、抗体検査等により、抗体価の低い者。
ただし、妊娠をしている女性の抗体価が低い場合とする。

(2) 助成額

予防接種に要した費用の 3 分の 2（百円に満たない金額は切り捨て）とし、1 人につき 1 回を限度とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する者は予防接種に要した費用の全額を助成するものとする。

① 生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）の規定による保護を受けている者

② 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）の規定による支援を受けている者

③ 市町村民税非課税世帯に属する者

根　拠　法　令　等

◇ 宇治市風しん予防接種助成事業実施要項

◇ 京都府風しん予防接種助成事業実施要領

制　度　の　現　況

助成状況

年度	3	4	5	6	7
助成者数（人）	75	67	60	37	50

区　分	9　おたふくかぜ予防接種助成事業	所管係	健康企画係

制　度　の　概　要

任意接種であるおたふくかぜワクチンの予防接種費用の一部を助成することで、おたふくかぜやおたふくかぜが原因となる疾病を予防するとともに、子育て世帯の経済的負担の軽減を図るため、令和 6 年度より開始。

(1)　助成対象者

満 1 歳以上 2 歳未満の幼児（ただし、おたふくかぜにかかったことがある幼児、既におたふくかぜワクチンの予防接種歴がある幼児は除く）

(2)　助成額

予防接種に要した費用について 3,000 円を上限（1 人につき 1 回を限度）

根　拠　法　令　等

◇ 宇治市おたふくかぜワクチン任意予防接種費用助成事業実施要項

制　度　の　現　況

年度	6	7
助成件数（件）	717	854

区　分	10　乳児家庭全戸訪問（こんにちは赤ちゃん）事業	所管係	発達支援係

制　度　の　概　要

新生児訪問等を受けていない生後 4 か月未満の子どもがいる家庭を訪問し、子育ての孤立化を防ぐために、その居宅において様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する必要な情報提供を行うとともに、支援が必要な家庭に対しては適切なサービス提供に結びつけることにより、地域の中で子どもが健やかに育成できる環境整備を図る。

根　拠　法　令　等

◇ 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）
◇ 宇治市乳児家庭全戸訪問（こんにちは赤ちゃん）事業実施要項（平成 24 年 4 月 1 日施行）

制　度　の　現　況

対象家庭への訪問は、市内の特定非営利活動法人へ委託していたが、令和 5 年度から直営で実施。

年度	3	4	5	6	7
訪問延べ件数	258	197	66	47	26

区　分	11　発達相談	所管係	発達支援係

制　度　の　概　要

乳幼児健診、乳幼児相談、家庭訪問等により、身体的、精神的発達面に課題があると思われる乳幼児、または保護者から発達上の訴えで相談のあった乳幼児に対して、発達相談員が発達診断及び保護者への助言指導を行っている。

根　拠　法　令　等

◇ 母子保健法（昭和 40 年 8 月 18 日法律第 141 号）
◇ 母性、乳幼児に対する健康診査及び保健指導の実施について（平成 8 年 11 月 20 日児発第 934 号）
◇ 児童環境づくり基盤整備事業実施要綱（平成 15 年 4 月 1 日雇児発第 0401015 号第 5 次改正）
◇ 発達障害者支援法（平成 17 年 4 月 1 日法律第 167 号）

制　度　の　現　況

発達相談実施状況

区分＼年度		3	4	5	6	7
開設数（人）		725	712	673	700	598
相談件数（件）		1,125	1,045	1,033	1,046	833
内訳	初来（人）	346	315	298	323	291
	率（%）	30.7	30.1	28.8	30.8	34.9
	再来（人）	779	730	735	723	542
	率（%）	69.2	69.9	71.2	69.1	65.1

※ 開設数は発達相談を受けた実人数

区　分	12　親子あそびの教室	所管係	発達支援係

制　度　の　概　要

子どもへのかかわり方の不十分な親、さらには遊びを知らない子どもや、このまま放置すると精神面・情緒面の発達に課題を残すおそれがある子どもに対して、具体的な遊びの場の体験により、いきいきと遊べる子どもと、自信を持って子どもと関われる親になってもらうための支援を目的として実施している。

根　拠　法　令　等

◇ 母子保健法（昭和 40 年 8 月 18 日法律第 141 号）
◇ 母性、乳幼児に対する健康診査及び保健指導の実施について（平成 8 年 11 月 20 日児発第 934 号）
◇ 児童環境づくり基盤整備事業実施要綱（平成 15 年 4 月 1 日雇児発第 0401015 号第 5 次改正）

制　度　の　現　況

親子あそびの教室実施状況

年度 / 区分	3	4	5	6	7
実施回数（回）	61	61	104	49	49
処遇実人員（人）	61	67	70	48	45
参加延人数（人）	477	509	558	456	453

※ 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、令和 2 年度・令和 3 年度は一部中止。

区　分	13　幼児期後期フォロー教室	所管係	発達支援係

制　度　の　概　要

発達障害、またはその疑いのある幼児に対して、個別指導、集団指導を通してその発達課題と手立てを明確にし、集団の中での関わり方や保護者の理解を促し、適切な対応が出来るように支援する。

根　拠　法　令　等

◇ 母子保健法（昭和 40 年 8 月 18 日法律第 141 号）
◇ 母性、乳幼児に対する健康診査及び保健指導の実施について（平成 8 年 11 月 20 日児発第 934 号）
◇ 発達障害者支援法（平成 17 年 4 月 1 日法律第 167 号）

制　度　の　現　況

幼児期後期フォロー教室実施状況

区　分＼年　度	3	4	5	6	7
実施回数（回）	29	36	36	36	36
処遇実人員（人）	29	32	28	30	27
参加率（%）	90.3	87.3	86.8	96.2	85.7
参加延人数（人）	149	192	177	188	168

※ 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、令和 2 年度・令和 3 年度は一部中止。

区　分	**14　障害児等通園事業**	所管係	発達支援係 （福祉サービス係）

制　度　の　概　要

心身障害児等の育成を助長するため、児童福祉法の精神に基づき、宇治市に居住する知的障害、肢体不自由等の障害のある幼児又は将来障害のおそれのある幼児のうち、通園による指導になじむ、おおむね 2 歳以上就学前の幼児で、保護者の同伴により通園できる者の指導等を行う。

(1) 事業内容

障害児等に対し、日常生活における基本的動作の指導、集団生活への適応の訓練等を行う。
また、障害児等の保護者に対し、家庭での養育の方法や関わり方等の指導及び援助を行う。

(2) 通園事業の運営

指定障害福祉サービス事業所である宇治福祉園「みんなのきしゅしゅ」、かおり福祉会「かおり之園」、アジール舎「ころぽっくる幼児期親子療育」及び不動園「子ども発達さぽーとセンターあゆみ園」に通園事業補助金を交付している。

※ 「ころぽっくる幼児期親子療育」は平成 20 年 4 月より、「子ども発達さぽーとセンターあゆみ園」は平成 23 年 4 月より、児童発達支援事業所として、療育を開始した。

根　拠　法　令　等

◇ 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）
◇ 身体障害者福祉法、知的障害者福祉法及び児童福祉法に基づく指定居宅支援及び指定施設支援の事務処理に関する規則（平成 15 年宇治市規則第 22 号）
◇ 宇治市障害児等通園事業費補助金交付要項

制　度　の　現　況

区　分＼年　度	3	4	5	6	7
通園児数（人）	208	214	207	190	181
事業補助金（千円）	24,111	23,891	22,447	20,933	20,307

区　分	15　未熟児訪問指導事業	所管係	発達支援係

制　度　の　概　要

未熟児は正常な新生児に比べて生理的に発達が十分でなく、疾病にもかかりやすく、死亡率も高い。また、心身の障害を残すことも多いことから、出生後速やかに適切な処置を講ずる必要がある。そのため特別なケアと長期入院が必要となり、親が育児不安や負担感を持ちやすく、児童虐待の原因となる可能性も高い。

このため、家庭訪問を通じて、養育支援の必要な家庭を早期かつ的確に把握し、未熟児の健やかな成長を支援するとともに、親への重点的支援を行うことを目的とし、訪問を実施している。

根　拠　法　令　等

◇ 母子保健法（昭和 40 年 8 月 18 日法律第 141 号）
◇ 未熟児養育事業の実施について（昭和 62 年 7 月 31 日児発第 668 号児童家庭局通知）

制　度　の　現　況

平成 25 年 4 月より、京都府から事務の権限移譲に伴い事業開始

年度	3	4	5	6	7
訪問件数（件）	104	106	93	75	83
うち宇治市外で里帰り等の人への訪問件数（件）	5	1	5	5	5

区　分	16　新生児訪問指導事業	所管係	発達支援係

制　度　の　概　要

新生児出生通知書・電話・窓口等で申出のあった新生児と産婦に対し、地区担当保健師や助産師が家庭訪問を行い、生活指導、保健指導等を行っている。

出生後の最も不安の高い時期に地区担当保健師や助産師が訪問することで、育児不安の緩和や早期からの育児相談窓口として位置付けられる。また、保健事業を普及・啓発し、安心して子育てが出来るよう支援している。

平成 9 年度より、母子保健法の改正で府から市へ移管され実施している。

根　拠　法　令　等

◇ 母子保健法（昭和 40 年 8 月 18 日法律第 141 号）

◇ 妊産婦及び新生児に対する訪問指導等の実施について（児童家庭局長通知　平成 10 年 4 月 8 日児発第 286 号）

制　度　の　現　況

実施状況 年　度 区　分	3	4	5	6	7
出生数（人）	1,087	1,004	993	895	944
初妊婦数（人）	414	408	427	322	327
新生児訪問申請数（件）	712	741	827	749	768
家庭訪問数（件）	673	701	818	737	761
電話応対数（件）	38	38	9	3	2
その他（人）※	1	1	0	9	32

※　他市町で新生児訪問を受けた人等

区　分	17　妊婦面談事業	所管係	親子健康係

制　度　の　概　要

妊娠期から出産、子育て期に渡る切れ目のない支援を行うにあたり、妊婦やその家族に出産や子育てに明るい未来を感じてもらえるように、親子（母子）健康手帳交付時に地区担当保健師を知ってもらい、安心して相談できる場の情報を提供している。また、妊娠期における栄養・休養・心身のケア等について正しい知識及び子育て制度の普及啓発を行い、健やかな出産に向けての準備を促す。さらに、ハイリスク妊婦を把握し、産前から支援を行うことで心身の健康の保持増進及び虐待を積極的に予防する。（平成 30 年 6 月より実施）

(1) 対象者
本市に住民票のある妊婦及び配偶者や家族

(2) 事業内容
① 妊婦面談
親子（母子）健康手帳交付時、「宇治子育て情報誌」や本市オリジナルテキスト「新しい生命のために」などによる妊娠期から出産、子育て期に係る情報提供に加え、保健師による面談の機会を活用して、妊婦等の状況を継続的・包括的に把握し、必要な情報提供、保健指導を行うとともに相談に対応する。
② 支援プランの作成
妊娠期から産後にわたる課題や支援ニーズに的確に対応するために、必要に応じて支援プランを作成する。
③ 絵本の配付
妊娠期から絵本を通じて子どもへの読み聞かせに関心を持ち、子どもとのふれあいの大切さを知ってもらうとともに、行政との今後の関わりへのきっかけづくりのため、絵本を配付する。

根　拠　法　令　等

◇ 母子保健法（昭和 40 年 8 月 18 日法律第 141 号）
◇ 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 21 条
◇ 母性、乳幼児に対する健康診査及び保健指導の実施について（平成 8 年 11 月 20 日児発第 934 号）
◇ 子育て世代包括支援センターの設置運営について（平成 29 年 3 月 31 日雇児発第 5 号）
◇ 市町村子ども家庭支援方針（ガイドライン）（平成 29 年 3 月 31 日雇児発第 47 号）

制　度　の　現　況

年度	3	4	5	6	7
妊婦面談件数（件）	1,141	1,052	1,028	1,058	1,054

区　分	18　妊娠・産後支援事業	所管係	親子健康係

制　度　の　概　要

妊娠・出産・子育てにおける正しい知識の普及を図るとともに、妊産婦等が抱える妊娠・出産・子育てに関する悩み等について、助産師等の専門職による相談支援を行い、家庭や地域での妊産婦等の孤立感の解消を図り、心身の健康及び虐待を積極的に予防することを目的として実施している。

平成 30 年度からの子育て世代包括支援センターの設置に伴い、市民ニーズを踏まえた新たな施策展開を行うため、これまでの乳幼児相談事業とパパママスタート事業を統合した。

(1) 妊婦訪問
助産師または保健師が訪問や電話による相談を実施。

(2) パパママ教室
① 妊婦さんの交流会～助産師とストレッチ～
妊娠中の食事やお口のケアについての講義及び、助産師との交流や妊婦体操の体験等を実施。
② プレママの食事～知っておきたい栄養の話～
妊娠中に必要な栄養素に関するミニ講話と簡単に作れるレシピの紹介と試食を実施。
③ これで安心♪赤ちゃんのお世話体験
妊娠中期以降の方を対象に、赤ちゃんのお着替えやミルクのつくり方等の講義や実習を行う。
※R6～「パパとママの沐浴・お世話体験」に再編
④ パパ出番ですよ ～沐浴にチャレンジ～
赤ちゃんのお風呂の入れ方のほか、精神科医による「妊産婦のこころの話」の講義等を実施。
※R6～「パパとママの沐浴・お世話体験」に再編
⑤ パパとママの沐浴・お世話体験
妊娠中期以後の方を対象に、赤ちゃんのお着換えやお風呂の入れ方の体験ほか、心理士等による講義を実施。

(3) ほっこり育児相談会
① 対象：生後 6 か月までの赤ちゃんとママ
② 内容：産後のママ同士の交流タイムの他、妊婦との交流及び、助産師や保健師による育児相談を実施している。また、赤ちゃんの計測、歯科衛生士によるお口のケアや栄養士による離乳食などのミニ講話や個別相談を実施。

(4) パパとママのためのおはなし会
① 対象：16 週以降の妊婦または 1 歳未満の赤ちゃんとその保護者
② 内容：妊娠中や産後の体のケアについてや子育てに関するミニ講座の他、参加者同士の交流タイムを実施。赤ちゃんの計測、個別相談も実施している。

(5) 乳幼児相談
① 対象：生後 2 か月から就学前の子どもと保護者
② 内容：毎月、身体計測、身体観察、育児相談、栄養相談、発達相談等を実施。

(6) あんしんかん DE お話タイム
① 対象：生後 2 か月から 1 歳未満の赤ちゃんとその保護者
② 内容：産後の体調管理やあそび方に関する指導の他、産婦同士の交流タイムを実施。乳幼児相談と同日に実施している。

根　拠　法　令　等

◇ 母子保健法（昭和 40 年 8 月 18 日法律第 141 号）
◇ 母性、乳幼児に対する健康診査及び保健指導の実施について（平成 8 年 11 月 20 日児発第 934 号）
◇ 母子保健医療対策総合支援事業実施要綱（平成 17 年 8 月 23 日雇児発第 0823001 号）
◇ 妊産婦、乳児及び幼児に対する歯科健康診査及び保健指導の実施について（平成 9 年 3 月 31 日児発第 231 号／健政発第 301 号）

制　度　の　現　況

(1) 妊婦訪問

年度	3	4	5	6	7
訪問件数（件）	55	57	58	37	36

(2) パパママ教室

① 妊婦さんの交流会～助産師とストレッチ～

区　分＼年　度	3	4	5	6	7
開催数（回）	9	12	12	11	11
受講者数（人）	36	49	60	32	32

※　新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、令和 3 年 5 月・8 月・9 月中止。

② プレママの食事～知っておきたい栄養の話～

区　分＼年　度	3	4	5	6	7
開催数（回）	6	11	11	11	11
受講者数（人）	26	57	79	37	23

※　新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、令和 3 年 5 月・6 月・9 月中止。
※　令和 3 年度は 7 回実施予定だったが、1 回（3 月）は予約なしのため中止。
※　令和 3 年 7 月はうじ安心館停電のため中止。

③ これで安心♪赤ちゃんのお世話体験

区　分＼年　度	3	4	5
開催数（回）	5	7	7
受講者数（人）	126	180	180

※　新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、令和 3 年 5 月・9 月中止
※　令和 6 年度からパパとママの沐浴・お世話体験に再編

④ パパ出番ですよ ～沐浴にチャレンジ～

区　分＼年　度	3	4	5
開催数（回）	8	12	12
受講者数（人）	175	245	273

※　新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、令和 3 年 5 月・6 月・8 月・9 月中止。
※　令和 6 年度からパパとママの沐浴・お世話体験に再編

⑤ パパとママの沐浴・お世話体験

区　分＼年　度	6	7
開催数（回）	15	14
受講者数（人）	319	268

(3) ほっこり育児相談会

区　分＼年　度	3	4	5	6	7
開催数（回）	9	12	12	11	11
受講者数（人）	60	70	65	82	80

※　新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、令和３年５月・８月・９月中止。

(4) パパとママのためのおはなし会

区　分＼年　度	3	4	5	6	7
開催数（回）	9	11	11	12	15
受講者数（人）	232	253	224	366	364

※　新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、令和３年５月・９月は中止。

(5) 乳幼児相談

区　分＼年　度	3	4	5	6	7
回数（回）	29	41	51	48	49
来所児数（人）	618	815	905	872	894
相談乳児数（人）	352	493	540	562	591
相談幼児数（人）	266	322	365	310	303
要指導児数（人）	98	151	161	87	91

※　新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、うじ安心館は令和３年６月・９月中止。地域会場は令和３年５月・６月・８月・９月中止。

(6) あんしんかん DE お話タイム

区　分＼年　度	3	4	5	6	7
開催数（回）	9	15	15	14	12
受講者数（人）	278	433	381	371	305

※　新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、令和３年６月・９月中止。

区　分	19　産後ケア事業	所管係	親子健康係

制　度　の　概　要

産後において支援を必要とする産婦及び乳児に対して、心身のケア、育児の支援その他母子の健康の維持及び増進に必要な支援を行う事業を実施することにより、母子に対する支援体制を確立し、母親の身体的回復と心理的な安定を促進するとともに、母親自身がセルフケア能力を育み母子とその家族が、健やかな育児ができるよう支援する。（令和元年 7 月より順次実施）

令和 2 年度より母子保健法の改正に伴い、利用対象者を「出産後 1 年を経過しない母子」に拡充した。

事業内容

(1) 宿泊型
医療機関や助産所にて、心身のケア、育児の支援、その他必要な支援を行うとともに、宿泊による休養の機会を提供する。

(2) 日帰り型
市内の旅館にて、心身のケア、育児の支援、その他必要な支援を行うとともに、休養の機会を提供する。

(3) 訪問型
母子の居宅において、心身のケア、育児の支援、その他家事支援等の必要な支援を行う。

根　拠　法　令　等

◇ 母子保健法（昭和 40 年 8 月 18 日法律第 141 号）
◇ 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）
◇ 母子保健医療対策総合支援事業の実施について　別記 2　産後ケア事業運営要綱（平成 17 年 8 月 23 日雇児発第 0823001 号）
◇ 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）
◇ 養育支援訪問事業の実施について（平成 29 年 4 月 3 日雇児発 0403 第 4 号）
◇ 産前・産後サポート事業ガイドライン・産後ケア事業ガイドライン（令和 8 年 3 月）

制　度　の　現　況

産後ケア事業実施状況

区分＼年度	3	4	5	6	7
利用実人数（人）	86	75	106	138	142
宿泊型利用者数（人） （延べ日数）	20 （54 日）	13 （42 日）	26 （93 日）	32 （83 日）	33 （92 日）
訪問型（助産師）利用者数（人） （延べ日数）	31 （43 日）	29 （43 日）	36 （45 日）	46 （62 日）	59 （78 日）
訪問型（介護福祉士等）利用者数（人） （延べ日数）	33 （125 日）	24 （109 日）	22 （96 日）	37 （146 日）	42 （218 日）
日帰り型利用者数（人） （延べ日数）	37 （53 日）	43 （72 日）	51 （70 日）	84 （105 日）	92 （112 日）

区　分	20　1か月児健康診査	所管係	親子健康係

制　度　の　概　要

早期に発見し、介入することにより疾病予後の改善が見込まれる身体疾患が顕在化する時期である 1 か月児に対して健康診査を行い、疾病及び異常を早期に発見し、適切な指導を行うことで、その進行を未然に防止するとともに、養育環境を評価し、養育者への育児に関する助言を行い、もって乳児の健康の保持及び増進を図る。

令和 6 年度から京都府医師会に委託し個別健診として実施している。

根　拠　法　令　等

◇ 母子保健法（昭和 40 年 8 月 18 日法律第 141 号）

制　度　の　現　況

1 か月児健診状況

区分＼年度		6	7
受診児数（人）		754	885
受診結果	異常なし（人） 率（%）	686 (91.0)	780 (88.1)
	要観察（人） 率（%）	42 (5.6)	67 (7.6)
	要紹介（人） 率（%）	26 (3.4)	38 (4.3)

※要観察の中に管理中を含む。

区　分	21　3か月児健康診査	所管係	親子健康係

制　度　の　概　要

3～4か月児を対象に、乳児期初期に先天的あるいは周産期、新生児期に何らかの原因で起こった身体、精神面の疾病、異常等を早期に発見することにより、適切な指導を行い、乳児期の健全な成長発達を図るとともに生活、栄養等の相談に応じ、保護者の育児不安の軽減に努めることを目的として、健やかセンターで実施している。

根　拠　法　令　等

◇ 母子保健法（昭和40年8月18日法律第141号）
◇ 母性、乳幼児に対する健康診査及び保健指導の実施について（平成8年11月20日児発第934号）
◇ 乳幼児に対する健康診査の実施について（平成10年4月8日児発第285号）

制　度　の　現　況

3か月児健診状況

区分＼年度		3	4	5	6	7
対象児数（人）		1,107	1,044	979	952	982
受診児数（人）		1,086	1,019	965	918	956
率　（%）		98.1	97.6	98.6	96.4	97.4
受診結果	異常なし（人）	653	602	521	494	508
	率　（%）	60.1	59.1	54.0	53.8	53.1
	要観察（人）	306	257	286	260	270
	率　（%）	28.2	25.2	29.6	28.3	28.3
	要医療（人）	13	9	8	10	6
	率　（%）	1.2	0.9	0.8	1.1	0.6
	要精検（人）	114	151	150	154	172
	率　（%）	10.5	14.8	15.5	16.8	18.0

※　要観察の中に管理中を含む。
※　新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、令和2年4月～7月健診中止。令和3年度の対象児数は、健診中止の影響を受け受診月を繰り越したため、増加。

区　分	22　10か月児健康診査	所管係	親子健康係

制　度　の　概　要

10か月児は乳児期から幼児期への移行期にあたり、運動機能と精神機能に著しい進歩がみられる時期である。健診を実施することにより、疾病又は異常（疑いを含む）の発見、運動・精神の発達状況を把握し適切な指導を行い、もって乳児の健やかな成長を援助することを目的として、月3回健診と、月1回経過健診を平成6年度から健やかセンターで実施した。

平成9年4月から、母子保健法の改正にあわせて、10か月児健診は宇治久世医師会・小児科医師へ委託し個別健診として実施している。また、月1回の経過健診は二次健診とし、健やかセンターにおいて小児神経専門医師及び発達相談員等の体制で実施している。

根　拠　法　令　等

◇ 母子保健法（昭和40年8月18日法律第141号）
◇ 母性、乳幼児に対する健康診査及び保健指導の実施について（平成8年11月20日児発第934号）
◇ 乳幼児に対する健康診査の実施について（平成10年4月8日児発第285号）

制　度　の　現　況

(1) 10か月児健診状況

区分＼年度		3	4	5	6	7
対象児数（人）		1,141	1,106	1,030	1,014	968
受診児数（人）		1,095	1,036	972	970	910
率　（%）		96.0	93.7	94.4	95.7	94.0
受診結果	異常なし（人）	826	784	729	696	669
	率　（%）	75.4	75.7	75.0	71.8	73.6
	要観察（人）	259	234	215	234	215
	率　（%）	23.7	22.6	22.2	24.1	23.6
	要医療（人）	3	8	6	9	5
	率　（%）	0.3	0.8	0.6	0.9	0.5
	要精検（人）	7	10	22	31	21
	率　（%）	0.6	1.0	2.3	3.2	2.3

※　要観察の中に管理中を含む。

(2) 10か月児経過健診状況

区分＼年度		3	4	5	6	7
予約児数（人）		98	109	96	94	74
受診児数（人）		88	102	82	89	73
受診結果	異常なし（人）	15	19	21	17	15
	要観察（人）	51	49	44	44	35
	要医療（人）	0	0	0	4	0
	要精検（人）	22	34	17	24	23
	再経過健診(再掲)	32	43	36	31	43

※ 要観察の中に管理中を含む。

区　分	**23　1歳8か月児健康診査**	所管係	親子健康係

制　度　の　概　要

幼児期早期に、運動機能、視・聴覚、精神発達等に問題を持った子どもを早期に発見し、適切な指導を行い、問題の固定化や二次的障害の発生を予防し、問題を軽減する。歯科診察・歯磨き指導等により、う歯の予防をする。また、育児に関する指導及び相談助言を行うことにより、保護者の育児不安を軽減解消することで育児を支援し、虐待を未然に防ぐなど幼児の健康の保持・増進を図ることを目的に、健やかセンターで実施している。

平成9年度より、健診時期を1歳6か月から1歳8か月に変更した。

根　拠　法　令　等

◇ 母子保健法（昭和40年8月18日法律第141号）
◇ 母性、乳幼児に対する健康診査及び保健指導の実施について（平成8年11月20日児発第934号）
◇ 乳幼児に対する健康診査の実施について（平成10年4月8日児発第285号）

制　度　の　現　況

(1) 1歳8か月児健診状況

区分＼年度		3	4	5	6	7
対象児数（人）		1,248	1,137	1,108	1,053	991
受診児数（人）		1,217	1,110	1,090	1,025	970
率　（%）		97.5	97.6	98.4	97.3	97.9
受診結果	異常なし（人）	674	616	620	550	556
	率　（%）	55.4	55.5	56.9	53.6	57.3
	要観察（人）	369	328	330	329	297
	率　（%）	30.3	29.5	30.2	32.1	30.6
	要医療（人）	12	3	5	3	2
	率　（%）	1.0	0.3	0.5	0.3	0.2
	要精検（人）	162	163	135	143	115
	率　（%）	13.3	14.7	12.4	14.0	11.9

※　要観察の中に管理中を含む。

※　新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、令和2年4月～7月健診中止。令和3年度の対象児数は、健診中止の影響を受け受診月を繰り越したため、増加。

(2) 1歳8か月児歯科健診状況

区分＼年度		3	4	5	6	7
対象児数（人）		1,248	1,137	1,108	1,053	991
受診児数（人）		1,218	1,110	1,090	1,025	970
率（%）		97.6	97.6	98.4	97.3	97.9
う歯の状況	う歯無（人）	1,207	1,094	1,080	1,021	964
	率　（%）	99.1	98.6	99.1	99.6	99.4
	う歯有（人）	11	16	10	4	6
	率　（%）	0.9	1.4	0.9	0.4	0.6
う歯の数（本）		34	26	29	11	14
う歯の1人当りの数（本）		3.1	1.6	2.9	2.8	2.3
歯の状態異常（本）		94	67	102	74	65
軟組織異常数（本）		36	38	52	58	57

※　令和3年度は、健診受診児のうち歯科健診のみ受診した児が1名いた。

区　分	24　3歳児健康診査	所管係	親子健康係

制　度　の　概　要

幼児期後期に、小児科診察・歯科診察・身体計測・尿検査・視聴覚・発達等の検査等を実施し、総合的に発育状況を判断してその結果に基づき受診勧奨などの必要な指導を行っている。また、育児に関する指導及び相談助言を行うことによって、保護者の育児不安を軽減解消することにより育児を支援し、虐待を未然に防ぐなど幼児の健康の保持・増進を図ることを目的に、健やかセンターで実施している。

平成9年度から母子保健法の改正によって府から市へ事業移管された。

令和元年 10 月よりスポットビジョンスクリーナーを導入し、精度の高い視覚検査の実施により、幼児の視覚異常の早期発見・早期治療に努めた。

根　拠　法　令　等

◇ 母子保健法（昭和 40 年 8 月 18 日法律第 141 号）
◇ 母性、乳幼児に対する健康診査及び保健指導の実施について（平成 8 年 11 月 20 日児発第 934 号）
◇ 乳幼児に対する健康診査の実施について（平成 10 年 4 月 8 日児発第 285 号）

制　度　の　現　況

(1) 3歳児健診状況

区分＼年度		3	4	5	6	7
対象児数（人）		1,476	1,177	1,193	1,176	1,116
受診児数（人）		1,452	1,154	1,180	1,159	1,098
率　（%）		98.4	98.0	98.9	98.6	98.4
受診結果（人）	異常なし	755	579	577	567	553
	要観察	405	355	348	321	313
	要医療	6	6	2	7	5
	要精検	286	214	253	264	227
医療機関紹介件数（件）		290	292	287	265	239

※　要観察の中に管理中を含む。
※　令和3年度の対象児数は、健診中止の影響を受け受診月を繰り越したため、増加。

(2) 3歳児歯科健診状況

区分＼年度		3	4	5	6	7
対象児数（人）		1,476	1,177	1,193	1,176	1,116
受診児数（人）		1,451	1,153	1,179	1,158	1,097
率（%）		98.3	98.0	98.8	98.5	98.3
う歯の状況	う歯無（人）	1,305	1,035	1,084	1,084	1,010
	率（%）	89.9	89.8	91.9	93.6	92.1
	う歯有（人）	146	118	95	74	87
	率（%）	10.1	10.2	8.1	6.4	7.9
う歯型別状況（人）	A型	114	87	76	56	64
	B型	27	26	16	17	23
	C型	5	5	3	1	0
う歯の数（本）	総数	415	350	271	218	264
	1人当たりの数	2.8	3.0	2.8	2.9	3.0
不正咬合実人数（人）		183	182	175	188	199

区　分	25　5 歳児健康診査	所管係	発達支援係

制　度　の　概　要

幼児期において幼児の言語の理解能力や社会性が高まり、発達障害が認知される次期であり、保健、医療、福祉による対応の有無が、その後の成長・発達に影響を及ぼす時期である 5 歳児に対して健康診査を行い、こどもの特性を早期に発見し、特性に合わせた適切な支援を行うとともに、生活習慣、その他育児に関する指導を行い、もって幼児の健康の保持及び増進を図ることを目的とする。対象となる年中児の保護者による調査票の回答と園訪問等の実施（一段階目）により、支援が必要な幼児を対象に医師が診察する集団健診（二段階目）を令和 7 年度より実施している。

根　拠　法　令　等

◇ 母子保健法（昭和 40 年 8 月 18 日法律第 141 号）

制　度　の　現　況

5 歳児健診状況

区分＼年度		7
受診児数（人）		1,115
受診結果	異常なし（人） 率（%）	819 (73.5)
	要観察（人） 率（%）	116 (10.4)
	要精検（人） 率（%）	17 (1.5)
	管理中（人） 率（%）	158 (14.2)
	その他（人） 率（%）	5 (0.4)

区　分	26　離乳食教室	所管係	親子健康係

制　度　の　概　要

平成 20 年度まで、4～6 か月児の母親等を対象に実施していたが、平成 21 年度より対象者を 5 か月児の母親等に変更し、月齢に応じた離乳食実習の充実や育児不安の緩和を目的に、離乳食の形態、薄味調理法等について具体的に実習を行っている。毎月 1 回、健やかセンターで開催している。

根　拠　法　令　等

◇ 母子保健法（昭和 40 年 8 月 18 日法律第 141 号）

制　度　の　現　況

離乳食教室実施状況

年度 / 区分	3	4	5	6	7
開催回数（回）	18	22	24	12	12
受講者数（人）	88	126	140	150	144
1 回当り平均受講者数（人）	5	6	6	13	12

※　受講者数は、父、祖父母を含む。
※　新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、令和 3 年 4 月、5 月、8 月、9 月中止。令和 3 年度から 5 年度は、定員を制限して実施。

区　分	27　はじめての絵本ふれあい事業	所管係	親子健康係

制　度　の　概　要

親子が絵本を介してふれあうことにより、子育て支援の一環として、子育てが楽しくなるきっかけづくりを行う。健診会場では、中央図書館、中央図書館おはなしサークルの協力による、絵本の読み聞かせを通して、ふれあいのひとときの体験を行っている。平成 14 年 4 月から 3 か月児健診を受けたすべての赤ちゃんと保護者を対象に絵本を配付していたが、令和 4 年度から妊婦面談時に絵本と読みきかせチラシを配付している。また、3 か月児健診では中央図書館が作成したおすすめの絵本リストと文庫マップを配付、1 歳 8 か月児健診では絵本の展示、3 歳児健診ではセカンドブックリストを配付している。

制　度　の　現　況

年度 / 絵本配付数	3	4	5	6	7
3 か月児健診（人）	1,086				
妊 婦 面 談（人）		1,059	1,028	1,058	1,054

区　分	28　家庭訪問指導	所管係	健康企画・発達支援・親子健康係

制　度　の　概　要

乳幼児健診・相談等で要経過観察となった子ども及び、保護者から訪問依頼のあった場合は、各家庭に保健師が訪問し、家族との人間関係を作り、地域や家庭の環境の実情を把握しながら、各家庭に応じた実際的な指導を行う。

根　拠　法　令　等

◇ 母子保健法（昭和 40 年 8 月 18 日法律第 141 号）
◇ 母性、乳幼児に対する健康診査及び保健指導の実施について（平成 8 年 11 月 20 日児発第 934 号）

制　度　の　現　況

保健師の家庭訪問によるフォロー状況

区分＼年度		3	4	5	6	7
障害児	訪問実人員（人）	3	2	4	3	5
	延訪問回数（回）	5	3	5	4	6
乳　児	訪問実人員（人）	643	626	751	742	726
	延訪問回数（回）	690	664	809	820	781
幼　児	訪問実人員（人）	187	200	213	187	154
	延訪問回数（回）	217	235	238	205	172
計	訪問実人員（人）	833	828	968	932	885
	延訪問回数（回）	912	902	1,052	1,029	959

区　分	29　妊婦伴走型支援事業	所管係	健康企画係 親子健康係

制　度　の　概　要

国の令和 4 年度第 2 次補正予算で創設された「出産・子育て応援交付金」に対応し、全ての妊婦・子育て世帯が安心して出産、子育てできるよう、令和 5 年 1 月より伴走型相談支援として妊娠 8 か月ごろの妊婦への面談等を実施するとともに、経済的支援として令和 4 年 4 月 1 日以降に妊娠の届出をした妊婦及び出生児の養育者へ給付金を支給してきた（事業名称：出産・子育てあんしんサポート事業）。

令和 6 年 1 月 1 日より、経済的支援については現金給付にかえて、妊娠の届出をした妊婦及び出生児の養育者へ子育て用品等を購入できる WEB カタログ用のポイント（各 5 万円）へ変更した。

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 47 号）において、子ども・子育て支援法に妊婦のための支援給付が創設され、経済的支援については現金給付が原則とされた（令和 7 年 4 月 1 日施行）。そのため令和 7 年度より、経済的支援については従来のポイントの付与にかえて、妊娠の届け出をした妊婦へ「妊婦のための支援給付金」として現金（1 回目：5 万円、2 回目：胎児の数×5 万円）を支給することとし、伴走型相談支援事業と組み合わせて、妊婦等の身体的、精神的ケア及び経済的支援を実施している（事業名称を妊婦伴走型支援事業に変更）。

根　拠　法　令　等

◇ 子ども・子育て支援法（妊婦のための支援給付）
◇ 児童福祉法（妊婦等包括相談支援事業）

制　度　の　現　況

伴走型相談支援

年度	4	5	6	7
面談等対応人数（人）	108	891	881	1,054

経済的支援（出産・子育てあんしんサポート事業）

年度	4	5	6
WEB カタログポイント 付与承認件数（件）		352	2,113

経済的支援（妊婦のための支援給付金）

年度	7
現金給付件数（件）	1,946

長 寿 生 き が い 課

係	分掌事務
生きがい振興係	（1） 高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の推進等に関すること。 （2） 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画推進協議会に関すること。 （3） 高齢者の生きがい対策事業に関すること。 （4） 在宅要援護高齢者対策事業に関すること。 （5） 家族介護支援対策事業に関すること。 （6） 一般財団法人宇治市福祉サービス公社に関すること。 （7） 地域福祉センター等の管理及び運営に関すること。 （8） その他高齢者在宅福祉サービスに関すること。
地域包括ケア推進係	（1） 地域包括支援センターの運営に関すること。 （2） 医療機関、保健所、関係団体等との連絡に関すること。 （3） 高齢者の権利擁護制度に関すること。 （4） 老人ホームの入所及び費用徴収額の収納に関すること。 （5） 地域包括ケアの推進に関すること。 （6） 認知症地域支援事業に関すること。 （7） 在宅介護・医療連携に関すること。
介護予防推進係	（1） 介護予防に関すること。 （2） 保健衛生思想の普及に関すること。 （3） 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施に係る事業に関すること。

区　分	1　高齢者人口等の推移	所管係	生きがい振興係

高齢者人口等の推移

年齢階層別人口　　（各年 4 月 1 日現在）

年齢（歳）＼年	令和 3 年（人）	構成比（%）	令和 4 年（人）	構成比（%）	令和 5 年（人）	構成比（%）
0 ～ 14	22,334	12.11	21,695	11.87	21,051	11.59
15 ～ 39	44,913	24.35	44,026	24.08	43,750	24.09
40 ～ 59	52,773	28.59	52,507	28.72	52,064	28.67
60 ～ 64	9,841	5.34	9,903	5.42	10,217	5.63
65 ～ 69	11,225	6.09	10,577	5.78	10,172	5.60
70 ～ 74	15,663	8.49	15,338	8.39	13,923	7.67
75 ～ 79	11,159	6.05	11,166	6.11	12,066	6.64
80 ～ 84	8,452	4.58	9,072	4.96	9,359	5.15
85 ～ 89	5,202	2.82	5,436	2.97	5,795	3.19
90 歳以上	2,910	1.58	3,121	1.71	3,219	1.77
計	184,432	100.00	182,841	100.00	181,616	100.00
65 歳以上	54,611	29.61	54,710	29.92	54,534	30.03
75 歳以上	27,723	15.03	28,795	15.75	30,439	16.76
85 歳以上	8,112	4.40	8,557	4.68	9,014	4.96

年齢（歳）＼年	令和 6 年（人）	構成比（%）	令和 7 年（人）	構成比（%）
0 ～ 14	20,337	11.28	19,685	11.00
15 ～ 39	43,289	24.02	42,937	24.00
40 ～ 59	51,658	28.67	50,993	28.51
60 ～ 64	10,380	5.76	10,857	6.07
65 ～ 69	9,905	5.50	9,649	5.39
70 ～ 74	12,607	7.00	11,469	6.41
75 ～ 79	12,822	7.11	13,554	7.58
80 ～ 84	9,985	5.54	10,162	5.68
85 ～ 89	5,811	3.22	6,027	3.37
90 歳以上	3,416	1.90	3,560	1.99
計	180,210	100.00	178,893	100.00
65 歳以上	54,546	30.27	54,421	30.42
75 歳以上	30,439	17.78	33,303	18.62
85 歳以上	9,014	5.12	9,587	5.36

区　分	2　老人クラブ助成事業	所管係	生きがい振興係

制 度 の 概 要

高齢者の老後の生活を健全で豊かなものにし、高齢者の福祉の増進に資することを目的とする老人クラブに対し、育成助成を行う。

(1) 老人クラブの組織
- ① 参加しようとする高齢者を差別することなく会員に加えるもの
- ② 政治上又は宗教上の組織に属さないもの
- ③ 会員の年齢は、おおむね 60 歳以上とすること
- ④ 会員は、クラブ活動が円滑に行われる程度の同一小地域内に居住するものとする
- ⑤ 会員の規模は、おおむね 30 人以上とすること

(2) 老人クラブの運営
- ① 会員により民主的に行われるもの
- ② 会員の互選による代表者を置くもの
- ③ 活動費に充てるため、定期的に会費を納入するもの

(3) 老人クラブの活動
- ① 会員の教養の向上、健康の増進およびレクリエーション並びに地域社会との交流を総合的に実施するもの
- ② 年間を通じて恒常的、かつ、計画的に行うもの

(4) 財源の負担割合

老人クラブ活動事業・連合喜老会活動事業・連合喜老会活動促進特別事業補助金

区　分	負担割合
国	基準額の 1/3
府	基準額の 1/3
市	上記以外の額

根 拠 法 令 等

◇ 老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）
◇ 老人クラブ活動等社会活動促進事業運営要綱（昭和 51 年社老第 28 号）
◇ 宇治市老人クラブ助成規則（昭和 39 年宇治市規則第 1 号）

制 度 の 現 況

老人クラブ数及び会員数の状況　（各年度 4 月 1 日現在）

区　分＼年　度	3	4	5	6	7
クラブ数（クラブ）	56	53	50	49	44
会員数（人）	2,381	2,215	2,038	1,898	1,808

補助金交付の状況　（各年度決算による）（単位：円）

区　分＼年　度	3	4	5	6	7
老人クラブ活動	3,672,500	3,472,400	3,267,680	3,196,800	2,904,220
連合喜老会活動事業	1,150,000	1,150,000	1,150,000	1,150,000	1,150,000
連合喜老会活動促進特別事業	317,552	837,546	850,000	850,000	850,000

区　分	3　老人園芸ひろば事業	所管係	生きがい振興係

制 度 の 概 要

60 歳以上の者を対象に園芸を通じて心身の健康を増進し、社会との交流が深められるよう 1 人約 10 ㎡（1 区画）の土地を 3 年間貸出す。

令和元年度より、利用者 1 人あたり年額 3,600 円を徴収し、園芸教室の現地指導等回数を拡充して実施。

根 拠 法 令 等

◇ 宇治市老人園芸ひろば事業実施要綱（昭和 51 年宇治市告示第 34 号）

制 度 の 現 況

(1) 老人園芸ひろば設置状況

区分＼名称	芝ノ東	大久保	伊勢田第 2	羽戸山
所在地	五ケ庄芝ノ東 48－3	大久保町大竹 10－1	伊勢田町毛語 129－1	羽戸山一丁目 49－1
面積（㎡）	1,563.00	1,451.25	1,234.12	1,348.76
区画数（区画）	95	88	55	55
開所年月日	昭和 59 年 9 月 5 日	平成 2 年 9 月 25 日	平成 8 年 4 月 1 日	平成 15 年 8 月 8 日

区分＼名称	槇島	木幡	小倉寺内
所在地	槇島町落合 43－7	木幡正中 42	小倉町寺内 71－3
面積（㎡）	4,018.98	1,509.28	1,581.20
区画数（区画）	117	80	60
開所年月日	平成 17 年 4 月 21 日	平成 23 年 4 月 15 日	平成 25 年 4 月 24 日

(2) 運営事業費の状況　（各年度決算による）（単位：円）

区分＼年度	3	4	5	6	7
運営費	2,206,755	4,182,062	2,140,647	2,925,108	2,431,606

区　分	4　シルバー人材センター助成事業	所管係	生きがい振興係

制 度 の 概 要

定年退職後等において臨時的かつ短期的な就業を通じて、自己の労働能力を活用し、自らの生きがいの充実と社会参加を希望する高年齢者の就業機会の増大と福祉の増進を図る目的で設置された、公益社団法人宇治市シルバー人材センターに対し、育成助成を行う。

財源の負担割合

区　分	負担割合
国	府補助額と市補助額の合計（ただし、執行方針により、国基準額を定め、それを限度額としている）
府	7 年度補助額は 2,450,000 円
市	国基準額の 1/2

根 拠 法 令 等

◇　高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和 46 年法律第 68 号）
◇　高齢者就業機会確保事業（シルバー人材センター事業）実施要領
◇　京都府高年齢者労働能力活用事業費補助金交付要綱

制 度 の 現 況

シルバー人材センター運営補助金交付の状況　（各年度決算による）（単位：円）

年　度 区　分	3	4	5	6	7
補助金	10,169,000	12,369,000	9,169,000	9,044,000	9,243,000

※　昭和 60 年 7 月 25 日設立

区　分	5　老人運動ひろば事業	所管係	生きがい振興係

制 度 の 概 要

60 歳以上の者を対象に運動を通じて心身の健康を増進し、高齢者相互の交流をはかることができるよう、ひろばを設置する。

根 拠 法 令 等

◇ 宇治市老人運動ひろば事業実施要綱（昭和 61 年宇治市告示第 144 号）

制 度 の 現 況

(1) 運営事業費の状況　（各年度決算による）（単位：円）

区分＼年度	3	4	5	6	7
運営費	110,040	144,057	264,490	203,706	31,314

(2) 設置状況

	名称	所在地
1	新成田老人運動ひろば	広野町新成田 26－2

区　分	6　地域福祉センター	所管係	生きがい振興係

制 度 の 概 要

高齢者が、生きがいづくりや健康づくりなどの活動に気軽に利用できる施設としての機能と、木幡・開は大規模集会所としての機能を、西小倉・東宇治はデイサービスセンター及び地域包括支援センター、広野はデイサービスセンターなどの在宅介護サービスの供給拠点としての機能を兼ね備えた複合施設として、槇島は障害者施設との合築・複合施設として、地域福祉の向上と地域のコミュニティ、教育・文化活動の場として設置している。

根 拠 法 令 等

◇ 宇治市地域福祉センター条例（平成 5 年宇治市条例第 11 号）
◇ 宇治市地域福祉センター条例施行規則（平成 5 年宇治市規則第 19 号）

制 度 の 現 況

(1) 施設の概況

項目	内容	
名称	木幡地域福祉センター	開地域福祉センター
所在地	宇治市木幡東中 47－4	宇治市開町 44－13
構造	鉄筋コンクリート造平屋建	鉄筋コンクリート造平屋建
敷地面積（㎡）	518.23	772.03
建築面積（㎡）	367.50	433.37
開設年月日	平成 5 年 4 月 14 日	平成 6 年 4 月 13 日

項目	内容	
名称	西小倉地域福祉センター	東宇治地域福祉センター
所在地	宇治市小倉町山際 63－1	宇治市五ケ庄折坂 5－149
構造	鉄筋コンクリート造 3 階建	鉄筋コンクリート造 2 階建
敷地面積（㎡）	1,896.00（西宇治図書館を併設）	1,591.00
建築面積（㎡）	1,248.93 （地域福祉センター1･2 階部分）	1,269.00
開設年月日	平成 9 年 6 月 1 日	平成 10 年 4 月 1 日

項目	内容	
名称	広野地域福祉センター	槇島地域福祉センター
所在地	宇治市広野町大開 72－1	宇治市槇島町石橋 13
構造	鉄筋コンクリート造 2 階建	鉄筋コンクリート造 3 階建（内 1 階部分）
敷地面積（㎡）	1,785.00	1,561.00
建築面積（㎡）	1,058.66	386.91
開設年月日	平成 12 年 4 月 1 日	平成 15 年 5 月 26 日

(2) 運営費の状況　　（各年度決算による）（単位：円）

年度 / 施設名	3	4	5	6	7
木幡地域福祉センター	6,110,251	6,892,460	7,163,183	8,155,154	7,784,893
開地域福祉センター	6,580,685	7,415,256	7,881,089	8,182,235	8,301,227
西小倉地域福祉センター	16,380,227	18,346,320	18,280,205	20,056,170	18,470,350
東宇治地域福祉センター	6,611,039	7,517,804	7,088,832	8,179,967	8,758,034
広野地域福祉センター	6,613,915	8,441,683	7,165,904	9,564,413	7,970,618
槇島地域福祉センター	8,350,691	6,659,321	7,906,616	8,703,740	7,801,249

区　分	7　老人福祉電話電話料助成金支給	所管係	生きがい振興係

制 度 の 概 要

低所得の一人暮らしの高齢者又は高齢者世帯で、電話による安否の確認、日常生活に関する助言や相談等が必要と認められる世帯に対して老人福祉電話を設置し、毎月基本料と、通話料として上限 300 円を扶助する。

根 拠 法 令 等

◇　宇治市老人福祉電話電話料助成金支給規則（昭和 60 年宇治市規則第 41 号）

制 度 の 現 況

設置状況、事業費の状況　　（各年度決算による）

区分＼年度	3	4	5	6	7
年度末設置者数（人）	39	39	35	33	28
事業費（円）	1,031,802	1,253,011	1,052,928	1,022,175	891,422

区　分	8　緊急通報装置(シルバーホン)設置事業	所管係	生きがい振興係

制 度 の 概 要

低所得の一人暮らしの高齢者又はこれに準ずる高齢者で、心身の状態から安否確認が必要であり、かつ、緊急時の連絡手段としてシルバーホンの設置が必要と認められる者に対し、無線発信器（ペンダント）を備えたシルバーホンを貸与し、家庭内において、急病・事故等により緊急に救護を必要とする場合、消防本部に通報され、速やかに救護を行う。

平成 25 年度より業務委託を行い、同機器に備わっている相談ボタンを用いた 24 時間 365 日、看護師・保健師等による対応が可能な健康相談や、月に 1 度安否確認のため、各利用者に電話をする見守りコールを実施している。

根 拠 法 令 等

◇　宇治市緊急通報装置設置要綱（昭和 62 年宇治市告示第 85 号）

制 度 の 現 況

設置状況　（各年度決算による）

年度	3	4	5	6	7
設置数（台）	988	998	1,009	984	952
事業費（円）	15,874,294	16,305,607	16,654,857	16,803,878	17,116,226

区　分	9　一人暮らし高齢者等給配食サービス補助事業	所管係	生きがい振興係

制 度 の 概 要

一人暮らしの高齢者の不安や孤独感の解消と社会参加のため、地区社会福祉協議会、学区福祉委員会が実施している一人暮らし高齢者等給配食サービス事業に補助を行い、在宅福祉充実に向け、行政、地域、住民等の連携を図り、ボランティアの育成、地区社会福祉協議会、学区福祉委員会の活動の充実を図る。

制 度 の 現 況

補助金交付の状況　（各年度決算による）

年度	3	4	5	6	7
補助金（円）	1,919,050	2,412,200	2,673,650	2,633,750	2,603,650
補助金対象団体（団体）	12	15	15	15	15

区　分	10　在宅ねたきり者リサイクル福祉用具貸与事業	所管係	生きがい振興係

制 度 の 概 要

市民等から不要になった特殊寝台や車いす等の福祉用具の寄付をうけて、必要な修繕・消毒を行った上、福祉用具を必要とする在宅のねたきり者に貸与することにより、在宅のねたきり者の福祉の増進を図るとともに、福祉用具の有効活用を図る。（令和 7 年度末をもって廃止）

制 度 の 現 況

貸出数等　（各年度決算による）

年度／区分	3	4	5	6	7
特殊寝台（台）	19	20	25	15	9
車いす（台）	5	12	12	2	6
入浴用車いす（台）	3	2	0	0	1
エアーマット（個）	1	0	0	0	0
事業費（円）	418,300	558,800	618,800	426,470	700,150

区　分	11　一人暮らし高齢者等訪問活動補助事業	所管係	生きがい振興係

制 度 の 概 要

おおむね 65 歳以上の一人暮らしの高齢者に対して地区社会福祉協議会、学区福祉委員会が実施している訪問活動事業に補助を行う。訪問者との交流による日常生活の不安解消及び安否確認を行い、在宅福祉の向上と地域における福祉ネットワーク活動の推進を図ることを目的とする。

制 度 の 現 況

補助金交付の状況　（各年度決算による）

年　　度	3	4	5	6	7
補助金　（円）	1,688,000	1,699,838	1,674,720	1,618,887	1,606,400
補助対象団体（団体）	12	13	13	13	13

区　分	12　在宅高齢者等紙おむつ等給付事業	所管係	生きがい振興係

制 度 の 概 要

介護保険法における要介護 4・5 の認定を受けている在宅高齢者等及びその高齢者等を介護している家族（ただし本人の市民税が非課税であり、かつ本人を控除対象配偶者または扶養親族とする方の市民税が非課税）に対して、1 か月の紙おむつ等購入費の 2 分の 1 に相当する額の紙おむつ等を給付する。

ただし、1 か月 5,000 円相当の紙おむつ等の給付を限度とする。

根 拠 法 令 等

◇ 地域支援事業実施要綱（平成 18 年 6 月 9 日老発第 0609001 号厚生労働省老健局長通知）

◇ 宇治市在宅高齢者等紙おむつ等給付事業実施要項（平成 14 年 4 月 1 日施行）

制 度 の 現 況

（各年度決算による）

区分＼年度	3	4	5	6	7
給付件数 （件）	721	780	840	776	674
事業費 （円）	2,182,300	2,418,700	2,759,500	2,784,200	2,581,300

区　分	13　高齢者住宅改造助成事業	所管係	生きがい振興係

制 度 の 概 要

介護保険法における要支援・要介護の認定を受けた者の日常生活を容易にし介護者の負担の軽減を図るため、その者の居住する住宅又はその敷地の改造であって、介護保険の住宅改修に適用されないリフトやエレベーター等の設置工事に要した経費の一部を助成する。

（認定工事の合計額の 2 分の 1 助成。1 住宅につき 1 年度内 30 万円限度）

根 拠 法 令 等

◇ 宇治市高齢者住宅改造助成事業実施要綱（平成 6 年宇治市告示第 41 号）

制 度 の 現 況

（各年度決算による）

区分＼年度	3	4	5	6	7
利用件数（件）	5	2	8	5	4
助成額（円）	1,358,000	544,000	2,227,000	1,500,000	1,200,000

区　分	14　高齢者日常生活用具給付等事業	所管係	生きがい振興係

制 度 の 概 要

在宅の 65 歳以上の一人暮らし高齢者等（市民税非課税世帯）に対し、電磁調理器、自動消火器を給付する。

根 拠 法 令 等

◇　宇治市一人暮らし等高齢者日常生活用具給付等事業運営要項（平成 12 年 4 月 1 日施行）

制 度 の 現 況

（各年度決算による）

区分＼年度	3	4	5	6	7
自動消火器（台）	2	2	0	3	0
電磁調理器（台）	7	16	11	8	9
事業費（円）	196,900	365,200	205,700	248,600	152,400

区　分	15　高齢者保健福祉オンブズマン制度	所管係	生きがい振興係

制 度 の 概 要

高齢者保健福祉オンブズマンにより、高齢者保健福祉サービス利用者の苦情の解決を支援する。

(1) 苦情申立ての範囲
① 宇治市の提供する高齢者保健福祉サービスに関する苦情
② 市内で提供されている高齢者に対する民間保健福祉サービスに関する苦情及び、市内に事業所を構える民間高齢者保健福祉サービス事業者に関する苦情

(2) 所管外の事項
① 裁判所において係争中の事項、判決のあった事項
② 行政不服審査法等による不服申し立ての中の事項、及び裁決・決定があった事項
③ 議会で審議中及び審議終了した事項
④ オンブズマンにより、苦情の解決が行われた事項
⑤ 事実があってから 1 年以上経過した事項

(3) 申立てができる人
本人及び三親等以内の親族・同居人などの、高齢者に対する保健福祉サービスの提供について利害関係のある人。

根 拠 法 令 等

◇　宇治市高齢者保健福祉オンブズマン設置要項（平成 15 年 3 月 24 日施行）

制 度 の 現 況

年度	3	4	5	6	7
申立件数（件）	0	0	0	0	0

区 分	16 一人暮らし高齢者火災警報器給付事業	所管係	生きがい振興係

制 度 の 概 要

65 歳以上の一人暮らしの市民税非課税高齢者に対して、火災等による被害から守り安全確保を図るため火災警報器を給付する。（平成 19 年度より事業実施）

制 度 の 現 況

（各年度決算による）

区分＼年度	3	4	5	6	7
給付者数 （人）	5	2	8	2	6
事業費 （円）	0	137,280	0	0	0

※警報器本体は数年に 1 回まとめて購入するため、給付者数と事業費は連動しない。

区　分	17　介護予防安心住まい推進事業	所管係	生きがい振興係

制 度 の 概 要

生活機能について回答する「安心住まいチェックリスト」による運動器の機能低下がみられ、かつ要支援・要介護認定を受けていない市民税非課税の世帯が、居住する住宅に介護保険給付対象工事をしたときに要した経費の一部を助成する。

（認定工事の合計額 3 分の 2（1 世帯につき 16 万円限度））

根 拠 法 令 等

◇　介護予防安心住まい推進事業費補助金交付要綱（平成 22 年 9 月 1 日施行）
◇　宇治市介護予防安心住まい推進事業助成金交付要項（平成 24 年 4 月 1 日施行）

制 度 の 現 況

（各年度決算による）

区分＼年度	3	4	5	6	7
利用件数（件）	13	13	10	14	15
助成額（円）	1,491,000	1,795,000	1,359,000	1,796,000	1,719,000

区　分	18　山城ふるさとを守る絆ネット推進事業	所管係	生きがい振興係

制 度 の 概 要

山城広域振興局管内で企業活動を営む事業者等の農村交流活動や見守り活動等を推進することにより、事業者活動等の促進を図るとともに地域の安心安全な暮らしの確保や農村の維持活性化を図ることを目的とする。

府、市、地域住民及び事業者等が協定等を締結し、農村交流活動や見守り活動等を展開する。

根 拠 法 令 等

山城ふるさとを守る絆ネット推進事業実施方針（平成 24 年 9 月 18 日施行）

制 度 の 現 況

(1) 事業者等による見守り活動

年度 / 区分	3	4	5	6	7
通報件数（件）	8	8	5	10	6

(2) 見守り協力事業所一覧

（令和 8 年 3 月末現在）

京都生活協同組合
京都やましろ農業協同組合
京滋ヤクルト販売株式会社
ヤマト運輸株式会社京都主管支店
ASA（朝日新聞サービスアンカー）宇治西
ASA（朝日新聞サービスアンカー）宇治
ASA（朝日新聞サービスアンカー）小倉
布亀株式会社

区　分	19　高齢者家具等転倒防止金具購入助成事業	所管係	生きがい振興係

制 度 の 概 要

地震などの災害時における家具等の転倒を防止し、高齢者の安全確保を図るため、65 歳以上の市民税非課税世帯の高齢者に対し、家具等転倒防止金具購入費用の助成を行う。

根 拠 法 令 等

◇　宇治市高齢者家具等転倒防止金具購入助成事業実施要項（平成 25 年 4 月 1 日施行）

制 度 の 現 況

（各年度決算による）

年　度 区　分	3	4	5	6	7
利用件数（件）	1	2	2	2	1
助成額（円）	2,600	10,000	9,700	10,000	4,300

区　分	20　高齢者アカデミー運営事業	所管係	生きがい振興係

制 度 の 概 要

京都文教大学・京都文教短期大学にて、65 歳以上の市民を対象に、「高齢者アカデミー」を開校する。プログラムは 2 年制（1 年＝秋期・春期）で、受講生は週 1 回の科目履修と月 1 回のアカデミーアワーを受講する。

根 拠 法 令 等

◇　宇治市高齢者アカデミー事業運営要項（平成 25 年 4 月 1 日施行）

制 度 の 現 況

（各年度決算による）

年　度	3	4	5	6	7
受講者数（人）	36	45	41	38	34
事業費（円）	3,336,000	3,425,667	3,425,667	3,333,000	3,058,000

区　分	21　認知症等高齢者家族安心事業	所管係	地域包括ケア推進係

制 度 の 概 要

認知症等により行方不明となるおそれのある高齢者等の家族に、GPS 機能を備えた機器の貸与費用などを助成することで、高齢者が行方不明となった場合に、早期に発見できるようにする。

根 拠 法 令 等

◇　宇治市はいかい高齢者家族安心事業実施要項（平成 25 年 6 月 7 日施行）
◇　宇治市はいかい高齢者家族安心事業実施要項（自動通知型）（平成 29 年 4 月 1 日施行）

制 度 の 現 況

（各年度決算による）

区分＼年度	3	4	5	6	7
利用件数（件）	61	68	74	96	82
助成額（円）	723,243	777,310	737,450	836,756	751,804

区　分	22　健康診断書料金扶助	所管係	地域包括ケア推進係

制 度 の 概 要

養護老人ホームの措置対象者で低所得世帯に属する者が、申請する場合に要する医師の健康診断書料金の一部又は全部（限度額 5,000 円）を扶助する。

根 拠 法 令 等

◇　老人ホームへの措置又は家庭奉仕員の派遣に係る健康診断書料金扶助実施要綱の一部を改正する要綱（平成 12 年宇治市告示第 43 号）

制 度 の 現 況

（各年度決算による）

区分＼年度	3	4	5	6	7
利用者（人）	2	0	0	0	0
扶助額（円）	7,500	0	0	0	0

区　分	**23　老人入所施設（養護老人ホーム）への措置**	所管係	地域包括ケア推進係

制 度 の 概 要

65 歳以上の者であって、環境上の理由及び経済的理由により居宅において養護を受けることが困難と認める者について養護老人ホームに保護する。

根 拠 法 令 等

◇　老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）

制 度 の 現 況

(1) 入所状況　（各年度 3 月末現在）（単位：人）

年度	3	4	5	6	7
計	43	40	41	37	35

(2) 入所措置費等の状況　（各年度決算による）

年度	3	4	5	6	7
措置費等　（円）	96,400,849	93,933,607	90,681,977	84,929,561	86,670,145

区　分	**24　成年後見制度利用促進事業**	所管係	地域包括ケア推進係

制 度 の 概 要

高齢化の進行等による成年後見制度のニーズの増加が想定される中、成年後見制度の利用促進を図るため、令和 6 年 10 月 1 日に「宇治市障害者・高齢者権利擁護センター」を開設した。

センターにおいては、アウトリーチによる相談支援、市民後見人材の養成など、必要な人を成年後見制度の利用につなげ、高齢者の権利擁護を推進するための取組を実施している。

根 拠 法 令 等

◇　成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成 28 年法律第 29 号）
◇　宇治市障害者・高齢者権利擁護センター設置要項（令和 6 年 10 月 1 日施行）

制 度 の 現 況

区分＼年度		6 (10～3 月)	7
相談対応件数 (高齢者)	一次相談	66	157
	二次相談	20	24
アウトリーチ支援の実施回数		4	13
養成講座の修了者数（※）		17	22

※　養成講座について、6 年度は「市民向け成年後見人養成講座」を実施。
　　7 年度は市民後見人の確保・育成等を目的とした「市民後見人等養成講座」を実施。

区　分	**25　高齢者成年後見制度利用支援事業**	所管係	地域包括ケア推進係

制 度 の 概 要

(1) 成年後見制度とは

認知症等により判断能力が十分ではない高齢者の財産管理及び契約の締結を本人に代わって行う代理人を選任することにより、本人の権利を保護する制度。

(2) 市長による申立

成年後見制度の審判の申立てについては、本人・配偶者及び四親等内の親族が家庭裁判所に申立てを行う事ができるが、二親等内に申立てを行う親族がいない高齢者については、市長による申立てを行う。

以下の全てにあてはまる方について市長による申立てを行う。

① 本人が本市に居住し、かつ住民基本台帳に記録されている 65 歳以上の高齢者であって、認知症等により判断能力が不十分であること。
② 二親等以内の親族において審判の申立ての可能性のないもの。
③ 保健、医療及び福祉サービスを利用するための契約が必要である若しくは財産管理が必要であること。

(3) 申立費用、成年後見人等報酬助成

市長による申立を行った人のうち生活保護受給世帯等については、申立て費用の免除及び成年後見人等への報酬助成を行う。

また、制度の促進を図るため、平成 24 年度より、市長による申立以外の低所得者等に対し、申立て費用及び成年後見人等への報酬助成を行う。

根 拠 法 令 等

◇ 老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）
◇ 成年後見制度利用における宇治市長の審判申立要項（平成 14 年 4 月 1 日施行）

制 度 の 現 況

年　　度	3	4	5	6	7
市長申立件数（件）	9	15	7	9	10

区　分	**26　高齢者虐待対策**	所管係	地域包括ケア推進係

制 度 の 概 要

近年深刻化する高齢者虐待事案に対して、長寿生きがい課と地域包括支援センターが、関係機関と連携をとりながら、被虐待者を施設への緊急入所等の対策をとることによりその身体的・精神的安全をはかるとともに、虐待者(養護者)も支援していくことで、問題の解決にあたる。

根 拠 法 令 等

◇　高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(平成 17 年法律第 124 号)

制 度 の 現 況

宇治市が、高齢者虐待事案として新規受理した件数

年度 / 区分	3	4	5	6	7
高齢者虐待事案として新規受理した件数（件）	100	165	167	152	142

区　分	**27　地域包括支援センター運営事業**	所管係	地域包括ケア推進係

制 度 の 概 要

介護、福祉、医療、権利擁護などのさまざまなサービスを包括的・継続的に提供していくため、高齢者の生活を支える中核機関として、市内 8 カ所に地域包括支援センターを設置している。

各地域包括支援センターに、保健師（または経験のある看護師）、社会福祉士、主任介護支援専門員を配置し、包括的支援事業として総合相談支援業務や権利擁護業務、包括的・継続的ケアマネジメント支援業務と、第 1 号介護予防支援事業を一体的に取り組んでいる。また、包括的支援事業を効果的に実施するために介護サービスに限らず、インフォーマルサービス等の様々な社会資源が有機的に連携することができるよう多職種協働による地域包括支援ネットワークの構築や、包括的・継続的ケアマネジメント業務の効果的な実施のために地域包括ケア会議を行っている。

また、公平かつ中立的な運営を確保するため、センターの運営状況について地域包括支援センター運営協議会で協議する。

事業の運営

圏 域 名	法　人　名
東宇治北地域包括支援センター	社会福祉法人くらしのハーモニー
東宇治南地域包括支援センター	一般財団法人宇治市福祉サービス公社
南部・三室戸地域包括支援センター	社 会 福 祉 法 人 宇 治 明 星 園
中宇治地域包括支援センター	一般財団法人宇治市福祉サービス公社
槇島地域包括支援センター	社　会　福　祉　法　人　一　竹　会
北宇治地域包括支援センター	社 会 福 祉 法 人 宇 治 明 星 園
西宇治地域包括支援センター	一般財団法人宇治市福祉サービス公社
南宇治地域包括支援センター	社　会　福　祉　法　人　不　動　園

根 拠 法 令 等

◇ 介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）

制 度 の 現 況

(1) 運営状況

区分＼年度	3	4	5	6	7
総合相談支援　相談実人数（人）	3,453	3,757	3,854	3,916	3,670
「高齢者虐待・成年後見制度」に関する相談実人数（人）	145	186	193	173	191
指定介護予防支援・第 1 号介護予防支援（件）	21,269	21,751	22,545	23,475	25,256

(2) 地域包括ケア会議　（単位：回）

区分＼年度	3	4	5	6	7
宇治市地域包括ケア会議	2	2	2	2	2
小地域包括ケア会議	11	19	17	13	17
自立支援型ケア会議	12	12	12	12	12

(3) 地域包括支援センター運営協議会　（単位：回）

区分＼年度	3	4	5	6	7
地域包括支援センター運営協議会開催回数	2	2	2	2	2

(4) 地域包括支援センター職員資質向上研修

区分＼年度	3	4	5	6	7
開催回数（回）	9	4	4	4	5
延人数（人）	158	68	65	97	106

区　分	28　訪問指導	所管係	地域包括ケア推進係

制 度 の 概 要

訪問指導は、宇治市内に居住する 40 歳以上の人で家庭において寝たきりの状態にある人又はこれに準ずる状態にある人や高齢者等を対象に保健師・看護師等が訪問し、本人及びその家族に対し、必要な保健指導を行い、心身の機能低下の防止と健康の保持増進を図ることを目的に実施。

平成 29 年度より、介護予防・日常生活支援総合事業が開始し、訪問型短期集中予防サービスとして、社会参加を高めるために必要な相談・指導を実施している。

根 拠 法 令 等

◇　介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）
◇　地域支援事業実施要綱（平成 18 年 6 月 9 日老発第 0609001 号厚生労働省老健局長通知）

制 度 の 現 況

区　分＼年　度		3	4	5	6	7
65 歳以上	実人数（人）	44	61	65	80	84
	延回数（回）	154	216	168	202	271

区　分	29　認知症地域支援事業	所管係	地域包括ケア推進係

制 度 の 概 要

認知症についての市民の理解を深め、認知症になっても安心・安全に暮らせるまちづくりを推進する体制を構築する。また、認知症等により行方不明になる恐れのある高齢者等の情報を事前に登録し、登録者に対して「身元確認シール」を交付する。

根 拠 法 令 等

◇　介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）
◇　地域支援事業実施要綱（平成 18 年 6 月 9 日老発第 0609001 号厚生労働省老健局長通知）

制 度 の 現 況

事業名	年度	3	4	5	6	7
サポーター養成講座	回数（回）	30	29	40	29	19
	延人数（人）	1,004	1,159	1,500	1,063	735
キャラバン・メイト フォローアップ研修	回数（回）	2	2	2	2	2
	延人数（人）	21	24	35	48	36
家族支援プログラム	回数（回）	6	6	6	6	6
	実人数（人）	7	5	6	8	16
	延人数（人）	24	26	26	32	63
家族支援プログラム OB 会	回数（回）	8	12	12	12	12
	延人数（人）	43	58	71	74	59
SOS ネットワーク事前登録	登録者数（人）	58	67	66	67	52

区 分	**30 初期認知症総合相談支援事業**	所管係	地域包括ケア推進係

制 度 の 概 要

認知症になっても住み慣れた地域で継続して生活できるよう、認知症コーディネーターを配置し、認知症の初期の人やその家族に対しての認知症施策を構築し、医療機関、介護サービス及び地域の支援機関の連携強化等の支援体制の構築を図っている。

根 拠 法 令 等

◇ 介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）
◇ 地域支援事業実施要綱（平成 18 年 6 月 9 日老発第 0609001 号厚生労働省老健局長通知）

制 度 の 現 況

区 分 ＼ 年 度		3	4	5	6	7
認知症対応型カフェ	延人数（人）	499	773	499	862	1,144
認知症初期集中支援チーム	新規事例数（人）	40	30	31	59	47
認知症講演会	実施回数（回）	1	1	1	2	1
	延人数（人）	230	19	24	59	58

区　分	31　認知症の人にやさしいまち・うじ推進事業	所管係	地域包括ケア推進係

制 度 の 概 要

認知症の人を「生活者」としてとらえ、医療・介護・福祉の専門的分野の連携に加え、日常生活に関わる全ての分野で認知症を正しく理解し、それぞれの立場からできる事を考え、自発的に行動する広範囲なネットワークを構築する。

宇治市が掲げる認知症の人が住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けられる「認知症の人にやさしいまち・うじ」の実現にあたり、認知症当事者の視点に立った地域での日常生活レベルでの支援体制を構築することを目的として、平成 27 年に宇治市認知症アクションアライアンス“れもねいど”（Lemon-Aid）（以下「れもねいど」という）を設立。

事務局を設置し事業の企画・運営を行うとともに、「れもねいど推進協議会」や「認知症フォーラム」を開催、市内を活動拠点とする事業者に広くれもねいどの趣旨に賛同を求め、れもねいどへの加盟登録を促進する。また、れもねいだー養成講座（令和 6 年度から認知症を正しく理解する連続講座を改編）を開催し、受講修了者はれもねいだー（ボランティア）として活動している。

根 拠 法 令 等

◇　地域支援事業実施要綱（平成 18 年 6 月 9 日老発第 0609001 号厚生労働省老健局長通知）

制 度 の 現 況

区分＼年度		3	4	5	6	7
れもねいど新規加盟登録数（団体）		10	4	3	10	5
れもねいだー（人）	累計 （新規）	139 （11）	147 （9）	110 （3）	120 （14）	149 （29）
れもねいだー養成講座 延人数（人）		131	80	130	87	109
認知症フォーラム in 宇治	開催回数（回）	1	1	1	1	1
	参加人数（人）	160	144	132	157	216

区　分	32　在宅医療・介護連携推進事業	所管係	地域包括ケア推進係

制 度 の 概 要

医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、包括的かつ継続的な在宅医療・介護を提供するため、地域における医療、介護の関係機関の連携体制を構築する。

根 拠 法 令 等

◇　介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）
◇　地域支援事業実施要綱（平成 18 年 6 月 9 日老発第 0609001 号厚生労働省老健局長通知）

制 度 の 現 況

（単位：回）

国が示す事業内容		区分＼年度	4	5	6	7
ア	地域の医療・介護の資源の把握	ココカラまるごとねっと運営	実施	実施	実施	実施
イ	在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討	医療介護連携センター運営協議会、医療介護連携推進委員会等の実施	実施	実施	実施	実施
ウ	切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築推進	協議会（地域連携室、訪問看護、地域包括支援センター等）の実施	11	12	12	11
エ	医療・介護関係者の情報共有の支援	ココカラまるごとねっと運営	実施	実施	実施	実施
オ	在宅医療・介護連携に関する相談支援	在宅サポート医制度勉強会等	26	23	13	18
カ	医療・介護関係者の研修	合同勉強会、在宅診療勉強会等の実施	12	19	20	12
キ	地域住民への普及啓発	相談会等の実施	6	4	4	16
ク	在宅医療・介護連携に関する関係市町村の連携	医療介護連携センター運営協議会の実施、他圏域との連携	1	5	6	10

（令和 6 年度に介護保険課より移管）

区　分	33　一般介護予防事業	所管係	介護予防推進係

制 度 の 概 要

平成 29 年度より、介護予防・日常生活支援総合事業が開始し、一般介護予防事業として、高齢者を年齢や状況等によって分け隔てることなく、住民主体の通いの場を充実させ、人と人とのつながりを通じて、参加者や通いの場が継続的に拡大していくような地域づくりを推進するとともに、要介護状態になっても生きがい・役割をもって生活できる地域を構築することにより、介護予防を推進している。

根 拠 法 令 等

◇　介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）
◇　地域支援事業実施要綱（平成 18 年 6 月 9 日老発第 0609001 号厚生労働省老健局長通知）

制 度 の 現 況

区分＼年度		3	4	5	6	7
スロートレーニング教室	実人数（人）	149	220	226	220	224
	延人数（人）	2,447	3,720	3,688	3,720	3,696
	回数（回）	160	240	240	240	240
パワリハトレーニング教室	実人数（人）	160	175	178	175	177
	延人数（人）	2,756	3,032	2,980	3,032	3,024
	回数（回）	240	240	240	240	240
はつらつトレーニング教室	実人数（人）	425	390	409	390	416
	延人数（人）	6,980	6,403	6,881	6,403	7,008
	回数（回）	560	560	560	560	560
B 型リハビリ教室	実人数（人）	158	153	154	146	155
	延人数（人）	2,957	3,933	4,298	4,279	4,358
	回数（回）	578	796	802	772	764
セルフパワリハ	実人数（人）	197	202	270	299	293
	延人数（人）	5,648	7,722	9,597	10,311	10,882
	回数（回）	229	278	278	275	276

区　分	34　認知症予防教室	所管係	介護予防推進係

制 度 の 概 要

認知症についての正しい知識の普及・啓発を目的に実施。平成 29 年度より、介護予防・日常生活支援総合事業が開始し、一般介護予防事業として、高齢者を年齢や状況等によって分け隔てることなく、住民主体の通いの場が継続的に拡大していくように、介護予防に取り組んでいる。

根 拠 法 令 等

◇　介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）
◇　地域支援事業実施要綱（平成 18 年 6 月 9 日老発第 0609001 号厚生労働省老健局長通知）

制 度 の 現 況

区分＼年度		3	4	5	6	7
認知症予防教室	実人数（人）	134	128	139	128	143
	延人数（人）	2,273	2,200	2,415	2,200	2,400
	回数（回）	160	160	160	160	160
幸齢者健康づくり教室（旧：脳活性化教室）	延人数（人）	3,014	2,907	3,279	2,907	3,770
	回数（回）	190	192	192	192	192

区　分	35　地域リハビリテーション活動支援事業	所管係	介護予防推進係

制 度 の 概 要

令和元年度より、住民主体の通いの場が継続的に拡大していくような地域づくりを推進するとともに地域においてリハビリテーションに関する専門的知見を有する者を活かした自立支援に資する取組を推進していくため、介護予防に資する通いの場を運営する地域団体等の依頼により専門職の派遣を実施。

根 拠 法 令 等

◇　介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）
◇　地域支援事業実施要綱（平成 18 年 6 月 9 日老発第 0609001 号厚生労働省老健局長通知）

制 度 の 現 況

区分＼年度	3	4	5	6	7
派遣団体数（団体）	38	51	47	34	45
派遣延回数（回）	54	72	67	58	83

区　分	36　地域介護予防活動支援事業	所管係	介護予防推進係

制 度 の 概 要

令和元年度より、住民主体の通いの場が継続的に拡大していくような地域づくりを推進するために、介護予防に資する通いの場を運営する地域団体等に対して、その活動を支援するための補助金を交付。

根 拠 法 令 等

◇　介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）
◇　地域支援事業実施要綱（平成 18 年 6 月 9 日老発第 0609001 号厚生労働省老健局長通知）

制 度 の 現 況

区分＼年度	3	4	5	6	7
交付団体数（団体）	6	17	29	27	33

区　分	37　介護予防把握事業	所管係	介護予防推進係

制 度 の 概 要

平成 29 年度から介護予防・日常生活支援総合事業が開始され、閉じこもり、うつ状態等となるおそれのある人を早期把握し、各種介護予防事業及び必要に応じて地域包括支援センターにつなぐことを目的とした介護予防把握事業を開始した。令和 3 年度に一体的実施事業の訪問と併合したが、閉じこもり予防などよりきめ細かい支援を行うために令和 5 年度に再開した。令和 6 年度からは 75 歳になる方にお元気チェックリストを配布し、生活機能低下がある者と、回答がなかった者を訪問対象としている。

根 拠 法 令 等

◇　介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）
◇　地域支援事業実施要綱（平成 18 年 6 月 9 日老発第 0609001 号厚生労働省老健局長通知）

制 度 の 現 況

区分＼年度	元	2	5	6	7
訪問実件数	1,490	1,176	1,488	970	823
訪問延べ件数	2,040	1,518	1,626	1,343	1,102

区　分	38　高齢者保健・介護予防一体的実施事業	所管係	介護予防推進係

制 度 の 概 要

令和 3 年度より、健康寿命の延伸や日常生活の質の向上などを図るため、高齢者を対象に介護予防と連携した一体的な保健事業を実施している。

高齢者の個別的支援（ハイリスクアプローチ）は 75 歳以上の高齢者で健康状態不明者に対し看護師・歯科衛生士等が個別訪問を実施し後期高齢質問票等により健康状態の確認を行い、必要に応じて受診勧奨、介護予防サービス等への連携を実施。令和 4 年度からは対象者を拡大し、生活習慣病重症化予防のための訪問相談を実施。通いの場への積極的関与（ポピュレーションアプローチ）は、通いの場等へ保健師・歯科衛生士・管理栄養士・リハビリ専門職が訪問し、フレイル予防の啓発を実施。

根 拠 法 令 等

◇　高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）

制 度 の 現 況

区分＼年度			3	4	5	6	7
ハイリスクアプローチ	健康状態不明	実人数	819	582	351	351	330
		延人数	1,160	836	557	557	579
	重症化予防（高血圧）	実人数		33	24	24	19
		延人数		58	31	31	25
	重症化予防（糖尿病）	実人数				9	12
		延人数				11	23
ポピュレーションアプローチ	延回数		38	49	112	124	102
	延人数		538	610	1,327	1,884	1,287

健康づくり推進課

係	分掌事務
地域企画係	（1） 保健衛生思想の普及に関すること。 （2） 健康増進法(平成14年法律第103号)に関すること。 （3） 保健対策に係る総合計画に関すること。 （4） 保健対策に係る連絡調整に関すること。 （5） 食育の推進に関すること。 （6） 健康づくりの推進に関すること。 （7） 休日急病診療所に関すること。 （8） 健やかセンターの管理及び運営に関すること。 （9） 歯科サービスセンターに関すること。 (10) 病院群輪番制病院運営事業に関すること。 (11) 献血に関すること。 (12) 感染症及び食中毒に関すること。 (13) 予防接種に関すること。 (14) 医療機関、保健所、関係団体等との連絡に関すること。 (15) その他成人保健に関すること。 (16) 地域保健に関すること。
保健事業係	（1） 成人及び高齢者の保健事業に関すること。 （2） 各種がん・結核検診等に関すること。 （3） 特定健診・特定保健指導事業に関すること。

区　分	1　保健・消防センター	所管係	地域企画係

制　度　の　概　要

平成 15 年 11 月、保健・消防センター（うじ安心館）として開設。（平成 14 年 11 月に一部開設）健やかセンターを 3 階の一部・4 階及び 5 階の一部に、休日急病診療所・歯科サービスセンターを 5 階に配置し、乳幼児から高齢者までの健康づくりの総合的な支援と市民の保健福祉の増進を図る。

根　拠　法　令　等

◇ 宇治市健やかセンター条例（平成 14 年宇治市条例第 22 号）（昭和 54 年宇治市条例第 13 号（制定））
◇ 宇治市休日急病診療所条例（昭和 54 年宇治市条例第 12 号）
◇ 宇治市心身障害者歯科診療実施要綱（昭和 63 年宇治市告示第 77 号）

施設の概要

名称	単独併設の別	所在地	建物の構造	保健側面積
休日急病診療所 歯科サービスセンター 健やかセンター	併設 消防・防災	宇治市宇治 下居 13 - 2	鉄筋コンクリート造 5 階建	床延 3,573.32 ㎡

区　分	2　歯科サービスセンター	所管係	地域企画係

制　度　の　概　要

昭和 63 年 6 月 1 日から京都府宇治久世歯科医師会及び（公社）京都府歯科衛生士会の協力を得て、心身障害児に対する歯科診療を開始した。

対象者は、市内に居住する者で、身体障害者手帳、療育手帳の交付を受けている者及び特別児童扶養手当の対象児童。（平成 19 年 4 月に「18 歳未満」という制限をなくした。）

診療内容は、口腔内諸疾患の治療及び予防処置、口腔衛生指導並びに歯科相談。

根　拠　法　令　等

◇ 宇治市心身障害者歯科診療実施要綱（昭和 63 年宇治市告示第 77 号）

制　度　の　現　況

利用状況

区分＼年度	3	4	5	6	7
診療日数（日）	51	52	51	51	51
受診者数（延人数）	330	329	350	334	327

区　分	3　休日急病診療所	所管係	地域企画係

制　度　の　概　要

診療科目	内科・小児科・歯科
診療日	日曜、祝日及び振替休日、年末年始(12 月 31 日～1 月 3 日) ただし、歯科は、12 月 29 日、30 日も診療
受付時間	（内科・小児科）午前 9 時～11 時、午後 0 時 30 分～4 時 （歯科）午前 9 時 30 分～11 時 30 分、午後 1 時～2 時 30 分
医療体制	（一社）宇治久世医師会、京都府宇治久世歯科医師会、宇治久世薬剤師会及び（公社）京都府歯科衛生士会に診療を委託 医師 1 人、歯科医師 1 人、歯科衛生士 1 人、薬剤師 1 人（年末年始等 2 人体制） 看護師 3 人（年末年始等 5 人体制） 事務職員 3 人（年末年始 4 人体制）

根　拠　法　令　等

◇ 宇治市休日急病診療所条例（昭和 54 年宇治市条例第 12 号）
◇ 宇治市休日急病診療所条例施行規則（昭和 54 年宇治市規則第 21 号）

制　度　の　現　況

休日急病診療所の利用状況

区分＼年度		3	4	5	6	7
診療日数	医科（日）	70	70	71	71	71
	歯科（日）	72	72	73	72	73
受診患者総数　（人）		1,675	2,173	2,383	1,792	1,837
科目別受診者	医科（人）	1,249	1,812	1,970	1,375	1,385
	歯科（人）	426	361	413	417	452
地域別受診者	宇治市（人）	1,277	1,720	1,939	1,411	1,471
	その他（人）	398	453	444	381	366

区　分	**4　献血推進事業**	所管係	地域企画係

制　度　の　概　要

献血思想の普及と献血者の組織化を図るとともに、献血制度の適正な運営を確保し、地域住民の健康の保持及び向上等を推進する。

根　拠　法　令　等

◇「安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律」(新血液法)

制　度　の　現　況

献血の基準 (平成23年4月1日改定)	400ml	200ml
年齢	男性　17歳～69歳　※ 女性　18歳～69歳　※	16歳～69歳　※
体重	男女とも50㎏以上	男性45㎏・女性40㎏以上
最高血圧	90mmHg以上	
血色素量	男性　13.0g/dL以上 女性　12.5g/dL以上	男性　12.5g/dL以上 女性　12.0g/dL以上
年間献血回数	男性　3回以内 女性　2回以内	男性　6回以内 女性　4回以内
年間献血総量	400mlと200ml献血を合わせて男性は1,200ml以内 女性は　800ml以内	
献血間隔	男性　12週間 女性　16週間	男女とも　4週間

※　65歳以上の献血については、献血される方の健康を考え、60歳から64歳の間に献血経験がある方に限っています。

実施状況

年度 区分	3	4	5	6	7
実施回数（回）	17	15	15	17	18
採血者（人）	873	897	920	928	964
400ml（人）	857	885	911	920	954
200ml（人）	16	12	9	8	10

区　分	**5　骨髄ドナー助成事業**	所管係	地域企画係

制　度　の　概　要

移植に用いる骨髄・末梢血幹細胞（以下「骨髄等」）の適切な提供の推進を図り、骨髄等移植を推進するため、公益財団法人日本骨髄バンク（以下「骨髄バンク」という。）が行う骨髄・末梢血幹細胞提供あっせん事業（移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する法律（平成 24 年法律第 90 号）第 2 条第 5 項に規定する事業）において骨髄等の提供を行った者に対し、助成金を交付する。

(1) 助成対象者
① 平成 28 年 4 月 1 日以降 に（公財）日本骨髄バンクを介して骨髄等を提供された方
② 骨髄等の提供を行った日に宇治市内に住所を有している方
③ 他の自治体等が実施する同種同類の助成金などを受けていない方

(2) 助成金額
① 骨髄等の提供にあたって下記に記載する通院、入院又は面談 ※の日数 × 2 万円
ア 健康診断のための通院
イ 自己血採血のための通院
ウ 骨髄等の採取のための入院
エ 上記ア～ウの他、骨髄バンクまたは医療機関が必要と認める通院、入院または面談
※ただし、骨髄等の採取のための手術及び関連した医療処置によって生じた健康被害のためのものは対象外
② 一回の提供につき 14 万円を上限とする。

根　拠　法　令　等

◇ 宇治市骨髄ドナー助成事業実施要項（平成 28 年 4 月 1 日施行）
◇ 移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する法律（平成 24 年法律第 90 号）

制　度　の　現　況

利用状況

年度 / 区分	3	4	5	6	7
申請件数（件）	0	1	0	0	4

区　分	6　健康教育・健康相談	所管係	地域企画係

制 度 の 概 要

生活習慣病の予防、健康増進等、健康に関する正しい知識の普及を図るとともに、健康に関する個別の相談に応じ必要な指導・助言を行い、家庭における健康管理に資することを目的とし、うじ安心館、各公民館等で実施している。

なお、平成 20 年 4 月 1 日より保健事業は「健康増進法」による事業へ移行した。

根 拠 法 令 等

◇　健康増進法（平成 14 年法律第 103 号）
◇　介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）

制 度 の 現 況

（単位：回）

区分＼年度	3	4	5	6	7
健康教育	113	137	162	155	162
健康相談	72	116	98	69	96

区　分	7　訪問指導	所管係	地域企画係

制 度 の 概 要

訪問指導は、宇治市内に居住する 40 歳以上の人で家庭において寝たきりの状態にある人又はこれに準ずる状態にある人や高齢者等を対象に保健師・看護師等が訪問し、本人及びその家族に対し、必要な保健指導を行い、心身の機能低下の防止と健康の保持増進を図ることを目的に実施。

平成 18 年度より、介護保険法の改正に伴い、40 歳から 64 歳までの方は、健康増進法の訪問指導として実施。

根 拠 法 令 等

◇　健康増進法（平成 14 年法律第 103 号）

制 度 の 現 況

区分＼年度		3	4	5	6	7
40 歳～64 歳	実人数（人）	0	0	0	2	1
	延回数（回）	0	0	0	3	1

区　分	8　高齢者等インフルエンザ予防接種事業	所管係	地域企画係

制 度 の 概 要

予防接種法の一部改正（平成 13 年 11 月 7 日 法律第 116 号）に伴い、高齢者等インフルエンザが追加になる。宇治市内では 90 か所余りの予防接種協力医療機関に委託し、10 月中旬～12 月末日に実施している。（令和 5 年度以降は、感染状況等をふまえて 10 月初旬～翌年 1 月末に実施。）

根 拠 法 令 等

◇　予防接種法（昭和 23 年 6 月 30 日法律第 68 号）

	種目		対象年齢	回数
個別接種（協力医療機関）	B 類疾病	インフルエンザ	65 歳以上の者 60 歳以上 65 歳未満の者であって、心臓、腎臓又は呼吸器の機能に自己の身辺の日常生活が極度に制限される程度の障害を有する者及びヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する者	1 回/年

制 度 の 現 況

予防接種者数の推移　（単位：人）

年度 / 区分	3	4	5	6	7
接種者数	29,437	29,847	28,730	26,909	27,505

区　分	9　子宮頸がん予防接種事業	所管係	地域企画係

制 度 の 概 要

子宮頸がんの原因となるヒトパピローマウイルスの感染予防のため、未感染の年代の女性にワクチン接種を実施し、子宮頸がんの発症予防につなげる。

根 拠 法 令 等

◇　予防接種法（昭和 23 年法律第 68 号）　第 5 条第 1 項（定期の予防接種）
◇　定期予防接種実施要領（平成 26 年 3 月 24 日健発 0324 第 11 号厚生労働省局長通知）
◇　宇治市定期予防接種実施要領

制 度 の 現 況

年度 / 区分	3	4	5	6	7
延べ件数（件） (内キャッチアップ接種(件))	1,621	2,701 (1,359)	2,310 (1,045)	5,845 (4,457)	1,633 (525)

※　平成 25 年 4 月から定期予防接種になったが、同年 6 月には積極的な接種勧奨が差し控えられた。令和 3 年 11 月に積極的な接種勧奨が再開された。
※　令和 4 年 4 月から令和 8 年 3 月末まで、接種未完了者にキャッチアップ接種を実施した。

区　分	10　高齢者用肺炎球菌予防接種事業	所管係	地域企画係

制 度 の 概 要

予防接種法施行令の一部改正（平成 26 年政令第 247 号）に伴い、高齢者用肺炎球菌予防接種が追加になる。宇治市内では 80 か所余りの予防接種協力医療機関に委託している。

根 拠 法 令 等

◇　予防接種法（昭和 23 年 6 月 30 日法律第 68 号）

	種　　目		対 象 年 齢 ※	回　数
個別接種（協力医療機関）	B 類疾病	高齢者用肺炎球菌	接種日時点で 65 歳の者	1 回
			60 歳以上 65 歳未満の者であって、心臓、腎臓又は呼吸器の機能に自己の身辺の日常生活が極度に制限される程度の障害を有する者及びヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する者	

※　過去に接種したことのある者は除く。
※　年度内に 65 歳・70 歳・75 歳・80 歳・85 歳・90 歳・95 歳・100 歳になる者を対象者とする特例（経過措置）は、令和 6 年 3 月 31 日をもって終了した。

制 度 の 現 況

予防接種者数の推移　　（単位：人）

区分＼年度	3	4	5	6	7
接種者数	1,802	1,535	1,847	483	633

区　分	11　風しん第5期定期接種事業	所管係	地域企画係

制 度 の 概 要

他の世代に比べて風しんの抗体保有率が低い昭和37年4月2日から昭和54年4月1日までの間に生まれた男性が風しんに係る定期の予防接種の対象者として追加された。対象世代の男性の抗体保有率90%に引き上げることを目標としている。対象者は令和7年3月31日までに風しんの抗体検査を受け、十分な量の風しんの抗体がない場合は定期接種を行う。令和9年3月31日に事業終了予定。

根 拠 法 令 等

◇　予防接種法（昭和23年法律第68号）
◇　予防接種施行令（昭和23年政令第197号）
◇　予防接種施行規則（昭和23年厚生省令第36号）

制 度 の 現 況

（単位：人）

種別＼年度	3	4	5	6	7
抗体検査	1,624	1,197	396	687	―
予防接種	317	253	129	158	31

区　分	12　新型コロナウイルス感染症予防接種事業	所管係	地域企画係

制 度 の 概 要

予防接種実施規則の一部を改正する省令（令和6年厚生労働省令第130号）に伴い、新型コロナウイルス感染症が追加になる。宇治市内では70か所余りの予防接種協力医療機関に委託し、10月～翌年1月に実施している。

根 拠 法 令 等

◇予防接種法（昭和23年6月30日法律第68号）

	種目		対象年齢	回数
個別接種（協力医療機関）	B類疾病	新型コロナウイルス感染症	65歳以上の者 60歳以上65歳未満の者であって、心臓、腎臓又は呼吸器の機能に自己の身辺の日常生活が極度に制限される程度の障害を有する者及びヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する者	1回/年

制 度 の 現 況

予防接種者数の推移（単位：人）

区分＼年度	6	7
接種者数	10,624	7,308

区分	13　帯状ほうしん予防接種事業	所管係	地域企画係

制 度 の 概 要

予防接種法施行令の一部改正（令和 7 年政令第 80 号）に伴い、帯状疱疹が追加になる。宇治市内では 70 か所余りの予防接種協力医療機関に委託し、当該年度における対象者へ個別通知を行い、接種を実施している。

根 拠 法 令 等

◇予防接種法（昭和 23 年 6 月 30 日法律第 68 号）
◇予防接種法施行令（昭和 23 年政令第 197 号）
◇宇治市定期予防接種実施要領

制 度 の 現 況

ワクチン別の予防接種者数の推移（単位：人）

区分＼年度	7
生ワクチン	589
組み換えワクチン(1 回目)	3,752
組み換えワクチン(2 回目)	3,619

区分	**14　がんとの共生支援事業費**	所管係	地域企画係

制 度 の 概 要

がんに罹患された方の治療と社会参加等の両立を支援し、がん治療によるアピアランスの変貌を補完する補整具の購入費用や、若年がん患者が在宅療養される際のサービス費用や福祉用具の貸与・購入費用の一部を補助

根 拠 法 令 等

◇宇治市がん患者アピアランスケア支援事業助成金交付要項
◇宇治市若年がん患者在宅療養支援事業助成金交付要項

制 度 の 現 況

宇治市がん患者アピアランスケア支援事業利用者数の推移（単位：人）

区分＼年度		6	7
利用者数	ウィッグ	56	43
	補正具等	12	11

宇治市若年がん患者在宅療養支援事業利用者数の推移（単位：人）

区分＼年度	6	7
利用者数	1	0

区　分	15　成人歯科健診	所管係	保健事業係

制 度 の 概 要

成人期の歯の喪失原因である歯周疾患を予防・早期発見し、生涯自分の歯で摂食行動が取れることを通じて、高齢期になってもQOLを維持し豊かな日常生活を送ることを目的に、平成14年6月から勤務先等での健診受診の機会のない満40・50・60・70歳の市民を対象に、個別健診で実施している。（令和6年度より対象者に満20・30歳の市民、令和8年度より対象者に満45、55、65歳の市民を追加。）

平成20年4月1日より保健事業は「健康増進法」による事業へ移行した。

根 拠 法 令 等

◇　健康増進法（平成14年法律第103号）

制 度 の 現 況

区　分＼年　度	3	4	5	6	7
受診数（人）	179	182	194	268	196

区　分	16　がん検診等	所管係	保健事業係

制 度 の 概 要

がん、心臓病、脳卒中等の生活習慣病を予防する対策の一環として、これらの疾患の早期発見を目的に、がん検診等を実施している。

平成20年4月1日より、「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づき、健康診査は新たに特定健診として制度化され、各医療保険での実施に改められた。

なお、健康づくり推進課では、生活保護世帯及び、中国残留邦人等支援給付世帯の人を対象に、健康診査を実施している。

根 拠 法 令 等

◇　健康増進法（平成14年法律第103号）

制 度 の 現 況

区分 ＼ 年度			3	4	5	6	7
健康診査	40歳以上（生活保護世帯等・毎年）	受診数（人）	180	298	351	330	323
		受診率（%）	8.1	13.5	16.2	15.7	15.6
胃がん検診（胃部X線検査、胃内視鏡検査）	胃部X線検査40歳以上（隔年）、胃内視鏡検査50歳以上（隔年）	受診数（人）	1,134	1,486	3,433	3,746	3,534
		受診率（%）	1.2	1.5	3.6	5.2	5.5
肺がん検診	40歳以上（毎年）	受診数（人）	2,361	2,811	5,238	5,609	5,728
		受診率（%）	1.1	1.5	3.2	3.4	3.6
子宮頸がん検診	20歳以上の女性（隔年）	受診数（人）	3,269	3,863	4,263	4,530	4,094
		受診率（%）	9.8	11.4	12.4	12.9	12.7
乳がん検診	40歳以上の女性（隔年）	受診数（人）	3,335	3,789	3,436	3,769	3,399
		受診率（%）	14.0	15.5	15.4	15.7	15.8
大腸がん検診	40歳以上（毎年）	受診数（人）	8,417	9,445	10,946	11,256	11,306
		受診率（%）	3.5	4.1	5.0	5.3	5.0
前立腺がん検診	50歳以上の男性（隔年）	受診数（人）	1,581	1,886	1,767	1,774	1,725
肝炎ウイルス検診	40歳以上（過去未受診の人）	受診数（人）	946	1,241	1,101	1,204	1,090

※ 受診率は、地域保健・健康増進事業報告による。
※ 令和5年度より、国保・後期人間ドック受診者のがん検診精密検査管理を開始したことにより、受診数に計上している。

区　分	17　結核予防事業（健診）	所管係	保健事業係

制 度 の 概 要

結核予防及び結核患者の早期発見のために、65 歳以上の市民を対象に、検診車で巡回する集団健診としてＸ線検査を実施している。

根 拠 法 令 等

◇　感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年 10 月 2 日法律第 114 号）

制 度 の 現 況

Ｘ線直接撮影（平成 28 年度まではＸ線間接撮影）　（単位：人）

種別＼年度		3	4	5	6	7
受診数		1,821	2,154	2,379	2,646	2,826
結果	異常なし	1,820	2,154	2,329	2,646	2,789
	要検査	1	0	50	0	37

区　分	18　胃がんリスク（ABC）検診事業	所管係	保健事業係

制 度 の 概 要

胃がん原因の約 98%は、ヘリコバクターピロリ（ピロリ菌）に由来するといわれており、血液検査により、胃がんのリスクである「ピロリ菌」と胃粘膜の萎縮状態を早期発見し、将来の胃がんの発症リスクを予防し、さらに主な感染経路である家族内感染を防ぎピロリ菌感染を阻止することを目的に、令和 6 年 6 月より 30・35・40 歳代の市民を対象に、個別検診で実施。令和 8 年 6 月からは 30・35・40 歳の市民を対象に個別検診で実施している。

根 拠 法 令 等

◇がん対策基本法（平成 18 年法律第 98 号）第 4 条　地方公共団体の責務

制 度 の 現 況

区分＼年度	6	7
受診数（人）	2,031	1,208

区　分	19　国民健康保険保健事業及び特定健診・特定保健指導事業	所管係	保健事業係

制　度　の　概　要

国民健康保険法第 72 条の 5 に規定する特定健康診査等を行うほか、被保険者の健康の保持増進、療養環境の向上又は保険給付のために必要な次の事業を行う。

(1) 健康教育
(2) 健康相談
(3) 健康診査
(4) その他被保険者の健康の保持増進、療養環境の向上又は保険給付のために必要な事業

根　拠　法　令　等

◇　国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）
◇　宇治市国民健康保険条例（昭和 36 年宇治市条例第 1 号）
◇　宇治市国民健康保険半日人間ドック及び脳ドック受診補助金交付規則
（昭和 55 年宇治市規則第 37 号）
◇　高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）

制　度　の　現　況

(1) 国保半日人間ドック・脳ドック受診補助事業

加入者の健康管理・疾病予防の推進事業として、人間ドック受診補助は昭和 55 年度から、脳ドック受診補助は平成 8 年度から実施。

① 受診補助対象者

健診時において 35 歳以上で 1 年以上継続して本市国保に加入している者。
ただし、入院もしくは妊娠していない者。

② 補助率

ドック健診費用の 7 割相当額を補助。

③ 利用状況

区分＼年度	3	4	5	6	7
人間ドック受診者数（人）	1,490	1,570	1,777	1,653	1,599
同　補助額（千円）	44,914	47,354	53,513	49,827	48,165
脳ドック受診者数（人）	737	737	812	706	662
同　補助額（千円）	14,946	14,961	16,413	14,222	13,313

(2) 健康づくり推進事業

健康相談、健康教室等の健康づくり推進事業を国保保健事業として実施。

区分＼年度	3	4	5	6	7
事　業　費（千円）	12,703	13,258	13,755	15,617	17,942

(3) 特定健康診査・特定保健指導

宇治市特定健康診査等実施計画に基づき、メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）に着目した健診を行い、その結果を踏まえて正しい生活習慣の指導を行う。

年度	3	4	5	6	7
特定健診受診者数（人）	10,164	9,558	8,793	8,276	8,011
特定保健指導初回面接利用者数（人）	222	269	219	177	195
総事業費（千円）	115,677	115,836	105,303	99,390	98,514

※　特定保健指導初回面接利用者のうち、前年度特定健診から対象となった人は再掲で記載

(4) 重複服薬通知事業

医薬品適正使用の推進を図ることを目的に、府が対象者基準を定め抽出した対象者に対し、令和元年度より通知を行い、重複服薬の改善を図っている。また、通知をもとにかかりつけ医や薬局との情報共有や連携を図ることを目的とする。

年度	3	4	5	6	7
重複服薬通知者数（人）	38	31	20	32	26
重複服薬解消者数（人）	30	22	10	19	18
総事業費（千円）	80	79	101	96	91

（対象者基準）令和 2 年度まで：同一月に 2 以上の医療機関から、成分同一の医薬品(薬価基準コード上 7 桁が同一)を 2 か月継続（各月とも通算 14 日以上処方あり）して処方されている者。
令和 3 年度より：薬効同一の医薬品（薬価基準コード上 4 桁が同一）及び 2 か月継続（7 日以上重複して処方あり）に変更。

区　分	20　後期高齢者の健康診査事業	所管係	保健事業係

制 度 の 概 要

健康診査等の高齢者保健事業は、高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、後期高齢者医療広域連合の努力義務となっている。本市では、健康診査や人間ドックを実施しており京都府後期高齢者医療広域連合からの補助金がある。

根 拠 法 令 等

◇　高齢者の医療の確保に関する法律
◇　宇治市後期高齢者医療被保険者健康診査実施要項
◇　後期高齢者医療制度の被保険者に対する宇治市歯科健康診査実施要項

制 度 の 現 況

(1) 健康診査費

後期高齢者医療制度被保険者の QOL（quality of life　生活の質、人生の質及び生命の質）の確保、介護予防及び生活習慣病の早期発見のために健康診査及び歯科健診を、宇治市が実施主体として、(一社）宇治久世医師会及び宇治久世歯科医師会に委託して個別方式により実施する。健康診査費全額を補助。

年　度 区　分	3	4	5	6	7
健診受診者数（人）	8,383	9,397	10,006	11,053	11,846
歯科健診受診者数（人）	25	18	29	37	24
総事業費（千円）	92,524	101,817	108,629	120,151	128,554

(2) 人間ドック受診補助金

平成 22 年度から、後期高齢者医療制度被保険者を対象に健康管理・疾病予防の推進事業として、半日人間ドックに係る健診費用のうち 11,000 円（令和 2 年度までは健診費用の 7 割相当額）を補助。

年　度 区　分	3	4	5	6	7
受診者数（人）	199	246	315	366	386
総事業費（千円）	2,233	2,706	3,694	4,287	4,457

介　護　保　険　課

係	分掌事務
保険料係	（1） 被保険者の資格に関すること。 （2） 保険料の賦課に関すること。 （3） 保険料の徴収に関すること。 （4） 保険料の減免に関すること。 （5） 保険料の滞納整理に関すること。 （6） 保険料過誤納金の還付及び充当に関すること。
給付係	（1） 介護保険事業の計画及び普及促進に関すること。 （2） 保険給付に関すること。 （3） 特別会計の経理に関すること。 （4） 保険給付の苦情及び相談に関すること。 （5） 居宅介護支援事業者及びサービス提供事業者に関すること。 （6） 地域密着型サービス事業所、居宅介護支援事業所、介護予防支援事業所等の指定並びに指導及び監督に関すること。 （7） 地域密着型サービス運営委員会に関すること。 （8） 介護費用適正化に関すること。 （9） 介護相談員に関すること。 (10) 特定入所者介護サービス費等利用者負担額軽減対策事業に関すること。 (11) その他介護保険に関すること。 (12) 課の庶務に関すること。
介護認定係	（1） 要介護認定及び要支援認定に関すること。 （2） 介護認定審査会に関すること。 （3） 認定調査に関すること。

区　分	1　介護保険給付事業の概要	所管係	保険料・給付・介護認定係（生きがい振興・地域包括ケア推進係）

制 度 の 概 要

介護保険事業は、加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により要支援・要介護状態となり、入浴、排泄、食事等の介護、機能訓練並びに看護及び療養上の管理その他の医療を要する者等について、これらの者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行うものである。

根 拠 法 令 等

◇ 介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）
◇ 介護保険法施行法（平成 9 年法律第 124 号）
◇ 介護保険法施行令（平成 10 年政令第 412 号）
◇ 介護保険法施行規則（平成 11 年厚令第 36 号）
◇ 宇治市介護保険条例（平成 12 年宇治市条例第 38 号）
◇ 宇治市介護保険規則（平成 12 年宇治市規則第 42 号）
◇ 宇治市指定居宅介護支援事業者及び指定介護予防支援事業者の指定に関する基準を定める条例（平成 26 年宇治市条例第 37 号）
◇ 宇治市指定居宅介護支援事業所及び指定介護予防支援事業所の指定等に関する規則（平成 18 年宇治市規則第 39 号）
◇ 宇治市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例（平成 30 年宇治市条例 31 号）
◇ 宇治市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成 30 年宇治市規則第 14 号）
◇ 宇治市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成 26 年宇治市条例第 38 号）
◇ 宇治市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例施行規則（平成 27 年宇治市規則第 6 号）
◇ 宇治市指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例（平成 25 年宇治市条例第 14 号）
◇ 宇治市指定地域密着型サービス事業所及び指定地域密着型介護予防サービス事業所の指定等に関する規則（平成 18 年宇治市規則第 52 号）
◇ 宇治市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 25 年宇治市条例第 15 号）
◇ 宇治市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成 25 年宇治市規則第 18 号）
◇ 宇治市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 25 年宇治市条例第 16 号）
◇ 宇治市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成 25 年宇治市規則第 19 号）
◇ 宇治市介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関する要綱（平成 29 年宇治市告示第 43 号）
◇ 宇治市指定訪問介護相当サービス及び指定通所介護相当サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める要綱（平成 29 年宇治市告示第 44 号）
◇ 宇治市指定生活支援型訪問サービス及び指定短時間型通所サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める要綱（平成 29 年宇治市告示第 45 号）
◇ 宇治市介護予防・日常生活支援総合事業に係る指定訪問介護相当サービス事業所等の指定等に関する要綱（平成 29 年宇治市告示第 46 号）
◇ 宇治市介護予防・日常生活支援総合事業に係る第 1 号事業に要する費用の額に関する要綱（平成 29 年宇治市告示第 47 号）

制　度　の　現　況

(1) 被保険者
① 第 1 号被保険者：宇治市内に住所を有する 65 歳以上の人
② 第 2 号被保険者：宇治市内に住所を有する 40 歳以上 65 歳未満の医療保険加入者

(2) 保険料
① 第 1 号被保険者
基準額は 70,800 円（月額 5,900 円）で、前年の所得等に応じて 15 段階に分かれている。

保険料段階	対象者		割合	年間保険料
第 1 段階	・生活保護受給者 市民税非課税世帯で、本人：非課税 世帯：非課税	・老齢福祉年金受給者 ・前年の本人の公的年金等収入額とその他の合計所得金額の合計が 82.65 万円以下	基準額×0.25	17,700 円
第 2 段階		前年の本人の公的年金等収入額とその他の合計所得金額の合計が 82.65 万円を超え 120 万円以下	基準額×0.35	24,780 円
第 3 段階		前年の本人の公的年金等収入額とその他の合計所得金額の合計が 120 万円を超える	基準額×0.65	46,020 円
第 4 段階	本人が市民税非課税（世帯に課税者あり）で、本人：非課税 世帯：課税	前年の本人の公的年金等収入額とその他の合計所得金額の合計が 82.65 万円以下	基準額×0.80	56,640 円
第 5 段階（基準額）		前年の本人の公的年金等収入額とその他の合計所得金額の合計が 82.65 万円を超える	基準額	70,800 円
第 6 段階	本人が市民税課税で、	前年の合計所得金額が 125 万円以下	基準額×1.10	77,880 円
第 7 段階		前年の合計所得金額が 125 万円を超え 200 万円未満	基準額×1.30	92,040 円
第 8 段階		前年の合計所得金額が 200 万円以上 300 万円未満	基準額×1.65	116,820 円
第 9 段階		前年の合計所得金額が 300 万円以上 400 万円未満	基準額×1.95	138,060 円
第 10 段階		前年の合計所得金額が 400 万円以上 500 万円未満	基準額×2.10	148,680 円
第 11 段階		前年の合計所得金額が 500 万円以上 600 万円未満	基準額×2.25	159,300 円
第 12 段階		前年の合計所得金額が 600 万円以上 750 万円未満	基準額×2.40	169,920 円
第 13 段階		前年の合計所得金額が 750 万円以上 900 万円未満	基準額×2.55	180,540 円
第 14 段階		前年の合計所得金額が 900 万円以上 1,000 万円未満	基準額×2.70	191,160 円
第 15 段階		前年の合計所得金額が 1,000 万円以上	基準額×2.95	208,860 円

※令和 8 年度の保険料段階を記載。
※介護保険制度上、合計所得金額と市民税課税・非課税の算定は、令和 7 年度保険料と同様の算定基準により決定します。

② 徴収方法

ア 特別徴収

老齢・退職・遺族・障害年金等が、年額 18 万円以上の場合は、年金から差引きする。

イ 普通徴収

特別徴収の対象にならない場合は、納付書や口座振替で被保険者が納付する。

③ 保険料の減額

保険料段階が第 2 段階または第 3 段階の被保険者のうち、次の要件をすべて満たす人は、申請により第 1 段階の保険料に減額される。

要件

- 前年収入の合計額が単身世帯で 94 万円以下（世帯人数が 1 人増えるごとに 50 万円を加算）
  - ※ 収入には非課税年金（遺族年金、障害年金等）も含む
  - ※ 前年収入とは、令和 8 年度保険料の場合、令和 7 年 1 月～令和 7 年 12 月の収入を指す
- 他世帯の人の所得税・市民税の扶養控除あるいは医療保険の被扶養者となっていない
- 居住用資産の評価額が 1,800 万円以下であり、属する世帯が居住用資産以外に土地・家屋を所有していない
- 預貯金の合計額が単身世帯で 350 万円以下（世帯人数が 1 人増えるごとに 100 万円を加算）

(3) サービスの種類及び給付内容

① 在宅サービス ※ 訪問介護、通所介護を除いて介護予防を含む。

ア 訪問介護（ホームヘルプサービス）

ホームヘルパーが居宅を訪問し、食事、入浴、排泄などの身体介護や調理、掃除、洗濯などの生活援助を行う。

イ 訪問入浴介護

移動可能な浴槽を使用し、居宅で入浴の介助を行う。

ウ 訪問看護

医師の指示のもと、看護師などが居宅を訪問し、療養上の世話や診療の補助を行う。

エ 訪問リハビリテーション

医師の指示のもと、理学療法士や作業療法士、言語聴覚士が居宅を訪問し、心身機能の維持や回復のために必要なリハビリテーションを行う。

オ 通所介護（デイサービス）

デイサービスセンターにおいて、食事や入浴、排泄などの日常生活上の支援や機能訓練を行う。

カ 通所リハビリテーション

介護老人保健施設、病院などにおいて、心身機能の維持や回復のために必要なリハビリテーションを行う。

キ 短期入所生活介護（ショートステイ）

特別養護老人ホームなどの福祉施設に短期間入所し、食事や入浴、排泄などの日常生活上の支援や機能訓練を受ける。

ク 短期入所療養介護（ショートステイ）

介護老人保健施設などに短期間入所し、医学的管理のもとで、看護や機能訓練、日常生活上の支援を受ける。

ケ 居宅療養管理指導

医師や歯科医師、薬剤師などが居宅を訪問し、療養上の管理や指導を行う。

コ 特定施設入居者生活介護

有料老人ホームなどに入居している要介護・要支援認定者について、食事や入浴、排泄などの日常生活上の支援、機能訓練などを行う。

サ 福祉用具貸与

日常生活上の便宜を図る用具や機能訓練のための用具を貸与する。

シ　特定福祉用具販売

福祉用具のうち、入浴や排泄などに使用する補助用具の購入費の 9 割（一定所得者は 8 割・7 割）を保険給付する。

ス　住宅改修費支給

手すりの取り付けや段差の解消などの住宅改修について、改修費の 9 割（一定所得者は 8 割・7 割）を保険給付する。

② サービス・活動事業（介護予防・日常生活支援総合事業）

※（＊）は長寿生きがい課所管事業

ア　訪問型サービス

- 訪問介護相当サービス

  ホームヘルパーが居宅を訪問し、家族や地域の支援が受けられない場合に、本人が自力では困難な行為について、支援を行う。

- 生活支援型訪問サービス

  宇治市生活支援員などが居宅を訪問し、家族や地域の支援が受けられない場合に、掃除や調理などの本人が自力では困難な家事について、支援を行う。

- 住民主体型生活支援（＊）

  ボランティアなどが居宅を訪問し、掃除や調理などの本人が自力では困難な家事について、支援を行う。

- 訪問型短期集中予防サービス（＊）

  作業療法士または理学療法士、歯科衛生士、栄養士、看護師などの専門職が、介護予防に関して、定期的に短期間（概ね週 1 回程度、3 か月間）訪問して指導を行う。

イ　通所型サービス

- 通所介護相当サービス

  デイサービスセンターにおいて、食事や入浴などの日常生活上の支援や生活行為向上のための目標にあわせた選択的サービスを行う。

- 短時間型通所サービス

  デイサービスセンターにおいて、生活機能向上のための体操や筋力トレーニングを中心としたサービスを短時間（2～5 時間未満程度）行う。

- 住民主体型通いの場活動支援（＊）

  ボランティア（健康長寿サポーターなど）がサポーターとなり、短時間（2 時間程度）の運動や交流を行う。

- 通所型短期集中予防サービス（＊）

  作業療法士または理学療法士、歯科衛生士、栄養士、看護師などによる指導のもと、体操や栄養改善、口腔ケアなどの介護予防プログラムを短期集中的に（概ね週 1 回程度、3 か月間）行う。

③ 地域密着型サービス

ア　定期巡回・随時対応型訪問介護看護

24 時間対応の訪問介護・訪問看護サービスで、日中・夜間を通じて、介護職員と看護師が連携しながら、定期的な巡回訪問と利用者の通報によって、随時対応を行う。

イ　地域密着型通所介護

定員 18 人以下の小規模なデイサービスセンターで、食事や入浴、排泄などの介護や機能訓練を日帰りで行う。

ウ　認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護

認知症の人を対象に、食事や入浴、排泄などの介護や機能訓練を日帰りで行う。

エ　小規模多機能型居宅介護

小規模な住居型の施設への「通い」を中心に、本人の心身の状況、環境、本人や家族の希望に応じて、随時「訪問」や施設への「泊まり」を組み合わせて、食事や入浴、排泄などの介護や機能訓練を行う。

オ　看護小規模多機能型居宅介護

医療ニーズの高い利用者に対応するため、小規模多機能型居宅介護に療法上の世話または必要な診療の補助を行う「看護」を加えたサービスを行う。

カ　認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

認知症の人を対象に、共同生活を営む住居で、家庭的な環境と地域住民との交流のもとに、食事や入浴、排泄などの介護や機能訓練などを行う。

キ　地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

入所定員が 29 人以下の小規模な特別養護老人ホームで、日常生活において常に介護が必要で、在宅での適切な介護が困難な人に対して、食事や入浴、排泄などの介護や機能訓練などを行う。

④　施設サービス

ア　介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

日常生活において常に介護が必要で、在宅での適切な介護が困難な人が入所し、食事や入浴、排泄などの介護や機能訓練を受ける。

イ　介護老人保健施設

病状が安定し、入院治療の必要はないがリハビリテーションや看護が必要な人が入所し、家庭への復帰を目指して、日常生活上の支援や機能訓練を受ける。

ウ　介護医療院

介護療養型医療施設に生活施設としての機能が追加されたサービスで、平成 30（2018 ね）年 4 月に新設された。主に長期にわたり療養が必要な人が対象になる。

(4) サービスの利用

①　在宅サービス

介護サービス計画に基づいて各種のサービスを利用した場合、原則として、利用者はサービス費用の 1 割、2 割又は 3 割を負担する。在宅サービスでは要介護度に応じた上限（支給限度額）が決められており、それを超えるサービスの利用については全額自己負担になる。

在宅サービス区分支給限度額（月額）

要介護状態区分	支給限度額
事業対象者 要支援 1	50,320 円
要支援 2	105,310 円
要介護 1	167,650 円
要介護 2	197,050 円
要介護 3	270,480 円
要介護 4	309,380 円
要介護 5	362,170 円

②　施設サービス

利用者は施設サービス費用の 1 割、2 割又は 3 割と、食費・居住費や、理美容等の日常生活費を負担する（支給限度額の設定はない）。

(5) 利用者負担の軽減等

①　高額介護サービス費

同月内の利用者負担の世帯合算額が高額になるときは、申請により、下記上限額を超えた分が支給される。

ア　利用者負担の上限額

区分（※2）		自己負担額の上限	
		個人	世帯（※1）
課税所得 690 万円（年収約 1,160 万円）以上		140,100 円	140,100 円
課税所得 380 万円（年収約 770 万円）以上 課税所得 690 万円（年収約 1,160 万円）未満		93,000 円	93,000 円
市民税課税で課税所得 380 万円（年収約 770 万円）未満		44,400 円	44,400 円
市民税非課税世帯		24,600 円	24,600 円
	本人の公的年金等収入金額とその他の合計所得金額の合計が 82.65 万円以下	15,000 円	
	老齢福祉年金受給者		
生活保護受給者		15,000 円	15,000 円

※1　上限額は、世帯内に複数の利用者がいる場合は世帯合計となる。
※2　世帯内の 65 歳以上で最も所得が高い人の区分が世帯の上限となる。

イ　支給件数　（単位：件）

年度	3	4	5	6	7
件数	27,012	27,387	27,543	28,460	30,671

② 高額医療合算介護サービス費

医療費と介護サービス費の両方の負担がある場合に自己負担額を合計して、年額（8 月 1 日から翌年 7 月末日）で定められた自己負担限度額を超えたうち介護分が高額医療合算介護サービス費として支給される。

ア　合算算定基準額（平成 30 年 8 月以降）

- 被用者保険又は国民健康保険＋介護保険（70 歳未満の人）

所得区分（旧ただし書き所得）	自己負担限度額
所得 901 万円超	212 万円
所得 600 万円超 901 万円以下	141 万円
所得 210 万円超 600 万円以下	67 万円
所得 210 万円以下	60 万円
市民税非課税世帯	34 万円

※旧ただし書き所得＝前年の総所得金額等－基礎控除 33 万円。

- 被用者保険又は国民健康保険＋介護保険（70～74 歳の人）
- 後期高齢者医療制度＋介護保険（75 歳以上の人）

所得区分		自己負担限度額
現役並み所得者	Ⅲ（課税所得 690 万円以上）	212 万円
	Ⅱ（課税所得 380 万円以上）	141 万円
	Ⅰ（課税所得 145 万円以上）	67 万円
一般		56 万円
低所得者Ⅱ		31 万円
低所得者Ⅰ		19 万円

イ　支給件数　（単位：件）

年度	3	4	5	6	7
件数	1,852	1,967	1,941	2,023	2,178

③　特定入所者介護（介護予防）サービス費

介護保険施設に入所した場合又はショートステイを利用した場合、申請の上、以下の要件のすべてを満たしていると認められると、食費及び居住費（滞在費）が減額される。

要件

- 市民税非課税世帯であること
- 同一世帯には属さない配偶者がいる場合、その配偶者が市民税非課税であること（配偶者には事実上婚姻関係と同様の事情にあるものを含む）
- 利用者とその配偶者が所有する現金、預貯金、合同運用信託、公募公社等運用信託及び有価証券その他これらに類する資産の合計額が基準額以下（下表「利用者負担段階」参照）であること

ア　利用者負担段階

利用者負担段階	所得の状況	預貯金等の資産の合計額
第 1 段階	・生活保護受給者	―
	・市民税非課税世帯で老齢福祉年金受給者	単身:1,000 万円以下 夫婦:2,000 万円以下
第 2 段階	・市民税非課税世帯で 本人の合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計額が年間 82.65 万円以下の人	単身:650 万円以下 夫婦:1,650 万円以下
第 3 段階 ①	・市民税非課税世帯で 本人の合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計額が年間 82.65 万円超、120 万円以下の人	単身:550 万円以下 夫婦:1,550 万円以下
第 3 段階 ②	・市民税非課税世帯で 本人の合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計額が年間 120 万円超の人	単身:500 万円以下 夫婦:1,500 万円以下

※第 2 号被保険者は利用者負担段階に関わらず、預貯金等の資産が単身：1,000 万円以下、夫婦：2,000 万円以下であれば支給対象となります。

イ　負担限度額（1 日あたり）

				基準費用額	負担限度額			
					第 1 段階	第 2 段階	第 3 段階 ①	第 3 段階 ②
食費	施設サービス			1,545 円	300 円	390 円	680 円	1,420 円
	短期入所サービス				300 円	600 円	1,030 円	1,360 円
居住費	多床室	特養等	※	915 円	0 円	430 円	430 円	530 円
		老健・医療院等 （室料負担ありの場合）		697 円				
		老健・医療院等 （室料負担なしの場合）		437 円				430 円
	従来型個室	特養等		1,231 円	380 円	480 円	880 円	980 円
		老健・医療院等		1,728 円	550 円	550 円	1,370 円	1,470 円
	ユニット型個室的多床室			1,728 円	550 円	550 円	1,370 円	1,470 円
	ユニット型個室			2,066 円	880 円	880 円	1,370 円	1,470 円

※ 特養等　　＝　介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、短期入所生活介護
老健・医療院等　＝　介護老人保健施設、介護医療院、短期入所療養介護

ウ　認定件数　　（単位：件）

年度 / 利用者負担段階	3	4	5	6	7
第 1 段階	157	155	149	149	148
第 2 段階	388	359	353	355	321
第 3 段階①	270	270	283	289	239
第 3 段階②	916	878	865	895	886
合　　計	1,731	1,662	1,650	1,688	1,594

※8 月 1 日から翌年 7 月 31 日までを 1 年度とする。

④　社会福祉法人等による利用者負担の軽減

市に減額の実施を申し出た社会福祉法人等が実施しているサービスを利用している人は、以下の要件のすべてを満たすと、利用者負担額のうち 1 割負担分、食費、居住費（滞在費）について 25%（老齢福祉年金受給者は 50%）が減額される。

生活保護受給者は、介護老人福祉施設サービス・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（介護予防）・短期入所生活介護を利用した場合の個室の居住費（滞在費）について 100%が減額される。

要件（生活保護受給者又は、次のすべての要件を満たす人）

- 市民税非課税世帯
- 年間収入額が単身世帯で 150 万円（世帯員が 1 人増えるごとに 50 万円を加算した額）以下である
- 預貯金等の額が単身世帯で 350 万円（世帯員が 1 人増えるごとに 100 万円を加算した額）以下である
- 世帯が日常生活に供する資産以外に活用できる資産を所有していない
- 負担能力のある親族等に扶養されていない
- 介護保険料を滞納していない

認定件数　　（単位：件）

年度	3	4	5	6	7
件数	87	89	95	89	86

※8 月 1 日から翌年 7 月 31 日までを 1 年度とする。

⑤　認知症対応型共同生活介護家賃等の減額

認知症対応型共同生活介護事業所（グループホーム）を利用し、申請の上、以下の要件を満たしていると認められると、家賃・光熱水費・食費が減額される。

要件

「④社会福祉法人等による利用者負担の軽減」と同じ

ア　減額される金額（月額）

利用者負担段階	対象となる人	家賃		光熱水費・食費（上限）
			上限	
第 1 段階	生活保護受給者	各事業所の家賃から 40,000 円を控除した額	なし	20,000 円
第 2 段階	市民税非課税世帯で、本人の合計所得金額と公的年金等収入額の合計額が 82.65 万円以下の人		20,000 円	15,000 円
第 3 段階	市民税非課税世帯で、第 2 段階に該当しない人		15,000 円	10,000 円

イ　認定件数　（単位：件）

年度 / 利用者負担段階	3	4	5	6	7
第 1 段階	24	31	27	30	29
第 2 段階	11	8	8	13	6
第 3 段階	5	5	4	5	6
合　計	40	44	39	48	41

※8 月 1 日から翌年 7 月 31 日までを 1 年度とする。

(6) 要介護（要支援）認定の状況

被保険者が介護保険の給付を受けるためには、要介護（要支援）認定を受ける必要がある。各年度 3 月末の要介護（要支援）認定者数は、以下のとおりである。

要介護（要支援）認定者数　（単位：人）

年度 / 要介護度	3	4	5	6	7
要支援 1	1,779	1,769	1,969	2,060	2,191
要支援 2	1,384	1,420	1,463	1,505	1,527
要介護 1	2,899	2,996	2,925	3,095	3,191
要介護 2	1,719	1,734	1,887	1,886	1,951
要介護 3	1,403	1,418	1,386	1,417	1,475
要介護 4	1,084	1,066	1,077	1,118	1,155
要介護 5	694	702	751	750	770
合　計	10,962	11,105	11,458	11,831	12,260

※宇治市独自集計値

(7) サービスの利用状況

※単位の回・日は年間延べ回数。人は各年度 10 月の利用人数

① 在宅サービス

サービス種類＼年度	3	4	5	6	7
訪問介護（回）	457,222	480,442	517,233	607,465	672,494
訪問入浴介護（回）	6,701	6,778	7,583	8,040	8,537
訪問看護（回）	102,512	109,705	121,126	135,593	150,605
訪問リハビリテーション（回）	62,652	63,763	67,801	77,179	81,830
通所介護（回）	165,782	169,166	179,453	196,637	202,292
通所リハビリテーション（回）	72,608	73,740	75,641	72,186	68,713
短期入所（日）	53,934	50,371	49,604	47,193	48,354
居宅介護支援（人）	5,646	5,793	5,971	6,195	6,545
居宅療養管理指導（人）	2,384	2,557	2,726	2,963	3,319
特定施設入居者生活介護（人）	316	305	302	293	301

② サービス・活動事業（介護予防・日常生活支援総合事業）

サービス種類＼年度	3	4	5	6	7
訪問介護相当サービス（回）	32,405	30,853	29,538	28,772	29,156
生活支援型訪問サービス（回）	2,092	1,565	1,477	1,451	1,219
住民主体型生活支援（回）（＊）	16	221	210	535	614
訪問型短期集中予防サービス(回)(＊)	154	216	168	202	271
通所介護相当サービス（回）	21,429	20,363	19,383	20,074	21,616
短時間型通所サービス（回）	18,158	20,673	24,518	29,326	34,185
住民主体型通いの場活動支援(回)(＊)	1,247	2,020	2,313	2,376	2,261
通所型短期集中予防サービス(回)(＊)	61	80	79	80	80
介護予防ケアマネジメント（人）（＊）	633	642	642	696	696

※（＊）は長寿生きがい課所管事業

③　地域密着型サービス

年　度 サービス種類	3	4	5	6	7
認知症対応型共同生活介護（人）	302	291	290	283	321
認知症対応型通所介護（回）	18,711	20,211	17,573	17,867	18,368
小規模多機能型居宅介護（人）	297	338	328	302	298
看護小規模多機能型居宅介護（人）	27	24	23	31	43
地域密着型介護老人福祉施設（人）	27	32	31	31	28
定期巡回・随時対応型 訪問介護・看護　（回）	8,185	10,433	11,623	13,234	14,526
地域密着型通所介護（回）	27,448	27,044	28,259	26,096	18,335
夜間対応型訪問介護（回）	2,111	2,183	1,456	1,886	1,455

④　施設サービス　　（単位：人）

年　度 サービス種類	3	4	5	6	7
介護老人福祉施設	686	704	676	688	710
介護老人保健施設	499	482	496	505	504
介護療養型医療施設	4	2	1	0	0
介護医療院	159	157	167	164	175

(8) 介護保険事業特別会計の状況

① 歳入

（単位：千円）

項目＼年度	3	4	5	6	7
保険料	3,421,784	3,408,728	3,395,831	3,610,728	3,680,187
使用料及び手数料	273	263	251	233	253
国庫支出金	3,550,822	3,732,685	3,963,174	3,992,774	4,181,487
支払基金交付金	4,036,378	4,094,625	4,213,500	4,458,154	4,647,052
府支出金	2,229,378	2,314,736	2,449,301	2,412,771	2,496,305
財産収入	17	49	149	401	1,720
繰入金	2,559,862	2,712,379	2,926,539	2,880,429	3,102,651
繰越金	614,185	425,500	555,983	736,707	298,460
諸収入	4,350	5,550	3,688	321	762
市債	－	－	－	－	－
合計	16,417,049	16,694,515	17,508,416	18,092,518	18,408,877

② 歳出

（単位：千円）

項目＼年度	3	4	5	6	7
総務費	277,508	299,062	328,975	343,395	375,728
保険給付費	14,457,126	14,745,121	15,186,003	15,967,211	16,743,480
財政安定化基金拠出金	－	－	－	－	－
地域支援事業費	634,459	661,907	690,559	740,683	778,230
基金積立金	403,250	216,888	264,095	317,339	224,645
公債費	0	0	0	0	0
諸支出金	219,206	215,554	302,037	425,430	81,742
予備費	0	0	0	0	0
合計	15,991,549	16,138,532	16,771,709	17,794,058	18,203,825

区　分	**2　地域介護・福祉空間整備費補助事業**	所管係	給付係

制 度 の 概 要

宇治市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に則った施設整備を計画的に進めるため、地域介護・福祉空間整備等交付金の対象となる施設整備に対して、国より交付金を受け、事業者へ補助を行う。

国交付金事業

根 拠 法 令 等

◇　地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律（平成元年法律第 64 号）
◇　地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金及び地域介護・福祉空間整備推進交付金の交付について（平成 24 年 7 月 17 日厚生労働省発老 0717 第 2 号）

制 度 の 現 況

補助金交付状況　　（各年度決算による）

年度／区分	3	4	5
補助金（円）	0	6,447,000	7,730,000
対象施設	—	認知症高齢者 グループホーム	認知症高齢者 グループホーム

年度／区分	6	7
補助金（円）	12,793,000	0
対象施設	認知症高齢者グループホーム 小規模多機能型居宅介護事業所	—

（組織機構改革に伴い長寿いきがい課より移管）

区　分	3　地域密着型サービス等整備費補助金	所管係	給付係

制 度 の 概 要

宇治市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に則った施設整備を計画的に進めるため、地域密着型サービス等整備助成事業補助金の対象となる施設整備に対して、府より交付金を受け、事業者へ補助を行う。

府交付金事業

根 拠 法 令 等

◇　地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律（平成元年法律第 64 号）
◇　京都府地域密着型サービス等整備等助成事業補助金交付要綱（平成 22 年京都府告示第 27 号）

制 度 の 現 況

補助金交付状況　　（各年度決算による）

年度／区分	3	4	5
補助金（円）	16,693,000	12,863,000	131,488,000
対象施設	認知症高齢者グループホーム	特別養護老人ホーム 介護老人保健施設 認知症高齢者グループホーム 小規模多機能型居宅介護事業所 ｻｰﾋﾞｽ付き高齢者向け住宅	特別養護老人ホーム 介護老人保健施設 認知症高齢者グループホーム 看護小規模多機能型居宅介護事業所

年度／区分	6	7
補助金（円）	71,434,000	67,324,000
対象施設	認知症高齢者グループホーム	認知症高齢者グループホーム

※対象施設の表記は、京都府交付要綱で定める名称による

（組織機構改革に伴い長寿いきがい課より移管）

年　金　医　療　課

係	分掌事務
後期高齢者医療係	（1） 後期高齢者医療に係る資格確認書及び資格情報通知書の引渡し等並びに申請及び届出の受付その他被保険者の便益の増進に寄与する事務に関すること。 （2） 後期高齢者医療に係る保険料の徴収並びに過誤納金の還付及び充当に関すること。 （3） 後期高齢者医療に係る保険料の滞納整理に関すること。
福祉医療係	（1） 老人に対する福祉医療費の支給に関すること。 （2） 心身障害者(児)に対する福祉医療費の支給に関すること。 （3） 一人親家庭児及びその親に対する福祉医療費の支給に関すること。 （4） 子育て支援医療助成事業に関すること。 （5） 重度心身障害老人健康管理事業に関すること。 （6） その他福祉医療に関すること。 （7） 未熟児養育医療の給付等を行うこと。 （8） 未熟児養育医療の給付等に係る徴収金の徴収並びに過誤納金の還付及び充当に関すること。 （9） 未熟児養育医療の給付等に係る徴収金の滞納整理に関すること。
国民年金係	（1） 国民年金被保険者の資格等に関すること。 （2） 国民年金の各種裁定請求に関すること。 （3） 国民年金保険料の免除及び学生納付特例申請に関すること。 （4） 福祉年金に関すること。 （5） 特別障害給付金に関すること。 （6） 在日外国人の高齢者及び重度障害者に係る特別給付金に関すること。 （7） 年金生活者支援給付金に関すること。 （8） その他国民年金に関すること。

区　分	1　**重度心身障害老人健康管理事業**	所管係	福祉医療係

制 度 の 概 要

後期高齢者医療制度の被保険者である重度心身障害老人等に対し、一部負担金に相当する額を健康管理費として給付する。

(1) 対象者　下記のいずれかに該当する人

① 身体障害者手帳の交付を受け、その障害の程度が身体障害等級表に定める 1 級又は 2 級に該当する人

② 児童相談所又は家庭支援総合センターにおいて、知能指数がおおむね 35 以下と判定されている人

③ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受け、その障害の程度が精神障害等級表の 1 級に該当する人（令和 6 年 8 月診療から）

④ 身体障害者手帳の交付を受け、その障害の程度が身体障害等級表の 3 級に該当し、かつ、上記②の施設において、知能指数がおおむね 50 以下と判定されている人

⑤ 身体障害者手帳の交付を受け、その障害の程度が身体障害等級表の 3 級に該当し、かつ、精神障害者保健福祉手帳の交付を受け、その障害の程度が精神障害等級表の 2 級に該当する人（令和 6 年 8 月診療から）

⑥ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受け、その障害の程度が精神障害等級表の 2 級に該当し、かつ、上記②の施設において、知能指数がおおむね 50 以下と判定されている人（令和 6 年 8 月診療から）

⑦ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受け、その障害の程度が精神障害等級表の 2 級に該当し、かつ、その直前の障害の程度が精神障害等級表の 1 級に該当していた人（2 級の精神障害者保健福祉手帳の有効期限が到来するまでに限る）（令和 6 年 8 月診療から）

⑧ 上記②の施設において、知能指数がおおむね 75 以下と判定されている人

(2) 所得制限

- 上記対象者①～⑦の場合

ア　本人

特別児童扶養手当等の支給に関する法律第 20 条及び第 26 条の 5 に規定する額を超えないこと

イ　配偶者・扶養義務者

特別児童扶養手当等の支給に関する法律第 21 条及び第 26 条の 5 に規定する額を超えないこと

- 上記対象者⑧

市民税非課税世帯

(3) 財源の負担割合

- 上記対象者①～⑦

区　分	負担割合
府	1/2
市	1/2

- 上記対象者⑧

市単独事業

根 拠 法 令 等

◇ 宇治市重度心身障害老人健康管理事業実施要綱（昭和 58 年宇治市告示第 62 号）
◇ 重度心身障害老人健康管理事業費補助金交付要綱（昭和 58 年 4 月 5 日付第 212 号京都府福祉部長通知）

制 度 の 現 況

(1) 重度障害者 受給状況

区分＼年度	3	4	5	6	7
受給者数（人）	1,568	1,511	1,472	1,489	1,507
受給件数（件）	46,785	46,339	45,715	46,888	47,619
支 給 額（円）	145,042,557	139,472,520	139,115,083	140,931,525	145,067,527

(2) 療育手帳 B のみ 受給状況

区分＼年度	3	4	5	6	7
受給者数（人）	2	1	1	3	6
受給件数（件）	17	19	16	30	130
支 給 額（円）	40,663	70,461	65,120	28,312	117,449

区 分	2 **老人医療費支給事業**	所管係	福祉医療係

制 度 の 概 要

65 歳以上 70 歳未満の医療保険加入者で一定の条件に該当する人に対して、保険診療の自己負担分のうち、高齢者の医療の確保に関する法律に規定する一部負担金相当額を除いて助成する。

(1) 対象者
後期高齢者医療制度の被保険者を除く 65 歳以上 70 歳未満の人

(2) 所得制限
所得税が課税されない世帯であること

(3) 財源の負担割合

区 分	負担割合
府	1/2
市	1/2

根 拠 法 令 等

◇　老人に対する宇治市福祉医療費支給事業実施要綱（昭和 56 年宇治市告示第 67 号）
◇　老人医療助成事業費補助金交付要綱（昭和 45 年京都府告示第 528 号）

制 度 の 現 況

(4) 受給状況

区分＼年度		3	4	5	6	7
受給者数 A（平均）	人数（人）	1,582	1,497	1,613	1,832	2,043
	前年比	0.76	0.95	1.08	1.14	1.12
受給件数 B	件数（件）	33,878	30,700	32,523	36,582	40,890
	前年比	0.80	0.91	1.06	1.12	1.12
支給額 C	金額（円）	67,807,376	59,977,707	61,257,351	64,919,481	69,935,395
	前年比	0.88	0.88	1.02	1.06	1.08
一人当たり支給額 C/A	金額（円）	42,862	40,065	37,977	35,436	34,232
	前年比	1.15	0.93	0.95	0.93	0.97
一件当たり支給額 C/B	金額（円）	2,002	1,954	1,884	1,775	1,710
	前年比	1.10	0.98	0.96	0.94	0.96
受診率 B/(A×12)	%	178.46	170.90	168.03	166.40	166.79
	前年比	1.05	0.96	0.98	0.99	1.00

(5) 医療費給付状況

区分・項目＼年度			3	4	5	6	7
件数（件）	医科	入院	288	300	278	266	281
		入院外	17,253	15,765	16,613	18,403	20,487
	歯科		4,425	4,090	4,395	5,048	5,556
	調剤		9,235	8,236	8,897	10,520	12,014
	その他		2,677	2,309	2,340	2,345	2,552
	計		33,878	30,700	32,523	36,582	40,890
給付額（円）	医科	入院	6,304,585	5,633,933	5,660,340	5,351,937	3,907,637
		入院外	30,605,487	28,517,803	29,907,678	30,561,683	32,540,398
	歯科		6,706,343	5,956,083	6,419,444	7,428,972	8,158,184
	調剤		16,376,236	13,382,645	13,004,426	15,628,881	17,464,772
	その他		7,814,725	6,487,243	6,265,463	5,948,008	7,864,404
	計		67,807,376	59,977,707	61,257,351	64,919,481	69,935,395

区　分	3　**福祉医療費支給事業**	所管係	福祉医療係

制　度　の　概　要

一定の条件にある重度心身障害者及びひとり親家庭等に対し､保険診療の自己負担分について助成する。

㊟　重度心身障害者医療

(1) 対象者

医療保険加入者（後期高齢者医療制度の被保険者を除く。）の 75 歳未満の障害者で、下記のいずれかに該当する人

① 身体障害者手帳の交付を受け、その障害の程度が身体障害等級表に定める 1 級又は 2 級に該当する人

② 児童相談所又は家庭支援総合センターにおいて、知能指数がおおむね 35 以下と判定されている人

③ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受け、その障害の程度が精神障害等級表の 1 級に該当する人（令和 6 年 8 月診療から）

④ 身体障害者手帳の交付を受け、その障害の程度が身体障害等級表の 3 級に該当し、かつ、上記②の施設において、知能指数がおおむね 50 以下と判定されている人

⑤ 身体障害者手帳の交付を受け、その障害の程度が身体障害等級表の 3 級に該当し、かつ、精神障害者保健福祉手帳の交付を受け、その障害の程度が精神障害等級表の 2 級に該当する人（令和 6 年 8 月診療から）

⑥ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受け、その障害の程度が精神障害等級表の 2 級に該当し、かつ、上記②の施設において、知能指数がおおむね 50 以下と判定されている人（令和 6 年 8 月診療から）

⑦ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受け、その障害の程度が精神障害等級表の 2 級に該当し、かつ、その直前の障害の程度が精神障害等級表の 1 級に該当していた人（2 級の精神障害者保健福祉手帳の有効期限が到来するまでに限る）（令和 6 年 8 月診療から）

⑧ 上記②の施設において、知能指数がおおむね 75 以下と判定されており、年度末年齢が満 16 歳以上の人

(2) 所得制限

- 上記対象者①～⑦

ア　本人

特別児童扶養手当等の支給に関する法律第 20 条及び第 26 条の 5 に規定する額を超えないこと

イ　配偶者・扶養義務者

特別児童扶養手当等の支給に関する法律第 21 条及び第 26 条の 5 に規定する額を超えないこと

- 上記対象者⑧

市民税非課税世帯

(3) 財源の負担割合

ア 上記対象者①～⑦

区　分	負担割合
府	1/2
市	1/2

イ 上記対象者⑧

市単独事業

㊊　ひとり親家庭医療

(1) 対象者

医療保険加入者で満 18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にあるひとり親家庭児若しくは両親のない児童及びひとり親家庭児を扶養する親

(2) 所得制限

親・扶養義務者

当該年度における児童扶養手当の配偶者・扶養義務者の所得制限額を超えないこと

(3) 財源の負担割合

区　分	負担割合
府	1/2
市	1/2

根 拠 法 令 等

◇　重度心身障害者・一人親家庭に対する宇治市福祉医療費支給事業実施要綱（昭和 56 年宇治市告示第 40 号）

◇　福祉医療助成事業費補助金交付要綱（昭和 50 年京都府告示第 294 号）

制 度 の 現 況

㊍　重度心身障害者医療

(1) 重度障害者

①　受給状況

区分＼年度		3	4	5	6	7
受給者数 A	人数（人）	1,758	1,715	1,682	1,713	1,707
	前年比	1.00	0.98	0.98	1.02	1.00
受給件数 B	件数（件）	45,063	44,643	45,627	46,736	46,293
	前年比	1.04	0.99	1.02	1.02	0.99
支給額 C	金額（円）	290,183,311	281,696,392	284,812,670	292,832,656	294,373,130
	前年比	1.00	0.97	1.01	1.03	1.01
一人当たり支給額 C/A	金額（円）	165,064	164,254	169,330	170,947	172,451
	前年比	1.00	1.00	1.03	1.01	1.01
一件当たり支給額 C/B	金額（円）	6,440	6,310	6,242	6,266	6,359
	前年比	0.97	0.98	0.99	1.00	1.01
受診率 B/(A×12)	%	213.61	216.92	226.06	227.36	226.00
	前年比	1.03	1.02	1.04	1.01	0.99

② 医療費給付状況

区分・項目 ＼ 年度			3	4	5	6	7
件数（件）	医科	入院	1,834	1,818	1,773	1,821	1,946
		入院外	22,850	22,415	22,766	23,015	22,539
	歯科		4,696	4,773	5,047	5,232	5,388
	調剤		13,323	13,248	13,552	13,996	13,744
	その他		2,360	2,389	2,489	2,672	2,676
	計		45,063	44,643	45,627	46,736	46,293
給付額（円）	医科	入院	67,051,707	62,942,803	59,731,286	57,062,883	61,457,796
		入院外	106,122,907	103,378,426	106,950,001	108,140,980	104,035,422
	歯科		20,625,868	22,212,350	22,584,435	24,147,662	23,990,009
	調剤		72,600,207	68,136,450	67,632,024	70,929,086	72,086,252
	その他		23,782,622	25,026,363	27,914,924	32,552,045	32,803,651
	計		290,183,311	281,696,392	284,812,670	292,832,656	294,373,130

(2) 療育手帳 B のみ

① 受給状況 （平成 30 年 1 月から実施）

区分 ＼ 年度		3	4	5	6	7
受給者数 A	人数（人）	233	249	255	256	238
	前年比	1.09	1.07	1.02	1.00	0.93
受給件数 B	件数（件）	3,917	4,615	5,194	5,488	5,622
	前年比	1.24	1.18	1.13	1.06	1.02
支給額 C	金額（円）	16,164,564	17,897,910	20,726,552	21,116,835	22,295,868
	前年比	1.07	1.11	1.16	1.02	1.06
一人当たり支給額 C/A	金額（円）	69,376	71,879	81,281	82,488	93,680
	前年比	0.99	1.04	1.13	1.01	1.14
一件当たり支給額 C/B	金額（円）	4,127	3,878	3,990	3,848	3,966
	前年比	0.86	0.94	1.03	0.96	1.03
受診率 B/(A×12)	%	140.09	154.45	169.74	178.65	196.85
	前年比	1.14	1.10	1.10	1.05	1.10

② 医療費給付状況

区分・項目 ＼ 年度			3	4	5	6	7
件数（件）	医科	入院	50	30	57	44	44
		入院外	2,006	2,348	2,621	2,778	2,768
	歯科		451	569	511	586	654
	調剤		1,160	1,379	1,642	1,754	1,770
	その他		250	289	363	326	386
	計		3,917	4,615	5,194	5,488	5,622
給付額（円）	医科	入院	1,917,342	1,212,278	2,420,940	1,567,797	1,578,470
		入院外	6,247,233	7,552,558	8,386,061	8,746,778	8,835,673
	歯科		2,082,264	2,529,891	2,363,789	2,685,738	2,912,182
	調剤		3,888,881	4,165,349	4,702,675	5,432,576	5,193,494
	その他		2,028,844	2,437,834	2,853,087	2,683,946	3,776,049
	計		16,164,564	17,897,910	20,726,552	21,116,835	22,295,868

㊊ ひとり親家庭医療

(1) 受給状況

区分 ＼ 年度		3	4	5	6	7
受給者数 A	人数（人）	3,722	3,562	3,495	3,375	3,263
	前年比	1.00	0.96	0.98	0.97	0.97
受給件数 B	件数（件）	44,544	43,744	47,977	47,196	46,000
	前年比	1.17	0.98	1.10	0.98	0.97
支給額 C	金額（円）	138,015,915	139,516,523	151,137,313	148,372,157	142,621,713
	前年比	1.16	1.01	1.08	0.98	0.96
一人当たり支給額 C/A	金額（円）	37,081	39,168	43,244	43,962	43,709
	前年比	1.15	1.06	1.10	1.02	0.99
一件当たり支給額 C/B	金額（円）	3,098	3,189	3,150	3,144	3,100
	前年比	0.99	1.03	0.99	1.00	0.99
受診率 B/(A×12)	%	99.73	102.34	114.39	116.53	117.48
	前年比	1.16	1.03	1.12	1.02	1.01

(2) 医療費給付状況

区分・項目 ＼ 年度			3	4	5	6	7
件数（件）	医科	入院	190	185	217	229	227
		入院外	23,899	23,085	25,021	24,290	23,468
	歯科		6,314	6,281	6,296	6,424	6,508
	調剤		11,521	11,773	13,910	13,897	13,439
	その他		2,620	2,420	2,533	2,356	2,358
	計		44,544	43,744	47,977	47,196	46,000
給付額（円）	医科	入院	10,285,831	10,252,147	11,777,518	12,640,607	11,191,762
		入院外	70,150,980	71,364,862	76,565,864	70,606,174	66,454,618
	歯科		23,944,217	24,758,867	25,238,874	25,884,568	27,061,917
	調剤		27,723,010	27,726,719	31,703,452	33,099,165	32,173,133
	その他		5,911,877	5,413,928	5,851,605	6,141,643	5,740,283
	計		138,015,915	139,516,523	151,137,313	148,372,157	142,621,713

区　分	4　**子育て支援医療費支給事業**	所管係	福祉医療係

制　度　の　概　要

宇治市内に住所を有し、出生の日から満 15 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある乳幼児及び児童の入院と入院外の医療費について、保険診療の自己負担分のうち一部負担金を除いた額を支給する。保護者等の所得による制限はない。

(1) 制度改正の経過

平成 5 年 10 月	入院・入院外とも満 2 歳に達する日の属する月の末日まで
平成 8 年 12 月	入院のみ満 3 歳に達する日の属する月の末日まで拡大
平成 11 年 1 月	入院・入院外とも満 3 歳に達する日の属する月の末日まで拡大
平成 12 年 4 月	入院のみ満 4 歳に達する日の属する月の末日まで拡大
平成 15 年 9 月	入院・入院外とも満 6 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日まで拡大（ただし、3 歳以上の入院外は 1 か月の自己負担分 8,000 円を超えた額を支給）
平成 18 年 1 月	事業名称を「乳幼児医療費支給事業」から「子育て支援医療費支給事業」に改正し、市独自制度として入院外の実質無料化を 4 歳未満に 1 歳拡大するとともに満 6 歳に達する日以後の最初の 4 月 1 日から満 9 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの入院は 1 か月の自己負担分 8,000 円を超えた額を支給
平成 19 年 9 月	府制度で 4 歳以上の入院外の 1 か月の自己負担分を 8,000 円から 3,000 円に改正し、入院については満 12 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日まで制度を拡大
平成 24 年 9 月	府制度で入院外の 1 か月の自己負担分 3,000 円を超えた額を支給する対象を、満 6 歳に達する日以後の最初の 4 月 1 日から満 12 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日まで拡大するとともに、市独自制度として入院外の実質無料化を満 6 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日まで拡大
平成 25 年 9 月	市独自制度として入院外の実質無料化を満 9 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日まで拡大
平成 26 年 9 月	市独自制度として入院外の実質無料化を満 12 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日まで拡大
平成 27 年 9 月	府制度で入院外の 1 か月の自己負担分 3,000 円を超えた額を支給する対象を、満 12 歳に達する日以後の最初の 4 月 1 日から満 15 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日まで拡大するとともに、入院については満 15 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日まで制度を拡大
平成 29 年 9 月	市独自制度として入院外の実質無料化を満 15 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日まで拡大
令和　元年 9 月	府制度で 3 歳以上の入院外の 1 か月の自己負担分を 3,000 円から 1,500 円に改正
令和　5 年 9 月	府制度で入院外の実質無料化の対象を小学校 6 年生まで拡大

(2) 財源の負担割合

区　分	負担割合
府	1/2
市	1/2

根 拠 法 令 等

◇　宇治市子育て支援医療費支給事業実施要綱（平成 5 年宇治市告示第 109 号）
◇　京都子育て支援医療費助成補助金交付要綱（平成 5 年京都府告示第 407 号）

制 度 の 現 況

(1) 受給状況

区分＼年度	3	4	5	6	7
受給者数 A（人）	21,006	20,428	19,766	19,071	18,557
受給件数 B（件）	242,773	238,092	273,885	265,620	257,761
支給額　C（円）	540,514,843	535,017,613	629,961,302	601,928,450	593,081,228
一人当たり支給額 C/A（円）	25,731	26,190	31,871	31,563	31,960
一件当たり支給額 C/B（円）	2,226	2,247	2,300	2,266	2,301
受診率 B/(A×12)（%）	96.31	97.13	115.47	116.07	115.75

(2) 医療費給付状況

【令和５年８月診療まで】中学校３年生までの入院及び０歳～2 歳の入院外

【令和５年９月診療から】中学校３年生までの入院及び０歳～小学校６年生の入院外

区分・項目＼年度			3	4	5	6	7
件数（件）	医科	入院	1,355	1,215	1,530	1,570	1,520
		入院外	34,575	32,917	82,014	120,300	111,292
	歯科		1,251	1,202	11,249	24,186	24,844
	調剤		16,523	17,695	47,463	69,844	67,849
	その他		131	73	647	1,986	2,531
	計		53,835	53,102	142,903	217,886	208,036
給付額（円）	医科	入院	59,658,542	55,760,121	74,543,745	80,049,929	78,606,204
		入院外	79,730,183	74,333,167	180,279,256	228,880,646	209,730,265
	歯科		4,229,715	4,031,306	28,829,167	65,296,670	68,278,897
	調剤		15,190,156	15,000,736	58,571,348	100,008,362	99,320,212
	その他		1,419,621	771,424	3,026,581	7,717,120	9,997,196
	計		160,228,217	149,896,754	345,250,097	481,952,727	465,932,774

(3) 前表以外の市独自制度

【令和５年８月診療まで】３歳～中学校３年生の入院外

【令和５年９月診療から】中学校１年生～中学校３年生の入院外

区分・項目＼年度	3	4	5	6	7
件数（件）	188,938	184,990	130,982	47,731	49,725
給付額（円）	380,286,626	385,120,859	284,711,205	119,975,723	127,148,454

区　分	**5　後期高齢者医療制度**	所管係	後期高齢者医療係

制 度 の 概 要

後期高齢者医療制度は、高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、高齢者の疾病、負傷又は死亡に関して必要な給付を行うことを目的として創設された制度である。京都府内の全ての市町村が加入する「京都府後期高齢者医療広域連合」が運営主体となり、保険料の決定、医療の給付などを行う。市町村は住所変更や給付申請などの届出の窓口、資格確認書等の引渡し、保険料の徴収などを行う。

(1) 制度加入者
① 75 歳以上の人
② 65 歳以上で一定程度の障害があると広域連合が認定した人

(2) 保険料（令和８年度）

均等割額	＋	所得割額	＝	後期高齢者医療保険年間保険料
60,940 円 （59,590 円（医療分） 1,350 円（子ども分））		（総所得金額等－基礎控除額）×10.15%（医療分） × 0.25%（子ども分）		上限 87.1 万円 （85 万円（医療分） 2.1 万円（子ども分））

(3) 保険料の納め方
年金からの特別徴収が原則だが、年金額が年額 18 万円未満の人や介護保険料と後期高齢者医療保険料の合算額が年金受給額の 2 分の 1 を超える人は納付書や口座振替による普通徴収となる。
また、申請により特別徴収を口座振替による納付に変更することも可能。

(4) 医療機関での負担割合

負担割合	区分	判定基準
3 割	現役並み所得者	同一世帯内に住民税課税所得が 145 万円以上の後期高齢者医療の被保険者がいる人 ※ 下記ア～エに該当する場合は負担割合が 1 割又は 2 割となる（イ～エは申請が必要） ア 昭和 20 年 1 月 2 日以降生まれの被保険者とその世帯に属する被保険者で、基礎控除後の総所得金額等の合計が 210 万円以下 イ 世帯内に後期高齢者医療の被保険者が 1 人で、その収入が 383 万円未満 ウ 世帯内に後期高齢者医療の被保険者が 1 人で、その人の収入が 383 万円以上かつ 70 歳以上 75 歳未満の人がいる場合の被保険者と 70 歳以上 75 歳未満の人全員の収入額の合計が 520 万円未満 エ 世帯内に後期高齢者医療の被保険者が 2 人以上で、収入額の合計が 520 万円未満
2 割	一般Ⅱ	同一世帯内に住民税課税所得が 28 万円以上の後期高齢者医療の被保険者がいる人で、下記ア又はイに該当する人（現役並み所得者を除く） ア 世帯内に後期高齢者医療の被保険者が 1 人で、「年金収入＋その他の合計所得金額」が 200 万円以上 イ 世帯内に後期高齢者医療の被保険者が 2 人以上で、「年金収入＋その他の合計所得金額」が 320 万円以上
1 割	一般Ⅰ 低所得Ⅰ 低所得Ⅱ	現役並み所得者・一般Ⅱ以外の人

(5) 後期高齢者医療制度で受けられる給付の種類

① 療養費
② 入院時食事療養費・生活療養費（表 1）
③ 高額療養費（表 2）
④ 高額医療・高額介護合算療養費（表 3）
⑤ 訪問看護療養費
⑥ 移送費
⑦ 特別療養費
⑧ 保険外併用療養費
⑨ 葬祭費

（表 1） 入院時食事療養費・生活療養費

区　　分		一般病床	療養病床	
		一食当たりの食費	一食当たりの食費	一日当たりの居住費
現役並み所得者・一般		550 円（※1）	550 円 （※1・2）	430 円（※5）
低所得Ⅱ（区分Ⅱの認定証（※3）の提示が必要）		270 円（※4）	270 円（※4）	
低所得Ⅰ	区分Ⅰの認定証（※3）の提示が必要	130 円	160 円（※6）	
	老齢福祉年金受給者(※7)	130 円	130 円	0 円

※1 指定難病の人は 330 円。平成 28 年 3 月 31 日において、すでに 1 年以上継続して精神病床に入院中で、その後も継続して何らかの病床に入院している人は 260 円。
※2 医療機関の食事提供体制等により、510 円の場合もあり。
※3 マイナ保険証または適用区分が併記された資格確認書。
※4 低所得Ⅱの人が、長期該当の届出をし、届出月以前 12 か月以内の入院日数が 90 日を超え、認定された場合は 220 円。（京都府の後期高齢者医療制度に加入する前の保険で低所得Ⅱの認定を受けた期間の入院日数も合算可）。
※5 指定難病の人は 0 円。
※6 入院医療の必要性の高い人は 130 円。
※7 指定難病の人も含む。

（表 2）　高額療養費（自己負担限度額）

区　　分		自己負担限度額（月額）		自己負担限度額(年間上限額)
		外来（個人単位）	外来＋入院（世帯単位）	
現役並み所得者	現役Ⅲ（課税所得 690 万円以上）	270,300 円＋1%（※1） 【140,100 円】（※2）		1,680,000 円
	現役Ⅱ（課税所得 380 万円以上）	179,100 円＋1%（※3） 【93,000 円】（※2）		1,110,000 円
	現役Ⅰ（課税所得 145 万円以上）	85,800 円＋1%（※4） 【44,400 円】（※2）		530,000 円 （※6）
一般	一 般 Ⅱ	22,000 円 （※5）	61,500 円 【44,400 円】（※2）	
	一 般 Ⅰ			
低所得	区 分 Ⅱ	11,000 円 （※7）	25,700 円 【24,600 円】（※2）	290,000 円
	区 分 Ⅰ	8,000 円	15,700 円	180,000 円

※1　医療費が 901,000 円を超えた場合、超過額の 1%を加算。
※2　【 】内は、直近 12 か月以内に 3 回以上、上限額に達した場合、4 回目から上限額が下がります。【多数回該当】
※3　医療費が 597,000 円を超えた場合、超過額の 1%を加算。
※4　医療費が 286,000 円を超えた場合、超過額の 1%を加算。
※5　年間上限額 216,000 円（毎年 8 月～翌年 7 月）
※6　年収約 200 万円未満であることが確認できた方は、年間上限 41 万円を適用し、令和 9 年 8 月以降に償還払い
※7　年間上限額 96,000 円（毎年 8 月～翌年 7 月）

(表 3)　高額医療・高額介護合算療養費（自己負担限度額）

区　　分		後期高齢者医療制度＋介護保険の自己負担限度額（8 月 ～ 翌 年 7 月 ま で の 年 額）
現役並み所得者	現役Ⅲ(課税所得 690 万円以上)	212 万円
	現役Ⅱ(課税所得 380 万円以上)	141 万円
	現役Ⅰ(課税所得 145 万円以上)	67 万円
一　　般		56 万円
低所得	区 分 Ⅱ	31 万円
	区 分 Ⅰ	19 万円

根拠法令等

◇　高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）
◇　京都府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例（平成 19 年条例第 32 号）
◇　宇治市後期高齢者医療に関する条例（平成 20 年条例第 8 号）

制度の現況

(1) 被保険者数

（単位：人）

区分＼年度	3	4	5	6	7
被保険者数	27,658	28,990	30,580	31,986	32,953
（再掲）現役並み所得者	1,600	1,703	1,818	1,999	2,222
（再掲）非課税世帯の被保険者	11,977	12,666	13,547	14,198	14,328

(2) 後期高齢者医療被保険者の医療給付に要した額のうち宇治市負担分（翌年度精算をした後の金額）

（単位：円）

区分＼年度	3	4	5	6	7
保険療養給付費等負担金	2,035,592,582	2,125,829,090	2,247,428,845	2,398,917,106	2,511,863,586

(3) 保険料の収納状況

（単位：円）

区分＼年度		3	4	5	6	7
特別徴収	調定額	1,402,623,267	1,432,575,220	1,486,512,863	1,632,103,850	1,752,633,301
	収入額	1,405,773,910	1,435,811,662	1,489,999,001	1,636,060,207	1,758,593,673
	収入率（%）	100.22	100.23	100.23	100.24	100.34
普通徴収	調定額	1,033,664,877	1,200,563,476	1,251,061,084	1,407,767,781	1,508,015,899
	収入額	1,024,450,754	1,184,490,307	1,237,352,802	1,392,469,848	1,490,345,294
	収入率(%)	99.11	98.66	98.90	98.91	98.83
過年度新規	調定額	2,622,214	4,419,852	6,976,556	7,264,599	6,535,753
	収入額	2,618,452	4,401,266	6,559,272	7,253,233	6,522,526
	収入率(%)	99.86	99.58	94.02	99.84	99.80
滞納	調定額	23,912,075	20,684,740	28,949,842	28,313,436	31,359,046
	収入額	5,784,854	4,947,468	10,686,914	8,784,251	10,860,076
	収入率(%)	24.19	23.92	36.92	31.03	34.63
合計	調定額	2,462,822,433	2,658,243,288	2,773,500,345	3,075,449,666	3,298,543,999
	収入額	2,438,627,970	2,629,650,703	2,744,597,989	3,044,567,539	3,266,321,569
	収入率(%)	99.02	98.92	98.96	99.00	99.02

※収入額中には還付未済額を含む

区　分	6　国民年金事業	所管係	国民年金係

制　度　の　概　要

国民年金制度は、日本国憲法第 25 条第 2 項に規定する理念に基づき、老齢・障害又は死亡によって国民生活の安定がそこなわれることを国民の共同連帯によって防止し、健全な国民生活の維持及び向上に寄与している。

(1) 被保険者

① 第 1 号被保険者
日本国内に住所のある自営業者、学生、厚生年金が適用されていない被用者、無職者などで 20 歳以上 60 歳未満の人

② 第 2 号被保険者
厚生年金保険や共済組合等に加入している人（原則として 65 歳未満）

③ 第 3 号被保険者
厚生年金保険の被保険者又は共済組合の組合員の被扶養配偶者で 20 歳以上 60 歳未満の人

④ 任意加入被保険者
次のア～エのすべての条件を満たす人が任意加入することができる。
ア　日本国内に住所を有する 60 歳以上 65 歳未満の人
イ　老齢基礎年金の繰上げ支給を受けていない人
ウ　20 歳以上 60 歳未満までの保険料の納付月数が 480 月（40 年）未満の人
エ　厚生年金保険、共済組合等に加入していない人
上記に加え、次の人も加入することができる。
・年金の受給資格期間を満たしていない 65 歳以上 70 歳未満の人
・外国に居住する日本人で 20 歳以上 65 歳未満の人

被保険者数の推移（各年度末現在）　（単位：人）

年度	3	4	5	6	7
第 1 号被保険者	21,573	20,934	20,630	20,176	19,913
第 3 号被保険者	12,196	11,535	10,963	10,238	9,644
任意加入者	316	311	319	311	333
合計	34,085	32,780	31,912	30,725	29,890

(2) 保険料

第 1 号被保険者及び任意加入被保険者は、保険料を納付しなければならない。

① 月額保険料の推移　（単位：円）

年度	4	5	6	7	8
月額	16,590	16,520	16,980	17,510	17,920

② 付 加 保 険 料　月額 400 円（昭和 49 年 1 月から変更なし）
（第 1 号被保険者及び任意加入被保険者で希望する人）

③ 保 険 料 の 免 除

ア　国民年金や厚生年金、共済年金から障害年金（1 級又は 2 級）を受けているときや、生活保護法による生活扶助を受けているときなどは、届出により保険料が免除される（法定免除）

イ　保険料を納付することが著しく困難で、申請により認められた場合は、納付が免除（全額又は一部）される。本人・配偶者・世帯主の所得が審査対象

④ 学生納付特例

本人の前年の所得が一定額以下の学生は、申請により保険料の納付が猶予される

⑤ 納付猶予制度（50歳未満の人。令和17年6月まで）

本人所得と配偶者所得が一定額以下の場合は、申請により保険料の納付が猶予される

⑥ 追納

③④⑤で承認された期間について、10年以内であれば、別に定められた保険料額であとから納付することができる

⑦ 産前産後の保険料の免除

第1号被保険者が出産する場合に、出産予定月の前月から4か月間（多胎妊娠の場合は出産予定月の3か月前から6か月間）の保険料が免除される

⑧ 保険料の納付状況（各年度末現在）　（単位：月数）

年度	3	4	5	6	7
納付対象月数	135,346	131,106	129,280	127,855	124,801
納付月数	102,286	102,375	101,329	101,143	99,599
納付率（%）	75.6	78.1	78.4	79.1	79.8

⑨ 免除者数（各年度末現在）　（単位：人）

年度	3	4	5	6	7
法定免除者数	2,118	2,146	2,179	2,175	2,194
申請免除者数	8,985	8,727	8,225	8,081	7,935
※（学生納付特例）	3,314	3,229	3,092	3,053	3,027
※（納付猶予）	1,102	1,119	1,017	1,046	979
合計	11,103	10,873	10,404	10,256	10,129
免除率（%）	51.5	51.9	50.4	50.8	50.9

※ 再掲

(3) 給付

① 老齢基礎年金

国民年金等の加入期間（資格期間）が、10年以上ある人に65歳から支給。ただし、支給年齢の『繰上げ』や『繰下げ』が、一定の要件内でできる

- 資格期間の合算

ア 国民年金の保険料を納めた期間（任意加入も含む。）

イ 国民年金の保険料が免除された期間

ウ 昭和61年4月からの第3号被保険者期間

エ 昭和36年4月以降の厚生年金保険や共済組合の加入期間（昭和36年3月以前の加入期間が含まれる場合もある。）

オ 厚生年金保険や共済組合の加入者の配偶者であって、国民年金に任意加入しなかった期間（昭和36年4月以降61年3月までの20歳以上60歳未満の間）

カ 学生であって国民年金に任意加入しなかった期間（ただし、平成3年4月より「任意加入」から「必ず加入」に変更）

キ 海外居住期間（日本国籍を有する人で、昭和36年4月以降で20歳以上60歳未満の間）

● 年金額
ア　加入可能年数の保険料を完納した場合、下記ウの年金額が支給される
イ　保険料を納めた期間が加入可能年数に不足する場合は、減額される

※　年金額の計算式

$$\text{満額の年金額} \times \frac{\text{厚生年金等 加入月数(20〜60 歳)} + \text{国民年金 納付月数} + ① + ②}{480\text{ 月（40 年×12 月）}}$$

①＝（平成 21 年 3 月までの）国民年金全額　国民年金 3/4　国民年金半額　国民年金 1/4
免除月数×1/3＋免除月数×1/2＋免除月数×2/3＋免除月数×5/6

②＝（平成 21 年 4 月以降の）国民年金全額　国民年金 3/4　国民年金半額　国民年金 1/4
免除月数×1/2＋免除月数×5/8＋免除月数×3/4＋免除月数×7/8

ウ　年金額の推移（完全自動物価スライド制）【　】内は昭和 31 年 4 月 1 日以前生まれの者の額

令和 4 年度	777,800 円		（月額　64,816 円）
令和 5 年度	795,000 円	【792,600 円】	（月額　66,250 円【66,050 円】）
令和 6 年度	816,000 円	【813,700 円】	（月額　68,000 円【67,808 円】）
令和 7 年度	831,700 円	【829,300 円】	（月額　69,308 円【69,108 円】）
令和 8 年度	847,300 円	【844,900 円】	（月額　70,608 円【70,408 円】）

② 障害基礎年金
● 対象者
ア　国民年金加入中や 60 歳以上 65 歳未満の日本国内居住中に病気やケガをして一定の障害が残った人
イ　20 歳になるまでに病気やケガをして一定の障害が残った人
ウ　昭和 61 年 3 月 31 日までに障害福祉年金が支給されていた人

● 支給要件
ア　初診日の前日において、前々月までの保険料納付期間（免除期間を含む。）が加入期間の 3 分の 2 以上あること（又は初診日が令和 18 年 3 月 31 日までにある人は初診日の属する月の前々月から 1 年間保険料未納がないこと）
イ　上記イ、ウの場合、本人の所得が一定額以上あるときは、一部又は全部が支給停止される

● 年金額（完全自動物価スライド制）
ア　障害基礎年金の支給基本額（2 級）は、老齢基礎年金（満額）と同額
イ　障害の程度が障害等級表の 1 級に該当する場合は、上記金額の 100 分の 125 に相当する額
ウ　18 歳未満の子（障害等級が 1 級・2 級の障害状態にある子は 20 歳未満）の生計を維持しているときは、子の数に応じて加算される

子 1 人当たり加算額　（単位：円）

年度	4	5	6	7	8
1 子・2 子	223,800	228,700	234,800	239,300	243,800
3 子以降	74,600	76,200	78,300	79,800	81,300

③ 遺族基礎年金

- 対象者

ア　国民年金加入中に死亡した場合、その人に生計を維持されていた 18 歳未満の子のある配偶者又は遺児（18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある子又は障害等級が 1 級・2 級の障害状態にある 20 歳未満の子）

イ　昭和 61 年 3 月 31 日までに母子・準母子福祉年金が支給されていた人

- 支給要件

ア　死亡した人が、死亡日の前日において障害基礎年金と同様の納付要件を満たしているか、保険料納付済期間（免除期間を含む。）が 25 年以上あること

イ　上記イの場合、受給権者の所得が一定額以上あるとき等は支給停止される

- 年金額（物価スライド制）

ア　遺族基礎年金の基本額は、老齢基礎年金（満額）と同額

イ　配偶者に支給される場合　基本額　＋　障害基礎年金の子の加算額

ウ　子に支給される場合、子が 1 人のときは、基本額のみ。2 人以上いるときは、2 人目以降の子の加算額を加えた額を、子の数で除して得た額をそれぞれに支給

④ 寡婦年金

- 対象者

保険料納付済期間（免除期間を含む。）が 10 年以上ある夫が、老齢（障害）基礎年金を受けていないで死亡し、かつ、その夫に生計を維持され婚姻関係が 10 年以上ある妻。ただし、妻が繰上げ支給の老齢基礎年金を受けているときは支給されない

- 支給期間

60 歳から 65 歳になるまで

- 年金額

夫が 65 歳から受けるはずであった老齢基礎年金額の 4 分の 3 の額

⑤ 付加年金

- 対象者

付加保険料（任意）を納付した人

- 年金額（老齢基礎年金に下記の金額が加算される。）

200 円　×　付加保険料納付月数

⑥ 死亡一時金

- 対象者

第 1 号被保険者（任意含む）として保険料を 3 年以上納めた人が老齢基礎年金等を受けずに死亡したとき、その遺族に支給される

- 支給額（平成 6 年 4 月 1 日から下記の金額）

3 年以上 15 年未満	120,000 円	15 年以上 20 年未満	145,000 円
20 年以上 25 年未満	170,000 円	25 年以上 30 年未満	220,000 円
30 年以上 35 年未満	270,000 円	35 年以上	320,000 円

⑦ 老齢年金（旧法年金）

- 対象者

大正 15 年 4 月 1 日以前に生まれた人で、生年月日に応じた国民年金の資格期間を満たしている人

● 年金額

基本年金額　2,501 円 ×（保険料納付月数＋保険料免除月数×1/3）× 物価スライド
（明治 44 年 4 月 1 日以前生まれの人 3,752 円×月数）

付加年金　　200 円×付加保険料納付月数

10 年から 24 年の加入で老齢年金になる人は上記式に次の額が加算

$$968\text{円}\times(300-\text{加入月数})\times\frac{\text{保険料納付済月数}+\text{保険料納付免除月数}\times 1/2}{\text{加入月数}}\times\text{物価スライド}$$

⑧ 通算老齢年金（旧法年金）

● 対象者

大正 15 年 4 月 1 日以前に生まれた人で、他の年金制度の加入期間（合算対象期間）を合算して 10 年以上の資格期間がある人又は昭和 36 年 4 月 1 日以降で他の年金制度の加入期間を合計して生年月日に応じた資格期間を満たしている人

なお、大正 15 年 4 月 2 日以降に生まれた人でも、昭和 61 年 3 月 31 日以前から厚生（共済）年金を受けているときは、国民年金通算老齢年金を受けることになる

● 年金額

明治 44 年 4 月 2 日以降生まれの人

2,501 円 ×（保険料納付月数＋保険料免除月数×1/3）× 物価スライド

（明治 44 年 4 月 1 日以前生まれの人は、上記の 2,501 円を 3,752 円とする。）

⑨ 老齢福祉年金

● 対象者

国民年金に加入できなかった、明治 44 年 4 月 1 日以前生まれの人

● 年金額

ア　全額が国の負担によって支給されているため、所得制限等があって全額又は一部が支給停止される

イ　支給額　（単位：円）

年度	4	5	6	7	8
年金額	398,500	406,100	416,900	424,900	432,900

⑩ 年金生活者支援給付金

公的年金等の収入金額やその他の所得が一定基準額以下の年金生活者の生活を支援するために、年金に上乗せして支給される

給付金は、受給年金により以下の 3 種類に区分される

ア　老齢年金生活者支援給付金

● 対象者　　以下の支給要件を全て満たしている人

1. 65 歳以上で、老齢基礎年金を受けている
2. 請求される人の世帯全員の市民税が非課税
3. 前年の年金収入額とその他の所得額の合計が約 93 万円以下（毎年度改定）

● 給付額

保険料納付済期間等に応じて算出され、以下の計算式の合計額となる

1. 保険料納付済期間に基づく額（月額）

基準額（毎年度改定）×保険料納付済期間/480 月

（単位：円）

年度	4	5	6	7	8
基準額	5,020	5,140	5,310	5,450	5,620

2. 保険料免除期間に基づく額（月額）
基準額（毎年度改定）×保険料免除期間/480 月

（単位：円）

年度	4	5	6	7	8
基準額	10,802	11,041	11,333	11,551	11,768

イ 障害年金生活者支援給付金

● 対象者　以下の支給要件を全て満たしている人
1. 障害基礎年金を受けている
2. 前年の所得額が「4,794,000 円＋扶養親族の数×38 万円」以下である

● 給付額　（単位：円）

年度	4	5	6	7	8
障害等級 2 級	5,020	5,140	5,310	5,450	5,620
障害等級 1 級	6,275	6,425	6,638	6,813	7,025

ウ 遺族年金生活者支援給付金

● 対象者　以下の支給要件を全て満たしている人
1. 遺族基礎年金を受けている
2. 前年の所得額が「4,794,000 円＋扶養親族の数×38 万円」以下である

● 給付額　（単位：円）

年度	4	5	6	7	8
給付額	5,020	5,140	5,310	5,450	5,620

※ ただし、2 人以上の子が遺族基礎年金を受給している場合は、給付額を子の数で割った金額がそれぞれに支払われる

⑪ 年金等の支払時期

年金等	支払月日	支払月分
基礎年金 寡婦年金 老齢年金 年金生活者支援給付金	2・4・6・8・10・12 月の各月 15 日 （土・日・祝日は前日）	前月までの 2 か月分
老齢福祉年金	4・8・12 月の各月 11 日 （土・日・祝日は前日）	前月までの 4 か月分

根 拠 法 令 等

◇ 国民年金法（昭和 34 年 4 月 16 日法律第 141 号）
◇ 年金生活者支援給付金の支給に関する法律（平成 24 年 11 月 26 日法律第 102 号）

区　分	7　特別障害給付金事業	所管係	国民年金係

制　度　の　概　要

国民年金の任意加入期間に加入しなかったことにより障害基礎年金等を受給していない障害者について、国民年金制度の発展過程において生じた特別な事情にかんがみ、創設された福祉的措置制度。

(1) 支給対象

① 平成 3 年 3 月以前に国民年金任意加入対象であった学生

② 昭和 61 年 3 月以前に国民年金任意加入対象であった被用者(厚生年金、共済組合等の加入者)の配偶者であって、当時、任意加入していなかった期間内に初診日があり、現在障害基礎年金 1，2 級相当の障害に該当する人。ただし 65 歳に達する日の前日までに当該障害状態に該当する場合。
なお障害基礎年金や障害厚生年金、障害共済年金などを受給することができる人は対象外。

(2) 支給月額（物価スライド）　（単位：円）

年度	4	5	6	7	8
1 級	52,300	53,650	55,350	56,850	58,650
2 級	41,840	42,920	44,280	45,480	46,920

根　拠　法　令　等

◇　特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律（平成 16 年 12 月 10 日法律第 166 号）

区　分	8　在日外国人重度障害者特別給付金支給事業	所管係	国民年金係

制　度　の　概　要

国民年金法の国籍要件が撤廃された昭和 57 年 1 月 1 日より前から既に重度の障害者となっている在日外国人無年金者に対して、給付金を支給する。

(1) 対象者　宇治市に住民登録をしている外国人又は外国人であった人で、次の要件を満たす人
（ただし、障害基礎年金等の受給者は除く。）

① 昭和 37 年 1 月 1 日以前に生まれた人

② 昭和 57 年 1 月 1 日において日本国内に外国人登録をしていた人

③ 身体障害者手帳 1・2 級、療育手帳 A 又は精神障害者保健福祉手帳 1 級を所持している人でその障害にかかる初診日が昭和 56 年 12 月 31 日以前の人

(2) 給付額　月額　36,000 円　所得制限あり。生活保護受給者には支給しない。他の公的年金受給者は、差額を支給する

根　拠　法　令　等

◇　在日外国人重度障害者特別給付金支給要綱（平成 7 年 9 月 1 日施行）

制　度　の　現　況

区分＼年度	3	4	5	6	7
支給人数（人）	4	3	3	3	3
金　　額（千円）	1,728	1,296	1,296	1,296	790

区　分	**9　在日外国人高齢者特別給付金支給事業**	所管係	国民年金係

制　度　の　概　要

大正 15 年 4 月 1 日以前生まれの制度的無年金となっている在日外国人高齢者に対して給付金を支給する。

(1) 対象者　　宇治市に住民登録をしている外国人又は外国人であった人で、次の要件を満たす人
① 大正 15 年 4 月 1 日以前に生まれた人
② 昭和 57 年 1 月 1 日において日本国内に外国人登録をしていた人

(2) 給付額
月額　10,000 円　所得制限あり。生活保護受給者には支給しない。他の公的年金受給者は、差額を支給する

根　拠　法　令　等

◇　在日外国人高齢者特別給付金支給要綱（平成 11 年 8 月 1 日施行）

制　度　の　現　況

区分＼年度	3	4	5	6	7
支給人数（人）	2	2	2	2	0
金額（千円）	240	240	240	100	0

国 民 健 康 保 険 課

係	分掌事務
国保管理係	（1） 国民健康保険事業の管理及び普及促進に関すること。 （2） 国民健康保険事業費納付金に関すること。 （3） 特別会計の経理に関すること。 （4） 国民健康保険運営協議会に関すること。 （5） その他国民健康保険に関すること。 （6） 課の庶務に関すること。
国保資格給付係	（1） 保険給付に関すること。 （2） 被保険者の資格の得喪に関すること。 （3） 保険料の賦課に関すること。 （4） 保険料の減免及び審査請求に関すること。
国保料収納係	（1） 保険料の収納並びに過誤納金の還付及び充当に関すること。 （2） 保険料の徴収に関すること。 （3） 保険料の滞納整理に関すること。 （4） 納付思想の普及及び宣伝に関すること。 （5） 京都地方税機構との連絡及び調整に関すること。

区　分	1　保険給付事業の状況	所管係	国保管理係 国保資格給付係

制　度　の　概　要

(1) 療養の給付（国民健康保険法第 36 条、42 条）

被保険者が疾病等により医療機関等で受診した場合、医療費（10 割分）の 3 割（、又は 2 割）は本人が負担（一部負担金）し、7 割（、又は 8 割）は保険者が「療養の給付」として医療機関等に支払う。

一部負担割合

小学校入学前	小学校入学から 70 歳未満	70 歳以上 75 歳未満
2 割	3 割	2 割 （現役並み所得者は 3 割）

(2) 療養費（国民健康保険法第 54 条）

被保険者が緊急その他やむを得ない理由で、被保険者であることの確認を受けないで医療機関等を受診した場合や、治療用装具を装着した場合等に行う現金給付。

(3) 高額療養費（国民健康保険法第 57 条の 2）

被保険者（世帯）が同じ月に、一部負担金が下表の自己負担限度額を超えた場合に、その差額を申請により支給する。※令和 8 年 8 月受診分より申請により自動振込とする運用を実施。

① 70 歳未満＜70 歳未満の一部負担金の計算上の注意＞

個人ごとに医療機関ごと（同じ医療機関でも歯科、外来、入院ごと）にまとめる。

所得区分	3 回目まで 令和 8 年 7 月末まで/令和 8 年 8 月以降 過去 12 ヶ月間に一つの世帯での支給が 3 回目まで	4 回目以降/年間上限額 過去 12 ヶ月間に一つの世帯での支給が 4 回以上あった場合の 4 回目以降
旧ただし書き所得※1 901 万円超※2	252,600 円/270,300 円 医療費が 901,000 円を超えた場合は ＋(医療費－901,000 円)×1%	140,100 円/1,680,000 円
旧ただし書き所得 600 万円超～ 901 万円以下	167,400 円/179,100 円 医療費が 597,000 円を超えた場合は ＋(医療費－597,000 円)×1%	93,000 円/1,110,000 円
旧ただし書き所得 210 万円超～ 600 万円以下	80,100 円/85,800 円 医療費が 286,000 円を超えた場合は ＋(医療費－286,000 円)×1%	44,400 円/530,000 円
旧ただし書き所得 210 万円以下	57,600 円/61,500 円	
住民税非課税世帯	35,400 円/36,900 円	24,600 円/290,000 円

※1　旧ただし書き所得＝前年の総所得額等－基礎控除 43 万円

※2　所得不明（未申告者）を含む世帯

② 70 歳以上 75 歳未満 ＜70 歳以上 75 歳未満世帯の一部負担金の計算上の注意＞
個人ごとに医療機関及び歯科の区別なく、外来、入院ごとにまとめる。

所得区分		外来（個人単位） 令和 8 年 7 月末まで/ 令和 8 年 8 月以降	外来＋入院（世帯単位） 令和 8 年 7 月末まで/ 令和 8 年 8 月以降	年間上限額
現役並み所得者	Ⅲ（課税所得 690 万円以上）	252,600 円/270,300 円 医療費が 901,000 円を超えた場合は＋（医療費－901,000 円）×1% （4回目以降は 140,100 円※1）		1,680,000 円
	Ⅱ（課税所得 380 万円以上）	167,400 円/179,100 円 医療費が 597,000 円を超えた場合は＋（医療費－597,000 円）×1% （4回目以降は 93,000 円※1）		1,110,000 円
	Ⅰ（課税所得 145 万円以上）	80,100 円/85,800 円 医療費が 286,000 円を超えた場合は＋（医療費－286,000 円）×1% （4回目以降は 44,400 円※1）		530,000 円
一般 （課税所得 145 万円未満）		18,000 円/22,000 円 年間 216,000 円※2	57,600 円/61,500 円 （4 回目以降は 44,400 円※1）	
住民税 非課税世帯	低所得者Ⅱ	8,000 円/11,000 円 年間 96,000 円※2	8,000 円/11,000 円 年間 96,000 円※2	290,000 円
	低所得者Ⅰ	8,000 円	15,000 円/15,700 円	180,000 円

※1 過去 12 か月間に一つの世帯での支給が 4 回以上あった場合の 4 回目以降
※2 年間＝8 月 1 日～翌年 7 月 31 日

③ 世帯合算
ア 70 歳未満の世帯の場合
同一世帯で同一月内に自己負担額 21,000 円以上が複数あり、その合計額が自己負担限度額を超えた場合、その超えた額を支給。
イ 70 歳以上 75 歳未満の人のみで同月に外来および入院がある場合
外来の限度額を個人単位で適用後に、入院を含めた世帯単位の自己負担限度額を適用。
ウ 70 歳未満と 70 歳以上 75 歳未満の人が同じ世帯の場合
まず 70 歳以上のみで自己負担限度額を適用し、これに 70 歳未満の合算対象額を合わせて 70 歳未満の自己負担限度額を適用。

④ 高額療養費自己負担限度額の特例
ア 月の途中で 75 歳の誕生日を迎えて後期高齢者医療制度に移行した人や、被用者保険の被保険者本人が後期高齢者医療制度に移行したことで月の途中で国保に加入した被扶養者は、その月の自己負担限度額が本来の自己負担限度額の 2 分の 1。（誕生日が 1 日の人については対象外）
イ 世帯が同一都道府県内の他市町村に住所異動した月において、異動後も世帯の継続性が保たれている場合、転出地と転入地の市町村における自己負担限度額が本来の自己負担限度額の 2 分の 1。

⑤ 特定疾病
血友病、慢性腎不全で人工透析、または抗ウィルス剤を投与している後天性免疫不全症候群の治療を受ける場合、1 医療機関 1 か月 1 万円を超えた額。（慢性腎不全で人工透析を要する 70 歳未満の上位所得者については、1 医療機関 1 か月 2 万円を超えた額）

(4) 高額介護合算療養費（国民健康保険法第 57 条の 3）

医療費と介護費の自己負担を合算して、年額（8 月 1 日から翌年 7 月末日）で定められた自己負担限度額を超えた分が高額介護合算療養費として支給される。

① 70 歳未満の自己負担限度額

所得区分	限度額
旧ただし書き所得 901 万円超	212 万円
旧ただし書き所得 600 万円超 901 万円以下	141 万円
旧ただし書き所得 210 万円超 600 万円以下	67 万円
旧ただし書き所得 210 万円以下	60 万円
住民税非課税世帯	34 万円

② 70 歳以上 75 歳未満の自己負担限度額

所得区分		限度額
現役並み所得者	Ⅲ（課税所得 690 万円以上）	212 万円
	Ⅱ（課税所得 380 万円以上）	141 万円
	Ⅰ（課税所得 145 万円以上）	67 万円
一般 （課税所得 145 万円未満）		56 万円
住民税 非課税世帯	低所得者Ⅱ	31 万円
	低所得者Ⅰ	19 万円

(5) 出産育児一時金（国民健康保険法第 58 条、宇治市国民健康保険条例）

被保険者の出産に対しては、1 子につき 488,000 円を支給する。産科医療補償制度対象分娩の場合は 12,000 円を加算。

(6) 葬祭費（国民健康保険法第 58 条、宇治市国民健康保険条例）

被保険者が死亡した場合、葬祭を行った者に対して 50,000 円を支給する。

(7) 精神・結核医療付加金（宇治市国民健康保険条例）

結核医療（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 37 条の 2 第 1 項）、精神通院医療（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 58 条に規定する指定自立支援医療のうち同法施行令第 1 条の 2 第 3 号で定める精神障害の医療）の受給者の自己負担額のうち公費部分を除いた部分を給付する。

制　度　の　状　況

(1) 保険給付費　（支払済額）

① 保険給付費

項目＼年度		3	4	5
療養の給付	件数（件）	575,933	566,187	546,978
	金額（円）	11,571,631,794	11,114,409,146	10,843,489,111
療養費	件数（件）	26,366	26,211	24,931
	金額（円）	173,403,753	168,467,365	161,265,600
高額療養費	件数（件）	21,698	20,995	20,192
	金額（円）	1,685,969,343	1,622,404,182	1,643,563,280
合計	件数（件）	623,997	613,393	592,101
	金額（円）	13,431,004,890	12,905,280,693	12,648,317,991

項目＼年度		6	7
療養の給付	件数（件）	521,981	494,926
	金額（円）	10,075,637,798	9,941,394,296
療養費	件数（件）	23,348	21,530
	金額（円）	158,122,415	145,839,217
高額療養費	件数（件）	19,209	18,359
	金額（円）	1,549,228,646	1,550,984,666
合計	件数（件）	564,538	534,815
	金額（円）	11,782,988,859	11,638,218,179

※　東日本大震災による被災に伴う、診療報酬等概算請求及び診療報酬等保険者不明分請求に基づく医療費及び事務費手数料を除く

※　退職者医療制度は平成 20 年に適用が廃止され、令和 6 年に経過措置を廃止

② その他の給付

項目＼年度		3	4	5
出産育児一時金	件数（件）	107	81	73
	金額（円）	44,876,000	33,920,000	35,756,000
葬祭費	件数（件）	249	261	225
	金額（円）	12,450,000	13,050,000	11,250,000
新型コロナ傷病手当金	件数（件）	16	118	11
	金額（円）	1,055,680	4,181,140	222,710
精神・結核付加金	件数（件）	23,273	23,562	23,320
	金額（円）	27,531,115	27,060,779	26,896,624

項目＼年度		6	7
出産育児一時金	件数（件）	67	65
	金額（円）	33,464,000	32,452,000
葬祭費	件数（件）	199	201
	金額（円）	9,950,000	10,050,000
新型コロナ傷病手当金	件数（件）	0	0
	金額（円）	0	0
精神・結核付加金	件数（件）	23,481	24,307
	金額（円）	26,738,065	27,744,551

※　出産育児一時金の表記は、件数は支給決定件数、金額は支払義務額

(2) 療養の給付等、件数・日数・費用額の状況

項目＼年度		3	4	5
入院	件数（件）	8,186	7,678	7,585
	日数（日）	116,391	108,122	106,101
	費用額（円）	6,002,601,018	5,646,544,507	5,608,146,598
入院外	件数（件）	313,598	306,783	294,312
	日数（日）	476,143	462,870	439,101
	費用額（円）	5,452,881,613	5,275,539,226	5,144,560,474
歯科	件数（件）	78,427	77,828	74,342
	日数（日）	130,860	127,812	119,009
	費用額（円）	1,085,576,576	1,091,813,353	1,020,351,410
診療費計	件数（件）	400,211	392,289	376,239
	日数（日）	723,394	698,804	664,211
	費用額（円）	12,541,059,207	12,013,897,086	11,773,058,482
その他	件数（件）	175,722	173,898	170,739
	日数（日）	23,302	24,647	26,866
	費用額（円）	3,028,179,690	2,949,904,248	2,878,566,637
合計	件数（件）	575,933	566,187	546,978
	日数（日）	746,696	723,451	691,077
	費用額（円）	15,569,238,897	14,963,801,334	14,651,625,119

項目＼年度		6	7
入院	件数（件）	6,867	6,945
	日数（日）	92,980	94,291
	費用額（円）	4,992,234,156	5,020,000,135
入院外	件数（件）	277,168	260,021
	日数（日）	411,789	386,392
	費用額（円）	4,797,372,382	4,594,072,782
歯科	件数（件）	71,973	69,187
	日数（日）	112,638	105,784
	費用額（円）	999,583,391	965,950,740
診療費計	件数（件）	356,008	336,153
	日数（日）	617,407	586,467
	費用額（円）	10,789,189,929	10,580,023,657
その他	件数（件）	4,054	158,773
	日数（日）	29,562	31,323
	費用額（円）	2,845,444,069	2,879,755,223
合計	件数（件）	360,062	494,926
	日数（日）	646,969	617,790
	費用額（円）	13,634,633,998	13,459,778,880

※　その他分＝調剤＋食事療養＋訪問看護

※　件数は食事療養除く、日数は調剤・食事療養除く

(3) 診療費諸率の状況（一般被保険者）

項目＼年度		3	4	5	6	7
入院	一人当たり診療費(円)	160,472	157,711	165,843	156,737	166,258
	一日当たり診療費(円)	51,573	52,224	52,857	53,691	53,239
	一件当たり日数（日）	14.22	14.08	13.99	13.54	13.58
	受診率(%)	21.884	21.445	22.430	21.560	23.001
入院外	一人当たり診療費(円)	145,776	147,349	152,134	150,619	152,152
	一日当たり診療費(円)	11,452	11,397	11,716	11,650	11,890
	一件当たり日数（日）	1.52	1.51	1.49	1.49	1.49
	受診率(%)	838.363	856.864	870.334	870.202	861.168
歯科	一人当たり診療費(円)	29,021	30,495	30,174	31,383	31,991
	一日当たり診療費(円)	8,296	8,542	8,574	8,874	9,131
	一件当たり日数（日）	1.67	1.64	1.60	1.57	1.53
	受診率(%)	209.664	217.378	219.843	225.968	229.142
診療費計	一人当たり診療費(円)	335,269	335,556	348,151	338,739	350,402
	一日当たり診療費(円)	17,336	17,192	17,725	17,475	18,040
	一件当たり日数（日）	1.81	1.78	1.77	1.73	1.74
	受診率(%)	1,069.911	1,095.688	1,112.606	1,117.729	1,113.311

※ 一人当り診療費 ＝ 年間総費用額÷年間平均被保険者数
一日当り診療費 ＝ 年間総費用額÷年間総受診日数
一件当り日数 ＝ 年間総受診日数÷年間総受診件数
受診率 ＝ 年間総受診件数÷年間平均被保険者数×100
⇒ 一人当り診療費 ＝ 一日当り診療費×一件当り日数×受診率

区　分	**2　国民健康保険保健事業**	所管係	国保管理係 国保資格給付係

制　度　の　概　要

被保険者の健康の保持増進、療養環境の向上又は保険給付のために必要な次の事業を行う。

- 被保険者の健康の保持増進、療養環境の向上又は保険給付のために必要な事業

根　拠　法　令　等

◇　国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）
◇　宇治市国民健康保険条例（昭和 36 年宇治市条例第 1 号）
◇　高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）

制　度　の　状　況

(1)　医療費通知の実施状況

年度／項目	3	4	5	6	7
通知回数（回）	6	6	6	6	2
通知世帯件数（件）	109,932	108,131	101,885	97,462	34,637
通知（月）	4、6、8、10、12、翌 2				1、翌 3
通知項目等	・受診年月　・受診者氏名　・診療日数　・食事療養費 ・受診医療機関名等　・入院、外来、歯科等の区分 ・医療費総額　・自己負担相当額				

(2)　高額療養費貸付制度の利用状況

国保被保険者で医療費の支払が特に困難な者に対し、高額療養費支給見込額の 10 分の 9 以内で貸付制度が受けられる。＜京都府国民健康保険団体連合会高額療養費支払資金貸付規程＞

国保連合会による貸付利用状況

年度／区分	3	4	5	6	7
貸付件数（件）	0	0	0	0	0
貸付金額（千円）	0	0	0	0	0

区　分	3　国民健康保険の適用	所管係	国保資格給付係

制　度　の　概　要

国民健康保険は、国民皆保険を支える基盤として、健康保険、各種共済組合等の被用者保険の被保険者・被扶養者以外を対象としている。

具体的には、次の要件に該当したときに取得、喪失する。なお、75 歳到達により後期高齢者医療制度の被保険者となった場合を除き、届出が必要となる。

(1)　取得

①　宇治市に住所を定めた場合（転入・出生等）
②　被用者保険等の被保険者又は被扶養者でなくなった場合
③　後期高齢者医療制度の被保険者でなくなった場合
④　生活保護が停止・廃止された場合

(2)　喪失

①　宇治市に住所を有しなくなった場合（転出・死亡等）
②　被用者保険等の被保険者又は被扶養者になった場合
③　後期高齢者医療制度の被保険者になった場合
④　生活保護を受けた場合

根　拠　法　令　等

◇　国民健康保険法（昭和 33 年 12 月 27 日法律第 192 号）
◇　宇治市国民健康保険条例（昭和 36 年宇治市条例第 1 号）

制　度　の　状　況

(1)　宇治市の世帯、人口に占める加入世帯等の推移　（各年度 3 月末）

項目＼年度	3	4	5	6	7
総世帯（世帯）	84,791	85,286	85,832	86,236	86,658
加入世帯（世帯）	23,878	22,905	22,006	21,103	20,350
加入率（%）	28.2	26.9	25.6	24.5	23.5
総人口（人）	182,841	181,616	180,210	178,893	177,742
被保険者数（人）	36,383	34,269	32,461	30,628	29,077
加入率（%）	19.9	18.9	18.0	17.1	16.4

(2)　年度別加入世帯の増減　（単位：世帯）

項目＼年度	3	4	5	6	7
世帯増	3,928	4,272	4,270	4,097	4,048
世帯減	4,382	5,245	5,169	5,000	4,801
差　引	△454	△973	△899	△903	△753

(3) 年度別被保険者の増減　（単位：人）

項目＼年度	3	4	5	6	7
被保険者増	6,215	6,472	6,512	6,015	5,884
被保険者減	7,325	8,586	8,320	7,848	7,435
差　引	△1,110	△2,114	△1,808	△1,833	△1,551

(4) 取得事由別被保険者の推移　（各年度合計）（単位：人）

項目＼年度	3	4	5	6	7
転入	965	1,316	1,225	1,109	1,189
出生	104	83	85	60	64
社保離脱	4,690	4,553	4,726	4,405	4,294
後期高齢	2	1	3	4	5
生保廃止	127	125	121	100	86
その他	327	394	352	337	246
計	6,215	6,472	6,512	6,015	5,884

(5) 喪失事由別被保険者の推移　（各年度合計）（単位：人）

項目＼年度	3	4	5	6	7
転出	1,051	1,251	1,179	1,101	1,139
死亡	270	271	233	224	213
社保加入	3,355	3,764	3,640	3,580	3,411
後期高齢	2,125	2,754	2,772	2,475	2,179
生保開始	192	175	174	161	144
その他	332	371	322	307	349
計	7,325	8,586	8,320	7,848	7,435

区　分	4　国民健康保険料の賦課状況	所管係	国保資格給付係

制　度　の　概　要

国民健康保険料の構成は、次のとおり。

前年中の被保険者の所得×所得割率＋被保険者数×均等割額＋平等割額≦限度額

※　平成 12 年度より、介護保険第 2 号被保険者（40 歳以上 65 歳未満）について介護納付金分保険料を医療給付費分保険料に上乗せで賦課。平成 20 年度からは医療給付費分保険料と介護納付金分保険料に加えて、後期高齢者支援金分保険料の 3 本立てになった。令和 8 年度からは子ども・子育て支援金分保険料が加わり、4 本立てになった。保険料の構成はいずれも医療給付費分と同じ。

＜～平成１９年度＞	＜～令和７年度＞	＜令和８年度～＞
医療給付費分保険料	医療給付費分保険料	医療給付費分保険料
	後期高齢者支援金分保険料	後期高齢者支援金分保険料
介護納付金分保険料	介護納付金分保険料	介護納付金分保険料
		子ども・子育て支援金分保険料

制　度　の　状　況

(1)　保険料率の推移

項目＼年度		3	4	5	6	7
医療分	所得割（%）	7.29	7.75	7.57	8.94	10.18
	均等割（円）	25,500	27,900	27,700	31,300	37,400
	平等割（円）	17,100	18,000	17,700	20,500	23,500
	限度額（円）	630,000	650,000	650,000	650,000	660,000
介護分	所得割（%）	2.87	2.97	2.89	2.93	2.74
	均等割（円）	11,800	12,200	12,300	12,200	11,600
	平等割（円）	5,900	6,000	6,000	6,000	5,700
	限度額（円）	170,000	170,000	170,000	170,000	170,000
後期分	所得割（%）	2.89	2.78	2.87	3.07	3.07
	均等割（円）	9,700	9,600	9,600	10,500	11,100
	平等割（円）	6,500	6,200	6,500	6,800	6,900
	限度額（円）	190,000	200,000	220,000	240,000	260,000

(2)　調定額の推移（現年度）　　（各年度決算による、単位：円）

項目＼年度	3	4	5	6	7
医療分	2,099,498,91	2,172,941,389	1,991,335,198	2,203,119,516	2,458,927,811
介護分	268,911,150	281,785,350	266,281,470	265,116,820	247,644,240
後期分	802,217,402	758,679,161	727,419,582	753,699,384	755,734,589
計	3,170,627,470	3,213,405,900	2,985,036,250	3,221,935,720	3,462,306,640

(3) 世帯・被保険者当り調定額の推移（現年度）　（単位：円）

項目＼年度		3	4	5	6	7
医療分	1世帯	86,211	91,941	87,867	101,419	117,596
	1人	56,266	60,991	59,151	69,503	81,787
介護分	1世帯	28,375	29,955	28,756	29,179	27,781
	1人	24,471	25,907	24,956	25,372	24,322
後期分	1世帯	32,941	32,101	32,097	34,696	36,142
	1人	21,499	21,295	21,608	23,778	25,137

※　世帯・被保険者は年度平均

区　分	**5　国民健康保険料の収納状況**	所管係	国保料収納係

制　度　の　状　況

(1) 収入率の推移（現年度）　（各年度決算による、単位：%）

項目＼年度	3	4	5	6	7
医療分	96.51	96.39	96.56	96.24	95.98
介護分	94.36	93.96	94.61	94.24	93.65
後期分	96.27	95.96	96.26	96.01	95.55
全体分	96.27	96.07	96.31	96.02	95.72

(2) 世帯・被保険者当り収納額の推移（現年度）　（単位：円）

項目＼年度		3	4	5	6	7
医療分	1世帯	83,205	88,619	84,843	97,603	112,866
	1人	54,304	58,788	57,116	66,889	78,497
介護分	1世帯	26,775	28,147	27,206	27,498	26,018
	1人	23,091	24,343	23,611	23,911	22,778
後期分	1世帯	31,712	30,805	30,897	33,313	34,535
	1人	20,697	20,435	20,800	22,830	24,019

※　世帯・被保険者は年度平均

(3) 納付方法別比率（世帯）の推移　（各年度決算による、単位：%）

項目＼年度	3	4	5	6	7
口座振替	61.95	61.13	60.86	60.00	59.01
自主納付	33.17	33.88	34.51	35.34	36.36
※特別徴収	4.88	4.99	4.62	4.66	4.63

※　国保の被保険者全員が65歳以上75歳未満の世帯について、一定の条件に該当する場合、保険料を世帯主の年金から天引きする。宇治市は平成20年10月より実施。

宇治市社会福祉協議会

区　分	宇治市社会福祉協議会

性格及び目的

急速な高齢化・核家族化等の進行により福祉ニーズの増大とその多様化が顕著となりこれへの対応が緊急の課題となっている。また、児童、高齢者、障がい者等についても可能な限り地域社会の中で生活できる環境づくり等を推進していこうという考え方が強まっている。

こうした要求にこたえるため地域社会を基盤とする福祉サービスの総合的な取組みとして「地域福祉の推進」の中核的役割を担っている組織が市町村社会福祉協議会であり、宇治市社会福祉協議会も、市民ぐるみで民間の社会福祉について協議し、宇治市の福祉を推進している組織である。また、市民のみならず、宇治市やその他の福祉関係団体との連携を保ちながら、地域における社会福祉法人との連携・調整役としての役割に従事し、宇治市の福祉を民間の立場で効果的に運営していこうとするものである。

根拠法令等

◇社会福祉法　第 109 条

事業の目的

Ⅰ．住民参加による地域福祉推進を行い、福祉活動に関わる参加者層を広げる

事業の概要および現況

(1)　学区福祉委員会活動の支援　（全 20 学区、平成 29 年度以前は全 22 学区）

①　各学区福祉委員会の主な事業への支援

補助金名	補助内容
学区福祉委員会等事業費補助金	・事業費補助金 A 区分：3 事業実施分（150,000 円）を補助。 ・事業費補助金 B 区分：1 事業実施分（25,000 円）を補助。

②　一人暮らし高齢者などの会食・配食活動の支援

補助金名	補助内容
一人暮らし高齢者等給食サービス事業補助金	一人暮らし高齢者等への給食サービス事業実施の福祉委員会に対し、1 食あたり 350 円を材料費の一部として補助。

③　一人暮らし高齢者などの見守り、声かけ活動の支援

事業名	補助内容
一人暮らし高齢者等訪問事業補助金	一人暮らし高齢者等に対して、月 1 回以上の訪問活動、生活支援を実施している福祉委員会について、訪問時に配布する記念品等に要する経費として対象者一人あたり年間 1,000 円を上限に補助。

④　学区福祉委員会補助金交付状況　（単位：円）

区分＼年度	3	4	5	6	7
事業費	2,042,912	2,513,818	3,001,697	3,034,237	3,301,032
給食サービス事業	1,919,050	2,412,200	2,673,650	2,633,750	2,603,650
訪問活動事業	1,688,000	1,699,838	1,674,720	1,618,887	1,606,400
合　計	5,649,962	6,625,856	7,350,067	7,286,874	7,511,082

⑤　歳末たすけあい「ふれあい事業」補助金交付について

70 歳以上の一人暮らし世帯等を対象にした声かけ活動に際し、見舞品やお弁当など、一人当たり上限 1,000 円まで（上限 150 人分）または、1 学区福祉委員会上限 130,000 円（住民交流事業の場合）を補助。その他、会食会、世代交流事業も補助の対象とした。

補助金交付状況　（単位：円）

年度	3	4	5	6	7
補助金額	1,858,385	2,185,867	2,168,745	2,039,780	1,930,306

(2)　木幡学区内での住民交流拠点づくりと社協出張相談の場の検討

令和 6 年度に引き続き、木幡学区福祉委員会解散後の取組みとして、木幡地域の“いま”や“思い”を語り合い、共有し、学び合う懇談会を毎月 18 日に定例で開催した。

また、木幡学区内の住民誰でもが立ち寄れ、交流や情報交換を行い、志を同じとする人同士で新たな動きや活動を生み出していくきっかけづくりとなる交流拠点（居場所）の開設を第 4 土曜日に定め、実施した。

定例会（開催日、参加者数：事務局除く）

① 令和 7 年 4 月 18 日（金） 5 名　② 令和 7 年 5 月 18 日（日） 3 名
③ 令和 7 年 6 月 18 日（水） 4 名　④ 令和 7 年 7 月 18 日（金） 4 名
⑤ 令和 7 年 8 月 18 日（月） 5 名　⑥ 令和 7 年 9 月 18 日（木） 5 名
⑦ 令和 7 年 10 月 18 日（土） 4 名　⑧ 令和 7 年 11 月 18 日（火） 4 名
⑨ 令和 7 年 12 月 18 日（木） 6 名　⑩ 令和 8 年 1 月 18 日（日） 4 名
⑪ 令和 8 年 2 月 18 日（水） 5 名　⑫ 令和 8 年 3 月 18 日（水） 5 名

居場所（開催日、参加者数）

① 令和 7 年 4 月 26 日（土） 43 名　② 令和 7 年 5 月 24 日（土） 24 名
③ 令和 7 年 6 月 28 日（土） 35 名　④ 令和 7 年 7 月 26 日（土） 17 名
⑤ 令和 7 年 8 月 23 日（土） 21 名　⑥ 令和 7 年 9 月 27 日（土） 29 名
⑦ 令和 7 年 10 月 25 日（土） 23 名　⑧ 令和 7 年 11 月 22 日（土） 13 名
⑨ 令和 7 年 12 月 20 日（土） 25 名　⑩ 令和 8 年 1 月 24 日（土） 26 名
⑪ 令和 8 年 2 月 28 日（土） 24 名　⑫ 令和 8 年 3 月 28 日（土） 12 名

(3)　住民主体活動への支援・協働

高齢者のみならず、小地域の地域住民による見守り活動に対して、京都府社会福祉協議会の助成金「地域ひとつなぎ事業」での財政面の支援を行っていた。令和 7 年度より、従来の内容での補助ではなくなり、助成金による活動支援ができなくなった。

助成金交付状況

区分＼年度	3	4	5	6	7
団体数（団体）	24	21	22	13	
助成金額（円）	640,000	510,000	523,000	225,000	

(4)　学区福祉委員会連絡協議会への支援

学区福祉委員会連絡協議会の事務局として、代表者会議（年 2 回）の運営、事業支援、及び運営費助成を行った。

① 学区福祉委員会募集強化月間

令和 8 年 2 月 1 日～3 月 31 日
市政だより 2 月 1 日号掲載、各学区独自の広報誌の作成、
ポスター掲示物の配布、FM うじへの出演
新規加入 66 名、退会 120 名

② きょうと地域福祉活動実践交流会の開催への参加

実施日　令和 7 年 11 月 29 日（土）13：00～16：00
実施場所　永守重信市民会館（向日市）
実施目的　京都府内の地域福祉活動の実践を共有し、今後の活動に活かしていく
参加者　14 学区・地区 22 名、事務局 2 名、地域福祉推進委員関係 2 名　計 26 名
内容　第 13 回きょうと地域福祉活動実践交流会
『乙訓防災万博～いのち輝く防災デザイン～』
＜基調講演＞
『地域と紡ぐ いのち輝く防災デザイン～災害を乗り越える未来へ～』
講師　篠原 辰二 氏（一般社団法人 WellbeDesign）
＜パネルパビリオン（見学・交流）＞
★ポスターセッション
各地域ご自慢のコラボポスターを介した参加者同士の交流
宇治市内からは、菟道第二学区福祉委員会が平成 22 年に実施された小学校での 1 泊 2 日の体育館での避難所体験訓練に関するポスターで出展
＜乙訓地域からの発信＞
『福祉の話 障がい者×高齢者×子ども×防災』
大山崎町…災害弱者を出さない取組みのお話
向 日 市…地域で守る高齢者のお話
長岡京市…未来を担う子どもたちのお話
コーディネーター　篠原 辰二 氏（一般社団法人 WellbeDesign）

(5)　ふれあいサロン事業促進

① ふれあいサロン活動費の助成と活動の支援

身近な地域での孤立を防ぎ、日々の支え合いの仲間づくりを進める目的で月 1 回以上開催しているグループを支援している。助成金を必要とするサロンは平成 30 年度からは宇治市共同募金委員会が募集・審査・助成を行っている。

新規立ち上げを検討する地域住民に対し、サロン運営経験者との情報交換の場を提供し、サロン活動を広げるとともに、既存のサロンに対しても情報提供や研修会の開催などの支援を行った。

サロンの登録の推移　（単位：件）

区分＼年度	3	4	5	6	7
登録のみのサロン	15	9	8	5	4
助成金申請サロン	88	81	76	83	87
合　計	103	90	84	88	91

② サロン研修会の開催

令和 7 年度は、サロン同士の交流の意義と、他サロンの取組みの工夫を知り・真似ることも大事だという認識を伝え、活動の負担感低減を目的として実施した。（介護予防普及啓発事業「地域参加型 B 型リハビリ」事業の研修会と合同で実施）

（単位：人）

区分＼年度	3	4	5	6	7
参加者	34	37	18	25	25

※　呼びかけ先は一般市民へも広げて実施。

③　サロン活動者懇談会「Salon for salon（サロン　のための　さろん）」の実施

市内のふれあいサロンのネットワークづくりを目的に、ふれあいサロン活動者同士が主体的に日頃の思いや悩み、課題等を共有できる場の一つとして、趣旨に賛同したサロン活動者による懇談会を実施した。

Salon for salon（サロン　のための　さろん）（開催日、参加者数及び参加サロン数）

①令和 7 年 5 月 23 日（金）10 人（9 団体）　②令和 7 年 7 月 29 日（火）5 人（4 団体）
③令和 7 年 8 月 26 日（火）　5 人（5 団体）　④令和 7 年 9 月 5 日（金）7 人（5 団体）
⑤令和 7 年 11 月 21 日（金）　6 人（5 団体）　⑥令和 7 年 12 月 19 日（金）6 人（6 団体）
⑦令和 8 年 1 月 30 日（金）　2 人（1 団体）

(6)　宇治ボランティア活動センターへの支援

宇治ボランティア活動センターでは、毎月役員会と運営委員会を定例開催しており、当会事務局からも職員が 1 名、運営委員として運営に参加し、運営委員間の連絡調整等に協力した。

①　事業内容

- 情報紙「パートナー」発行（奇数月）
- 「はじめよう！セカンドライフ」の実施
- 運営委員研修の実施
- バリアフリー上映会
- ボランティアフェスティバル&おもいの駅伝
- 宇治市災害ボランティアセンターへの参画
- 生活応援隊活動の実施
- 京都文教大学ボランティア演習による学生受入れ（春）
- 赤い羽根共同募金への協力
- 宇治市障害者スポーツ大会への協力
- SDGs 清掃活動の実施
- 令和 7 年度　健康長寿フェス 2026 への出展

②　ボランティア相談件数の推移　（単位：件）

年度	3	4	5	6	7
相談件数	178	235	249	298	324

※　ボランティア活動センター担当職員によるボランティア相談件数をカウント

(7)　宇治市災害ボランティアセンターの運営（平常時）

災害に対して円滑な災害ボランティア活動を行い復旧に努めると共に平常時における防災、減災、災害ボランティア活動への意識向上を推進に努めている。構成団体数：75（正会員）。

事業内容

- 総会
- 運営委員会（年 5 回）の開催
- 広報、普及啓発活動：随時
- 運用訓練 1 回
- 防災訓練への参加 3 回
- 京都府災害ボランティアセンターへの協力：年 8 回

(8)　在宅高齢者介護者リフレッシュ事業の実施

宇治市の委託を受けて実施。要介護や要支援の認定を受けている人を在宅で介護している家族等を対象とし、介護者のリフレッシュを目的とした当事者交流事業を開催した。交流会およびレクリエーションを企画し、実施した。

参加者数　（単位：人）

区分＼年度	3	4	5	6	7
介護者交流1	（交）中止 （交）中止	（交）9	（レ）27	（レ）18	（レ）16
介護者交流2	（交）中止	（交） 午前 14 午後　6	（交）9	（交）8	（レ）17
介護者交流3	（レ）20	（レ）7	（レ）22	（レ）18	（交）7
介護者交流4	（レ）10	（レ）18	（レ）25	（レ）12	（交）12
介護者交流5	（交）12	（交）17	（交）17	（交）14	（交）21
介護者交流6	（交）8	（レ）6	（交）17	（交）12	（交）7

※　（交）は交流会、（レ）はレクリエーション

※ 令和3年度の介護者交流1は、2回実施（1回目は緊急事態宣言を受け中止、2回目は応募者が規定を下回り中止）

※ 令和4年度の介護者交流2は、同日2回開催

(9)　生活支援体制整備事業の実施

宇治市の委託を受けて実施。地域における高齢者の生活支援体制の整備を推進するために、生活支援コーディネーター業務及び協議体（「宇治市地域の支え合い仕組みづくり会議」）を設置。事業実施に当たっては、第1層協議体戦略会議、生活支援体制整備事業事務局会議において宇治市、宇治市福祉サービス公社と情報共有と協議を行っている。

① 生活支援コーディネーターの設置
　第1層　3名（他に福祉サービス公社2名）
　第2層　2名（第1層と兼務）

② 会議
　事務局会議3回、戦略会議8回

③ 宇治市地域の支え合い仕組みづくり会議（開催日、場所、参加者（関係者含む））
　第1層：ア　令和7年10月16日（水）　宇治市生涯学習センター　39名
　　イ　令和8年2月10日（火）　宇治市生涯学習センター　40名
　第2層：各地域での懇談会の実施
　　紫ヶ丘地域（11回）、グリーンタウン槇島地域（1回）、木幡北畠地域（10回）、朝日プラザ宇治マンション（6回）

④ その他
　小地域包括ケア会議への参加：6回
　自立支援型ケア会議への参加：9回
　研修会への参加：13回

(10)　一般介護予防事業　介護予防普及啓発事業「B型リハビリ教室」の実施

宇治市からの委託事業。地域の住民同士が共に、体操、レクリエーションのプログラムを通じて、介護予防を進めるための教室を開催している。より多くの市民の方に利用していただき、また、活動を支えるボランティアとして参加いただけるように、啓発活動を行った。

① 開催回数と利用者・ボランティア延数

区分＼年度	3	4	5	6	7
開催回数（回）	576	792	802	773	764
利用者延人数（人）	2,931	3,921	4,311	4,279	4,358
ボランティア延人数（人）	5,411	7,766	7,629	7,616	7,430

② ボランティア研修会 （単位：人）

区分＼年度	3	4	5	6	7
1回目　参加者数	34	28	33	27	20
2回目　参加者数	24	29	16	26	20
3回目　参加者数	21	15	37	17	19
4回目　参加者数	29	13	36	15	35
5回目　参加者数	－	37	18	25	25
6回目　参加者数	－	37	－	－	－

(11)　京都文教大学との連携によるボランティア活動の促進（京都文教大学委託事業）

平成 23 年度より京都文教大学から「ボランティア演習」科目の業務委託を受け、大学生のボランティア活動のきっかけづくりを始めた。

春学期、秋学期ともに市内各所の施設・団体等の協力を得ながら実習受入れの調整を行った。

履修生の推移

区分＼年度	3	4	5	6	7
春学期（人）	17	15	18	16	7
秋学期（人）	9	18	20	7	2
合計	26	33	38	23	9

(12)　中学生と赤ちゃんのふれあい交流事業

乳児から 2 歳頃までの赤ちゃんと親が「赤ちゃんボランティア」として中学校を訪れ、3 年生と交流をはかる事業。中学生の質問に答えながら命の大切さについて伝えていると同時に親子の社会参加の機会にもつながっている。本会ではボランティア募集、調整、当日サポート、実施後のフォローを行っている（年により、インフルエンザの流行等で中止になっている学校あり）。今年度も 3 校で開催された。

① 「赤ちゃんボランティア」協力者数

年度	3	4	5	6	7
組数（組）	中止	中止	253	303	258
実施校（校）	中止	中止	東宇治、宇治、黄檗 計 3 校	東宇治、宇治、黄檗 計 3 校	東宇治、宇治、黄檗 計 3 校

※　延べ赤ちゃんボランティア数

(13)　宇治福祉のつどいの開催

地域福祉活動に長年ご尽力いただいた個人や団体に対して、当会会長表彰及び感謝状を贈呈した。

令和 7 年度は、表彰式典と座談会の 2 部制で、令和 7 年 11 月 19 日（水）に宇治市生涯学習センターにて開催した。地域福祉活動に長年ご尽力いただいた個人や団体に対して、市内の福祉関係者が集い、その功績を称える場となった。第 2 部では、「社会福祉法人の『今』とこれからの宇治の地域を考える」というテーマで、地域共生社会の実現に向けた視点を含めた座談会を行った。

参加者数　（単位：人）

区分＼年度	3	4	5	6	7
来賓	7	8	13	13	11
被表彰者	48	51	46	76	73
一般来場者・スタッフ	44	130	133	143	94
合　計	99	189	238	232	178

※ 被表彰者数は当日欠席者含む。来賓・一般来場者・スタッフは当日の実参加者数。

(14)　子育て世代への働きかけと地域福祉活動へのきっかけづくり

NPO 法人と連携して、1 歳になるまでの子どもを持つ親同士の仲間づくりや情報交換の場として、「赤ちゃんサロン」を年 11 回、「赤ちゃん広場」を年 11 回実施した。参加者の気持ちをほぐすプログラムの後、交流を促すフリートークの時間を設けるほか、小グループでのおしゃべりタイムを設けるなど、参加者が交流しやすくなるような工夫をしている。

また、子育て中の親の悩みに応じた当事者同士の出会い、相談の場として「おしゃべりキャッチボール」を年 9 回実施した。

① 年間延べ参加者数の推移　（単位：延べ組数）

区分＼年度	3	4	5	6	7
赤ちゃんサロン（妊婦～生後 4 か月）	42	45	51	119	67
赤ちゃん広場（生後 5 か月～8 か月）	49	88	84	210	134
赤ちゃんパーク（生後 9 か月～12 か月）	53	85	84	－	－
おしゃべりキャッチボール（人）	86	46	73	230	174

② 子育てサークルなどへの情報提供および広報

総合福祉会館に常設している子育て情報コーナーで各種情報の発信の場を提供した。

(15)　宇治市老人福祉センターサークル協議会への支援

宇治市老人福祉センターサークル協議会（USK）の運営支援を通じ、高齢者の生きがいづくりと社会参加の機会の提供を行った。

① 事業内容

- 令和 7 年 10 月 23 日　シルバーウエルネス舞台発表大会（宇治市文化センター小ホール）
- 令和 7 年 10 月 25、26 日　シルバーウエルネス展示発表大会（宇治市総合福祉会館）
- 管外研修　（歴史健康ウォーク）

② 老人福祉センターサークル数の推移

区分＼年度	3	4	5	6	7
サークル数（サークル）	17	17	17	16	16
登録人数（人）	331	285	267	244	216

(16)　身体障害者デイサービス事業（作業型）の実施

身体に障がいがある方の自立と社会参加促進を目指し、地域生活支援事業としてコーラスや手づくりなど5教室を開催した。

事業実施状況

区分＼年度	3	4	5	6	7
延利用者数（人）	355	524	414	217	206
教室回数（回）	79	118	102	53	52

事　業　の　目　的

Ⅱ．各種相談から生活課題を把握し解決を図る

事業の概要および現況

(1) 各種相談事業の実施

市民のさまざまな困りごと悩みごとを、気軽に持ち込める相談窓口として、「ふれあい福祉センター」を設置し、一人ひとりが自分の悩みを解決できるよう、各種相談事業を実施した。

ふれあい福祉センター相談実施状況と推移　（単位：件）

区分＼年度	3	4	5	6	7
福祉なんでも相談	275	326	314	407	510
法律相談	390	361	377	393	406
登記相談	106	130	141	141	131
年金・社会保険相談	9	5	7	4	6
多重債務相談	13	19	17	13	8
成年後見相談	13	14	11	11	11
合　　計	806	855	867	969	1,072

(2) 各種資金貸付等の実施

① 生活福祉資金に関する貸付相談・資金貸付

生活福祉資金は、低所得世帯、高齢者世帯、障がい者世帯に対して、暮らしていく上で一時的に資金が必要になった場合、当該世帯の経済的自立と生活意欲の助長促進を図り、安定した生活が営めるようにすることを目的に低利で資金を貸し付けた。

（単位：件［千円］）

区分＼年度		3	4	5	6	7
福祉資金	生業 技能習得 療養・介護等 住宅 一般福祉	13 [4,413]	6 [1,573]	16 [2,504]	12 [3,124]	8 [780]
	緊急小口	0	5 [431]	5 [500]	5 [500]	11 [974]
教育支援資金	教育支援	42 [16,005]	37 [14,021]	29 [11,032]	26 [11,452]	18 [5,703]
	就学支度	39 [15,357]	37 [14,704]	29 [9,939]	25 [9,353]	19 [8,048]
不動産担保型生活支援資金		0	0	0	0	0
合　計		94 [35,775]	85 [30,729]	79 [23,975]	68 [24,429]	56 [15,505]

② くらしの資金に関する貸付相談・資金貸付

※ 宇治市からの受託事業。詳細は、「くらしの資金貸付事業（委託）（地域福祉課）」を参照。

ア 資金貸付状況

（単位：件［千円］）

区分＼年度	3	4	5	6	7
夏期貸付件数 （貸付金額）	15 [1,500]	15 [1,500]	13 [1,300]	9 [900]	8 [800]
冬期貸付件数 （貸付金額）	13 [1,300]	25 [2,450]	11 [1,100]	12 [1,150]	8 [800]
合計貸付件数 （貸付金額）	28 [2,800]	40 [3,950]	24 [2,400]	21 [2,050]	16 [1,600]

イ 資金貸付事由

（単位：件）

区分＼年度	3	4	5	6	7
生活費	24	34	12	11	9
医療費	3	4	5	2	2
借金返済	0	0	0	0	0
失業	1	1	3	5	0
交通事故	0	1	0	0	0
養育	0	0	0	0	0
その他	0	0	4	3	5

③ 温ったか京都・寄り添いワーカー

令和 5 年 1 月からコロナ特例貸付の償還が始まり、各市町村社協に「温ったか京都・寄り添いワーカー」が設置された。相談支援機関や各関係機関との連携を行い、生活困窮者支援機能やソーシャルワーク機能の強化、窓口相談及びアウトリーチ（訪問・電話等）による償還相談・支援、生活支援の強化を目的としている。

主な活動内容として、コロナ特例貸付を借入した世帯に対し、計画通りの償還が困難な場合に、償還猶予や分割償還等を提案し、手続きを支援している。返済のことだけではなく、「いま

困っていること」を一緒に整理して適切な相談窓口を案内したりつないだりしている。令和 7 年度は生活アンケート調査を実施、アンケート結果から訪問や電話、面談などの働きかけを行い、生活状況の把握に努めた。併せて、各種補助金や助成金を活用し、食料支援を行った(食品提供世帯数：300 世帯)。また、借受人が気軽に相談できるよう、生活相談会を 3 回実施した。

（生活福祉資金　特例貸付償還件数）新型コロナウイルス感染拡大に伴う特例措置（単位：件）

償還状況	緊急小口資金	総合支援資金	総合支援資金（延長）	総合支援資金（再貸付）	合計
償還完了	450	16	8	2	476
償還免除※	1,221	1,054	530	589	3,394
償還猶予	45	61	51	114	271
償還中	572	738	470	632	2,412

異動による誤差あり。延べ数記載のため貸付件数と償還件数は一致しない。
※一部免除者を含む。

(3) 福祉サービス利用援助事業（日常生活自立支援事業）の実施

福祉サービスの利用方法や日常生活上の手続きの援助、金銭管理などをすることが一人では不安な高齢者・障がいのある方に、生活支援員が定期的に訪問し援助を行った。一方、人員体制の問題から、事業利用の相談があっても、実際の利用（契約）に至らず契約待ちとなった待機者が 3 月末で 42 名あった。

① 契約者数・終了・解約者数　（単位：人　カッコ内は生活保護受給者数）

区分＼年度	3	4	5	6	7
新規契約者数	22 (11)	10 (2)	11 (3)	4 (1)	15 (9)
終了・解約者数	13 (6)	12 (4)	12 (7)	6 (2)	7 (0)
年度末利用者実数	68 (25)	66 (20)	65 (19)	63 (18)	71 (27)

② 相談調整等の件数の推移

相談・連絡調整活動の実施状況　（単位：回）

	認知症高齢者等	知的障がい者等	精神障がい者等	その他	合計
令和 3 年度	1,964	1,164	2,679	46	5,853
令和 4 年度	1,447	980	3,073	79	5,579
令和 5 年度	1,312	1,064	2,540	133	5,049
令和 6 年度	1,414	1,539	3,724	158	6,835
令和 7 年度	1,112	1,076	2,678	219	5,085

③ 支援員交流会の開催

生活支援員の研修と相互交流を図るための「お茶会」（交流会）は、令和 7 年度は中止とした。

④ 山城北中部広域社協合同講座の実施

山城北中部の 7 市町社協（宇治市・城陽市・久御山町・八幡市・京田辺市・井手町・宇治田原町）と京都府社協との協働にて、研修や講座等を行っている。

合同会議：令和 7 年 5 月 15 日（木）・6 月 26 日（木）・8 月 21 日（木）・9 月 30 日（火）・10 月 30 日（木）・3 月 16 日（月）
城陽市社会福祉協議会
研修：令和 7 年 12 月 19 日（木）
城陽市社会福祉協議会

(4) 宇治市共同募金委員会の助成相談、団体への活動支援

当事者団体や、当事者の声、意見を聞き、課題解決のために活動をしている団体へ宇治市共同募金委員会と連携協働して支援をした。

共同募金配分事業

赤い羽根コラボ助成金

区分＼年度	3	4	5	6	7
助成団体数（団体）	36	35	36	38	42
助成事業数（事業）	75	75	73	75	85
助成決定額（円）	2,558,830	2,515,000	2,949,000	2,992,000	3,383,000

※　平成 29 年度まで宇治市社会福祉協議会が募集・審査・助成を行っていた。

(5) 地域つながり活動支援事業の実施

平成 30 年度から続く 8 年目の事業として、宇治市の補助を受け、平成 30 年度から令和 3 年度までを 1 期とし、2 期(令和 4 年度～令和 7 年度)は、「地域つながり活動支援事業」と「地域ボランティア等担い手育成事業」の二事業を展開し、多様化する地域課題解決に取り組む団体を支援した。

このうち「地域つながり活動支援事業」として、①子どもの貧困、②ひきこもり、③地域福祉活動の担い手確保を対象(分類)とする事業に対し、15 団体に計 1,420,000 円の補助金を交付した。

また、「地域ボランティア等担い手育成事業」では、令和 3 年度から取り組んでいる「yooSely rabbits(ゆーずりーらびっと)」をはじめ、種智院大学の学祭への参加を通した若者との交流や意見交換をおこない、生活支援コーディネーターとの協働による「まちなかベンチプロジェクト」を通して地域福祉活動への理解を促し、担い手育成に取り組んだ。

(6) 学習支援事業　～うじピョンの学び舎～　の実施

平成 29 年度 7 月より、中学校 1 年生から 3 年生の宇治市が適当と認めた生徒を対象に、原則週 2 回の学習支援を実施した。主に大学生の学習支援員を募集し、実施している。

実施状況の推移

区分＼年度	3	4	5	6	7
開催回数（回）	84	108	109	105	114
生徒人数（延べ数）（人）	824	947	918	922	1,001
学習支援員（延べ数）（人）	363	542	474	436	544

(7) 一人親家庭の新入学児童に対しての激励金の給付

① 新入学児童への祝い金の贈呈

区分＼年度	3	4	5	6	7
金額（円）	45,000	45,000	85,000	35,000	70,000
人数（人）	9	9	17	7	14

事　業　の　目　的

Ⅲ.　法人運営の強化と財源づくりの強化に努める

事業の概要および現況

(1) 市社協の組織運営

法人を運営していくために、理事会、評議員会の他、正副会長会（年９回）、監査（年１回）、評議員選任・解任委員会（年１回）を適時開催した。

理事会・評議員会　開催状況　（単位：回）

区分＼年度	3	4	5	6	7
理事会	6	4	5	4	5
評議員会	5	2	3	4	3

(2) 会員募集の増強

法人の運営、事業の推進を図る財源確保のために会員募集を、学区福祉委員会、町内会・自治会の協力を得て行った。

会員（会費）等実績　（単位：円）

区分＼年度	3	4	5	6	7
住民会費	7,419,500	7,253,000	6,859,400	5,865,200	5,255,000
賛助会費	99,300	108,345	91,276	100,000	129,620
事業所会費	401,000	219,000	336,000	465,000	550,000
団体会費	455,700	421,610	403,325	404,000	397,000
施設会費	215,000	200,000	205,000	268,000	293,000
特別賛助会費	455,450	411,500	422,000	466,190	576,700
寄付金	1,425,170	1,350,153	1,298,801	1,413,483	1,302,465
合　計	10,471,120	9,963,608	9,615,802	8,981,873	8,503,785

(3) 宇治市共同募金委員会の運営と赤い羽根共同募金運動、歳末たすけあい募金運動への参画

宇治市共同募金委員会の事務局として、運営委員会（4 回開催：オンライン併用）を開催し、募金運動について協議した。

街頭募金運動では、60 団体の参加があった。事務局として、民間こども園や保育園を通じての組立式募金箱による募金活動のサポートや、宇治市共同募金委員会オリジナルピンバッジの作成を通じて募金協力者の拡充に努めた。

また、集められた募金配分の透明性を図るために、配分内容を審査する審査委員会（3 回）を開催した。

① 共同募金運動の取組み実績（内訳） （単位：円）

区分＼年度	3	4	5	6	7
戸別募金	6,861,878	6,592,103	6,013,601	5,039,741	4,674,977
グループ募金	1,513,667	1,625,419	1,126,418	2,250,683	1,438,590
街頭募金	19,366	191,247	287,620	298,474	288,519
資材募金	642,500	636,000	607,000	573,500	67,000
学校募金	68,056	59,129	35,161	49,883	30,324
個人募金	58,626	180,423	196,915	94,088	302,692
イベント	－	－	236,211	209,014	164,533
その他	149,687	150,765	638,047	525,849	622,446
合　計	9,313,780	9,435,086	9,140,973	9,041,232	7,589,081

※　その他には、京都府共同募金会扱いの募金や繰越金を含む。

② 歳末たすけあい募金運動の取り組み実績（内訳） （単位：円）

区分＼年度	3	4	5	6	7
戸別募金	6,116,531	5,340,627	5,899,062	5,275,052	4,342,992
その他	574,035	609,980	123,266	3,800	1,533,302
合　計	6,690,566	5,950,607	6,022,328	5,278,852	5,876,294

※募金実績は当年度に協力のあった募金合計

③ 募金の配分

宇治市社会福祉協議会への配分（広報紙作成、子育て事業他）の他、赤い羽根コラボ助成、Hot！ふれあいサロン助成を通じて、福祉団体・サークル等の活動支援を行った。

(4) 1㎡でできる社会貢献（自動販売機設置事業）の推進

企業の社会貢献を進める観点から法人や事業所等のご理解を得ながら、飲料用自動販売機の設置を進め、その収益を地域福祉活動・ボランティア活動の拡充に活用した。

年度	3	4	5	6	7
設置台数（単位：台）	20	19	18	17	17
収益実績額（単位：円）	1,997,787	1,942,676	1,753,992	1,710,606	1,775,971

(5) 寄附金の受け入れと「ふれあい基金」「ボランティア基金」「災害時支援活動準備金」の適正運用

皆さんからの寄付の受入れ及び「ふれあい基金」「ボランティア基金」の運用による財源確保に努めた。

① ふれあい基金 （単位：円）

区分＼年度	3	4	5	6	7
寄附件数（件）	10	17	14	11	17
寄附金額	639,862	1,399,595	1,459,777	555,419	10,487,359
基金積立額	1,739,862	2,499,595	0	3,860,411	10,487,359
基金取り崩し額	0	0	0	16,000,000	38,518,289
年度末基金保有額	202,318,103	204,817,698	204,817,698	192,678,109	164,647,179
運用益	597,280	597,280	597,280	596,000	629,484

※ 基金保有額のうち、50,000,000 円は宇治市からの補助。

② ボランティア基金 （単位：円）

区分＼年度	3	4	5	6	7
年度末基金保有額	121,788,928	121,788,928	121,788,928	121,788,928	121,788,928
運用益	272,304	264,637	928,919	1,080,000	1,080,000

※ 基金保有額のうち、50,000,000 円は宇治市からの補助。

(6) 多角的な広報の展開

多角的な広報活動として下記の通り取り組んだ。

① SNS（X、facebook 等）の活用
② ホームページの運用
③ 洛タイ新報との連携による新聞を活用した広報「月イチ・うじピョンの○○（まるまる）な話」の掲載
④ 広報紙「社協だより」の発行（年 1 回発行）

(7) 宇治市総合福祉会館の管理運営（指定管理）

宇治市総合福祉会館（身体障害者福祉センター、老人福祉センター、福祉センター）は、市の地域福祉推進の拠点施設として、多くの市民や団体に利用されている。（利用状況は別掲）

令和 6 年度の大規模改修工事に続き、令和 7 年 10 月～令和 8 年 3 月の約 6 ケ月間、建物の外壁塗装工事および屋上防水工事、会館前ほほえみ広場の植栽の改修等が行われた。

組 織 ・機 構

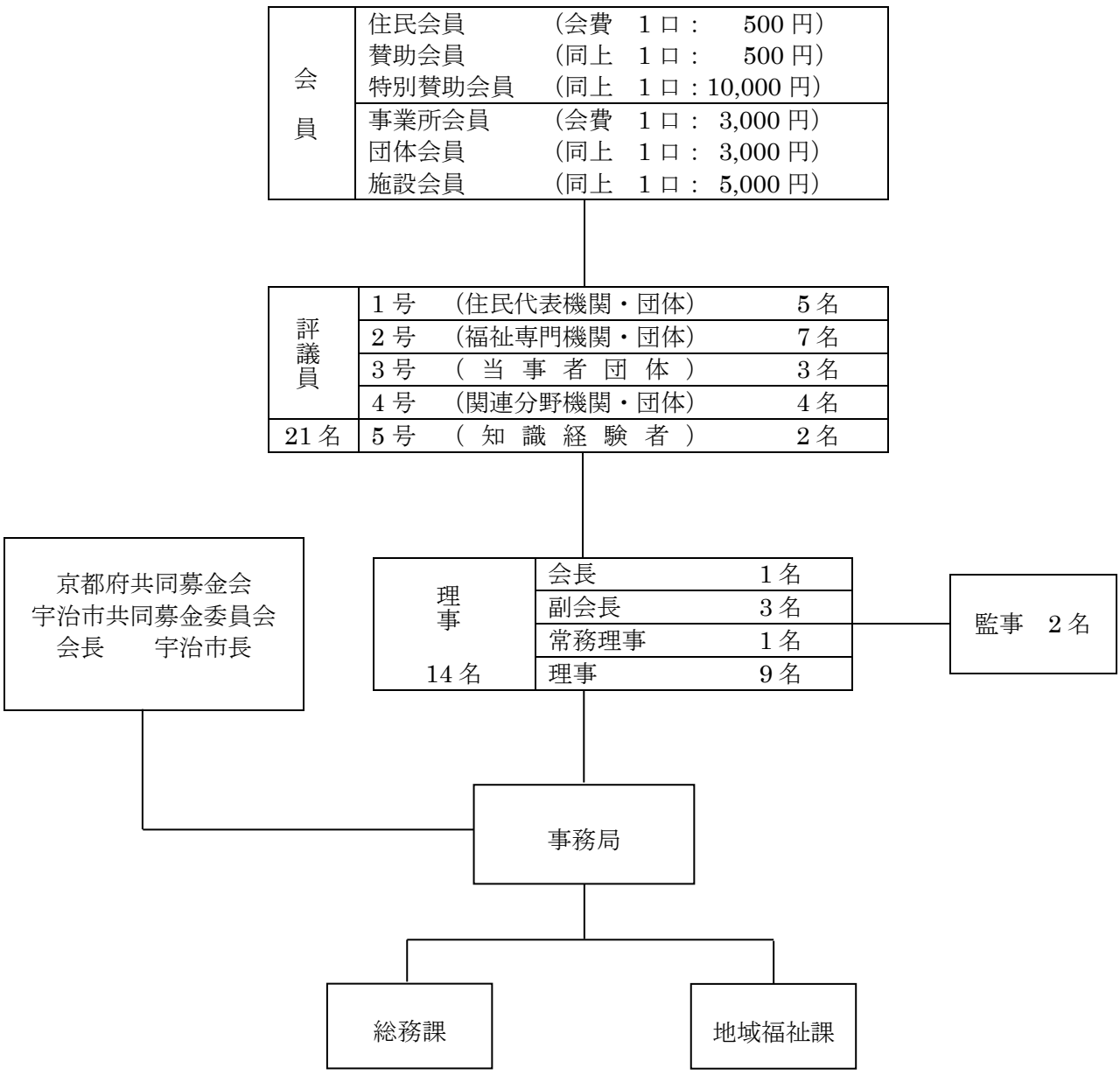
会員
住民会員 （会費 1口： 500円）
賛助会員 （同上 1口： 500円）
特別賛助会員 （同上 1口：10,000円）
事業所会員 （会費 1口： 3,000円）
団体会員 （同上 1口： 3,000円）
施設会員 （同上 1口： 5,000円）
評議員
21名
1号 （住民代表機関・団体） 5名
2号 （福祉専門機関・団体） 7名
3号 （当事者団体） 3名
4号 （関連分野機関・団体） 4名
5号 （知識経験者） 2名
京都府共同募金会
宇治市共同募金委員会
会長 宇治市長
理事
14名
会長 1名
副会長 3名
常務理事 1名
理事 9名
監事 2名
事務局
総務課
地域福祉課

資　　料

◎ 我が国の福祉制度の変遷について
◎ 決算の推移
◎ 福祉施設等一覧

我が国の福祉制度の変遷について

【1】日本の社会保障・社会福祉の考え方の基本

社会保障制度の基本理念

・**憲法第 25 条**

第 1 項…すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する

⇒国民の**生存権**保障　（救貧規定）

第 2 項…国は、すべての生活部面について、**社会福祉、社会保障**及び**公衆衛生**の向上及び増進に努めなければならない

⇒生存権確保のための国の責務　（防貧規定・第 1 項の補充的規定）

社会保障制度の基本的指針

1950 年(S. 25)**「社会保障制度に関する勧告」**（総理府の付属機関「社会保障制度審議会」）

社会保障制度の定義

疾病、負傷、分娩、廃疾、死亡、老齢、失業、多子その他困窮の原因に対し、保険的方法または直接公の負担において経済的保障の途を講じ、生活困窮に陥った者に対しては国家扶助によって**最低限度の生活を保障**するとともに、**公衆衛生**および**社会福祉**の向上を図り、もって、すべての国民が文化的社会の成員たるに値する生活を営むことができるようにすること

今日の社会保障制度

憲法の記述よりさらに広い意味で、①**公的扶助**、②**社会福祉**、③**社会保険**、④**公衆衛生**及び⑤**医療･老人保健**の**５つの部門**から成り立ち、広義には恩給と戦争犠牲者援護を含めたものとされており、この広義の解釈が、我が国における**社会保障制度の基本的指針**となっている。

【2】戦後の社会保障制度の変遷

(1) 戦後の緊急援護と基盤整備(昭和 20 年代･1945 年～)

1945 年(S. 20)8 月 敗戦

・戦争被災者、引揚者や失業者などを中心とした**生活困窮者**対策としての生活援護(救貧)施策

・劣悪な食料事情や衛生環境に対応した**栄養改善**と**伝染病予防**

1946 年(S. 21)**「生活保護法」の制定**

・**３原則**に基づく公的扶助制度の確立

・不完全ながらも①**国家責任の原則**、②**無差別平等の原則**及び③**最低生活保障の原則**

1946 年(S. 21)**「日本国憲法」の公布**

・憲法の理念に基づき、各分野における施策展開の基礎となる基本法の制定や体制整備

1947 年(S. 22)**「児童福祉法」の制定**

1948 年(S. 23)「民生委員法」の制定

1949 年(S. 24)**「身体障害者福祉法」の制定**

1950 年(S. 25)**「生活保護法」の改正**

第１次ベビーブーム
1947 年(S. 22)～49 年(S. 24)

福祉三法体制　生活保護法　児童福祉法　身体障害者福祉法

1951 年(S. 26)**「社会福祉事業法」の制定**

・地域を基盤とする福祉制度の推進

・社会福祉法人に関する規定

(2) 国民皆保険・皆年金と社会保障制度の発展(昭和 30 年代～オイルショック)

※1955 年(S.30) GATT 正式加盟、1956 年(S.31)国連加盟

1954 年(S.29)11 月～1957 年(S.32)6 月 大型景気「神武景気」…日本経済の本格的な経済成長過程

1958 年(S.33)6 月～1960 年(S.35)12 月 「岩戸景気」…急速に成長を遂げ、国民生活も向上

1958 年(S.33)「国民健康保険法」の制定

1959 年(S.34)「国民年金法」の制定(所得保障の面)

S.36～ 国民皆保険・皆年金体制の確立

1960 年代…国民所得倍増計画と並行して
社会福祉制度の拡充期に
- 医療保険の給付率の改善
- 年金水準の引上げ
- 生活保護基準の引上げ等

【この時期の特徴】
① 急激な経済成長の達成とそれに伴う社会構造変化と従来型コミュニティの崩壊
② 経済成長の負の遺産としての環境汚染問題・人口集中現象など市民生活に直結する問題が深刻化
③ 社会問題に対応した市民活動の活発化に伴う各自治体ごとの福祉的取組みの活性化
④ **経済成長を前提とした社会福祉・社会保障全体の枠組みの構築**

1960 年(S.35)「精神薄弱者福祉法」
(現「知的障害者福祉法」)の制定
1963 年(S.38)「老人福祉法」の制定
1964 年(S.39)「母子福祉法」の制定

関連法の整備
1960 年(S.35)「身体障害者雇用促進法」
1961 年(S.36)「児童扶養手当法」
1964 年(S.39)「重度知的障害児扶養手当法」など

福祉六法体制
生活保護法 児童福祉法 身体障害者福祉法
知的障害者福祉法 老人福祉法 母子福祉法

(3) 高度経済成長の終焉と制度の見直し期(1970 年代後半～1980 年代)

1973 年(S.48)「福祉元年」
- 日本の社会保障制度の発展の経緯上、重要な年
- 1973 年「老人福祉法」の一部改正により老人医療費が無料化
- 医療保険制度では健康保険の被扶養者の給付率の引上げ
- 高額療養費支給制度の導入
- 年金保険制度では給付水準の大幅引上げ、物価スライド制及び賃金スライド制の導入など

1973 年(S.48)10 月 第４次中東戦争の勃発
オイルショック⇒ 福祉見直し
- インフレの影響で、社会保障関係予算は大幅に増え「高福祉・高負担」を招く
- 社会保障制度の見直しを迫られる
11 月 9 日 社会保障制度審議会

1975 年～ 低成長時代の福祉のあり方について政策的検討
1979 年(S.54) 「新経済社会７か年計画」…「日本型福祉社会」という考え方
1981 年(S.56) 第二次臨時行政調査会「第一次答申」 1982 年(S.57) 第二次臨時行政調査会「第三次答申」
…「活力ある社会福祉の実現」を提言⇒自立・互助・民間活力の導入を基本とした国家財政負担の軽減を強く意識した政策転換の方向性を提示

1981 年(S.56) 中央社会福祉審議会「当面の在宅老人福祉対策のあり方について(意見具申)」
…受益者負担を原則とする在宅福祉サービスの基本的な考え方の提示
※ 「公的福祉保障の考え方」から「福祉多元化の考え方」への政策的転換の時期
…サービス提供主体を公的機関から第三セクターである福祉公社、社会福祉協議会、民間団体などにも拡大

1979 年(S.54)「障害者基本法」の制定

1982 年(S.57)…「老人保健法」の制定（老人福祉制度の創設）
老人医療費に対して患者本人への一部負担の導入や老人保健拠出金の仕組みの導入

1984 年(S.59)…「健康保険法」の改正（本人負担の 1 割引上げや退職者医療制度の導入）

※1985 年(S.60) **バブル経済**←プラザ合意

1986 年(S.61)…年金制度の改正（全国民共通の基礎年金制度の創設）

1989 年(H.元)…バブル景気が崩壊する前年
4 月 消費税の導入

・**合計特殊出生率**が戦後最低の 1.57 と**少子化**傾向が進む
・**高齢化**の進行により、**高齢者の介護問題**が老後最大の不安要素として認識される

1989 年(H.元) 3 月「今後の社会福祉の在り方について」(中央社会福祉審議会等福祉関連３審議会合同企画分科会)
【基本的な改革方向の提示】
① 住民に最も身近な行政主体である市町村の役割重視
② 公的住宅福祉サービス等の供給主体を積極的に拡充するための社会福祉事業の範囲の見直し
③ 民間事業者、ボランティア団体等の多様な福祉サービス供給主体の育成
④ 地域における福祉、保健、医療の各種サービスの有機的連携による提供体制の整備

1990 年(H.2)…バブル経済の崩壊

(4) 少子高齢化社会に対応した制度の構築

持続可能な社会保障制度の再構築

【福祉サービスの基盤整備】

1989 年(H.1) 12 月「高齢者保健福祉推進十カ年戦略（ゴールドプラン)」の策定
大蔵大臣・自治大臣・厚生大臣の合意による計画的整備の決定

1990 年(H.2) 6 月 「老人福祉法等の一部を改正する法律(通称：福祉関係八法改正)」の制定
【要点】 ① 在宅福祉サービスの積極的推進
② 在宅福祉サービスと施設福祉サービスの市町村への一元化
③ 市町村及び都道府県老人保健福祉計画の策定
④ 障害者関係施設の範囲の拡大等
【方向性】 ・在宅福祉政策を推進するため、市町村レベルでの施設入所措置権限の委譲
・老人保健福祉計画の策定を目指す

社会福祉８法の改正
①老人福祉法 ②身体障害者福祉法 ③精神薄弱者福祉法 ④児童福祉法
⑤母子及び寡婦福祉法 ⑥社会福祉事業法 ⑦老人保健法 ⑧社会福祉･医療事業団法

1993 年(H.5) 「障害者基本法」の改正

1994 年(H.6) 「エンゼルプラン」(子育て支援のための総合計画)の策定
「新ゴールドプラン」の策定

◎「ハートビル法」(高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律)の制定

1995 年(H.7)「障害者プラン」の策定

1997 年(H.9)「介護保険法」の制定、「高齢者対策基本法」の制定

介護保険制度の創設

・老人福祉と老人医療に分かれていた高齢者の介護制度を社会保険の仕組みで再編成

・介護保険を契機に、児童福祉や障害者福祉等の社会福祉の考え方や仕組みが「**措置制度**」から「**契約方式（利用制度）**」へ変更

1998 年(H. 10) **中央社会福祉審議会**

【改革の必要性】

1 福祉を取り巻く状況
(1) 少子･高齢化、家庭機能の変化、低成長経済への移行
(2) 社会福祉に対する国民意識の変化
(3) 国民全体の生活安定を支える社会福祉制度への期待

2 社会福祉制度
(1) 現行の枠組みは、終戦直後の生活困窮者対策を前提としたもの
(2) 現状のままでは増大、多様化する福祉需要に対応できない
(3) この間、児童福祉法の改正や介護保険法の制度を実施

社会福祉基礎構造改革

1999 年(H. 11)「新エンゼルプラン」の策定

「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を改正する法律」

2000 年(H. 12) **4 月 介護保険制度の導入**

◎「交通バリアフリー法」(高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律)の制定

2000 年(H. 12) **6 月** **「社会福祉の増進のための社会福祉事業法等の一部を改正する等の法律」**

・**改正等の対象となる法律（８本）**

・**社会福祉事業法⇒社会福祉法（名称変更）**

・身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、児童福祉法、民生委員法、社会福祉施設職員等退職手当共済法及び生活保護法の一部改正　・公益質屋法の廃止

・**目的**：「社会福祉を目的とする他の法律と相まって、福祉サービスの利用者の利益の擁護及び地域における社会福祉(以下「地域福祉」という)の推進を図る」

・**内容**：①利用者の立場に立った社会福祉制度の構築　②サービスの質の向上
③社会福祉事業の充実･活性化　④地域福祉の推進…市町村地域福祉計画の策定を位置づけ

2003 年(H. 15) **国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針について**

「少子化社会対策基本法」の公布

「次世代育成支援対策推進法」の公布

2004 年(H. 16) **年金制度改革**

・長期的な給付と負担の均衡を図り、将来にわたって制度の持続可能性を確保すべく、将来の保険料水準を固定し被保険者数の減少等に応じて給付を自動的に調整する仕組みが導入

2005 年(H. 17) **「介護保険法」の改正** **介護保険制度改革**…新たなサービス体系の創設

・予防給付サービスの提供など新たなサービスの体系が規定

・介護サービスの質的向上及び介護予防のために地域包括支援センターの設置等

2005 年(H. 17) **「医療法」等の改正** **医療制度改革**

・予防を重視した医療費適正化の総合的推進　・新たな高齢者医療制度の創設が規定

2005 年(H. 17)11 月 **「障害者自立支援法」の成立**

2006 年(H. 18) **4 月** **「改正介護保険法」の施行**

2006 年(H. 18) **4 月** **「障害者自立支援法」の施行**

・障害者に費用の原則１割負担

・福祉サービスの一元化

・施設での保護中心の支援費制度から地域生活等への自立に向けた支援体制への転換

◎「バリアフリー新法」(高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律)の制定

2006 年(H. 18) **6 月** **「認定こども園法」** **公布**

2008 年(H. 20) **後期高齢者医療制度**の発足

2009 年(H. 21) 7 月　「子ども・若者育成支援推進法」　公布

2010 年(H. 22) 1 月　社会保険庁の廃止に伴い「日本年金機構」が発足

2010 年(H. 22) 4 月　家庭的保育事業を児童福祉法に位置付け

2010 年(H. 22) 4 月　子ども手当制度の創設　　・内容：児童手当を拡充する形で創設

2011 年(H. 23) 6 月　「障害者虐待防止法」　公布

2012 年(H. 24) 4 月　子ども手当から児童手当へ移行　・内容：支給対象・額の見直し

2012 年(H. 24) 6 月　「障害者総合支援法」　公布

「障害者優先調達支援法」　公布

2012 年(H. 24) 6 月　社会保障・税一体改革関連法案の成立

・内容：①社会保障給付の財源として消費税率の段階的引き上げ
②社会保障制度改革国民会議の設置

・関連法案

- 社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律
- 社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する等の法律
- 社会保障制度改革推進法
- 子ども・子育て支援法
- 認定こども園法改正法
- 年金機能強化法
- 被用者年金一元化法

2013 年(H. 25)　6 月　「障害者差別解消法」の公布

2013 年(H. 25)　6 月　「子どもの貧困対策法」の公布

2013 年(H. 25) 12 月　「生活困窮者自立支援法」の公布

・内容：生活保護に至る前の段階での自立を支援することにより、生活に困窮する者に対する重層的なセーフティネットを構築

2014 年(H. 26)　4 月　「次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律」の公布

・内容：①次世代育成支援対策の推進・強化
②母子家庭及び父子家庭に対する支援施策の充実

2014 年(H. 26)　6 月　「地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律」の公布

2015 年(H. 27)　4 月　「介護保険法」の改正

・内容：生活支援体制整備事業の開始

2015 年(H. 27)　5 月　「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律」の公布

・内容：①国民健康保険の財政支援の拡充や財政運営責任の都道府県への移行などによる制度の安定化
②後期高齢者支援金の全面総報酬割の導入

2016 年(H. 28)　3 月　「社会福祉法等の一部を改正する法律」の公布

・内容：社会福祉法人制度の改革 ほか

2016 年(H. 28)　4 月　「成年後見制度の利用の促進に関する法律」」の公布

2017 年(H. 29)　4 月　「障害を理由とする差別の解消の推進に関する宇治市職員対応要領」の施行

2017 年(H. 29)　4 月　「介護予防・日常生活支援総合事業」の開始

2017 年(H. 29)　6 月　「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」の公布

・内容：①高齢者の自立支援と要介護状態の重度化防止

②地域共生社会の実現　ほか

・改正等の対象となる法律

・介護保険法、児童福祉法、社会福祉法　ほか

2017 年(H. 29)　6 月　「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」の公布

・内容：①65 歳になる障害者の介護保険自己負担の軽減

②障害児に対する支援施策の充実

2018 年(H. 30)　4 月　国民健康保険制度改革

「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律」の施行

・内容：新たに都道府県が保険者に加わる　ほか

2018 年(H. 30) 10 月　「生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律」の公布

・内容：①生活困窮者等の一層の自立の促進を図るため、生活困窮者に対する包括的な支援体制の強化

②生活保護世帯の子どもの大学等への進学支援　ほか

・改正等の対象となる法律

・生活困窮者自立支援法、生活保護法、社会福祉法、児童扶養手当法

2019 年(R. 1)　5 月　「医療保険制度の適正かつ効果的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」の公布

・内容：国保保健事業、後期保健事業、介護予防事業の一体的実施

・改正等の対象となる法律

・国民健康保険法、高齢者医療確保法、介護保険法、医療介護総合確保法

2019 年(R. 1)　6 月　「子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」の成立

・内容：市町村における子どもの貧困対策の計画策定の努力義務化など

2019 年(R. 1) 10 月　幼児教育・保育の無償化の実施

・幼稚園・保育所・認定こども園などを利用する保護者の経済的負担の軽減を図るため、幼児教育・保育の無償化を実施

2020 年(R. 2)　6 月　「地域共生社会の実現を図るための社会福祉法等の一部を改正する法律」の公布

・内容：地域共生社会の実現を図るため、市町村の包括的な支援体制の構築の支援　ほか

・改正等の対象となる法律

・社会福祉法、介護保険法、老人福祉法、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律、社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律

2021 年(R. 3)　6 月　「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」の公布

・内容：①医療的ケア及び医療的ケア児の定義づけ

②基本理念の制定及び地方公共団体等の責務の明確化

③医療的ケア児の健やかな成長を図りその家族の離職防止等の支援

2021 年(R. 3)　6 月　「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部を改正する法律」の公布

・内容：事業者による社会的障壁の除去の実施にかかる必要かつ合理的な配慮の提供の義務化　ほか

2021 年(R. 3)　6 月　「全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律」の公布

・内容：①後期高齢者医療における窓口負担割合見直し（2 割導入）

②子どもに係る国民健康保険料等の均等割額の減額措置の導入

・改正等の対象となる法律

・①高齢者の医療の確保に関する法律

・②国民健康保険法

2022 年(R. 4)　5 月　「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」の公布

・内容：障害者による情報の取得利用・意思疎通に係る施策の総合的な推進

2022 年(R. 4)　5 月　困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（女性支援新法）の公布

・内容：貧困、性暴力・性犯罪被害、家庭内暴力（DV）など様々な困難を抱える女性への支援を強化することを目的とした法律

2022 年(R. 4)　6 月　「こども基本法」、「こども家庭庁設置法」、「こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法令の整備に関する法律」の公布

・内容：こども基本法では、子どもの人権尊重、子どもの教育と福祉の保障、子育て支援等、「子どもの権利」の保障を明記された。

2022 年(R. 4)　12 月「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律」の公布

・内容：①障害者等の地域生活の支援体制の充実
②障害者の多様な就労ニーズに対する支援及び障害者雇用の質の向上の推進
③精神障害者の希望やニーズに応じた支援体制の整備
④難病患者及び小児慢性特定疾病児童等に対する適切な医療の充実及び療養生活支援の強化
⑤障害福祉サービス等、指定難病及び小児慢性特定疾についてのデータベースに関する規定の整備
など

・改正等の対象となる法律
①障害者総合支援法、精神保健福祉法
②障害者総合支援法、障害者雇用促進法
③精神保健福祉法
④難病法、児童福祉法
⑤障害者総合支援法、児童福祉法、難病法

2023 年(R. 5)　4 月　こども家庭庁発足

・内容：子どもの最善の利益を第一として、『こどもまんなか』のスローガンのもと、子どもの視点に立った政策を強力に進めていくことを目指した内閣府の外局の発足。

2023 年(R. 5)　5 月　「全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律」の公布

・内容：①出産育児一時金の支給額引き上げ
②産前産後期間における国民健康保険料等を免除
③後期高齢者医療における高齢者の保険料負担割合（高齢者負担率の設定方法）の見直し
④後期高齢者医療制度が出産育児一時金に係る費用の一部を支援する仕組みの導入

・改正等の対象となる法律
・①②国民健康保険法
・③④高齢者の医療の確保に関する法律

2023 年(R. 5)　6 月　「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律」の公布

・内容：マイナンバーカードと健康保険証の一体化及び資格確認書の仕組みの整備（健康保険証の廃止）

・改正等の対象となる法律
・国民健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律

社会保障制度が大きく変わり、継続して見直しがされている中で、地方自治体にあっては、地域の創意工夫を活かし、住民が住み慣れた地域において安心して自立した生活を送ることができる仕組みづくり、個性を活かした自治体独自の地域福祉の確立に向けた取り組みが求められている。

2023 年(R. 5)　6 月　「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」の公布

・内容：認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、認知症施策を総合的かつ計画的に進めることにより、共生社会の実現を推進する。

2023 年(R. 5)　6 月　「孤独・孤立対策推進法」の公布

・内容：国及び地方において総合的な孤独・孤立対策に関する施策を推進するため、その基本理念や国等の責務、施策の基本となる事項、国及び地方の推進体制等について定めるもの。

2023 年(R. 5)　12 月　「こども未来戦略」の策定

・内容：若い世代が希望通り結婚し、希望する誰もがこどもを持ち、安心して子育てできる社会、こどもたちが笑顔で暮らせる社会の実現を目指す。

①若者・子育て世代の所得を増やす

②社会全体の構造や意識を変える

③すべてのこどもと子育て世帯をライフステージに応じて切れ目なく支援していく

2024 年(R. 6)　4 月　「生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律」の公布

・内容：①早期発見・継続的な見守り機能の強化

②多様な相談者層への対応強化

③住まいの相談に対応できる体制の整備

④家賃の低廉な住宅への転居支援の創設

・改正等の対象となる法律

・生活困窮者自立支援法、生活保護法

2024 年(R. 6)　6 月　「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」の公布

・内容：①児童手当の拡充

②子ども・子育て支援金制度の創設

・改正等の対象となる法律

①　児童手当法

②　国民健康保険法・高齢者の医療の確保に関する法律

2024 年(R. 6)　6 月　「学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律」の公布

・内容：児童等に対して教育、保育等の役務を提供する事業を行う立場にある学校設置者等及び認定を受けた民間教育保育等事業者が教員等及び教育保育等従事者による児童対象性暴力等の防止等の措置を講じることを義務付けるもの。

2025 年(R. 7)　6 月　「手話に関する施策の推進に関する法律」の公布

・内容：①手話を必要とするこどもの手話の習得の支援

②学校における手話による教育等

③大学等における配慮　　など

2025 年(R. 7)　6 月　「改正労働施策総合推進法、男女雇用機会均等法、女性活躍推進法」の公布

・内容：①カスタマーハラスメントや求職者等に対するセクシュアルハラスメントを防止するため、雇用管理上必要な措置を講じることを事業主の義務化。

②従業員数 101 人以上の企業は、「男女間賃金差異」及び「女性管理職比率」の情報公表を義務化

2025 年(R. 7) 12 月　「高次脳機能障害者支援法」の公布

・内容：高次脳機能障害への理解を促進するとともに、高次脳機能障害者の自立及び社会参加のための生活全般にわたる支援を、どの地域でも、あらゆる段階（医療・リハビリ⇒生活支援⇒社会参加支援）で、切れ目なく受けられる社会を目指す。

2026 年(R. 8)　6 月　「民法等の一部を改正する法律」及び「民法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の公布

・内容：成年後見制度の見直し、遺言制度の見直し
・改正等の対象となる法律
　民法、任意後見契約に関する法律　など

2026 年(R. 8)　6 月　「社会福祉法等の一部を改正する法律」の公布

・内容：①地域の実情に応じた包括的な支援体制の拡充
　②福祉人材の安定的な確保および定着支援
　③支援基盤の強化等
・改正等の対象となる法律
　社会福祉法、介護保険法、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、児童福祉法、生活困窮者自立支援法、老人福祉法、社会福祉士法及び介護福祉士法、社会福祉士法及び介護福祉士法等の一部を改正する法律、生活保護法

決算の推移

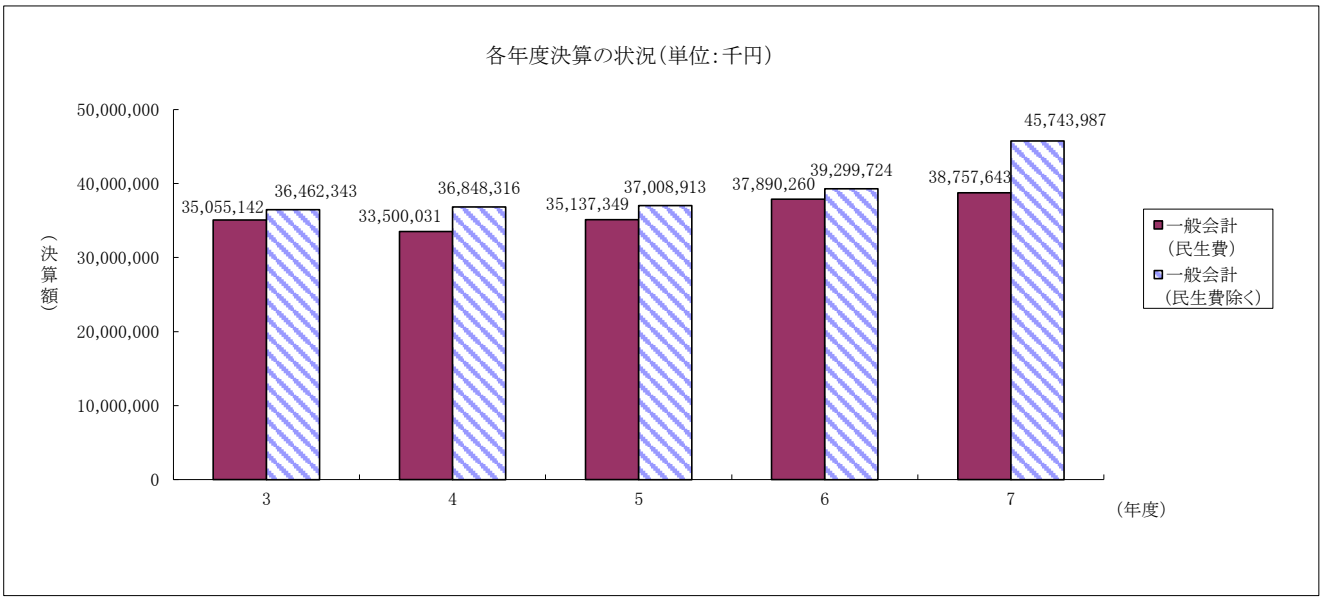

民生費内訳

単位:(千円)

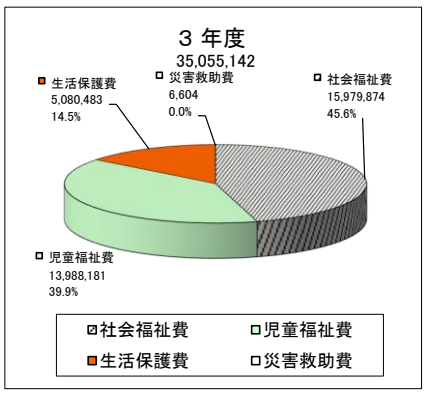

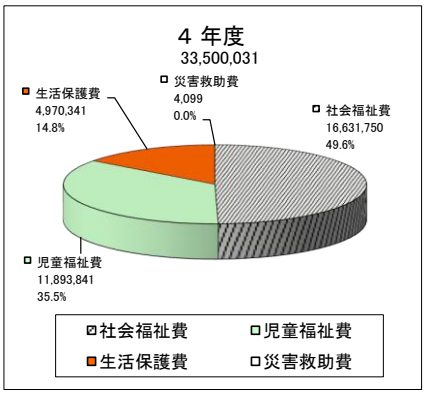

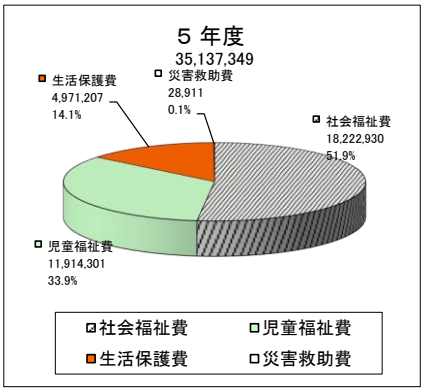

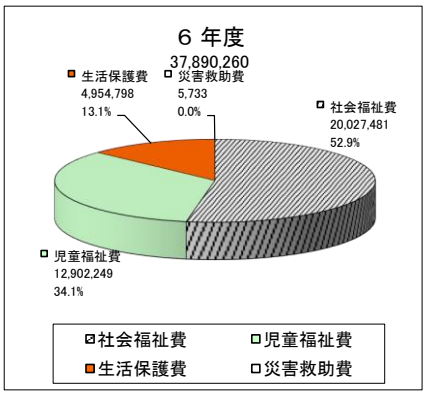

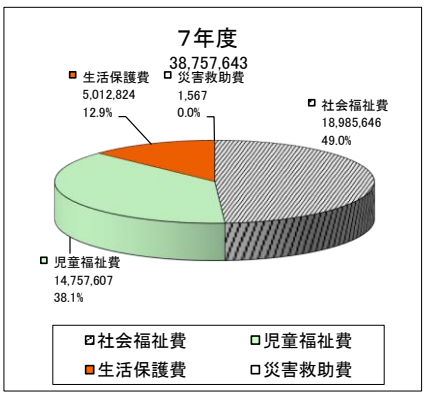

1. 障害福祉サービス
(1)新体系事業所

（令和８年７月現在）

事業所名	所在地	電話	介護給付							訓練等給付								地域相談支援給付		計画相談支援給付
			施設入所支援	居宅介護	重度訪問介護	行動援護	同行援護	生活介護	短期入所	就労移行	就労継続（A型）	就労継続（B型）	自立訓練（生活訓練）	共同生活援助	自立生活援助	就労定着支援	就労選択支援	地域移行支援	地域定着支援	
ホームヘルプセンターぼっぽひがしうじ	五ケ庄折坂5-149	32-7709		○	○															
ホームヘルプセンターぼっぽ	広野町大開72-1	48-4833		○	○															
介護の花たばケアセンター	五ケ庄一番割59-1 壱番館501	38-1651		○	○															
ケア・サービス青葉	小倉町山際1-14	39-7120		○	○		○													
たよりになる輪	五ケ庄平野12-15	38-1272		○	○		○													
ニチイケアセンター宇治	宇治壱番134-1 宇治荒川ビル1F	25-5632		○																
ニチイケアセンター宇治大久保	大久保町上ノ山４３-1 藤和ライブタウン宇治大久保	41-1781		○																
栄仁会 ホームヘルプセンターおうばく	五ケ庄戸ノ内7-25	33-1411		○																
ヘルプサポートすまいる	伊勢田町南山４９-2の1	20-4080		○	○	○	○													
居宅介護 わくわく	伊勢田町南遊田42-1	25-6363		○		○														
天ヶ瀬寮短期入所事業所	白川東山15	22-2000							○											
天ヶ瀬きぼうの家短期入所事業所	白川東山15	23-2000							○											
ショートステイ宇治作業所	五ケ庄二番割5-2	32-2024							○											
天ヶ瀬寮	白川東山15	22-2000	○					○												
天ヶ瀬きぼうの家	白川東山15	23-2000	○					○												
天ヶ瀬ワークスあすなろ	白川東山15	24-2011						○			○	○								
生活介護施設クローバー	宇治天神12-3	23-2129						○												
相談支援センターみつば	宇治天神12-3	23-2129																		○
デイセンター宇治作業所	五ケ庄二番割5-2	32-2024						○												
ワークセンター宇治作業所	五ケ庄二番割5-2	32-2024						○				○								
同胞の家	小倉町西山44-4	20-4080						○												
宇治川福祉の園	槇島町石橋13	25-7091						○												
志津川福祉の園	志津川西山15-2	20-9902						○				○								
栄仁会ワークネットきょうと	六地蔵奈良町56 ヤマムラビル1階	38-0111								○						○	○			
みっくすはあつ	小倉町老ノ木13-1 宇治小倉マンション221号	23-7920										○								
槇島福祉の園（ジョブサポートセンターマキシマ）	槇島町石橋13-6	20-8060										○								
洛南共同作業所	木幡南端53-7	31-5088										○								
グループホームあおば	宇治妙楽175-11	21-6678												○						
ぐるーぷほーむぴあ	五ケ庄三番割32-8	31-2500												○						
グループホームかさとり	西笠取辻出川東67-1	(075) 644-5082												○						
なかまの家	五ケ庄梅林７２－１６	66-4851												○						
宇治市障害者生活支援センター	五ケ庄二番割5-2	32-8441																○	○	○
宇治市聴覚障害者生活支援センター	五ケ庄二番割5-2	32-8441																○	○	○
宇治市福祉サービス公社障害者相談支援センター	宇治琵琶1-3	28-3111																		○
指定相談支援センターkokua（コクア）	伊勢田町南山49-2-1	20-4080																○	○	○

事業所名	所在地	電話	介護給付							訓練等給付								地域相談支援給付		計画相談支援給付
			施設入所支援	居宅介護	重度訪問介護	行動援護	同行援護	生活介護	短期入所	就労移行	就労継続（A型）	就労継続（B型）	自立訓練（生活訓練）	共同生活援助	自立生活援助	就労定着支援	就労選択支援	地域移行支援	地域定着支援	
栄仁会 相談支援事業所 おうばく	六地蔵奈良町56番地 ヤマムラビル2階C号	74-8900																○	○	○
まきしま てくてく	伊勢田町南遊田42-1	25-6360																	○	○
天ヶ瀬学園 相談支援事業所	白川東山15	23-2000																		○
天ヶ瀬寮 相談支援事業所	白川東山15	22-2000																○	○	○
相談支援事業所 つなぎ	五ケ庄平野12-43	31-4837																		○
子ども発達 さぽーとセンター あゆみ相談支援室	槇島町薗場14-8	24-1233																		○
イサク事業所 どうほうの家	伊勢田町毛語149-4	21-0139						○		○	○	○								
サポートセンター 五ヶ庄	木幡南端11	31-8773		○	○	○														○
サポートセンター 虹の家	六地蔵奈良町58-7	33-7766		○	○	○	○													
ケアセンター うさかめ	伊勢田町砂田144-2	23-3337		○	○	○	○													○
ヘルパーステーション 宇治東	五ケ庄二番割5-2	32-2024		○	○	○														
Ｅａｃｈ Ｏｔｈｅｒ	小倉町西浦99-35	66-4037										○								
宇治作業所のびのび	五ケ庄梅林72-8	66-4841						○												
ショートステイ のびのび	五ケ庄梅林72-8	66-4841							○											
ヘルパーステーション すずめ	大久保町井ノ尻22-14	48-1005		○	○															
あい工房	西笠取下荘川西25	(075) 585-7839										○								
グループホーム やましろ	槇島町大川原35-5 1棟	22-0677												○						
居宅介護事業所 レッドコメット	小倉町神楽田12-1 紫明館101号	66-6450		○	○	○														
ショートステイくるね	伊勢田町若林61-1	20-4080							○											
ショートステイ花	宇治米阪44	23-2129							○											
ほっとハウス	小倉町西山70-8	20-5409						○					○							
同胞の家ベテル事業所 グループホーム たいじゅ	伊勢田町若林61-1	20-0967												○						
グループホーム ぽかぽか	宇治米阪44	23-2129												○						
訪問介護事業所 そらまめ	小倉町南浦6-10	74-8851		○	○															
居宅介護事業所 レク	伊勢田町名木１丁目1-278	94-6670		○	○	○														
ゆめハウス	宇治若森30-2	23-5193									○	○								
ヘルパーステーション みやこ	五ヶ庄梅林44-8	74-8297		○	○															
ケアセンター フィット・宇治	木幡北畠24	31-1612		○	○															
松風	木幡南山80-11・12合地	74-8148		○	○															
雪風	木幡南山80-11・12合地	74-8148																		○
野風	木幡南山80-11・12合地	74-8148													○			○	○	
ＡＬＳＯＫ ライフサポート宇治ケア	莵道田中20-1	25-5700		○																
宇治憩の家事業所	小倉町新田島13-64	26-2734		○	○															
ヘルパーステーション スイート宇治	小倉町南堀池110-65	66-7430		○																
短期入所事業所 宇治小倉	宇治蔭山9-11	23-0250							○											
障害者就労移行支援事業所 さびゅいえ	宇治蔭山9-11	23-0320								○	○									
宇治小倉ホーム	宇治蔭山9-11	23-0250												○						

事業所名	所在地	電話	介護給付							訓練等給付								地域相談支援給付		計画相談支援給付
			施設入所支援	居宅介護	重度訪問介護	行動援護	同行援護	生活介護	短期入所	就労移行	就労継続（A型）	就労継続（B型）	自立訓練（生活訓練）	共同生活援助	自立生活援助	就労定着支援	就労選択支援	地域移行支援	地域定着支援	
障害者支援センター じゃすと	宇治蔭山9-11	23-0288																	○	○
スマイル大久保ベース	広野町茶屋裏8-5 シャーメゾンInoueⅡnd 1F	41-2588										○								
宝城メディカルサポート	小倉町南浦21-131	66-1069		○	○															
グループホームKOTO	五ヶ庄芝ノ東14-17	090-9625-6370												○						
相談支援事業所かえるぱんだ	大久保町井ノ尻39-3 中川ビル203 205号室	32-0556																		○
F∞Iスイート	広野町西裏27-25 サンヒルズハウス	39-8954										○								
笑空	伊勢田町砂田129-4	27-5843						○												
社会福祉法人同胞会Noa-cube	伊勢田町南山49-2-1	24-1092						○												
わたしの寝床	小倉町西山70-8	20-5409							○											
ショートステイ巨椋	伊勢田町南遊田42-1	25-6360							○											
ショートステイサンサン	木幡南端11	39-3506							○											
相談支援センターSUN	五ヶ庄梅林44-8	79-0133																		○
さくらんぼうの樹	小倉町神楽田1-3	20-1851										○								
ニチイケアセンター六地蔵	六地蔵奈良町6-4 ヴィラノール402	38-5001		○																
ひとりじゃないの	小倉町西山70-8	20-5409																		○
ヘルパーステーションレガーロ	小倉町山際4-35	34-4126		○																
ヘルパーステーション結び	伊勢田町毛語56-1 太田マンション2号室	34-5555		○	○															
新日本サービス	宇治野神65	24-6128		○	○															
相談支援事業所make	五ケ庄折坂21-120 松村化成ビル1階	32-3112																		○
医療法人栄仁会生活訓練いろは	六地蔵奈良町56番地ヤマムラビル1階B号、2階C号	74-8900											○							
レジリエンス	広野町一里山46-8	66-4548												○						
ケア21宇治	小倉町久保111-1 辻岩ビル新館4階東	21-8221		○	○															
ホームケア土屋 京滋	宇治壱番134-1 宇治荒川ビル4階	050-3138-6083		○	○															
ひなたぼっこ	木幡南端11	31-8773						○												
社会福祉法人同胞会グループホームおりぶ	伊勢田町毛語144-1	46-5650												○						
ヘルパーステーションもみじ	槇島町落合43-11	66-7805		○																
生活介護事業所 ラソ	伊勢田町名木1丁目1-278	94-6611						○												
就労継続支援A,B型多機能事業所パララック京都宇治	槇島町清水48 ベルファー宇治2階	25-6666									○	○								
就労継続支援B型事業所BEE！	小倉町西浦74-2 ステイシーⅠビル 3階	23-2810										○								
コクリエ・ワークス	五ケ庄新開14番地の63 コート黄檗T102	66-7874										○								
悠佳ホーム	木幡南端16番地4	46-8883							○					○						
スーパー・コート宇治大久保訪問介護事業所	大久保町北ノ山104-18 サンビーム大久保103号	41-1210		○	○															
訪問介護事業所kitto・care	五ケ庄二番割44番地5 ハイライフ二番割 BLD	31-1900		○	○	○														
まるケア	小倉町南浦18番地の10	94-6492		○	○															
居宅介護事業所ゆい	小倉町西浦33番地32号	66-1234		○	○															
相談支援事業所ゆい	小倉町西浦33番地33号	66-1234																		○
グループホームわおん宇治野神	宇治野神５０番地７２	090-3973-9100												○						

事業所名	所在地	電話	介護給付							訓練等給付								地域相談支援給付		計画相談支援給付
			施設入所支援	居宅介護	重度訪問介護	行動援護	同行援護	生活介護	短期入所	就労移行	就労継続（A型）	就労継続（B型）	自立訓練（生活訓練）	共同生活援助	自立生活援助	就労定着支援	就労選択支援	地域移行支援	地域定着支援	
つくりて工房	五ケ庄福角４４－２	74-8115									○									
福祉サービス事務所空	木幡須留５番地６０	26-5783												○						
就労継続支援Ｂ型じじむげ	五ケ庄平野８番地１	31-5811										○								
訪問介護ありがとう	伊勢田町中山５２ ラヴェイル京都２０２	66-6501		○	○															
リーフ	宇治天神１２番３	23-2129		○	○															
社会福祉法人同胞会グループホームＰｏｎｏ（ぽの）	小倉町西山４４－１	20-4040												○						
社会福祉法人同胞会クロス	小倉町西山４４－１	20-4040						○												
ヘルパーステーションおだんご	小倉町西山７０－７	34-1301		○	○	○														
訪問介護K-HOME	五ケ庄西川原21番地117	66-1725		○	○															
ヘルパーステーションスイート東宇治	五ケ庄３番割３１－１１	31-8328		○	○															
ヘルパーカンパニーことほぎ	小倉町南堀池６５－４１	090-3659 -5816		○	○															
社会福祉法人同胞会ショートステイPono プラス	小倉町西山４４－１	20-4040							○											
ケアサポートレジリエンスプラス	槇島町南落合76 グラフィーネ102	66-3858		○	○	○														
NOIE	木幡南山52番地36	66-2722												○						
ヘルパーステーションスイートeye	木幡中村２４ メゾントワ５０５号室	27-4507		○		○	○													
訪問介護ステーションきさと	木幡中村１５－６３	34-1712		○	○															
訪問介護空木幡店	木幡内畑３４－１１ ハイショップビル１０２号室	46-8663		○	○		○													
就労継続支援B型事業所エムテック	菟道西隼上り２３－５ カーブラザフジタビル2F	24-2414										○								
訪問介護空伊勢田店	羽拍子町76-19 ダイカイプラザ２－Ｄ	34-0418		○	○															
相談支援事業所空伊勢田店	羽拍子町76-19 ダイカイプラザ２－Ｄ	34-0418																		○
訪問介護事業所すずらん	大久保町北ノ山９０－２５	94-6693		○	○															
グループホーム翔	宇治蔭山８８番地の８	51-1636												○						
ファインケア宇治	菟道門前２７－１ サンベルナール２７１　２０３号	34-1140		○	○															
訪問介護　きくよ	宇治乙方４３	34-2710		○	○															
ちるるのおうち	広野町宮谷６９－４	090-6067 -8357							○											
LITALICOワークス宇治	宇治壱番134－１	25-6430								○						○				
訪問介護ルミエール	広野町西裏３１番地３ 広野ハイツ１０１	34-2177		○																
就労継続支援B型事業所matey	木幡北山畑２２番地３	34-4771										○								
ふるーてぃふるらいふ喜楽	木幡西浦34-4	33-7377										○								
コヘレト事業所	伊勢田町毛語１４４－１	20-4080						○				○								
ショートステイおりぶα	伊勢田町毛語１４４－１	20-0967							○											
訪問介護まごのて宇治	宇治戸ノ内38番地2 メゾン・コヤマテナント102号	85-0202		○	○	○														
居宅介護 Ritz	木幡御蔵山39-1007	26-4406		○	○	○														
ネクスト・ワーク	広野町西裏100-23	39-3554										○								
ケリー宇治	宇治里尻82番地の３	34-7733		○	○															
ヘルパーステーションみやこ宇治	宇治蔭山５９－５０	79-0872		○	○															

事業所名	所在地	電話	介護給付							訓練等給付								地域相談支援給付		計画相談支援給付
			施設入所支援	居宅介護	重度訪問介護	行動援護	同行援護	生活介護	短期入所	就労移行	就労継続（A型）	就労継続（B型）	自立訓練（生活訓練）	共同生活援助	自立生活援助	就労定着支援	就労選択支援	地域移行支援	地域定着支援	
訪問介護ステーションナービス宇治	莵道田中20-1	25-5700		○																
訪問介護まごのて大久保	大久保町南ノ口64番地9 カミノビル101号室	39-3877		○	○	○	○													
Healing Space さつき（宇治）	五ケ庄西川原21-119	26-6864										○								
四季の家『初夏』グループホーム	羽拍子町４７－１１	46-8051												○						
グループホームホワイティー	伊勢田町中山37-14	26-8809												○						
相談支援事務所レジリエンス	槇島町南落合76 グラフィーネ槇島102	66-4548																		○
ポジティブ介護あんそん	広野町桐生谷96-5 コーポ桐生201	090-1024-3441		○	○															
フィールアットホーム	小倉町南浦21番地94	39-3995												○						
訪問介護事業所京都苑	伊勢田町中山15-18 ソーム中山205号室	075-335-9770		○		○	○													
訪問介護まごのて城南	神明宮西37番地24	81-1115		○	○	○	○													
ヘルパーステーション大和	小倉町西浦47番地２	34-2232		○	○	○	○													
訪問介護ステーションウォーム宇治	槇島町落合90-2 エバーグリーン宇治弐番館103	34-1144		○	○															
訪問介護そるち宇治	木幡御蔵山39-532	79-0827		○	○	○														
とい	槇島町十八26番地	080-9596-3903										○								
就労継続支援Ｂ型てくてくワークス	小倉町南浦71-11	080-8333-0922										○								
コクリエ・ベース	木幡正中7	66-7874										○								
NOIE	五ケ庄寺界道28番地8号	66-1113												○						
訪問介護まある	小倉町新田島7-9	66-3915		○	○	○														
訪問介護一休京都宇治	広野町桐生谷25番20号 ワイズビレッジ102号室	34-7071		○																
社会福祉法人 同胞会ショートステイたいじゅプラス	伊勢田町若林61-1	20-6760							○											
相談支援ルミエール	広野町西裏31番地3 広野ハイツ101	34-2177																		○
レジリエンスベース	槇島町南落合76番地 グラフィーネ槇島１F	34-7508						○					○							
訪問介護 SOAR	五ケ庄梅林59 ハイネス幸B棟102	34-6555		○																
就労継続支援B型事業所 Tanwa	小倉町山際16-23	34-4066										○								
就労継続支援Ｂ型 calm peace	木幡西浦34-4	080-4820-2243										○								
相談支援事業所スイート eye	木幡中村２４ メゾントワ５０５号室	27-4507																		○
ヘルパーステーションケアプレス宇治	槇島町南落合73-2	34-1343		○	○															

(2)地域生活支援事業

・相談支援事業

事業所名	住所	電話
宇治市障害者生活支援センター「そら」	五ケ庄二番割5-2	32-8441
相談支援センター kokua	伊勢田町毛語144番地の１	21-0590

・移動支援事業

事業所名	所在地	電話	サービス提供対象者						
			車いす常用者	知的障害者	精神障害者	車いす常用児	知的障害児	精神障害児	グループ支援
たよりになる輪	五ケ庄平野12-15	38-1272	○	○	○	○	○	○	○
介護の花たばケアセンター	五ケ庄一番割59-1 壱番館501号	38-1651	○	○	○	○	○	○	
（福）同胞会ヘルプサポート すまいる	伊勢田町南山49-2-1	20-4080		○	○		○	○	
ケア・サービス青葉	小倉町山際1-14	39-7120	○				○		
財団法人 宇治市福祉サービス公社ホームヘルプセンターぽっぽひがしうじ	五ケ庄折坂5-149	32-7709	○	○		○	○		
財団法人 宇治市福祉サービス公社ホームヘルプセンターぽっぽ	広野町大開72-1	48-4833	○	○		○	○		
居宅介護 わくわく	伊勢田町南遊田42-1	25-6363	○	○	○				
サポートセンター五ヶ庄	木幡南端11	31-8773	○	○		○	○		○
サポートセンター虹の家	六地蔵奈良町58-7	33-7766	○	○	○	○	○	○	○
支援センター 五葉	槇島町吹前49-3	21-0128	○	○		○	○		○
ケアセンターうさかめ	伊勢田町砂田１４４番地の２	23-3337	○	○	○	○	○	○	
居宅介護事業所レッドコメット	小倉町神楽田12-1 紫明館101号	66-6450	○	○	○	○	○	○	
居宅介護事業所レクス	小倉町南堀池55-5	94-6670	○	○	○	○	○	○	
訪問介護事業所そらまめ	小倉町南浦6-10	74-8851	○	○	○	○	○	○	○
ヘルパーステーションみやこ	五ヶ庄梅林44-8	74-8297	○	○	○	○	○	○	
松風	木幡南山80-11・12合地	74-8148	○	○	○	○	○	○	
サポートステーションピース	五ケ庄北ノ庄30-3	84-6401	○	○		○	○	○	○
宝城メディカルサポート	小倉町南浦21-131	66-1069	○	○	○	○	○	○	
ヘルパーステーション宇治東	五ヶ庄二番割5-2	32-2024	○	○	○	○	○	○	○
ケア21宇治	小倉町久保111-1 辻岩ビル新館4階東	21-8221	○	○	○	○	○	○	
ヘルパーステーション結び	伊勢田町毛語56-1 太田マンション2号室	34-5555	○	○	○	○	○	○	
居宅介護事業所ゆい	小倉町蓮池１番地５	66-1234	○	○	○	○	○	○	
訪問介護ありがとう	伊勢田町中山５２ ラヴェイル京都２０２	66-6501	○	○	○	○	○	○	
訪問介護 きくよ	宇治乙方４３	34-2710	○	○	○	○	○	○	
訪問介護事業所すずらん	宇治蔭山２７番地１ アベニュー中路１０５号室	94-6693	○	○	○	○	○	○	
ヘルパーステーションスイート eye	木幡中村２４ メゾントワ５０５号室	27-4507	○	○	○	○	○	○	○
訪問介護 空木幡店	木幡内畑３４－１１ ハイショップビル１０２号室	46-8663	○	○	○	○	○	○	
訪問介護事業所kitto・care	五ケ庄二番割４４番地５	31-1900	○	○	○	○			
訪問介護 K-HOME	五ケ庄西川原２１番地１１７	66-1725	○	○	○	○	○	○	
ファインケア宇治	菟道門前２７－１ サンベルナール２７１　２０３号	34-1140	○						
ケアサポートレジリエンスプラス	大久保町久保２３－１６－１０１号	66-3858			○	○	○	○	
ライフサポートセンターピクシス	大久保町旦椋１３番地８ さつきマンション３号室	34-2310	○	○	○	○	○	○	
宇治憩の家事業所	小倉町新田島１３番地６４	26-2734	○	○	○	○	○	○	

事業所名	所在地	電話	サービス提供対象者						
			車いす常用者	知的障害者	精神障害者	車いす常用児	知的障害児	精神障害児	グループ支援
ヘルパーステーション おだんご	小倉町西山７０－７	34-1301	○	○	○	○	○	○	
訪問介護 空伊勢田店	羽拍子町76-19 ダイカイプラザ２－Ｄ	34-0148	○	○	○	○	○	○	
ヘルパーステーション みやこ宇治	宇治蔭山５９番地５０	79-0872	○	○	○	○	○	○	
訪問介護 まごのて大久保	大久保町南ノ口６４番地９　カミノビル１０１号室	39-3877	○	○	○	○	○	○	
訪問介護事業所 京都苑	伊勢田町中山１５番地の１８ ソーム中山２０５号室	090-5967-2629	○	○	○	○	○	○	
訪問介護まごのて城南	神明宮西３７番地の２４	075-280-0015	○	○	○	○	○	○	
ポジティブ介護 あんそん	広野町桐生谷９６番地の５ コーポ桐生２０１	070-7629-1000		○	○		○	○	
ヘルパーステーション 大和	小倉町西浦４７番地の２	34-2232	○	○	○	○	○	○	
訪問介護 まごのて東宇治	木幡御蔵山３９番地の５３２	79-0827	○	○	○	○	○	○	

・日中一時支援事業

事業所名	所在地	電話	サービス提供対象者				
			障害者		障害児		
			知的	精神	身体	知的	精神
日中一時支援 宇治作業所	五ケ庄二番割5-2	32-2024	○	○	○	○	○
日中一時支援 クローバー	宇治天神12-3	23-2129	○				
（福）同胞会 日中一時支援 ほ～む	伊勢田町若林61-1	20-4016	○	○	○	○	○
天ヶ瀬学園入所部 短期入所事業所	白川東山15	23-2000	○				
天ヶ瀬寮短期入所事業所	白川東山15	22-2000			○		
サポートセンター五ヶ庄	木幡南端11	31-8773	○		○	○	○
サポートセンター虹の家	六地蔵奈良町58-7	33-7766	○	○	○	○	○
日中一時支援 のびのび	五ケ庄梅林72-8	66-4841	○				
デイセンター うさかめ	小倉町南浦18-11	23-3337	○	○	○	○	○
居宅介護支援事業所 レッドコメット	小倉町神楽田12-1 紫明館101号	66-6450	○	○	○	○	○
支援センター　五葉	槇島町吹前49-3	21-0128	○		○	○	
株式会社　for one 笑空	伊勢田町砂田129-4	27-5843	○			○	
日中一時支援事業所 だちょう倶楽部	菟道門前9-1　小林事務所2F	66-6954	○	○	応相談	○	○
ショートステイ巨椋	伊勢田町南遊田42-1	25-6360	○	○			
わたしの寝床	小倉町西山70-8	20-5409		○			
ぐぅちょきぱぁ	大久保町上ノ山４３番地の６	090-1291-3340			○	○	○
レジリエンスベース	槇島町南落合73-2	34-7508	○	○	○		

・地域活動支援センター

事業所名	所在地	電話
地域活動支援センター むすび	五ケ庄平野45-1	32-0440
とうがらしハウス	小倉町西浦52-28	23-3615
宇治市社会福祉協議会	宇治琵琶45 宇治市総合福祉会館	22-5650

2. 児童福祉・母子福祉

(1)児童館

施設名	所在地	電話	設置主体	定員	開所年月	備考
宇治市善法青少年センター	宇治善法110-1	39-9278	宇治市	－	S60.6	
宇治市河原青少年センター	木幡河原5-5	39-9279		－	S62.10	
のぼり児童館	木幡赤塚15-1	33-8375	社会福祉法人 あけぼの会	－	H8.4	

(2)地域子育て支援拠点

施設名	所在地	電話	設置主体	定員	開所年月	備考
げんきひろば	宇治里尻5-9 ゆめりあ うじ3階	39-9309	社会福祉法人 宇治福祉園	－	H15.4	ＪＲ宇治駅前 市民交流プラザ内
東部地域子育て支援センター	五ケ庄二番割5-5	32-5580	社会福祉法人 春秋福祉会	－	H16.5	なかよし保育園・ 分園「あいあい」内
西部地域子育て支援センター	小倉町西畑13	39-9209	宇治市	－	H10.10	小倉双葉園保育所内
南部地域子育て支援センター	大久保町旦椋72-2	44-3692	社会福祉法人 同胞会	－	H13.5	同胞こども園内
北部地域子育て支援センター	六地蔵奈良町74-1　パデシオン六地蔵フォレストタワー1階	31-2113	社会福祉法人 あけぼの会	－	H17.5	
りぼん	広野町西裏100	44-2112	NPO法人 子育てを楽しむ会	－	H20.11	平和堂100BAN店 2階
ぶんきょうにこにこルーム	槇島町千足80	25-2525	NPO法人 まきしま絆の会	－	H24.4	京都文教学園宇治キャンパス月照館1階
ひあにしおぐら	小倉町南浦18-92	51-2084	NPO法人 働きたいおんなたちのネットワーク	－	H28.9	
toridori（トリドリ）	莵道平町28-1	31-2430	NPO法人 働きたいおんなたちのネットワーク	－	H30.10	アル・プラザ宇治東 2階
ぽけっと	伊勢田町ウトロ1-6※ 伊勢田町浮面31-35	070- 1764-5463	NPO法人 子育てを楽しむ会	－	R1.10	※伊勢田こども園 ホール

(3)病児保育

施設名	所在地	電話	設置主体	定員	開所年月	備考
浅妻医院パピールーム	伊勢田町名木一丁目1-235	45-2876	医療法人 浅妻医院	6	H14.11	
宇治徳洲会病院ひまわりルーム	槇島町石橋145	25-5887	医療法人 徳洲会	9	H27.7	

(4)放課後児童健全育成事業(学童保育)

施設名	所在地	電話	設置主体	定員	開所年月	備考
南浦クラブ	小倉町南浦62-57	23-5882	社会福祉法人 黎明会	30	H10.4	
のぼりクラブ	木幡赤塚15-1	33-8375	社会福祉法人 あけぼの会	200	H27.4	
みんなのきクラブ	莵道荒槇37	23-3224	社会福祉法人 宇治福祉園	40	H28.4	
コパンキッズアフタースクール	宇治弐番88-7	20-1991	株式会社 コパン	60	R1.7	

(5)その他

施設名	所在地	電話	設置主体	定員	開所年月	備考
宇治市ファミリー・サポート・センター	宇治里尻5-9 ゆめりあ うじ3階	39-9309	社会福祉法人 宇治福祉園	－	H13.4	ＪＲ宇治駅前 市民交流プラザ内

3. 高齢者福祉

(1)養護老人ホーム

施設名	所在地	電話	設置主体	定員	開所年月	備考
宇治明星園養護老人ホーム	莵道岡谷16-3	23-6923	社会福祉法人 宇治明星園	50	S50.2	

(2)特別養護老人ホーム

（令和8年7月1日現在）

施設名	所在地	電話	設置主体	定員	開所年月	備考
宇治明星園特別養護老人ホーム	莵道岡谷16-3	23-6922	社会福祉法人 宇治明星園	60	H12.4	
宇治明星園白川特別養護老人ホーム	白川鍋倉山22-10	21-6055		50	H12.4	
伊勢田明星園小規模特別養護老人ホーム	伊勢田町若林41、42	41-1300		29	H25.3	
笠取ふれあい福祉センター特別養護老人ホーム	西笠取下荘川西7-2	（075） 573-2002	社会福祉法人 あじろぎ会	60	H26.11	
特別養護老人ホーム桃花苑	神明石塚39-62	23-8839	社会福祉法人 長安会	50	H12.4	
特別養護老人ホームヴィラ鳳凰	宇治里尻36-35	25-2577	社会福祉法人 京都悠仁福祉会	80	H19.4	
特別養護老人ホーム宇治さわらび園	槇島町郡50-1	21-6603	社会福祉法人 一竹会	50	H12.4	
特別養護老人ホーム天ヶ瀬苑	白川東山15	23-0030	社会福祉法人 不動園	50	H12.4	
特別養護老人ホームまごころ園	莵道藪里11-3	28-5737	社会福祉法人 マイクロ福祉会	90	H24.12	
特別養護老人ホーム宇治愛の郷	槇島町石橋151-1	21-0005	社会福祉法人 京都愛心会	90	H27.4	

(3)有料老人ホーム

施設名	所在地	電話	設置主体	定員	開所年月	備考
京都ゆうゆうの里	白川鍋倉山14-1	28-1001	(一財)日本老人福祉財団	520	H9.10	
スーパー・コート宇治大久保	大久保町北ノ山77-5	41-1165	株式会社スーパー・コート	58	H24.9	
ニチイケアセンター宇治春日の森	小倉町春日森45	28-5657	株式会社ニチイ学館	54	H26.3	
あいらの杜宇治五ヶ庄	五ヶ庄戸ノ内１９－１	66-6021	株式会社はれコーポレーション	51	H27.10	
サンシャインコート宇治	羽拍子町８０－１	43-7451	株式会社ジェイエルパートナーズ	40	H24.5	
ユアサイド宇治槇島	槇島町南落合７２－４	34-1343	株式会社ケアプレス	40	R5.11	

(4)サービス付き高齢者向け住宅

施設名	所在地	電話	設置主体	定員	開所年月	備考
やよい館宇治	莵道平町16番1	22-7586	医療法人弥生会	27	H26.4	
きさと苑こはた館	木幡中村37番地7	32-1457	医療法人こう内科クリニック	70	H27.6	
サービス付き高齢者向け住宅シニアライフ宇治	五ヶ庄芝ノ東６１番地	75-2082	株式会社カインドライフ	27	H28.12	
スーパー・コートプレミアム宇治	大久保町北ノ山７５	－	株式会社スーパー・コート	72	H29.3	
ハーモニー東風館	木幡金草原14番地4号	31-3535	社会福祉法人くらしのハーモニー	46	H29.2	
カーサデルクオーレ宇治	木幡北畠24番地	31-1611	株式会社ハートケア	51	H29.11	
アンジェス宇治木幡	五ケ庄西田１－１	32-7771	株式会社T.S.I	31	H30.9	
ココファン宇治駅前	宇治戸ノ内27-1	20-0265	株式会社学研ココファン	59	R3.7	
カーサデルクオーレ宇治大久保	広野町西裏59	45-1171	株式会社ハートケア	31	R3.9	
医療法人徳洲会サービス付き高齢者向け住宅巨椋の郷	槇島町一ノ坪26-3	85-0035	医療法人徳洲会	90	R5.11	
カーサデルクオーレ宇治五ケ庄	五ケ庄一番割４６－２、４７等	(06)6948-8107	株式会社ハートケア	38	R6.12	

(5)軽費老人ホーム

施設名	所在地	電話	設置主体	定員	開所年月	備考
宇治明星園白川ケアハウスあさぎり	白川鍋倉山22-10	21-6623	社会福祉法人宇治明星園	50	H9.4	
ケアハウスさわらび園	槇島町郡50-1	21-6603	社会福祉法人一竹会	30	H11.8	
笠取ふれあい福祉センターケアハウス	西笠取下荘川西7-2	(075)573-2002	社会福祉法人あじろぎ会	30	H13.4	H26.11法人事業承継
ケアハウスやまぶき	宇治里尻36-35	25-2577	社会福祉法人京都悠仁福祉会	30	H19.4	

(6)デイサービスセンター(通所介護)

(令和8年7月1日現在)

施設名	所在地	電話	設置主体	定員	開所年月	備考
デイサービス花咲里	伊勢田町毛語76-1	48-1541	有限会社ガレージファクト	30	H17.4	
デイサービスみやび	宇治戸ノ内56	25-5350	有限会社 ウイズ	25	H15.1	
デイサービスセンターハーモニーこはた	木幡金草原43	33-8270	社会福祉法人くらしのハーモニー	30	H12.4	
デイサービスセンターヴィラ鳳凰	宇治里尻36-35	25-2577	社会福祉法人京都悠仁福祉会	40	H19.4	
デイサービスセンターさわらび園	槇島町郡50-1	21-6603	社会福祉法人一竹会	35	H12.4	
デイサービスまごごろ大久保	広野町東裏108-4	41-2275	マイクロ株式会社	25	H19.5	
ひかり倶楽部	広野町桐生谷46-1	41-4567	株式会社新日本建機	14	H13.9	
デイサービスセンター菩提樹	莵道平町17	20-2312	医療法人弥生会	20	H16.11	
宇治市小倉デイサービスセンター	小倉町西畑1-4小倉小学校内	21-6294	社会福祉法人宇治明星園	25	H12.4	
宇治明星園白川デイサービスセンター	白川鍋倉山22-10	21-7565		20	H12.4	
デイサービスセンターナービス宇治	莵道田中20-1	25-5711	ALSOKジョイライフ株式会社	34	R7.4	
(一財)宇治市福祉サービス公社広野デイサービスセンター	広野町大開72-1	48-4353	一般財団法人宇治市福祉サービス公社	23	H12.4	
(一財)宇治市福祉サービス公社西小倉デイサービスセンター	小倉町山際63-1	22-3207		25	H12.4	
(一財)宇治市福祉サービス公社東宇治デイサービスセンター	五ケ庄折坂5-149	38-2332		25	H12.4	
笠取ふれあい福祉センターデイサービスセンター	西笠取下荘川西7-2	(075)573-2002	社会福祉法人あじろぎ会	35	H26.11	
平盛デイサービスセンター	大久保町平盛91-3	45-2940	社会福祉法人不動園	30	H12.4	

施設名	所在地	電話	設置主体	定員	開所年月	備考
洛和デイセンター宇治	宇治山本25-2	28-3344	社会福祉法人 洛和福祉会	37	H16.10	
デイサービスセンターわっはっは神明	神明石塚25-21	24-1088	株式会社 オールウェーズ	15	H22.4	
あすみるデイサービス小倉	小倉町蓮池175-23	21-2414	秋亜株式会社	(要支援/要介護) 各10	H22.1	
みむろどデイサービス	菟道藪里41 コスモウイング宇治101号	21-1112	株式会社 KOHRIN	25（内　総合事業１０	H24.10	
みどり機能訓練デイサービスセンター	槇島町南落合56-1	26-2447	株式会社 ミトラ	1単位15	H25.4	
デイサービス「コスモス苑」	伊勢田町浮面28-8	43-8811	特定非営利活動法人 南京都福祉センター	20	H25.2	
デイサービスセンター リエゾン宇治おおくぼ	大久保町山ノ内55-2	29-9039	医療法人 啓信会	15	H25.8	
デイサービスセンターきさと	木幡中村37-7	38-2870	医療法人 こう内科クリニック	35	H27.6	
機能訓練型デイサービス　喜楽縁	神明宮北22-18 北川ビル１階	51-0149	株式会社 喜楽縁	13	H28.7	
ツクイ宇治神明デイサービスセンター	神明宮東10	25-5253	株式会社 ツクイ	35	H28.9	
レッツ倶楽部べっぷ神明	神明宮東14-1	25-8088	株式会社 MedRevolution	40	R6.10	
iホットデイサービスセンター	神明宮北31-1	77-8094	株式会社あおい	19	R5.10	
ロイヤルひらおだい通所介護事業所	平尾台一丁目24-1	39-7222	株式会社 ロイヤル住建	30	R3.12	
NEXTみらい	木幡正中46-17	27-7555	株式会社 KOHRIN	30	R4.3	
（一財）宇治市福祉サービス公社 リハビリデイサービスぽっぽ中宇治	宇治琵琶1-3	28−3150	一般財団法人 宇治市福祉サービス公社	15	R4.4	
デイサービスいこい	大久保町旦椋80-8 TS レジデンス宇治1-A	39-3177	特定非営利活動法人 ウィングス	20	R5.4	
ミライム	宇治戸ノ内56-7	39-3111	有限会社　ウイズ	19	R5.6	
医療法人徳洲会 デイサービスセンター巨椋の郷	槇島町一ノ坪26-3	94-6557	医療法人徳洲会	50	R5.11	

(7)認知症対応型通所介護

（令和8年7月1日現在）

施設名	所在地	電話	設置主体	定員	開所年月	備考
（一財）宇治市福祉サービス公社 小倉デイサービスセンター西	小倉町山際63-1	22-3207	一般財団法人宇治市福祉サービス公社	10	H12.4	
メイプルリーフ槇島	槇島町本屋敷10-2	26-2885	株式会社 ケアトラスト	12	H22.12	
メイプルリーフ金草原	木幡金草原6-1	38-0611		12	H20.3	
メイプルリーフ名木	伊勢田町南山4-1	43-5775		12	H19.7	
伝書鳩デイサービス	広野町丸山29-2	41-3490	特定非営利活動法人 伝書鳩	12	H23.10	
デイサービスセンターくりくま	広野町寺山47-4	66-3741	株式会社 くりくま	24	H24.6	
オレンジデイサービスセンターヴィラ鳳凰	宇治里尻36-35	25-1120	社会福祉法人 京都悠仁福祉会	12	H30.4	
おりつみおおわだの郷	五ケ庄折坂55-1	38-2710	社会福祉法人 柏樹会	12	R7.1	

(8)デイホーム

施設名	所在地	電話	設置主体	定員	開所年月	備考
宇治市小倉デイホーム	小倉町西畑1-4	21-6294	宇治市	−	H7.4	
宇治市平盛デイホーム	大久保町平盛91-3	45-2940		−	H8.4	

(9)グループホーム(認知症対応型共同生活介護)

（令和8年7月1日現在）

施設名	所在地	電話	設置主体	定員	開所年月	備考
グループホームまごころ西宇治	伊勢田町中山45-1	41-1101	マイクロ株式会社	18	H22.10	
グループホームまごころ大久保	広野町宮谷69-1	41-2224		18	H20.1	
グループホームメイプルリーフ宇治	槇島町本屋敷10-1	28-6262	株式会社 ケアトラスト	24	H14.6	
グループホームメイプルリーフ	木幡南山74-7	32-5053		6	H12.4	
グループホームナイスライフいせだ	伊勢田町毛語27-1	48-3331	社会福祉法人 宇治明星園	9	H13.7	
グループホームなごみの里伊勢田	伊勢田町毛語45	41-5355		6	H13.10	
グループホームニングルの森木幡	木幡中村29-2	38-0200	ヤマト株式会社	18	H23.3	
グループホームニングルの森平尾	平尾台一丁目3-8	33-1882		9	H12.4	
グループホームやまぶきの郷	菟道段ノ上20-1	22-1501	社会福祉法人 柏樹会	18	R6.4	R6.4 法人事業承継
グループホームおおわだの郷	五ケ庄折坂55-1	38-2715		18	R6.4	R6.4 法人事業承継
洛和グループホーム宇治	宇治山本25-2	28-3340	社会福祉法人 洛和福祉会	18	H16.10	
宇治やすらぎの家	宇治戸ノ内22-6	20-6300	社会福祉法人 不動園	18	H23.3	
グループホーム鳳凰槇島	槇島町大川原35-5	25-2050	社会福祉法人 京都悠仁福祉会	18	H26.6	
グループホームヴィラ鳳凰	宇治里尻36-35	25-1130		18	H30.4	
ハーモニーやまはた	木幡北山畑23-1	38-2810	社会福祉法人 くらしのハーモニー	18	H26.12	

施設名	所在地	電話	設置主体	定員	開所年月	備考
グループホームリエゾン宇治おおくぼ	大久保町山ノ内55-2	29-9023	医療法人 啓信会	18	H28.10	
ニチイケアセンター三室戸	莵道籔里37	25-5754	株式会社 ニチイ学館	18	H30.9	
グループホームすみれ	神明石塚25-21	34-2128	株式会社 オールウェーズ	9	H30.10	
グループホームおりーぶ	神明宮北22-38	34-2460		8	R3.5	
宇治グループホームそよ風	広野町西裏42-5	48-2010	株式会社SOYOKAZE	18	R3.10	
そうごうケアホーム六地蔵	木幡赤塚24-6	39-3016	総合ケア　株式会社	18	R7.4	
あすみるグループホーム	小倉町蓮池175-23	21-2020	秋亜　株式会社	9	R8.4	
フェラーレンテラス宇治五ヶ庄	五ケ庄一番割51-2	34-3560	株式会社 ハートケア	18	R8.5	

(10)地域包括支援センター

施設名	所在地	電話	設置主体	定員	開所年月	備考
東宇治北地域包括支援センター	木幡金草原43	33-8270	宇　治　市	－	H18.4	
東宇治南地域包括支援センター	五ケ庄折坂5-149	38-1250		－	H18.4	
南部・三室戸地域包括支援センター	莵道岡谷16-3	23-6115		－	R2.4	
中宇治地域包括支援センター	宇治琵琶1-3	28-3180		－	H18.4	
槇島地域包括支援センター	槇島町郡50-1	21-6605		－	R2.4	
北宇治地域包括支援センター	小倉町西畑1-4	21-8123		－	H18.4	
西宇治地域包括支援センター	小倉町山際63-1	28-6180		－	H18.4	
南宇治地域包括支援センター	大久保町平盛91-3	45-1544		－	H18.4	

(11)地域福祉センター

施設名	所在地	電話	設置主体	定員	開所年月	備考
宇治市木幡地域福祉センター	木幡東中47-4	39-9225	宇　治　市	－	H5.4	
宇治市開地域福祉センター	開町44-13	39-9238		－	H6.4	
宇治市西小倉地域福祉センター	小倉町山際63-1	22-3084		－	H9.6	
宇治市東宇治地域福祉センター	五ケ庄折坂5-149	38-2331		－	H10.4	
宇治市広野地域福祉センター	広野町大開72-1	48-4351		－	H12.4	
宇治市槇島地域福祉センター	槇島町石橋13	23-0114		－	H15.5	

(12)居宅介護支援事業所

（令和8年7月1日現在）

施設名	所在地	電話	設置主体	定員	開所年月	備考
ケアプランセンターライヴ	六地蔵町並39	38-1211	医療法人社団 神野医院	－	H18.2	
介護支援センターくらしのハーモニー	木幡金草原43	33-8270	社会福祉法人 くらしのハーモニー	－	H12.4	
ケアプランセンターフィット・宇治	木幡北畠24	31-1612	株式会社 ハートケア	－	H29.11	
ケアーセンター　しらいと	木幡正中57-4 サンシティ正中１０１	79-3203	株式会社 やすらぎ	－	R6.4	
ニングルの森平尾	平尾台一丁目3-8	33-1882	ヤマト株式会社	－	H12.4	
(医)相幸会ケアプランセンター頼政道	平尾台四丁目3-3	31-1072	医療法人 相幸会	－	H30.2	
居宅介護支援事業所きさと	木幡中村15-63	34-1712	医療法人 こう内科クリニック	－	H27.6	
(一財)宇治市福祉サービス公社 東宇治	五ケ庄折坂5-149	38-2346	一般財団法人 宇治市福祉サービス公社	－	H12.4	
宇治病院ケアプランセンター	五ケ庄芝ノ東28-3	33-1405	社会福祉法人 あじろぎ会	－	H26.11	
医療法人栄仁会ケアプランセンターおうばく	五ケ庄戸ノ内7-25	33-1417	医療法人 栄仁会	－	H12.4	
宇治明星園介護サービスセンター	菟道岡谷16-3	23-7880	社会福祉法人 宇治明星園	－	H12.4	
ケアプランセンター　ナービス宇治	菟道田中20-1	25-5701	ALSOKジョイライフ 株式会社	－	R7.4	
ワンサポート京都	菟道只川32-3	39-3572	株式会社 ワンサポート	－	R8.3	
ケアプランこむぎ	明星町二丁目6-141	66-3469	合同会社 こむぎケア	－	R7.5	
ニチイケアセンター宇治	宇治壱番134-1 宇治荒川ビル1F	25-5632	株式会社 ニチイ学館	－	H12.4	
医療法人社団服部医院	宇治壱番68	22-1111	医療法人社団 服部医院	－	H14.4	
ヴィラ鳳凰居宅介護支援事業所	宇治里尻36-35	25-2675	社会福祉法人 京都悠仁福祉会	－	H19.4	
ケアプランセンターレイズ宇治	宇治戸ノ内39-6	39-3901	株式会社　イゼン	－	R7.4	
新日本ケアサービス	宇治野神65	24-7858	株式会社 新日本建機	－	H13.1	
居宅介護支援事業所宇治	宇治山本25-2	28-3343	社会福祉法人 洛和福祉会	－	H16.10	
(一財)宇治市福祉サービス公社 中宇治	宇治琵琶1-3	28-3170	一般財団法人 宇治市福祉サービス公社	－	H26.4	
はるの花ケアプランセンター	宇治又振13-1 ロイヤル宇治105	21-6002	合同会社 はるの花	－	H29.12	
天ヶ瀬苑居宅介護支援事業所	宇治妙楽175-11 宇治橋ふれあい館2F	25-7600	社会福祉法人 不動園	－	H12.4	
ケアプランセンター　さくら	神明宮西37-33 古川ビル2階	25-3900	株式会社　喜楽縁	－	R5.4	
(一財)宇治市福祉サービス公社 広野	広野町大開72-1	48-4355	一般財団法人 宇治市福祉サービス公社	－	H13.4	
伝書鳩居宅介護支援事業所	広野町丸山29-2	44-4040	特定非営利活動法人 伝書鳩	－	H25.12	
宇治徳洲会介護センター	槇島町石橋６３	25-2908	医療法人 徳洲会	－	H12.4	
みんなのケアマネステーション槇島	槇島町落合126-3 ブルネード・マキシマ102号	34-2900	株式会社　真	－	R6.9	
宇治さわらび園居宅介護支援事業所	槇島町郡50-1	21-6247	社会福祉法人 一竹会	－	H12.4	
居宅介護支援　メイプルリーフ	槇島町本屋敷10-2	28-5552	株式会社 ケアトラスト	－	H26.4	
医療法人糖心会　べっぷ居宅介護支援事業所	宇治半白17−1 宇治プラザ202	21-4119	医療法人　糖心会	－	R6.3	
白川明星園介護サービスセンター	神明宮西5	41-3160	社会福祉法人 宇治明星園	－	H12.4	
岡本介護支援センターひまわり	神明石塚54-18	46-7831	社会医療法人 岡本病院（財団）	－	H12.4	
居宅介護支援センターうじがわ	小倉町老ノ木31	20-7941	医療法人 仁心会	－	H12.4	
宇治市小倉介護サービスセンター	小倉町西畑1-4 小倉小学校内	21-6277	社会福祉法人 宇治明星園	－	H12.4	
ケアプランセンター　長寿	小倉町南堀池65-41	090-8310- 6853	株式会社　ことほぎ	－	R7.5	
(一財)宇治市福祉サービス公社 西小倉	小倉町山際63-1	22-3029	一般財団法人 宇治市福祉サービス公社	－	H12.4	
(福)同胞会 ケアプランセンターりふれ	伊勢田町若林61-1	20-0967	社会福祉法人 同胞会	－	H28.11	
宇治病院ケアプランセンター大久保	大久保町上ノ山32-2 石田ビル1階	46-5900	社会福祉法人 あじろぎ会	－	R4.10	
まごころ園居宅介護支援事業所	広野町東裏108-4	41-2561	社会福祉法人 マイクロ福祉会	－	H26.12	
ケアプランセンター　真恵	広野町丸山7 メイゾンドボワー103	66-6080	株式会社 真恵	－	H28.11	
居宅介護支援事業所　こころね	広野町丸山7 ワイズレジデンス宇治114	070-1510- 8780	合同会社　BB	－	R8.7	
ケアステーションあさくら	大久保町北ノ山104 サンビーム大久保105	48-3222	やましろ健康医療 生活協同組合	－	H12.4	
平盛居宅介護支援事業所	大久保町平盛91-3	45-1500	社会福祉法人 不動園	－	H12.4	
ケアプランセンター リエゾン宇治おおくぼ	大久保町山ノ内55-2	29-9032	医療法人 啓信会	－	H28.10	

(13)訪問介護

（令和8年7月1日現在）

施設名	所在地	電話	設置主体	定員	開所年月	備考
ななほしかいご	六地蔵奈良町58-3	31-3050	株式会社 サン・ピース	－	H29.10	
ニチイケアセンター六地蔵	六地蔵奈良町6-4 ヴィラノール402号	38-5001	株式会社 ニチイ学館	－	R1.10	
ヘルパーステーションライヴ	六地蔵町並39	38-1182	医療法人社団 神野医院	－	H18.2	
訪問看護そるち宇治	木幡御蔵山39-532	79-0827	株式会社 SORTE	－	R7.12	
訪問介護Ritz	木幡御蔵山39-1007	26-4406	合同会社　Ritz	－	R6.10	
ケアセンターフィット・宇治	木幡北畠24	31-1612	株式会社 ハートケア	－	H29.11	
訪問介護くらしのハーモニー	木幡金草原14-4	33-8585	社会福祉法人 くらしのハーモニー	－	H27.4	
萩風	木幡南山80-11、12合地	74-8148	一般社団法人 自然堂	－	H30.9	
訪問介護空木幡店	木幡内畑34-11 ハイショップビル102	46-8663	株式会社アグネーゼ	－	R5.12	
訪問介護ステーションきさと	木幡中村15-63	34-1712	医療法人 こう内科クリニック	－	H27.6	
ヘルパーステーション　スイート東宇治	五ケ庄三番割31-11	31-8328	株式会社　のんのん	－	R5.5	
介護の花たば	五ケ庄一番割59-1 壱番館501	38-1651	株式会社　SAK	－	H27.12	
ヘルパーステーションみやこ	五ケ庄梅林44-8	74-8297	合同会社 L・C・Y	－	H29.5	
（一財）宇治市福祉サービス公社 ホームヘルプセンターぽっぽひがしうじ	五ケ庄折坂5-149	32-7709	一般財団法人 宇治市福祉サービス公社	－	H16.4	
カーティアスケア訪問介護センター	五ケ庄芝ノ東61	33-5781	株式会社 カーティアスケア	－	H28.12	
訪問介護事業所kitto・care	五ケ庄二番割44-5 ハイライフ二番割BLD	31-1900	合同会社 H2プロダクト	－	R4.1	
ケアステーションあんじぇす宇治木幡	五ケ庄西田1-1	32-7771	株式会社 T.S.I	－	H30.9	
訪問介護K-HOME	五ケ庄西川原21-117	050-8887-2470	K-TEC株式会社	－	R5.5	
たよりになる輪	五ケ庄平野12-15	38-1272	特定非営利活動法人生活よろず相談所「たよりになる輪」	－	H26.3	
医療法人栄仁会ホームヘルプセンターおうばく	五ケ庄戸ノ内7-25	33-1411	医療法人 栄仁会	－	H12.4	
ホームヘルパーステーション明星	菟道岡谷16-3 宇治明星園養護老人ホーム内	23-6923	社会福祉法人 宇治明星園	－	H18.10	
訪問介護ステーション　ナービス宇治	菟道田中20-1	25-5700	ALSOKジョイライフ 株式会社	－	R7.4	
医療法人弥生会ヘルパーステーション沙羅	菟道平町16-1	090-6913-8281	医療法人 弥生会	－	R2.9	
ファインケア宇治	菟道門前27-1 サンベルナール271　203号	34-1140	株式会社 GUSS	－	R5.1	
ニチイケアセンター宇治	宇治壱番134-1 宇治荒川ビル1F	25-5632	株式会社 ニチイ学館	－	H12.4	
ホームケア土屋京滋	宇治壱番134-1 宇治荒川ビル4階	050-3138-6083	株式会社 土屋	－	R3.3	
訪問介護きくよ	宇治乙方43	34-2710	合同会社 絆	－	R6.3	
訪問介護ステーション　ふくろう	宇治里尻36-35	25-1160	社会福祉法人 京都悠仁福祉会	－	H26.6	
ケリー宇治	宇治里尻82-3	34-7733	株式会社　Return	－	R7.2	
学研ココファン宇治駅前ヘルパーセンター	宇治戸ノ内27-1	20-0265	株式会社 学研ココファン	－	R3.7	
訪問介護まごのて宇治	宇治戸ノ内38-2 メゾン・コヤマテナント102号	85-0202	株式会社 あいのはな	－	R6.9	
新日本サービス	宇治野神65	24-6128	株式会社 新日本建機	－	H12.4	
あさぎりホームヘルパーステーション	白川鍋倉山22-10	21-6623	社会福祉法人 宇治明星園	－	H14.7	
（一財）宇治市福祉サービス公社 ホームヘルプセンターぽっぽ	広野町大開72-1	48-4833	一般財団法人 宇治市福祉サービス公社	－	H16.4	
宇治徳洲会介護センター 宇治徳洲会ヘルパーステーション	槇島町石橋145 宇治徳洲会病院内	20-3269	医療法人 徳洲会	－	H26.3	
ヘルパーステーションもみじ	槇島町落合43-11	66-7805	株式会社 STS伏見	－	R3.7	
訪問介護ステーションウォーム宇治	槇島町落合90-2 エバーグリーン宇治弐番館103	34-1144	株式会社 ウォームフォレスト	－	R7.11	
ホームヘルパーステーションさわらび園	槇島町郡50-1	21-6603	社会福祉法人 一竹会	－	H12.4	
ヘルパーステーションケアブレス宇治	槇島町南落合73-2	34-1343	株式会社ケアブレス	－	R6.4	
宇治憩の家事業所	小倉町新田島13-64	26-2734	特定非営利活動法人 HOPE300	－	H30.5	
ヘルパーステーションみやこ宇治	宇治蔭山59-50	79-0872	合同会社　L·Y·C	－	R7.2	
訪問介護事業所すずらん	大久保町北ノ山90-25	94-6693	株式会社Mynd	－	R5.9	
訪問介護事業所つつじ	神明石塚39-85	34-1578	株式会社 プラタナスケア	－	R7.6	
訪問介護まごのて城南	神明宮西37-24	81-1115	株式会社 クローバー	－	R7.10	
訪問介護空伊勢田店	羽拍子町76-19 ダイカイプラザ2-D	34-0148	株式会社アグネーゼ	－	R5.12	

施設名	所在地	電話	設置主体	定員	開所年月	備考
ケア21宇治	小倉町久保111-1 辻岩ビル新館4階東	21-8221	株式会社 ケア21	－	R3.3	
ヘルパーステーションあか利	小倉町天王40-12 中嶋ビル2階	39-8753	合同会社 あか利	－	H31.2	
ヘルパーステーションおだんご	小倉町西山70-7	34-1301	合同会社 Laughter	－	R5.4	
居宅介護事業所ゆい	小倉町西浦33-32	66-1234	一般社団法人 GOODLINKS	－	R4.4	
ヘルパーステーション大和	小倉町西浦47-2	34-2232	株式会社　こもれ美	－	R7.11	
宝城メディカルサポート	小倉町南浦21-131	66-1069	有限会社 宝城	－	H31.1	
訪問介護事業所そらまめ	小倉町南浦6-10	74-8851	合同会社 ふらっと	－	H29.3	
ヘルパーステーションスイート宇治	小倉町南堀池110-65	66-7430	株式会社 たくみ	－	H30.5	
ヘルパーカンパニーことほぎ	小倉町南堀池65-41	66-7210	株式会社　ことほぎ	－	R5.7	
特定非営利活動法人コミュニティCASA ケア・サービス青葉	小倉町山際1-14	39-7120	特定非営利活動法人 コミュニティCASA	－	H18.9	
ヘルパーステーション　レガーロ	小倉町山際4-35	34-4126	株式会社 wish	－	R2.8	
ヘルパーステーション結び	伊勢田町新中ノ荒33-3	34−5555	合同会社 絆	－	R2.10	
ケアセンターうさかめ	伊勢田町砂田144-2	23-3337	株式会社 うさかめ	－	H30.7	
訪問介護　ありがとう	伊勢田町中山52 ラヴェイル京都202	66-6501	株式会社ありがとう	－	R5.2	
(福)同胞会 ヘルパーステーション ほーぷ	伊勢田町若林61-1	20-4016	社会福祉法人 同胞会	－	H28.11	
訪問介護　ー休京都宇治	広野町桐生谷25-20 ワイズビレッジ102	34-7071	株式会社 ライフケア	－	R8.4	
ポジティブ介護あんそん	広野町桐生谷96-5 コーポ桐生201号室	090-1024- 3441	合同会社　あんそん	－	R7.4	
訪問介護ルミエール	広野町西裏31-3 広野ハイツ101	34-2177	株式会社 STRAIGHT		R6.7	
ヘルパーステーションリエゾン大久保	大久保町旦椋10-5 梅本ビル	41-2126	医療法人 啓信会	－	H17.9	
ヘルパーステーションすずめ	大久保町井ノ尻22-14	48-1005	株式会社 岡村	－	H25.12	
ニチイケアセンター宇治大久保	大久保町上ノ山43-1 藤和ライブタウン1F	41-1781	株式会社 ニチイ学館	－	H22.4	
ケアサポート　レジリエンスプラス	大久保町久保23-16 メイクス久保101号	66-3858	株式会社アップサイ クル・ジャパン		R5.11	
スーパーコート宇治大久保訪問介護事業所	大久保町北ノ山104-18 サンビーム大久保103号	41-1210	株式会社 スーパー・コート	－	H24.9	
訪問介護まごのて大久保	大久保町南ノ口64-9 カミノビル101号室	39-3877	株式会社　メラキ	－	R7.4	

(14)訪問入浴介護

（令和8年7月1日現在）

施設名	所在地	電話	設置主体	定員	開所年月	備考
アースサポート宇治	小倉町久保109	20-7211	アースサポート 株式会社	－	H23.6	
アスケア訪問入浴宇治	小倉町西浦1-2 ONK36 2階テナント2-B号室	050-3317- 7333	株式会社 ASCare	－	R3.9	
パナソニックエイジフリー ケアセンター宇治・訪問入浴	大久保町上ノ山43-1	44-4711	パナソニック エイジフリー株式会社	－	H21.10	

(15)訪問看護

（令和8年7月1日現在）

施設名	所在地	電話	設置主体	定員	開所年月	備考
医療法人社団神野医院 じんのクリニック訪問看護	六地蔵町並39	31-1122	医療法人社団 神野医院	－	H25.12	
医療法人米田医院	六地蔵町並11	33-4737	医療法人 米田医院	－	H19.4	
訪問看護ステーションフィット・宇治	木幡北畠24	31-1612	株式会社 ハートケア	－	H30.2	
訪問看護ステーションみなも	木幡正中57-4 サンシティー正中102号	84-6208	株式会社 やすらぎ	－	H27.10	
舞風	木幡南山80-11、12合地	74-8148	一般社団法人 自然堂	－	R3.1	
訪問看護ステーションかしのみ	木幡南山80-279	26-8027	合同会社 かしのみ	－	H29.3	
訪問看護ステーションフィルケア	木幡熊小路12-34	090-5257- 4763	株式会社 Life　Shift	－	R8.5	
訪問看護ステーションきさと	木幡中村15-63	34-1712	医療法人 こう内科クリニック	－	H27.6	
訪問看護ステーション　絆	木幡西浦34-4	66-1795	株式会社 絆	－	H23.6	
ラハイナ訪問看護ステーション	木幡南端54-4	32-0811	株式会社 裕修	－	H28.6	
訪問看護ステーション SOAR	五ケ庄梅林59 ハイネス幸B棟102号室	080-3835- 4201	株式会社SOAR	－	R6.3	
医療法人栄仁会 訪問看護ステーションおうばく	五ケ庄三番割32-1	31-6464	医療法人 栄仁会	－	H12.4	
宇治病院訪問看護ステーション	五ケ庄芝ノ東28-3	32-7007	社会福祉法人 あじろぎ会	－	H26.11	
訪問看護ステーションひなた	五ケ庄新開9-2 宇治アロームⅡ101号室	38-2600	株式会社　miccle	－	R6.4	
訪問看護ステーション　ありがとう	五ケ庄新開14-31	27-7197	株式会社 BRIDGE	－	R7.4	
有限会社　メンタルサポーター	五ケ庄寺界道80	33-8578	有限会社 メンタルサポーター	－	H15.3	

施設名	所在地	電話	設置主体	定員	開所年月	備考
和禅訪問看護ステーション	菟道出口2-12	85-0820	和禅 合同会社	－	R1.7	
医療法人弥生会 訪問看護ステーションはなみずき	菟道平町17	34-0088	医療法人 弥生会	－	R3.8	
訪問看護ステーションふくろう	宇治里尻36-35	25-1150	社会福祉法人 京都悠仁福祉会	－	H26.6	
訪問看護ステーション一歩	宇治里尻60-23	21-5151	株式会社 Mc&W	－	R3.10	
洛和会訪問看護ステーション宇治	宇治山本25-2	28-2210	社会福祉法人 洛和福祉会	－	R7.2	
ぱれっと訪問看護ステーション	広野町小根尾111-4	77-2349	株式会社 ぱれっと	－	R4.6	
ギフテッド訪問看護ステーション京都宇治事業所	槇島町一ノ坪1-2 ラヴェンダーホームズ105	(075) 950-2988	ファミリー・ウェルネス 株式会社	－	R8.5	
宇治徳洲会訪問看護ステーション	槇島町石橋６３	81-0222	医療法人 徳洲会	－	H12.4	
みんなの訪問看護ステーション槇島	槇島町落合126-3 ブルネード・マキシマ102号	34-2900	株式会社　真	－	R6.9	
訪問看護ステーション　縁（えん）	槇島町南落合9-11	66-2670	合同会社 Shinobu.Co	－	H28.9	
訪問看護ステーションかがやき	宇治半白73-31	34-1533	株式会社 やすらぎ	－	R3.2	
訪問看護ステーション　ひより	神明宮北2-22	34-1152	合同会社 Ｈｉｙｏｒｉ	－	R6.11	
医療法人糖心会 べっぷ訪問看護リハビリステーション	宇治半白17-1 宇治プラザ202	21-2119	医療法人 糖心会	－	R3.8	
訪問看護ステーションひまわり	神明石塚54-18 おかもとクリニック内	46-1711	社会医療法人 岡本病院（財団）	－	H12.4	
訪問看護　空	羽拍子町76-19 ダイカイプラザ2-D	66-2322	株式会社アグネーゼ	－	R5.12	
訪問看護ステーションうじがわ	小倉町老ノ木31	20-7941	医療法人 仁心会	－	H12.4	
訪問看護リハビリステーションToday	小倉町神楽田47-39	21-2616	株式会社 ポレジョイング	－	R6.10	
あおぞら訪問看護ステーション　宇治	小倉町西山81	66-1294	株式会社ねむの木	－	R6.3	
Luca訪問看護ステーション	小倉町西山71-24 マンション賀園102号室	075-366- 0477	株式会社 ＫＩＴＴＥ	－	R7.6	
訪問看護ステーション　つむぐ	小倉町堀池39-168	66-5307	リカバリーライフ 株式会社	－	H30.7	
医療法人鉢嶺医院	小倉町山際1-3	20-0255	医療法人 鉢嶺医院	－	H12.4	
訪問看護ステーション　樂	伊勢田町南遊田6-21	27-1282	株式会社 絆	－	R6.6	
訪問看護ステーションＬＩＦＥ	伊勢田町若林57-3	48-5005	合同会社 LIFE	－	R1.10	
訪問看護ステーション周音	広野町小根尾113 楽々荘105	66-2812	株式会社 Amanest	－	R8.1	
訪問看護ステーション　ユースフル宇治	広野町桐生谷25-20 ワイズビレッジ102	34-6241	株式会社 アシスト	－	R8.4	
訪問看護はーとステーション	広野町中島33-2 コージースクエア・広野207	66-7770	株式会社 ぐっどすまいる	－	H27.4	
メディケア・リハビリ訪問看護ステーション宇治	大久保町井ノ尻39-3 中川ビル108号	34-0742	株式会社メディケア・リハビリ	－	R5.10	
訪問看護ステーションデューン宇治	大久保町北ノ山86-1 静和ビル1階B区画	46-5815	株式会社 N・フィールド	－	H28.5	
訪問看護ステーション　レジリエンスラボ	大久保町久保23-16 メイクス久保101号	66-3868	株式会社アップサイクル・ジャパン	－	R6.3	
スーパー・コート 宇治大久保訪問看護ステーション	大久保町北ノ山104-18 サンビーム大久保103号	34-0282	株式会社 スーパー・コート	－	R3.7	
訪問看護ステーションハロ	大久保町平盛28-9 ノースヒルズ101	41-1225	アクシズ株式会社	－	H27.2	
あさくら診療所	大久保町山ノ内19-1	46-5151	やましろ健康医療 生活協同組合	－	H12.4	
医療法人晴風園　訪問看護ステーション ゆりかご	大久保町井ノ尻43-1	48-2112	医療法人 晴風園	－	R5.12	

（16）訪問リハビリテーション

（令和8年7月1日現在）

施設名	所在地	電話	設置主体	定員	開所年月	備考
医療法人社団神野医院 じんのクリニック　訪問リハビリ	六地蔵町並39	090-2043 -4874	医療法人社団 神野医院	－	H12.4	
医療法人相幸会かどさか内科クリニック 地域ケア事業部訪問リハビリ	平尾台四丁目3-2	39-7163	医療法人 相幸会	－	H16.7	
宇治病院訪問リハビリ	五ケ庄芝ノ東54-2	51-1401	社会福祉法人 あじろぎ会	－	H26.11	
訪問リハビリテーションいつわ	志津川南詰12	23-5070	医療法人尼崎厚生会 （財団）	－	R5.6	
宇治武田病院	宇治里尻36-26	25-2785	宇治武田病院	－	H29.1	
宇治徳洲苑　訪問リハビリステーション	槇島町石橋145	25-7110	医療法人 徳洲会	－	R5.2	
宇治脳卒中リハビリテーション	大久保町井ノ尻43-1	48-2110	医療法人 せいふう会	－	R5.7	

（17）定期巡回・随時対応型訪問介護看護

（令和8年7月1日現在）

施設名	所在地	電話	設置主体	定員	開所年月	備考
２４時間サポート　くらしのハーモニー	木幡金草原14-4	33-8585	社会福祉法人 くらしのハーモニー	－	R3.12	
医療法人徳洲会 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 宇治徳洲会	槇島町石橋63	81-0226	医療法人 徳洲会	－	H26.6	

（18）デイケア（通所リハビリテーション）

（令和8年7月1日現在）

施設名	所在地	電話	設置主体	定員	開所年月	備考
デイケアじんの	六地蔵町並39	38-1616	医療法人社団 神野医院	20	H29.3	
宇治病院 通所リハビリセンター	五ケ庄芝ノ東54-2	33-5304	社会福祉法人 あじろぎ会	25	H26.11	
志津川五和の園老人保健施設	志津川南詰12	23-5070	医療法人 尼崎厚生会（財団）	10	H12.4	
社会医療法人岡本病院（財団）おかもとクリニック通所リハビリテーションセンター	神明石塚54-18	46-0011	社会医療法人 岡本病院（財団）	40	R2.3	
医療法人鉢嶺医院	小倉町山際1-3	20-0255	医療法人 鉢嶺医院	10	R2.6	
あさくら診療所	大久保町山ノ内19-1	46-5151	やましろ健康医療生活協同組合	10	H12.4	

（19）（看護）小規模多機能型居宅介護

（令和8年7月1日現在）

施設名	所在地	電話	設置主体	定員	開所年月	備考
ハーモニーやまはた	木幡北山畑23-1	38-2810	社会福祉法人 くらしのハーモニー	29	H26.12	
ニングルの森御蔵山	平尾台一丁目3-10	33-8865	ヤマト株式会社	29	H21.6	
小規模多機能居宅介護 ニングルの森 木幡	木幡中村29-2	38-0207		25	H23.3	
菟道明星園小規模多機能型居宅介護	菟道岡谷16-3	23-3600	社会福祉法人 宇治明星園	29	R3.3	
小規模多機能型居宅介護やまぶきの郷	菟道段ノ上20-1	22-1501	社会福祉法人 柏樹会	29	R6.4	R6.4 法人事業承継
ニチイケアセンター三室戸	菟道籔里37	25-5752	株式会社 ニチイ学館	29	H30.9	
宇治やすらぎの家	宇治戸ノ内22-6	20-6300	社会福祉法人 不動園	25	H23.3	
メイプルリーフ宇治	槇島町本屋敷10-1	20-6288	株式会社 ケアトラスト	25	H19.7	
宇治おかもと安心介護の家（小規模多機能型）	神明石塚54-18	46-3311	社会医療法人 岡本病院（財団）	29	R2.5	
あすみる小規模多機能型居宅介護事業所	小倉町蓮池175-23	21-2020	秋亜株式会社	29	H29.11	
小規模多機能ホームまごころ西宇治	伊勢田町中山45-1	41-1105	マイクロ株式会社	29	H22.10	
伊勢田明星園小規模多機能型居宅介護	伊勢田町若林41	41-6655	社会福祉法人 宇治明星園	25	H27.3	
小規模多機能ホームまごころ大久保	広野町宮谷69-1	41-2657	マイクロ株式会社	25	H20.1	
小規模多機能ホームリエゾン宇治おおくぼ	大久保町山ノ内55-2	29-9022	医療法人 啓信会	25	H28.10	
医療法人徳洲会 看護小規模多機能型居宅介護 巨椋の郷	槇島町一ノ坪26-3	94-6808	医療法人 徳洲会	29	R6.3	
複合型施設鳳凰槇島	槇島町大川原35-5	25-2050	社会福祉法人 京都悠仁福祉会	29	H26.6	

（20）特定施設入居者生活介護

（令和8年7月1日現在）

施設名	所在地	電話	設置主体	定員	開所年月	備考
あいらの杜宇治五ヶ庄	五ケ庄戸ノ内19-1	66-6021	株式会社 はれコーポレーション	－	H27.10	
ケアハウスやまぶき	宇治里尻36-35	25-2577	社会福祉法人 京都悠仁福祉会	－	H19.4	
京都ゆうゆうの里	白川鍋倉山14-1	28-1001	一般財団法人 日本老人福祉財団	－	H12.4	
ニチイケアセンター宇治春日の森	小倉町春日森45	28-5657	株式会社 ニチイ学館	－	H26.3	

（21）介護老人保健施設

（令和8年7月1日現在）

施設名	所在地	電話	設置主体	定員	開所年月	備考
平成老人保健施設	五ケ庄芝ノ東54-2	33-5000	社会福祉法人 あじろぎ会	92	H26.11	
志津川五和の園老人保健施設	志津川南詰12	23-5070	医療法人 尼崎厚生会（財団）	152	H12.4	
医療法人徳洲会宇治徳洲苑	槇島町石橋145	25-7110	医療法人 徳洲会	100	H27.6	

（22）介護医療院

（令和8年7月1日現在）

施設名	所在地	電話	設置主体	定員	開所年月	備考
医療法人栄仁会 宇治おうばく病院 介護医療院	五ケ庄三番割32-1	66-5011	医療法人 栄仁会	60	R1.10	

4. その他

(1)無料低額診療事業実施施設

施設名	所在地	電話	設置主体	備考
宇治病院	五ケ庄芝ノ東54-2	32-6000	社会福祉法人あじろぎ会	
平成老人保健施設	五ケ庄芝ノ東54-2	33-5000		

(2)その他

施設名	所在地	電話	設置主体	定員	開所年月	備考
宇治市総合福祉会館	宇治琵琶45	22-0600	宇治市	－	S58.1	
宇治市内職センター	木幡南端48-15	31-8298		－	S50.5	移転 S60.4
宇治市保健・消防センター（健やかセンター・休日急病診療所・歯科サービスセンター）	宇治下居13-2	39-9430		－	H15.11	
コミュニティワークうじ館	宇治善法31ほか	39-9197		－	S51.10	H20.4 名称変更
コミュニティワークこはた館	木幡河原3-12	39-9199		－	S53.6	H20.4 名称変更
法人名	所在地	電話			設立年月	備考
（福）宇治市社会福祉協議会	宇治琵琶45	22-5650	－	－	S47.8	
（一財）宇治市福祉サービス公社	宇治琵琶1-3	28-3150	－	－	H9.3	

（育成学級）

・月～金曜日：19学級（通学している小学校への入級）・土曜日：8定点学級で開設

学級名	所在地	電話	設置主体	定員	備考
御蔵山育成学級	木幡御蔵山39-4	32-8406	宇治市	110	土曜日定点
木幡育成学級	木幡赤塚4	32-5011		100	
宇治育成学級	五ケ庄三番割27	33-2143		200	土曜日定点
岡屋育成学級	五ケ庄寺界道37-3	32-8407		100	
南部育成学級	五ケ庄戸ノ内15-1	32-8408		90	
三室戸育成学級	菟道岡谷16-2	23-0212		120	
菟道育成学級	宇治塔川102	23-9704		70	
菟道第二育成学級	宇治琵琶63-3	23-9705		180	土曜日定点
神明育成学級	神明石塚32	22-2715		150	
小倉育成学級	小倉町西畑1-4	23-0232		155	土曜日定点
槇島育成学級	槇島町吹前35	23-9707		120	土曜日定点
北槇島育成学級	槇島町本屋敷40-2	20-4555		70	
にしおぐら育成学級	伊勢田町遊田7-1	20-2006		165	土曜日定点
伊勢田育成学級	伊勢田町井尻3	43-2001		100	
平盛育成学級	大久保町平盛91-3	44-0071		80	土曜日定点
西大久保育成学級	大久保町旦椋25	43-0603		80	
大久保育成学級	広野町中島1-1	43-0606		190	土曜日定点
大開育成学級	広野町大開35	44-8288		100	
笠取第二育成学級	炭山直谷31	31-6168		20	

（保育所・認定こども園）

（令和8年7月1日現在）

公民区分	施設名	所在地	電話	設置主体	定員	備考
公立保育所	小倉双葉園保育所	小倉町西畑13	39-9207	宇治市	220	一部改築　H5
	宇治保育所	宇治弐番84-10	39-9211		165	移転　S50.8
	木幡保育所	木幡東中10-2	39-9213		165	改築　H11・12
	西小倉保育所	伊勢田町遊田69	39-9215		100	
	大久保保育所	大久保町旦椋25	39-9302		120	改築　H25・26
	北木幡保育所	木幡陣ノ内1	39-9221		120	
	善法保育所	宇治善法116-2	39-9223		50	
	公立保育所小計				940	
民間保育所（園）	広野保育所	広野町丸山9	43-0242	社会福祉法人 広野保育所	160	
	なかよし保育園	羽戸山一丁目8-4	32-5335	社会福祉法人 春秋福祉会	120	移転　H2.4
	なかよし保育園分園	五ケ庄二番割5-5	32-5580	同　上	30	
	くりくま保育園	大久保町平盛42-3	44-4621	社会福祉法人 栗隈福祉会	120	
	あさひ保育園	菟道大垣内10	24-1551	社会福祉法人 ゆたか会	165	
	みんなのきHana保育園	宇治里尻5-9 ゆめりあうじ2階	21-8739	社会福祉法人 宇治福祉園	60	ＪＲ宇治駅前 市民交流プラザ内
	民間保育所（園）小計				655	
民間認定こども園	登りこども園	木幡赤塚8-1	32-3811	社会福祉法人 あけぼの会	330	H28.4より 認定こども園に移行
	登りこども園分園	木幡須留7-1	38-1235	同　上	30	H28.4より 認定こども園に移行
	第２登りこども園	六地蔵奈良町74-1パデシオン六地蔵ザ・ミッドモール3階	38-0113	同　上	90	H28.4より 認定こども園に移行
	第２登りこども園分園	六地蔵奈良町67-30　2階	31-1670	同　上	50	設置　R6.4
	幼保連携型認定こども園 みんなのき三室戸こども園	菟道荒槇37	23-3224	社会福祉法人 宇治福祉園	200	H28.4より 認定こども園に移行
	幼保連携型認定こども園 みんなのき黄檗こども園	五ケ庄梅林72-9	31-3715	同　上	150	H28.4より 認定こども園に移行
	幼保連携型認定こども園 みんなのき黄檗こども園分園	木幡西浦38-9	33-3303	同　上	40	H28.4より 認定こども園に移行
	南浦幼保連携型認定こども園	小倉町南浦62-57	23-5882	社会福祉法人 黎明会	140	H28.4より 認定こども園に移行 増改築　R2・R3
	南浦くすのき 幼保連携型認定こども園	宇治蔭山10-5	23-0600	同　上	60	H28.4より 認定こども園に移行
	幼保連携型認定こども園 いずみこども園	槇島町本屋敷167	20-0064	社会福祉法人 白菊福祉会	140	H28.4より 認定こども園に移行
	ひいらぎこども園	神明石塚65-3	44-0652	社会福祉法人 心華会	240	H29.4より 認定こども園に移行
	同胞こども園	大久保町旦椋72-2	44-3632	社会福祉法人 同胞会	160	H30.4より 認定こども園に移行
	こひつじこども園	小倉町堀池94-1	20-1295	同　上	170	H30.4より 認定こども園に移行
	伊勢田こども園	伊勢田町ウトロ1-6	43-5126	社会福祉法人 かおり福祉会	210	H31.4より 認定こども園に移行
	明星っ子こども園	五ケ庄芝ノ東19-5	32-0704	社会福祉法人 宇治明星園	145	H31.4より 認定こども園に移行

	施設名	所在地	電話	設置主体	定員	備考
	槇島ひいらぎこども園	槇島町大川原75-1	28-4780	社会福祉法人 心華会	180	H31.4より 認定こども園に移行
	のぞみこども園	槇島町薗場14-8	24-1222	社会福祉法人 不動園	90	R2.4より 認定こども園に移行
	民間認定こども園小計				2,425	
	合計				4,020	

（地域型保育事業）　（令和8年7月1日現在）

	施設名	所在地	電話	設置主体	定員	備考
家庭的保育事業	保育ママ1	木幡花揃8-1	32-3811	社会福祉法人 あけぼの会	5	
	保育ママ2	木幡赤塚17-3			5	
	保育ママ3	木幡陣ノ内29-19			5	
	どれみの家	神明石塚54-323	44-0652	社会福祉法人 心華会	5	
	ひいらぎの家	開町31-9			5	
	つぼみ	伊勢田町ウトロ1-26	43-5126	社会福祉法人 かおり福祉会	5	
	家庭的保育合計				30	
小規模保育事業	のぼり小規模保育園	六地蔵奈良町74-1パデシオン六地蔵 ザ・ミッドモール3階	38-0113	社会福祉法人 あけぼの会	15	
	こうのとりの家	広野町西裏100-64	44-3632	社会福祉法人 同胞会	9	
	こばとの家	広野町西裏101-7 第3クレスビル2階			18	
	野の花	槇島町南落合17-13　2階	20-1295	社会福祉法人 同胞会	15	
	小規模保育合計				57	